
令和 8 年 6 月 1 1 日開会

令和 8 年 6 月 2 6 日閉会

令和 8 年 第 2 回
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

日程と目次

会期 16日間〔本会議5日間、休会11日（議案調査3日、委員会3日、議事整理1日、県の休日4日）〕

月 日	曜	議 事	ページ
6. 1 1	木	本 会 議（第1号）	
		1 渡邊公安委員長の就任挨拶……………	2
		1 首藤企業局長の就任挨拶……………	2
		1 上城企画振興部長の就任挨拶……………	2
		1 井下生活環境部長の就任挨拶……………	2
		1 石井農林水産部長の就任挨拶……………	2
		1 神崎会計管理者兼会計管理局長の就任挨拶……………	2
		1 小野こども政策局長の就任挨拶……………	2
		1 大和人事委員会事務局長の就任挨拶……………	2
		1 柴北労働委員会事務局長の就任挨拶……………	2
		1 清水監査委員事務局長の就任挨拶……………	2
		1 開会……………	2
		1 吉村（尚）議員の故井上明夫議員に対する追悼演説……………	2
		1 阿部（英）議員の故井上明夫議員に対する追悼演説……………	3
		1 故井上明夫議員に対し黙祷……………	5
		1 諸般の報告（50か所の財政的援助団体等監査、7か所の財務 監査、3月及び4月の例月出納検査結果、報告5件、農林水産 委員会の副委員長互選結果）……………	5
		1 会議録署名議員の指名……………	5
		1 会期決定の件……………	5
		1 第64号議案から第78号議案まで及び第2号報告を一括議題…	5
		1 佐藤知事の提案理由説明……………	6
6. 1 2	金	休会（議案調査のため）	
6. 1 3	土	休会（県の休日のため）	
6. 1 4	日	休会（県の休日のため）	
6. 1 5	月	休会（議案調査のため）	
6. 1 6	火	休会（議案調査のため）	
6. 1 7	水	本 会 議（第2号）	
		1 一般質問及び質疑……………	11
		1 高橋議員（県民クラブ）の質問……………	12
		・ 中東情勢の影響について	
		・ 平和行政について	
		・ 学びの多様化について	
		・ 子どもたちが抱える課題について	
		・ 運転免許講習における聴覚障がい者への対応について	
		・ 道路の支障木について	
		1 森議員（自由民主党）の質問……………	22
		・ 中東情勢への対応について	

		・県経済の発展について ・東九州新幹線について ・中九州横断道路の整備促進について ・観光振興について ・医療的ケア児者への支援について ・県立高校の諸課題について
		1 末宗議員（志士の会）の質問…………… 35 ・中東情勢悪化による物資供給対策について ・宇佐地域の振興について
		1 清田議員（自由民主党）の質問…………… 44 ・造船業の振興について ・県南地域の一次産業について ・学校現場の諸課題について ・持続可能な県政運営について
6. 18	木	本 会 議（第3号）
		1 一般質問及び質疑…………… 57
		1 太田議員（自由民主党）の質問…………… 57 ・地方創生の取組について ・健康寿命日本一に向けた取組について ・一次産業の振興について ・若者の薬物乱用防止について
		1 成迫議員（県民クラブ）の質問…………… 66 ・シニア世代の働き方改革について ・日出生台演習場における演習について ・認知症対策について ・介護人材の確保について ・地球温暖化に対する適応策について ・いじめ防止対策について ・漁港施設における安全対策について
		1 岡野議員（自由民主党）の質問…………… 77 ・九州における広域連携について ・子育て世代の支援について ・地域コミュニティの活性化について
		1 澤田議員（公明党）の質問…………… 89 ・中東情勢に伴う医療・社会福祉施設への支援について ・県政の推進について ・人材確保について ・県有施設の活用について ・8050問題について ・大分市、別府市における交通規制について
6. 19	金	本 会 議（第4号）
		1 諸般の報告（5月の例月出納検査結果）…………… 103

		1 一般質問及び質疑…………… 104
		1 木田議員（県民クラブ）の質問…………… 104
		・地域未来戦略について
		・中九州横断道路について
		・地方税収の偏在是正について
		・県庁の「休み方改革」について
		・性別役割意識について
		・食べ残しゼロを目指す取組について
		・医療・福祉施設における災害への備えについて
		・持続可能な観光地域づくりについて
		1 首藤議員（自由民主党）の質問…………… 115
		・大分県のPRについて
		・産業振興について
		・地球温暖化への対応について
		・佐賀関大規模火災からの復興について
		・先島諸島からの避難受入れについて
		1 桒田議員（自由民主党）の質問…………… 124
		・芸術文化の振興について
		・観光振興について
		・子育て支援について
		・交通安全対策について
		・都市計画道路南立石亀川線の整備について
		・県庁におけるDX推進について
		1 若山議員（県民クラブ）の質問…………… 135
		・地方創生に向けた市町村との連携について
		・地域の産科医療体制の確保について
		・地域の芸術文化・スポーツの振興について
		・中山間地域の農業振興について
		・山林における防災・減災対策について
		・県道の整備について
		・ギャンブル等依存症に対する取組について
		1 堤議員（日本共産党）の質疑…………… 144
		・2026年度大分県一般会計補正予算（第1号）について
		・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
		1 第64号議案から第78号議案まで及び第2号報告を所管の常任委員会に付託…………… 150
		1 付託表…………… 150
6.20	土	休会（県の休日のため）
6.21	日	休会（県の休日のため）
6.22	月	休会（常任委員会開催のため）
6.23	火	休会（常任委員会開催のため）

6. 2 4	水	休会（常任委員会予備日）	
6. 2 5	木	休会（議事整理のため）	
6. 2 6	金	本 会 議（第5号）	
		1 第64号議案から第78号議案まで及び第2号報告に対する各 常任委員長の報告……………	154
		1 岡野福祉保健生活環境委員長の報告……………	154
		1 桝田商工観光労働企業委員長の報告……………	154
		1 首藤農林水産委員長の報告……………	154
		1 穴見土木建築委員長の報告……………	154
		1 宮成文教警察委員長の報告……………	155
		1 中野総務企画委員長の報告……………	155
		1 堤議員の反対討論……………	155
		1 第65号議案から第67号議案まで、第69号議案から第73 号議案まで、第75号議案から第77号議案まで及び第2号報 告を委員長の報告のとおり決定……………	156
		1 第64号議案、第68号議案、第74号議案及び第78号議案 を委員長の報告のとおり可決……………	156
		1 第79号議案を議題……………	156
		1 佐藤知事の提案理由説明……………	156
		1 第79号議案に同意……………	157
		1 議員提出第2号議案（皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確 保するための法整備の早期実現を求める意見書）、議員提出第 3号議案（地方財政の充実・強化を求める意見書）、議員提出 第4号議案（二〇二六年度大分県最低賃金の改定等に関する意 見書）、議員提出第5号議案（ゆたかな学びの実現と教職員定 数の改善及び義務教育費国庫負担制度充実強化に係る意見書）、 議員提出第6号議案（「国旗損壊罪法案」の慎重な審議と的確 な判断を求める意見書）、議員提出第7号議案（ドナーミルク の利用拡大を求める意見書）、議員提出第8号議案（住まいの 安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書）、議員提出第9 号議案（核兵器禁止条約第一回再検討会議へのオブザーバー参 加を求める意見書）、議員提出第10号議案（非核三原則の堅 持を求める意見書）を一括議題……………	157
		1 大友議員の提案理由説明……………	157
		1 守永議員の提案理由説明……………	158
		1 吉村（哲）議員の提案理由説明……………	159
		1 猿渡議員の反対討論……………	161
		1 御手洗（朋）議員の賛成討論……………	162
		1 議員提出第5号議案及び第7号議案を原案のとおり可決……………	163
		1 議員提出第2号議案を原案のとおり可決……………	163
		1 議員提出第3号議案を原案のとおり可決……………	163
		1 議員提出第4号議案及び第9号議案を否決……………	163

	1	議員提出第6号議案及び第10号議案を否決……………	163
	1	議員提出第8号議案を否決……………	163
	1	閉会中の継続調査の件……………	163
	1	閉会……………	165
	1	桑田副知事の挨拶……………	165

令和8年第2回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和8年6月11日（木曜日）

議事日程第1号

令和8年6月11日
午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期決定の件
第3 第64号議案から第78号議案まで及び
第2号報告
(議題、提出者の説明)

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件
日程第3 第64号議案から第78号議案まで
及び第2号報告
(議題、提出者の説明)

出席議員 41名

議長 嶋 幸一	副議長 森 誠一
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
大友 栄二	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三

末宗 秀雄

佐藤 之則

三浦 由紀

欠席議員 1名

木付 親次

欠員 1名

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
公安委員長	渡邊 直二
人事委員長	和田 久継
代表監査委員	長谷尾雅通
労働委員会会長	清水 立茂
総務部長	若林 拓
企画振興部長	上城 哲
企業局長	首藤 圭
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	平松 伸二
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	井下 秀子
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	石井 聖治
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局长	神崎 文隆
交通政策局長	嶋川 智尉
こども政策局長	小野 宏
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
財政課長	日野 貴之
知事室長	姫野 智代

午前10時

嶋議長 皆さん、おはようございます。開会に先立ち、先般新たに就任された渡邊直二公安委員長から御挨拶があります。渡邊直二公安委員長。

渡邊公安委員長 5月1日付で大分県公安委員会委員長に就任しました渡邊直二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

嶋議長 次に、先般新たに部局長に就任された方々から御挨拶があります。

首藤企業局長 4月1日付で企業局長を拝命しました首藤圭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

上城企画振興部長 企画振興部長を拝命しました上城哲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

井下生活環境部長 生活環境部長を拝命しました井下秀子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

石井農林水産部長 農林水産部長を拝命いたしました石井聖治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

神崎会計管理者兼会計管理局长 会計管理者兼会計管理局长を拝命しました神崎文隆でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

小野こども政策局長 こども政策局長を拝命いたしました小野宏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

大和人事委員会事務局長 人事委員会事務局長を拝命いたしました大和孝司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

柴北労働委員会事務局長 労働委員会事務局長を拝命いたしました柴北友美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

清水監査委員事務局長 監査委員事務局長を拝命しました清水豊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

→…←
午前10時03分 開会

嶋議長 ただいまから令和8年第2回定例会を開会します。

→…←
嶋議長 これより本日の会議を開きます。

謹んで申し上げます。

井上明夫議員は、去る4月7日、御逝去されました。

誠に哀悼痛惜の念に堪えません。

この際、同議員に対し、弔意を表するため、吉村尚久議員及び阿部英仁議員から発言を求められておりますので、順次これを許します。吉村尚久議員。

〔吉村（尚）議員登壇〕

吉村（尚）議員 ただいま議長から報告がありましたとおり、井上明夫先生は、去る4月7日に御逝去されました。誠に痛惜の念に堪えません。

ここに、議員を代表して、先生の御遺徳をしのび、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

人の世は無常と申しますが、先生の訃報に接し、あまりにも早過ぎる旅立ちに、私たち議員一同、心から惜別の悲しみを抱くものであります。

目を閉じれば、その温かいお人柄と誠実なお姿が今も鮮やかに心によみがえってまいります。先生は、誰に対してもいつも柔らかな笑顔で、分け隔てなく接してくださいました。議員である以前に、一人の人間として多くの人々から慕われ、その穏やかな語り口と誠実な姿勢は私たち同僚議員にとっても常に学ぶべき手本でありました。議論の場においては、決して声を荒げることなく、しかし、確固たる信念を持って発言され、その言葉には常に県民の皆様への深い愛情と地域への熱い思いが込められておりました。これからさらなる御活躍をいただき、多くのことを御教示いただきたかっただけに、無念で、残念でなりません。

先生は日田市のお生まれで、大学を御卒業後、数年間県内でお勤めになり、御実家の林業経営に従事されたと伺っております。平成15年5月に日田市議会議員として初当選され、地域政治の最前線で力を尽くされました。その後、平成27年4月からは、県議会議員として3期にわたり、正に県政の要として多大な貢献をされました。総務企画委員会、農林水産委員会、福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会など多岐にわたる常任委員会の委員長を歴任されたその幅広い知識と経験は、県政のあらゆる分野において欠くことのできない存在であり

ました。

先生は、地元である日田市をはじめ、周辺部の声をしっかり県政の中央部に届けたいという強い思いを抱き、県議会議員を志されました。この初心を片時も忘れることなく、地域に出向き、声を聞き、そして受け止め、林業の振興、災害からの復旧、復興、私学振興の支援、BRTを活用した地域振興など、県民生活に寄り添った課題から地域の未来を開く拓く重要政策まで、大局的な見地に立って県政を動かす提言を続けてこられました。特に本県の林業については造詣が深く、その発展を願い続ける中、深刻な担い手不足に強い危機感を持ち、大分県林業研修所内に林業を総合的に学べるおおいた林業アカデミーの開講に寄与されました。以来、多くの卒業生が県内林業の現場で即戦力として活躍され、本県の林業振興につながっております。

令和6年3月には、私たち議員の信任を得て、第104代県議会副議長に就任されました。県議会の活動をいろいろな人に知ってもらいたい、多岐にわたる県民ニーズ、県民の声をしっかり聞いて、議会の活動を知らせていきたいと語られた先生のお言葉は今も私たちの心に深く刻まれております。

また、会長を務められた政策検討協議会においては、人手不足の解消に向けた政策提言案を精力的に取りまとめられ、議長を通じて知事へと提言されました。これは、喫緊の課題に対し、具体的な解決策を提示する、正に政策立案能力の高さを示すものであり、先生のリーダーシップなくしては成し得なかった偉業であると確信しております。

さらに、県議会広報委員長として、出前県議会をはじめ、議員出前講座など様々な広報活動にも御尽力されました。特に県議会ユースモニターとの意見交換会においては、若い世代の生の声を県議会広報誌に積極的に取り入れることで、若い世代が政治に関心を持つきっかけづくりに取り組まれました。県議会の活動をより多くの人々に知ってもらいたいという議員としての熱い使命感と、開かれた議会を目指す強い信念がこの取組の原動力であったと感じておりま

す。

先生は、約1年にわたる病とも真正面から立ち向かわれました。病魔にむしばまれ、お体がつらい中にあっても、県民への責任感と議員としての職責を全うしようとする強い意思は揺るぐことはありませんでした。御逝去される僅か10日ほど前の県議会閉会日にも病軀を押して本会議に出席され、議場に毅然と臨まれたお姿は、私たち同僚議員の胸に深い感銘と政治に生きる者としての強い覚悟を植え付けてくださいました。最後まで見事な議員のかがみであられました。

本日、奥様をはじめ、御遺族の皆様方と共に、先生の御遺影が2階傍聴席よりこの議場を見守ってくださいています。この演壇より拝見しておりますと、穏やかで優しくお顔、私たちへの細やかな心遣いがまるで昨日のことに思い起こされ、言い尽くせぬ思いと感謝の気持ちでいっぱいであります。

私どもは、ここに改めて先生の御遺徳と御功績をたたえるとともに、在りし日の気高いお姿をしのび、先生が県民に寄り添い、郷土大分にささげられた限りない愛情と献身的な政治理念を受け継ぎ、ふるさと大分のさらなる発展のため、党派を超え、一丸となって邁進することをお誓い申し上げます。

語り合いたい思い出は尽きず、惜別の情はどこまでもあふれてまいります。ここに謹んで哀悼の意を表し、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。どうぞ、残された御家族、御親族の皆さん、そして、愛する大分県と大分県議会の前途をこれからも泉下より温かくお見守りくださいますよう心からお願い申し上げます。追悼の言葉といたします。令和8年6月11日、大分県議会議員代表、吉村尚久。

嶋議長 阿部英仁議員。

〔阿部（英）議員登壇〕

阿部（英）議員 今は亡き大分県議会議員、井上明夫先生の御遺影が、今日、大分県議会議場にやってきました。ここに私は、自由民主党県議団を代表し、井上明夫先生の御逝去を悼み、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

あなたには、昨年来、病と闘いながら、本会議への御出席など、議会人としての矜持を最後までお示しいただきました。ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

令和8年3月26日、第1回の定例会の閉会日、この日があなたの御尊顔を拝する最後の機会になろうとは誰に想像ができたでありません。あなたには、いつもと変わらぬ温厚な笑顔で、6月の定例会でまたお会いする決意をお示しいただいたばかりであります。その僅か12日後に、まだ69歳という議員として働き盛りのあなたの訃報を聞くことになるとは、正に青天の霹靂、痛惜の念に堪えず、空蟬の無常を感じざるを得ません。

あなたは、昭和31年9月に現在の日田市鶴河内町にお生まれになり、昭和55年に宇都宮大学農学部林学科を卒業の後、林業家としての道を歩まれ、家業である有限会社井上育林の代表として山林経営に当たられるとともに、大分県森林組合連合会代表理事組合長として、輸入自由化や非木材系材料の普及など、林業を取り巻く厳しい環境の中、強い危機感を持って大分県林業の振興、発展に大いに御尽力をいただいてまいりました。自由民主党県議団が毎年行っている県当局、中央省庁等への予算要望活動において、あなたは必ず林業について、今何が必要か、熱心かつ丁寧に御説明され、対応いただいた大臣や自民党本部の役員、知事等を納得させていたのを思い出します。

平成15年5月からは、約11年間にわたり日田市議会議員を務められ、その間、市議会議長や総合文化施設建設特別委員会委員長等の要職を歴任、市政の発展に多大な功績を残されました。

平成27年4月の第18回統一地方選挙において大分県議会議員に初当選、以来、総務企画委員会、農林水産委員会、福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会、予算特別委員会などの委員長の要職を務められるとともに、令和6年3月からは、第104代県議会副議長として、県議会の公正、円滑な運営に努められるとともに、県議会ユースモニター制度では過

去最高となる14名の若者を委嘱し、議会広報の強化に努められ、また、党内においては、広報本部長として私を支えていただきました。

この間、何と申しまして思い出に残るのは、平成29年7月に地元日田市を中心に発生した九州北部豪雨災害に対する復旧・復興活動であります。あなたは終始、地域の実情を踏まえた対策を講じるよう訴え、河川に関して、原形復旧にとどまらず、災害状況に応じた改良復旧の対策を実施することになったのは、今に残る大きな御功績であります。このとき、自由民主党大分県支部連合会では、あなた方、地元議員と協議の上、翌30年の県連年次大会を日田市の復旧、復興を全体で後押しする大会と位置付け、県連発足以来初めて大分、別府市以外で開催することを決定いたしました。前日の現地視察では、あなたが説明者として熱弁を振るわれ、当日は、あなたがその建設に大きく寄与した日田市民文化会館パトリア日田の大ホールに県内各地からあふれるほどの党員が参集し、大会資料が足りなくなるほどの大盛会となりました。その地方開催の方針は、今も引き継がれております。

あなたは、温厚誠実にして人情に厚く、清潔潔白な性格を身上とし、卓越した識見と豊富な経験による指導力は高く評価され、常に地域の指導的役割を果たし、住民の信望を広く集めてこられた篤実の政治家でありました。実業の世界に挑み、政治の世界に挑み、病気にも果敢に挑まれたあなたの雄姿を忘れることはありません。本当に、まだまだ御活躍、御指導をいただきましたかったとの思いでいっぱいあります。

ふるさと日田が暑い夏に向かおうとする本日、御令室様の胸に抱かれた御遺影が議場に臨み、御遺族の皆様をお迎えする中、あなたがこよなく愛されたふるさと大分県の発展のため、その業績を次の世代へ確かに引き継いでいくことが私どもに課せられた責務であります。明夫さんの目指された理想の実現に向かい、我ら、一枚岩となって邁進することをお誓い申し上げます。

幽明境を異にする今、謹んで御生前の御功績をしのび、深く感謝を申し上げますとともに、

御霊の安らかならんことを心よりお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。井上明夫さん、どうか安らかに眠りください。令和8年6月11日、自由民主党、阿部英仁。

嶋議長 それでは、故井上明夫議員の生前の御功績をしのび、あわせて、その御冥福をお祈りするため、黙祷を行います。

御遺族の皆様が御遺影をお持ちになっておられますので、傍聴席に向かって、全員、御起立願います。黙祷。

〔黙祷〕

嶋議長 黙祷を終わります。

御着席願います。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、公益財団法人大分県自治人材育成センターなど50か所の財政的援助団体等監査及び企画振興部芸術文化振興課など7か所の財務監査の結果について、同条第10項の規定により、監査の結果に関する意見について、及び同法第235条の2第3項の規定により、3月及び4月の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、知事から、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく令和7年度大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてなど5件の報告がありました。

なお、報告書はいずれも配付してあります。

次に、去る4月23日に農林水産委員会の副委員長に麻生栄作議員が互選されましたので、御報告いたします。

以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第1号により行います。

日程第1 会議録署名議員の指名

嶋議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行

います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、大友栄二議員及び高橋肇議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

嶋議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月26日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は、16日間と決定します。

日程第3 第64号議案から第78号議案まで及び第2号報告

（議題、提出者の説明）

嶋議長 日程第3、第64号議案から第78号議案まで及び第2号報告を一括議題とします。

第64号議案 令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）

第65号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

第66号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について

第67号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第68号議案 大分県宿泊税条例の制定について

第69号議案 大分県税条例等の一部改正について

第70号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

第71号議案 美術品の取得について

第72号議案 大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正について

- 第73号議案 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について
- 第74号議案 大分県宿泊税基金条例の制定について
- 第75号議案 大分県公害被害救済措置条例の一部改正について
- 第76号議案 損害賠償請求に関する和解をすることについて
- 第77号議案 工事請負契約の締結について
- 第78号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- 第2号報告 大分県税条例等の一部改正について

→…←

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

冒頭、この場をお借りいたしまして、去る4月7日に御逝去されました故井上明夫先生の生前の御功績に深く敬意を表しますとともに、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

令和8年第2回定例県議会の開会にあたり、県政諸般の報告を申し上げ、あわせて、今回提出しました諸議案について説明を申し上げます。

中東情勢の緊迫や金融市場の変動などにより、経済の先行きには注意を要する状況が続いております。とりわけ、ホルムズ海峡を通じた輸送については、正常化の見通しがなお不透明であり、エネルギー価格や原材料の供給をめぐる動向が、県民生活はもとより、県内事業者の経営や生産活動に影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況を踏まえ、国においては、燃料油に対する激変緩和措置を実施するとともに、石油備蓄の活用や代替調達確保によりエネルギーの安定供給を図るほか、石油化学製品についても、供給、流通上の支障の解消に向けた対策に取り組んでいます。

一方、県内では、製造業や建設業、農林水産業などに関わる方々から、資材の調達難や価格高騰、燃料費の負担増への不安の声をお聞きし

ております。県としては、こうした声を国へしっかりと伝え、燃料や石油関連製品の供給確保、価格高騰の抑制、事業者の経営安定に向けた対策を求めてまいりました。また、県内中小企業等からの相談に丁寧に応じ、資金繰りをはじめ、必要な支援につなげてまいります。

また、現在、令和8年度当初予算や令和7年度2月補正予算で講じた物価高騰対策などの各種支援策を着実に実行しているところでありますが、エネルギーや原材料をめぐる不安定な状況が長期化することも見据え、事業活動や県民生活への波及をできる限り抑える必要があります。このため、社会福祉法人や中小企業、農林水産事業者等が導入する高効率の省エネ設備に対する助成や石油由来資材の代替品の購入支援など、所要の補正予算案を今定例会に計上いたしました。県としましては、引き続き県内の実情を的確に見極め、国の追加対策も十分に活用しながら、状況の変化に応じ、機動的に対応してまいります。

一方、6月5日に公表された日本銀行大分支店の景気動向調査では、県内の景気は、一部に弱めの動きが見られるものの、緩やかに回復しており、特に企業による設備投資は高水準で推移しているとされています。設備投資意欲の高まりは本県への企業立地にも表れており、昨年度の企業誘致件数は2年連続で50件に達し、設備投資額は令和に入り最大規模となる959億円と、積極的な投資を呼び込むことができました。

また、4月21日には台湾の半導体関連企業16社を大分に招聘し、県内企業との商談会を開催したところであり、これを契機とする個別商談も続いております。

こうした動きをさらなる立地につなげていくには、受皿となる産業用地の確保が欠かせません。昨年12月に民間事業者と連携協定を締結した日田市石井地区の開発予定地では、事業着手に向け、3月に地元説明会を開催したところであります。加えて、日出町の川崎工業団地では、新たな工業用地の造成が今月末に完了する予定です。今後も、関係市町村や民間事業者等

と緊密に連携しながら、企業の進出意欲に的確に応えられるよう、産業用地の確保に努め、本県への投資の促進と雇用の拡大を図ってまいります。

5月29日に公表された国勢調査の速報値では、県内人口は5年間で約4万7千人減少し、前回の5年間で上回る減少となりました。人口減少の進行が一段と鮮明となる中、その影響は地域の担い手不足や消費の縮小にとどまらず、地域交通、医療、福祉など暮らしを支える機能の維持にも及ぶ大変重い課題となっております。本県の置かれた状況を正面から受け止め、対策を粘り強く重ねていく必要があります。もとより、人口減少対策は一朝一夕に効果が現れるものではありません。県としましては、希望する方が安心して家庭を築き、こどもを産み育てられる環境づくりに向け、将来を見据えた取組を着実に進めてまいります。

本県の昨年の婚姻件数は3,742件となり、前年を134組上回って、6年ぶりに増加へ転じ、増加率は東京都に次ぐ全国2位となりました。こうした動きを確かなものとするべく、本年度新たに設置したこども政策局の下、子育て満足度日本一の実現に向けた取組を一層強化し、結婚から妊娠、出産、子育ての各段階、さらには、様々な困難を抱えるこどもとその家族への支援まで切れ目なく展開してまいります。

例えば出会いの機会の創出に向けましては、先月、知事公舎で開催しました婚活イベントに158名の方々の応募がありました。厳正なる抽選で選ばれた男女各20名に参加いただきまして、カップルも7組できたということでございます。参加者からは、初めてだったが安心して申し込めたとの評価をいただくなど、県が関わることによる信頼感が参加の後押しになっているものと受け止めております。今後は、県による実施に加えて、地域団体が行う婚活イベントとの連携も深め、一步を踏み出しやすい出会いの場を充実させてまいります。

子育て家庭への支援では、従来から実施しております保育料やこども医療費の無償化に加えて、住宅リフォームの費用への補助や男性の育

休取得を促す中小企業等への助成を拡充いたしました。また、昨年度までにこども・子育てに関する15手続のオンライン申請を全市町村で実現しており、今後は新たな18手続にも対象を広げて、子育て世帯の利便性向上と負担軽減につなげてまいります。

さらに、おおいた里親養育支援センターchiedsの運営開始や児童相談所の体制強化を通じ、様々な事情を抱えるこどもや家庭への支援にも力を注いでまいります。

人口減少社会にあっては、年齢や障がいの有無、置かれた環境にかかわらず、誰もが自らの可能性を伸ばし、生涯にわたって活躍できるよう、学びの機会を確保していくことも重要であります。4月には、本県で初となる夜間中学校、県立学びヶ丘中学校を爽風館高校内に開校いたしました。入学者は36名で、10代から80代までの幅広い年代の方々が集い、外国にルーツを持つ方など多様な生徒が新たな学びに踏み出しています。

また、同じく4月に南石垣支援学校が別府羽室台高校跡地に移転して、県立別府やまなみ支援学校と名称を改めて開校しました。小学部から高等部までの児童生徒130名が別府湾を望む高台の下、より広く充実した教育環境の中で新たな学校生活を始めています。

開校以来、それぞれの学校では、学びへの意欲にあふれた姿が見られ、日々、新たな活気が生まれております。児童生徒一人一人の学びたいという思いを受け止め、未来への一步を後押ししてまいります。

こうした取組に加えて、人手不足への対応や働く場の確保、地域の支え合い機能の維持など、人口減少社会を見据えた施策を総動員して、誰もが将来に希望を持って暮らせる大分県を築いてまいります。

人口減少が進む中、交流人口を拡大し、地域経済の活性化と雇用の確保を支える観光産業の重要性はますます高まっております。昨年の県内宿泊者数は、国調査の速報値で824万人と2年連続で800万人を超え、コロナ前を上回る水準で堅調に推移しています。インバウンド

についても、韓国、台湾との直行便の運航に加え、国東半島のロングトレイルなど、地域の多様な魅力が欧米豪の観光客を中心に高い評価を得ており、好調を維持しているところであります。この流れを一過性のものにせず、滞在型観光への転換につなげるため、地域の観光資源をいかした広域周遊観光商品の造成やガイドの育成などを支援してまいります。

また、滞在型観光を定着させる上では、酷暑の影響を受けやすい夏場の誘客対策が急務となっております。そこで、県内の涼を楽しめるスポットやグルメ、モデルコースを盛り込んだガイドブックを作成して、クールサマーインおおいたの取組を展開しています。先般、台湾の台北及び高雄で本県単独の商談会を実施したほか、静岡県熱海市でもイベントを行い、関東圏の温泉ファンにも向けたPRやメディアとの連携したプロモーションも実施したところであります。今後も、国内外の商談機会や多様な媒体を通じて大分ならではの夏の魅力を戦略的に発信し、誘客拡大につなげてまいります。

また、開園35周年を迎えたハーモニーランドのエンタメリゾート化は、本県観光の成長と地域の活性化の大きな推進力となる重要なプロジェクトであります。このため、部局横断のプロジェクトチームを設置して、日出町、杵築市とも連携しながら、必要な方策について検討を進めております。

4月26日には、来園者に県内の食材を味わっていただく県産県消プロジェクトが始まりました。あわせて、繁忙期における周辺道路の渋滞緩和に向けた取組についても、今回の補正予算案に計上しております。今後も関係者と連携しながら、エンタメリゾート化の実現に向けた取組を後押ししてまいります。

こうした取組をより実効あるものにしていくため、観光施策を支える新たな推進体制も動き出しています。4月からは、ツーリズムおおいたの体制を強化し、観光局と同一フロアで一体的に業務を開始しました。早速、日常的な情報共有や意見交換が行われており、例えばクールサマーインおおいたの取組では、現場の視点や

マーケティングの知見も取り入れながら戦略的な情報発信を行うなど、施策へ迅速に反映できる体制が機能し始めています。観光局の企画立案機能とツーリズムおおいたの現場力を効果的に結びつけ、戦略的かつ機動的な事業展開につなげてまいります。

加えて、観光振興施策を将来にわたり安定して展開していくためには、その基盤となる財源の確保が重要でございます。導入に向けて制度の具体化を検討してきました宿泊税については、宿泊事業者との意見交換や18市町村との協議を重ねて、パブリックコメントも行っていました。その中では、観光振興施策のさらなる充実への期待のほか、宿泊税導入に伴う宿泊事業者への負担軽減や周知広報の徹底、宿泊税の活用方法として、オーバーツーリズム対策や観光客のマナー向上などを求める意見もいただいております。

そうした声やこれまでの議論を踏まえ、宿泊税導入に係る条例案を今定例会に提案するとともに、円滑な制度実施に要する経費を補正予算案に盛り込みました。宿泊税の税収については、賦課徴収に要する経費等を除いた額の7割を市町村に配分することとしております。条例の制定後は、制度の丁寧な周知を徹底し、関係者の理解と協力を得ながら、円滑な制度開始に向けた準備を整えてまいります。また、税収の活用に当たっては、宿泊事業者等の声を踏まえ、市町村と連携して、持続可能な観光地域づくりに資する施策の具体化を進めてまいります。

これらの取組を通じて、交流人口の拡大と地域経済の好循環を実現し、本県観光の持続的な成長を確かなものとしてまいりたいと考えております。

次に、提出いたしました諸議案について、主な内容を説明申し上げます。

初めに、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正額は75億9,696万4千円であり、これに既決予算を加えますと、7,376億5,496万4千円となります。

以下、補正の概要について説明申し上げます。

まず、中東情勢の影響を踏まえた対策として、原材料の調達難や価格上昇による県内中小企業等の経営不安に対応するため、保証料率ゼロの県制度資金の融資枠を増額いたします。必要な資金を円滑に届け、事業者の資金繰り不安の軽減を図ってまいります。

加えて、エネルギー価格や原材料供給をめぐる不安定な状況が続く場合にも、事業者が安定的な生産活動やサービス提供を継続できるよう、価格や供給の変動の影響を受けにくい事業基盤づくりを後押しいたします。具体的には、社会福祉施設における高効率空調等の省エネ設備の整備や、中小企業等による太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自家消費型エコエネルギーの導入などを支援します。脱炭素に継続して取り組むおおいのグリーン事業者認証取得事業者に対しては、当初予算で措置しています工場建屋の遮熱対策などへの助成について、補助率や補助上限額などを拡充いたします。また、農林水産業においては、ヒートポンプの導入といった生産設備の省エネ化に加え、石油由来の化学肥料に代わる堆肥由来肥料などの購入を支援するとともに、畜産農家等による自給飼料の生産拡大を進めてまいります。

物価高騰の影響は、事業活動のみならず、県民生活にも及んでいます。このため、光熱費の負担が高まる7月から9月にかけて、国が実施する電気・都市ガス料金への補助と歩調を合わせて、対象外となっていますLPガス消費者や特別高圧で受電する中小企業等の利用料金の一部を助成いたします。加えて、食材費高騰の影響を受ける学校給食においては、県産農林水産物の購入経費を助成し、生産現場を支える需要の確保にもつなげてまいります。

また、さきほど申し上げた宿泊税についても、制度開始に向けた実務面の準備を進めてまいります。宿泊税の徴収事務に対応するため、宿泊事業者のシステム改修に係る経費を計上するとともに、宿泊税導入を契機とした無人チェックイン機の整備など、省力化、DXの取組を後押しします。あわせて、宿泊者への制度周知や相談対応体制の構築、県税システムの改修といっ

た制度実施に必要な環境整備を行ってまいります。

さらに、県営都市公園ハーモニーパーク周辺の渋滞を緩和するため、指定管理者と連携して駐車場ゲートの無人化改修等を実施して、来園者の利便性向上と周辺交通の円滑化を図ってまいります。

次に、予算外議案について説明申し上げます。

第69号議案大分県税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、ふるさと納税で受けられる寄附金税額控除のうち、個人県民税の特別控除について上限額の設定等を行うものであります。

第74号議案大分県宿泊税基金条例の制定については、同じく今定例会に提案しております大分県宿泊税条例に基づき徴収する宿泊税を適切に管理し、持続可能な観光地域づくり等に活用するため、新たに基金を設置するものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

嶋議長 これをもって提出者の説明は終わりました。

————→…←————

嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明12日、15日及び16日は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、明12日、15日及び16日は、議案調査のため休会と決定しました。

なお、13日、14日は、県の休日のため、休会とします。

次会は、17日定刻より開きます。

日程は、決定次第通知します。

————→…←————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午前10時46分 散会

令和8年第2回大分県議会定例会会議録（第2号）

令和8年6月17日（水曜日）

議事日程第2号

令和8年6月17日
午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 41名

議長 嶋 幸一	副議長 森 誠一
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
大友 栄二	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 1名

木付 親次

欠員 1名

出席した県側関係者

知事 佐藤樹一郎

副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	上城 哲
企業局長	首藤 圭
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	平松 伸二
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	井下 秀子
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	石井 聖治
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局长	神崎 文隆
交通政策局長	嶋川 智尉
こども政策局長	小野 宏
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	大和 孝司
労働委員会事務局長	柴北 友美
財政課長	日野 貴之
知事室長	姫野 智代

午前10時

嶋議長 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

→…←

嶋議長 本日の議事は、議事日程第2号により行います。

→…←

日程第1 一般質問及び質疑

嶋議長 日程第1、第64号議案から第78号議案まで及び第2号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。高橋肇議員。

〔高橋議員登壇〕（拍手）

高橋議員 おはようございます。30番、県民クラブの高橋肇です。今回は一般質問、初日の、しかもトップバッターということで、皆さんの目と頭がまだばちっとしているときということで、ちょっと今、少し緊張しておりますけれども、執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

また、傍聴にお越しの皆様、今日はありがとうございます。インターネットを御覧の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

では、質問に入らせていただきます。

まず、中東情勢の影響についてお尋ねいたします。

本年2月28日、アメリカとイスラエルはイランを先制攻撃し、イランの最高指導者らが殺害される事態が発生しました。これに対し、イランは反撃の姿勢を見せ、ホルムズ海峡が事実上封鎖される状況に至りました。その結果、原油価格は高騰し、世界経済に大きな影響を及ぼしています。

昨日、アメリカとイランで戦闘終結の覚書に合意したとの報道がありましたが、世界経済がどのように動いていくかは依然として不透明な状況であります。

当初の予想に反し、中東情勢が長期化したことで、特に原油を中東に多く依存している我が国にとって、その影響は大きなものとなっております。車の燃料であるガソリンはもとより、船舶の燃料である重油の価格も高騰しており、漁業関係者からは、漁に出たくとも出られない状況にあるとの声が上がっています。また、農業関係では、ハウスの暖房用の燃料費が高騰し、経営を圧迫している現状がうかがえます。

エネルギー価格の高騰とともに問題となっているのが、原油を原料とするナフサと呼ばれる石油化学基礎原料の価格高騰です。ナフサはプラスチック製品等の原料であり、物を製造するための原料の原料として、現代の製造業を支える基幹原料と言われています。現在、私たちの身の回りにはプラスチック製品があふれていますが、ナフサ価格の高騰は、プラスチックの包装や建材、衣料品、医療用品などの製造コスト

上昇の要因となります。

エネルギー価格の上昇はガソリン価格に影響を与え、通勤・通学・配送コストの上昇につながりかねません。また、ナフサ高騰は、農業用ビニールハウスや肥料など、生産コストを通じた農産物の価格等にも影響が出ています。容器や包装のコスト上昇は、商品価格に転嫁され、中身は同じでもじわりと値段が上がっていることにつながりかねません。

政府は在庫の活用や輸入の多角化で安定した供給を図っておりますが、今後、中東情勢がさらに長期化すれば、さらなる価格高騰だけでなく、供給不足が加速するおそれもあります。

特に深刻なのは医療現場です。既に報道等でも指摘されているように、手術や診療で使われるニトリル手袋の不足が深刻化していると言われています。それ以外にも、注射器や注射針の筒部分、点滴のパックや輸液用チューブ、透析回路やカテーテル類、手術ガウンや防護服、滅菌用ラップなどの使い捨て医療資材にも影響が及ぶおそれがあります。これらは使い回しが難しいため、供給が滞れば、すぐに医療提供体制に影響を与えてしまいます。また、医療資材の価格高騰は病院の経営悪化に直結する問題です。

政府も対策等を講じていますが、中東情勢の不安定さが先行きに不透明感を募らせ、県民の不安を払拭するには至っておりません。

県民の安心と安全、生活と暮らしを守るためにも、このような中東情勢が本県の経済と県民の暮らしに与える影響にどのように向き合っていくのか、知事のお考えをお伺いします。

以下、対面席から質問します。

〔高橋議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの高橋肇議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

高橋肇議員の中東情勢の影響についての御質問にお答えを申し上げます。

中東情勢は、戦闘終結に向けての交渉を続けていた米国とイランの和平合意が成立して、今

後署名を行うと報じられる一方で、現在もなお、先行きには不透明感が漂っております。引き続きエネルギー価格高騰や原材料の供給不安による県民生活や事業活動への影響を注視していく必要がございます。

国では、ガソリンの価格の激変緩和措置をはじめ、石油備蓄の放出や代替調達の確保、石油製品の供給や流通上の支障解消に向けた対策などを講じるとともに、今月5日には3兆円規模の補正予算が成立したところであります。

そのような中、本県では、県庁内に設置をしました相談窓口はもとより、私自身も直接、県民の皆様、事業者の方々から石油由来資材の調達難でありますとか、価格高騰などの不安の声を多く、お聞きしているところでございます。

今月の3日、4日には、農林水産大臣、厚生労働副大臣、資源エネルギー庁長官、中小企業庁長官等を訪問いたしまして、本県の現状を直接伝えて、安定供給、価格抑制対策、経営安定に向けた対応、適切な情報提供などを求めてまいりました。厚生労働副大臣からは、医療用手袋の備蓄を放出して、順次配送を始めているなどの発言もありまして、県内の病院にも到着し始めたというふうに伺っております。

また、今後の影響を見据えて、今定例会に補正予算案を提出しております。まず、県内中小企業等の経営不安に対応するために、保証料率ゼロの県制度資金の融資枠を増額して、必要な資金を円滑に届けることで、事業者の資金繰り不安の軽減を図ってまいります。

加えて、価格や供給の変動の影響を受けにくい事業基盤づくりを後押しするために、医療・福祉施設や農林水産事業者等が導入いたします高効率の省エネ設備に対する助成や、石油由来資材の代替品の購入支援などを実施いたします。

光熱費の負担が高まります7月から9月にかけては、国の電気・都市ガス料金への補助と歩調を合わせて、LPガス料金等の支援を行います。

食材費高騰の影響を受けています学校給食では、県産農林水産物の購入経費を助成して、生産現場を支える需要の確保にもつなげてまいり

ます。

今後とも、県内の実情を的確に見極めて、国の追加対策も十分に活用しながら、国・市町村等と連携をして、機動的に対応してまいりたいと考えております。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

停戦合意がなされて、戦闘の終結が本当の終結になる、そういう事実化されることを願っておりますけれども、ただ、現在、石油製品の不足状態などの状況が、じゃあ、すぐに戦争前と同じように改善されるかということ、私は、なかなかそうはならないと思います。爆撃等によるイランの各施設の被害状況も非常に深刻であるというふうな報道もあります。そういう戦争前の状況に戻るまでに相当な時間を要することが想定されるわけですが、その間、大分県として、政府に対してどのような働きかけを今後行っていくつもりか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 今御指摘いただきましたとおり、和平合意、まずは一刻も早く戦闘の全面終結、ホルムズ海峡の全面開放が行われるということを期待しておりますが、御指摘のように、すぐにそれが実現して、そして、価格高騰とか、それから供給不安というのが解消されるかどうかというのは大変不透明な状況でございます。

このような状況が当面継続する可能性もありますので、状況を注視しながら、必要に応じてさらに対策を講じていきたいというふうに考えております。

国に対しましても、個別にまた、中央省庁、永田町にも伺いまして、対策の必要性を要請する。また、全国知事会でございますとか、九州地方知事会とも連携を図りながら、地方の声を届けていくということについても、引き続きしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。どうぞよろ

しくお願いします。

一方で、やっぱり物が無い物が無いと、困る困るということだけではなくて、やっぱりこの危機を一つの再生エネルギー100%を目指す、そういう転換点として捉える必要があって、使い捨てのプラスチックの削減とか、リユース、リサイクルへ、原油依存を減らすという、そういう働きかけというものが今後必要になってくるんじゃないかと思いますので、再エネへの転換とか、脱使い捨てという取組、そういうのも併せて、また、政府のほうには要請していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。平和行政についてであります。

まず、今日の平和観についてお尋ねいたします。

2022年のロシアによるウクライナ侵攻以降、世界情勢はいつ大規模な紛争が発生してもおかしくないような状況にあります。国際社会においては、一部の地域において、軍事力が国際関係に与える影響が強まる傾向が見られ、この数年間でその傾向がより顕著になっていると考えられます。

そのような中で、我が国においても防衛力の増強を目指す動きが強まっています。台湾有事を想定した南西諸島防衛強化のための自衛隊の配備や、大分県でも大分市で、付近の住民から反対の声も聞かれる弾薬庫の整備が進行するなど、私たち県民にとっても安全保障に関する議論がより身近なものに迫っています。

これらの動きに対し、一部の県民からは、情報収集活動の強化や関連法案の議論の進展が過去の歴史的経験と結びつけて、懸念されるといった声も聞かれます。

2025年第3回定例会においても、我が会派の守永議員が、世界各地で繰り広げられている紛争の改善に向け、日本が何らかの役割を果たさなければならないと訴えました。しかしながら、その後も国際情勢は変化し続けており、日本政府の外交努力の在り方についても、様々な視点からの評価がなされています。

日本国憲法が掲げる平和主義の原則は堅持されつつも、今後の国際情勢の変化が国内の議論にどのような影響を与えるか、注視していく必要があります。

このような時代だからこそ、戦争の悲惨さと平和の尊さを深く認識する必要があるのではないのでしょうか。世界情勢が目まぐるしく変化し、それに伴い、国政も県政も大きな影響を受けている現在、平和の理念はその重要性を一層増しております。

そこで、知事の今日の平和観についてお伺いするとともに、今後の県政にどうかしていくのか、併せてお伺いいたします。

次に、戦争体験の継承についてであります。

戦後も80年という節目を過ぎ、かつての悲惨な戦争体験も風化の一途をたどっています。幼少期にアジア・太平洋戦争を経験した人が少なくなる中で、その苦難の時代の実相を語り継ぐことが今必要ではないのでしょうか。

4月の大分合同新聞に日教組集会の平和教育分科会でのレポート数が減少しているとの記事が掲載されました。教員の多忙化が教えなくてもよいという意識につながっているとの指摘もあり、十分な平和教育を受けてこなかった若者に平和の真の尊さが伝わるのかという懸念を抱いております。

しかし、戦争体験者が減少の一途をたどる中で、戦争の悲惨さや恐ろしさを後世にきちんと伝えていかなければ、私たちは、かつて歩んだ道を再びたどってしまうことになりかねません。もしそうなれば、正に戦争を知らない若い世代がその最前線へと駆り出されてしまうことも考えられます。

本県では、各小・中学校において長く平和教育に取り組んできました。しかし、教育現場の変わらない多忙さと若い世代の教職員が増えたことにより、その取組は困難さを増していると同っております。命や人権が守られ、平和な社会を創造していくことに異論を唱える人は少ないと思います。力を誇示する争いではなく、対話によって互いを認め合いながら、平和を維持することの大切さを学ぶには、過去の戦争の歴

史や実相を学ぶ場が必要です。さきの大戦で大きな被害を受けた地域にはそのような場所が設けられています。

県内にもいくつかの戦跡や戦争資料館が設置されている自治体があります。しかし、各自治体任せでは、その維持費用など、経費面で大変苦勞もされているのではないのでしょうか。戦争遺構が残されているうちに、また、戦争体験者が御存命であるうちに、その証言などを収集し、県下各地の戦争の記録や記憶を将来の世代に伝えるための県立の平和祈念館のような施設の設置を検討する時期に来ているのではないかと思います。

こうしたことを踏まえ、戦争体験の継承について、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 今日の平和観についてでございます。

昨今の世界情勢を見渡しますと、パワーバランスの変化、地政学的競争の激化などに伴いまして、国際秩序が大きく動揺する中で、日本を取り巻く国際環境はかつてなく厳しさを増している状況でございます。

中東地域ではホルムズ海峡の事実上の封鎖から3か月経過しまして、和平合意に近づくとの報道がなされておりますが、例えばロシアによるウクライナの侵攻の長期化などを含めまして、世界平和の実現には遠く及ばない状況でございます。

日本政府は、これまで紛争当事国やその周辺諸国等に対する働きかけを継続的に行ってききましたが、今後もあらゆる外交努力と調整が必要な状況であり、一刻も早い事態の鎮静化が望まれるところであります。

今なお、世界各地で多くの人々が戦禍に見舞われ、貴い命を奪われていることについては哀痛の念を禁じ得ません。

我が国は、戦後、一貫して平和国家としての道を歩み、国際社会の平和と繁栄に力を尽くしてまいりました。平和は人類共通の願いであり、二度と戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久平和の確立に不断の努力を続けていく

ことが必要であります。

県民の8割以上が戦後生まれとなりまして、先の大戦の実体験に触れる機会が年々少なくなってきました。私たち一人一人が、戦争の悲惨さや命と平和の尊さを次の世代へ継承していくことが、今を生きる私たちの大きな使命であるというふうに考えております。

今後とも、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえて、県民一人一人が平和に安心して暮らせる社会の実現を目指して、県政運営に当たってまいりたいと考えております。

その他の質問については、担当部局長から答弁させていただきます。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 私からは、戦争体験の継承についてお答えします。

戦争の記憶や教訓を後世に語り継ぐことは、平和な社会を維持していく上で極めて重要であり、教育行政の重要な責務と認識しております。

一方、県立平和祈念館の設置については、多額の建設費や維持管理費を要することから、慎重な判断が求められます。

まずは、既存の取組を充実させることが重要と考え、昨年、戦後80年を記念して開催して好評を得た重光葵展のような平和関連の展示や講演会を今後も実施していく予定です。

また、今年度から、戦争体験者本人の貴重な証言を映像で収録し、デジタルアーカイブとして保存、公開する事業を開始します。さらに、県が運営するおおいたデジタル資料室の仕組みを活用して、各市町村が個別に所蔵している戦争に関する写真や公文書などの資料を集約し、県民全体でより広く共有できるよう働きかけてまいります。

今後も市町村や関係団体と緊密に連携し、いつでも誰でもどこからでも必要な情報にアクセスし学べる環境を整備することで、戦争の記憶を風化させることなく、県全体で継承していけるよう努めてまいります。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

佐藤知事には、是非日本国憲法のそういう平

和を守る、それから国民の安心・安全を守るとい、そういう基本理念、基本方針を是非大事にさせていただいて、それを県政にいかしていただきたいというふうに思います。もし戦争への道へ進むような、そういうもし時代の流れがあれば、是非それにあらがうような大義というか、方向で頑張っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

県立の平和祈念館というようなことを言いましたが、今すぐそういう箱物を造れとか、そういうことを申し上げているわけではありません。一つ案、例として今挙げたわけですが、ただいま知事の平和観も伺いましたので、是非そういう思いを平和教育の中にもいかしていけるように、こどもたちに戦争はしてはいけないものだという認識を育てていく、そういう平和教育を行うためにも、また、現場の先生方の平和教育を行うときの後押しとなるためにも、教育委員会としても、そういう戦争体験継承の様々な手段の検討を今後も考えていっていただきたいというふうに思います。

各市町村ごとにいろんな施設、あるいは戦跡、そういうものを扱っているところがあるんですが、そういうところとこの、日頃からの情報交換といいますか、共有とか、そういうものはなされているんですかね。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 昨年、戦後80年を迎えて、こういった戦争関連の資料とか証言とか、そういったものの保存の必要性を重々感じ、市町村とその辺の情報共有をしたところでございます。

現在、18市町村中15市町村で様々な戦争資料の収集を行っております。そのうち13市町村がそういった資料を歴史博物館等で公開しているということで、そうした収集した資料を、さきほど申し上げました県のおおいたデジタル資料室の仕組みを活用して、県民に広く共有できるように、今後、取組を強めていくということでございます。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

是非それぞれの各市町とそういう情報共有を

していただいて、平和教育にいかしていけるような、そういう資料を是非残していただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、先へ進ませていただきます。3番目に学びの多様化についてお尋ねをします。

まず、多様な学びの場の確保についてです。

本年4月、県立の夜間中学である学びヶ丘中学校が開校し、36人の新入生が御入学をされました。幅広い年代の方々が学び直しの場として同校を選び、希望を持って勉学に励もうとする姿に心動かされました。

さて、埼玉県では、4月に同県初となる学びの多様化学校が川口市とさいたま市において開校しました。学びの多様化学校とは、不登校の児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校です。川口市立芝園学園中学校では、夜間中学と併設されており、小学校で不登校であったこどもや、教育支援センターなどに通っていた中学生が転入学したそうです。各学年15人程度のこどもたちを3人の担任がチームで支援する体制を取っているとのこと。

全国的に不登校のこどもが増加している現在、学びの多様化学校のような柔軟性のある教育が求められています。この春には、全国で新たに25か所が設置され、84か所となりました。九州では、北九州市八幡西区において、来年4月の開校が予定されているということです。

県内には玖珠町に1校設置されていますが、入学希望者が町内外から殺到していると聞いています。それだけ今の公教育の在り方が合わないと感じるこどもたちが増えてきているということではないでしょうか。

かつては、こどもたちが学校に合わせることを求める傾向がありましたが、現在はこどもたちの個々のニーズに応じた多様な教育の在り方が求められています。学びの多様化学校を市町村ごとに設置するか、若しくは、それが困難な場合でも、近隣の市町村で1校設置が進むよう検討すべきではないかと考えます。

そこで、学びの多様化学校の設置を含め、多

様な学びの場の確保に今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

続いて、学校外における体験活動の充実についてです。

近年、こどもたちの多様な学びや体験機会の確保の重要性が社会的に広く認識されています。特に学校外での様々な体験活動は、こどもたちの主体性や社会性を育み、学びへの意欲を高める上で重要であると考えられます。

そうした中、ラーケーションを導入する自治体が増えています。ラーケーションとは、学びを意味するラーニングと休暇を意味するバケーションを組み合わせた造語で、平日などに、こどもが保護者と共に学校外で計画的に学習活動を行うことを指します。この制度は、2023年に愛知県が導入して、その後、茨城県、徳島県などで導入され、本年度は沖縄県などへも広がっています。その狙いは、こどもたちの学校外での学びを促進するとともに、学校休業日に保護者がこどもと接する時間が取れない家庭でも、授業日に保護者がこどもと共に過ごすことができるようにすることです。

ラーケーションには、欠席扱いにはならないことや、学校外で保護者と共に様々な体験や学習を行えるメリットがある一方で、学校での大切な授業の代替となるため、家庭内で十分に話し合い、計画を立てる必要があります。保護者の理解と協力が必要であり、登校しなくてもよいといった誤解が広まれば、出席扱いの境界が曖昧になりかねません。また、ヤングケアラーなどへの配慮も欠かせません。自由に休んで学んでよいというメッセージがかえって負担感を増幅させる可能性も指摘されており、休暇か学習日かが曖昧になる点は課題です。

しかしながら、大人の働き方が多様化する中で、親子で過ごす時間の確保は重要になっていきます。ラーケーション制度が広がる中で、県としてもメリットとデメリットを調査研究し、よりよい制度にしながら、導入に向けた検討を始める時期ではないかと考えます。

本県においても社会教育施設における自然体験活動など、学校外での体験活動が既に行われ

ており、これがこどもたちの成長に大きく寄与していることから、こうした取組をさらに充実させていくことが大切だと考えます。

そこで、ラーケーション制度の導入も含め、学校外における体験活動の充実にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 2点についてお答えします。

まず1点目は、多様な学びの場の確保についてです。

不登校対策は喫緊の課題であり、県内市町村においても、様々な対策を講じております。例えば大分市では、個に応じた学習や相談を行う教育支援センターでの校外学習や宿泊体験など、多様な支援プログラムを総合的に展開することで不登校児童生徒数は減少に転じております。

県教委といたしましては、こうした好事例の横展開を図るとともに、学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、登校支援員の配置による相談体制の充実や個別の家庭学習サポートなどに取り組んでいます。

また、個々の状況に応じ、学校内外を問わず、学びの機会を保障するため、フリースクール等の利用者への助成を行う市町村に対する補助を進めているところです。

学びの多様化学校については、県内市町村において、既に各教育支援センターの取組の充実をはじめとした様々な支援策が講じられていることから、現時点で新たな開設の予定は伺っていません。

今後、設置を考える市町村には、先進事例や国の補助制度等の情報提供、教育課程の編成指導など、積極的な支援を行い、誰一人取り残されない多様な学びの確保に努めてまいります。

次に、学校外における体験活動の充実についてお答えします。

学校外における体験活動はこどもたちの豊かな人間性を育む上で重要であると認識しています。本県では、香々地・九重両青少年の家において、海や山などの周辺の自然環境や各施設の設備をいかした多様な体験機会を提供しています。星空観察やキャンプ体験等を通じ、家庭教

育の支援はもとより、不登校児童生徒の社会性を高める取組などにも活用しています。

議員御指摘のラーケーションについては、県内でも観光業が盛んで、休日に働く保護者が多い別府市がたびスタ休暇として令和5年9月に導入しており、アンケートでも、取得者から肯定的な評価が示されています。

一方で、平日に学校を休むことによる学習の遅れ、経済的理由や保護者が休みを取れないことによる体験格差が生ずるのでないかといった懸念もあることから、制度の趣旨と課題について、社会全体で理解を深めることが重要と考えます。

今後は、先進事例や国の動向など、必要な情報収集に努め、市町村教育委員会と共有してまいりたいと考えております。

あわせて、県内の青少年の家などの社会教育施設や体験型子ども科学館O-L a b o等での取組を通じ、学校外における体験活動の充実を図ってまいります。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

学びの場の確保ということでもありますけれども、今、少子化でこどもの数は減ってはきていますけれども、これまでの一斉学習になかなかなじめないというこどもたちも少なくありません。こどもの多様な実態に応じた学校の在り方そのものが求められている時代になってきてますけれども、今言ったように、なかなか学校に足が向かないこどもたちのためのそういう学びの多様化学校、今、少子化の中で市町村それぞれの小・中学校においては、統廃合も進められているところもあります。当然、空き学校といったら悪いですけども、空き校舎ですね、そういうところもあるわけで、そういうところの利活用という意味で、例えば各教育事務所単位に1校ずつの学びの多様化学校と、そういう設置ができるような方向はできないものかと、ちょっと最後、お尋ねをしたいというふうに思います。

ラーケーションのほうについては、既に別府市のほうが導入を始めております。聞くとこ

によれば、他の市町村の方も同じようなんがあればいいなと、そういう制度があればいいなという声も聞きます。ラーケーションのメリットというのは、家庭時間の増加と学校ではできない学びの充実ということですが、導入に当たっては、大人社会の休み方、働き方改革がやっぱり必要ではないかなとも思います。大人社会の休み方の見直しのきっかけにもなるんじゃないかなと思うので、そういうラーケーションの導入、各市町村教育委員会、あるいは市町村ごとに話し合っていくような、そういうような検討の場は今後ないのかどうかお尋ねをします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

まず1点目の学びの多様化学校の開設でございますが、私も玖珠の若草小中学校、2回訪問させていただきまして、本当にこどもたちが生き生きと活動している姿を見まして、大変有効な施策であるというふうに感じたところであります。

各市町村ともいろいろこの多様化学校の開設について話を聞くわけですが、慎重な姿勢である理由として、今おっしゃったような、仮に廃校を利用するとかいう場合も、改修経費や設備の整備、あるいは維持管理経費、こういったものがかなりかさむと。それから、市町村に一つつくると、広域から生徒が通うということになりますので、通学の手当て、スクールバス等の確保等の必要が考えられるということ。また、学びの多様化学校は単に箱をつくれればいいわけではなくて、そこで働く先生のスキルといいますか、スキルだけではなくて、熱意も含めて、非常に特別な教育課程に対応できる高い専門性を備えた人材が必要になるということで、今、教員不足の中でその辺の確保もなかなか厳しいといったようなこと。それから、さきほど申し上げましたように、不登校対策、様々行われておりますけれども、そういったものが一定の成果を上げているということで、当面そこで頑張っていきたいというような、そういう御意見を伺っております。

議員おっしゃったように、既存の学校の空き教室を利用する分教室型というのも全国にかなり増えております。こういったものについての情報提供も含め、今後とも市町村と協議を重ねていきたいと思っておりますし、また、この財政負担については、国に対してしっかりと補助制度の充実をしていただくように、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

2点目のラーケーションですけれども、資料ですね、さきほどお示しいただいた愛知県に聞いてみたところ、親自身も有給休暇を取得するきっかけとなって、働き方を見直すよい機会となったというような意見が寄せられているということで、さきほど議員おっしゃったように、大人の休み方の見直しというものにもつながるということがうかがえると思います。

しかしながら、導入するに向けては、さきほど申し上げましたように、学習の遅れとか、親の仕事によってはなかなか休みが取りづらいような家庭もあったりして、体験格差が生じるというような問題も心配されますので、引き続き市町村、それから学校現場、保護者等の意見を伺いながら、ラーケーションも含めた学校外の体験活動の在り方について模索をしてまいりたいと考えております。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

様々な課題はあると思いますが、どうぞ御検討よろしく願いいたします。

では、次に、子どもたちが抱える課題についてです。

まず、こどもの自死問題についてお尋ねします。

こどもの自殺が全国的に深刻な問題となっています。2025年の小・中・高校生の自殺者数は538人であり、これは、統計が残る1980年以降で最多の数字となりました。10代の死亡理由1位が自殺であるのは先進国の中でも日本だけであり、極めて深刻な問題と言わざるを得ません。

この内訳を見ると、小学生が10人と、前年比で5人の減少であった一方で、中学生が17

2人と9人の増加、高校生が356人と5人の増加となっています。男女別では、男性が258人と19人の増加、女性が280人と、こちらは10人の減少でした。また、原因や動機については、19歳以下では学校問題や健康問題、家庭問題の順となっています。これらのデータから、特に中学生や高校生といった多感な時期のこどもたちが、学業や友人関係、あるいは家庭の事情など、様々な悩みを抱え、苦しんでいる状況がうかがえます。心の悩みを打ち明けることは容易ではなく、そのため、周囲の気づきが遅れ、対応が後手に回ってしまうケースが少なくないと考えられます。

こうした状況を受け、昨年6月に成立した改正自殺対策基本法には、自殺対策へのAI技術の活用という基本理念が盛り込まれ、対話型のAIを活用する動きも見られます。悩みが深刻化する前に未然に防ぐ効果が期待されているところです。

そこで、こどもの自死問題をめぐる県内の状況を踏まえ、その対策に今後どのように取り組んでいくのか、こども政策局長にお伺いいたします。

次に、こどもの視力についてです。

近年、こどもの視力低下が社会的な課題となっています。特にスマートフォンやタブレット端末の普及により、こどもたちがこれらに接する機会が増加したことも近視増加の一因であると指摘されております。

こうした状況に対し、視力低下は学習面において大きな障害となるため、現場の教職員からは不安の声が聞かれます。

文部科学省が本年2月に公表した学校保健統計調査によると、裸眼視力が1.0未満の児童生徒の割合は上昇傾向にあり、小学生で36%、中学生で59%、高校生では、実に72%にも上っています。これは10年前と比較し、5.1ポイントから7.7ポイントも高くなっています。

視力低下への対策としては、照明を明るくする、遠くを見る、対象から30センチ以上目を離す、読書を30分したら、目を10分間休め

るなど様々あり、屋外活動が効果的との海外の研究結果も示されております。しかし、現代のこどもたちは外遊びよりタブレット端末やゲーム機などで遊ぶ時間が多くなっており、その対策が困難な状況であります。

特に小学校低学年で近視を発症した場合、その進行が早まり、将来的に網膜剥離や白内障、緑内障、さらには失明といった重篤な視力障がいリスクを高めることが指摘されています。

このような近視のリスクが高い環境下で育つこどもたちの健康を保持するためには、こどもの視力低下に対し、早期かつ適切な対策を講じる必要があります。

そこで、これまで講じてきた対策も含め、こどもの視力低下の課題に対し、今後どのように対応していくのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 小野こども政策局長。

小野こども政策局長 私からは、こどもの自死問題についてお答えいたします。

本県の20歳未満の自殺者数を見ますと、令和に入って以降、6人前後で推移をしており、その対策が課題と認識をしております。

県では、こどもを対象にした24時間365日対応のSOSダイヤルを開設しており、昨年度は429件の相談が寄せられ、必要に応じて、各学校にも共有の上、スクールカウンセラーにつなぐなどの対応が取られています。

加えて、SNSによるこころの相談窓口も設置しており、若い世代からの自殺をほのめかすような相談に対しても、公認心理師が丁寧に応じているところでございます。

また、こころとからだの相談支援センターが実施する若者の自殺対策に関する研修には、昨年度、教員など130人が参加しており、今年度は研修時間を倍増するなど、充実を図ることとしております。

生成AIについては、有効な手段ではあるものの、県が新たにシステムとして構築する必要性も含め課題があるため、当面はSNSやチャットボットなどのデジタルツールの活用に力を入れていくこととしております。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 私からは、こどもの視力についてお答えします。

本県の児童生徒の裸眼視力は、全国的な傾向と同様に、デジタル端末の利用増加等を背景として、多くの学年で悪化しており、県教育委員会としても重要な課題と認識しています。

このため、各学校に対して、端末使用時に画面から目を30センチ以上離す正しい姿勢や目への負担を軽減する明るさの確保など、日常的な指導の徹底を図っているところです。

また、近視予防効果が期待される屋外活動については、全ての学校で休み時間を活用して、縄跳び等の運動を行う1校1実践に取り組んでいます。アンケートでは、児童生徒の85%が運動習慣がついたと回答しており、端末利用の抑制と健康的な生活習慣の定着につながるものと考えております。

一方、学校だけでは限界があり、家庭でのルールづくりなど、学校と家庭が連携した取組が重要です。

今後は、保健だより等による情報提供に加え、眼科医等による講習の実施を促すなど、児童生徒や保護者に近視予防の重要性を深く認識させ、生涯にわたる健康の基盤づくりを進めてまいります。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

大分県でも自殺するこどもが6人前後、6人しかいないんじゃないかと、6人もいますよね。こどもたちが、10代のこどもたちが自らの手で命を絶つ、そういう状況が、しかも、相談件数は429件あるということは、潜在的に自殺をしたいじゃないですけども、そういうふうな方向に向かうこどもたちがたくさんいるという、そういう現実があるということで、ただ、さきほど、なぜ自殺したかという原因、いくつか上げましたけれども、原因不明というのが、約半数ぐらいが原因不明なんですね、なぜ自殺したのか分からないと。ですから、やはりさきほど言いましたように、予防のほう、予防が大事、いかに自殺する方向にこどもたちを行かないようにさせるかという、そういう対策が

これから本当に大事になってくると思います。こどもたちの背後にある真の問題、本当の問題というのは何かを考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

目の問題についてですけれども、私も中学校の頃から目を悪くして、眼鏡かけておりますけれども、今、点眼液や近視の進行を抑える効果があると言われる新しいコンタクトレンズも登場しているというふうに聞いておりますけれども、何よりもそういう近視のリスクが高いこどもたちの環境を変えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

今、学校では虫歯対策とかもしてますけれども、それと同じぐらいに、近視に対する対策、対処にも力を今後入れていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

では、時間もないので、先に進みます。

運転免許講習における聴覚障がい者への対応についてお尋ねします。

道路交通法の改正により、2008年以降、聴覚に障がいをお持ちの方も運転免許を取得できるようになりました。しかし、運転免許更新時の講習において、聴覚障がい者に手話通訳士を配置する制度を設けているのは、47都道府県警のうち7府県警にとどまり、約8割に当たる37都道府県警が配置していないという報道がありました。

私の地元である臼杵市と津久見市を管轄する臼杵津久見警察署に現状を確認しましたところ、これまでも聴覚障がいをお持ちの方が免許の更新講習を受講されたことはあるものの、警察側で手話通訳士を配置したことはなく、聴覚障がいの方が御自身で手話通訳士を同伴し、受講されていたとのことです。また、報酬の有無についても不明であるとのことでした。

講習において、書籍や資料に記載された内容を話すだけであれば、手話通訳を配置する必要はないかもしれません。しかし、それ以外の内容や講師がアドリブで話すような内容は、聴覚障がいをお持ちの方にとって、手話通訳士がいなければ、正確に理解することは困難です。自

動車運転という安全に関わる講習において、十分な情報を得られる保障が整えられていない実態があると言えるのではないのでしょうか。

そこで、運転免許センター及び各警察署での運転免許更新時の講習において、聴覚障がい者にどのような措置が取られてきたのか、また、今後どのように対応していくのか、警察本部長にお伺いいたします。

嶋議長 平松警察本部長。

平松警察本部長 運転免許講習における聴覚障がい者の方々への対応についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

2008年に施行されました改正道路交通法により、聴覚障がい者の方々についても、一定の条件の下、運転免許の取得が可能となっております。障がいの有無にかかわらず、更新時講習により、安全運転継続のために必要な情報を得ることは重要であるというふうに考えております。

そのため、県警察では、更新時講習用の教育動画を手話通訳入りのものに更新し、さらに、運転免許センターでは、講習指導員の音声字幕表示されるシステムも導入したところでございます。

また、聴覚障がい者の方々が御自身で手話通訳士を手配して、更新時講習を受講する場合でも、各市町村の意思疎通支援事業を利用することで金銭的負担が生じないものと承知しております。さらに、障がい者等の方々を希望するお席に案内するとともに、通訳士の立ち位置も御本人のお近くや講師の横など、自由に選択できるよう配慮しております。

今後も、個別の事案に応じてきめ細かな対応を行い、聴覚障がい者をはじめとした障がい者の方々への合理的配慮の提供に努めてまいりたいと考えております。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

是非そういう聴覚障がいの方のきめ細かい配慮、今後も検討していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に道路の支障木についてお尋

ねいたします。

臼杵市と大分市坂ノ市を結ぶ県道205号線、通称臼坂バイパスを私も通勤経路の一つとして度々利用していますけれども、道路沿いの樹木が一部道路内にまで伸びており、車両の通行の妨げとなりつつある状況が散見されます。特に大分市側区間においてその傾向が顕著に見られるようであります。沿線には多くのソメイヨシノが植えられていますけれども、ソメイヨシノは成長が早い種類であるため、年々、枝が車道に覆いかぶさるような状況が生じやすいと考えられます。

臼坂バイパスが有料道路から無料化されて以降、また、高速道路が開通した後も大型車をはじめ、多くの車両が大分市への通勤・通学の経路としてこのバイパスを利用しております。

このような状況下において、樹木が成長し、通行車両との接触が発生するのではないかと危惧しているところであります。幸い、現状では、樹木接触による事故が発生したとは聞いておりませんが、今後、樹木が成長していけば、事故発生危険性は一層高まるため、早期の対策が必要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、道路の支障木についてどのような対策を講じるのか、土木建築部長にお伺いいたします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

道路の安全で円滑な通行を維持するためには、議員御指摘の県道205号を含め、沿線樹木の適切な管理が重要と認識しています。そのため、日々のパトロールなどにより、車道上空4.5メートルの空間を確保できるよう、支障木の除去に努めているところでございます。

また、道路に隣接する民地から樹木が張り出している場合は、所有者による管理を基本としつつ、緊急的な措置として、所有者と協議の上で、県が伐採を行っています。

加えて、山間部などにおいて、倒木等により事故につながるおそれのある樹木を対象に、おおい森づくり税も活用し、計画的な事前伐採に取り組んでいます。今年度は、県道205号

をはじめ、10路線程度において事前伐採を行う予定としております。

今後もこうした取組を着実に進め、地元や道路利用者の声に耳を傾けながら、安全な通行空間の確保に努めてまいります。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

是非よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、あそこの県道205号線のところですね、樹木が植わっている部分、あれはいわゆる個人の土地になるんですか、それとも、県が管理するそういう土地になるんですかね、そこら辺は、すみません、ちょっとお聞きしたいんですけど。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

いわゆる臼坂バイパスを整備するに当たっては、環境に配慮した道路というところで、道路敷にも樹木を植えております。今、議員御指摘の樹木についての大半は県の道路敷にあるものだというふうに認識をしております。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

ということは、樹木がこう伸びてきたものを、自由にというわけじゃないですけれども、伐採することに特に問題はないというふうに認識していいということですね、はい、分かりました、ありがとうございます。どうぞ事故の発生がないように、また、気持ちよく走れるように、管理のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で高橋肇議員の質問及び答弁は終わりました。森誠一議員。

〔森議員登壇〕（拍手）

森議員 15番、自由民主党、森誠一です。本日も一般質問の機会を与えていただきました同僚、先輩議員に感謝を申し上げます。

また、傍聴に来てくださった皆様、オンラインで御視聴の皆様、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

知事はじめ、執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、中東情勢への対応について伺います。

中東情勢については、戦闘終結で合意し、19日の署名式後にホルムズ海峡が開放されるとの報道がありました。しかしながら、これまでの海峡封鎖に伴う原油の供給不安に端を発した物価高騰など、経済への影響は既に無視できないものとなっております。

皆様からは、生産資材の入手が困難になっている、農業用資材や出荷用のパックなど、プラスチック製品全般が値上がりして、生産コストが上昇しているなどの声を聞きます。

県内の商工団体が行った緊急調査では、中東情勢緊迫化に伴い、既に大きなマイナスの影響が出ているが16.9%、軽微だがマイナスの影響が出ているが47.2%で、これらを合わせると6割を超える企業がマイナスの影響が出ていると回答しております。

また、大分コンビナートには、九州で唯一の製油所やナフサを原料とする石油化学工場が立地しており、ホルムズ海峡封鎖の影響を直接受けているのではと思われます。

そうした状況を踏まえ、政府は補正予算を編成し、予備費を積み増すなど、7月から9月の電気・都市ガス料金の補助を再開するほか、ガソリン等の価格を抑制する補助金も継続する方針です。加えて、ナフサなど、石油由来の製品についても供給確保の取組を進めており、各業界団体へ前年と同量の供給を要請するとともに、医療用手袋の国家備蓄の放出を行っております。

原油やナフサの確保については、自治体レベルでの取組は困難ですが、本県としては、現場の実態をしっかりと把握し、国に必要な対策を取るよう要望するほか、きめ細かい事業者支援を行う必要があると考えます。

今月3日から4日にかけて、知事の省庁要望に、私も議長代理で同行させていただきました。政府、自民党に中東情勢を踏まえた物資供給・物価高騰対策について、現場における具体的な事例を提示して、要望をしてまいりました。

今定例会に提案されている補正予算では、国

と歩調を合わせたLPガス等へのこれまでの同様の支援に加え、県独自の支援策も計上されております。

県民が安心して生活できるよう、国と連携し、事業活動への中東情勢の影響を最小限に抑えることが重要であり、必要な対策を躊躇なく実施していかなければなりません。

そこで、中東情勢への対応について、県として事業者支援にどのように取り組むのか、知事にお伺いします。

以降は対面席で行います。

〔森議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの森誠一議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 森誠一議員の中東情勢への対応についての御質問にお答えいたします。

中東情勢の緊迫化による燃料油・石油関連製品の供給不安や価格高騰に加えて、それに伴う県内企業の生産コスト上昇について、私も強い危機感を持っております。県ではこの喫緊の課題に対し、県内事業者を多角的に支援するため、先手を打って対策を進めているところであります。

まず、中東情勢の影響を受ける事業者の声にきめ細かく対応するために、本年の3月19日に原油価格の高騰等に関する特別相談窓口を県庁内に設置いたしました。これまでに23件の相談を受けており、単なる情報提供にとどまらず、製造業、農林水産業や建設業など、事業者ごとの実情に応じた支援策の案内や必要な助言を行ってきております。

あわせて、県内500社を対象としたヒアリングで得た情報や県電気工事業工業組合による電設資材供給網の強靱化に関する要望など、各事業者が直面している具体的な課題やニーズの詳細な把握に努めているところであります。

こうした声を踏まえて、先日には、今、森議員からも御指摘ありました、森副議長をはじめとしまして、県選出国會議員と共に、まずは国に対して燃料油、石油関連製品の安定供給と価格高騰の抑制のための必要な対策の実施などに

ついて要望したところでございます。

また、今定例会に提出しております補正予算案については、中小企業等の資金繰りを支援するため、物価高騰等に対応した保証料率ゼロの経営環境変動対応融資について、融資枠を100億円から200億円に拡大することとしております。

さらに、生産コスト上昇の大きな要因でありますエネルギー価格高騰の影響を受けにくい企業の体質強化と持続可能な経営を支援するために、太陽光発電など再エネルギー設備の導入を促進する補助制度も設けることとしております。

一方で、県内事業者が適切に価格転嫁のできる環境づくりも重要でございます。県では、各種補助金審査において、価格転嫁に取り組むパートナーシップ構築宣言企業に対する加点措置を設けており、今年8月には県内各地でセミナーを開催して、引き続き制度周知や意識啓発に取り組んでまいります。

今後も中東情勢の動向を注視して、県内企業の経営を支援するとともに、地域経済の活力を維持、向上させるために迅速かつ柔軟に必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。東京要望で同行させていただいた際、知事からは、各省庁、副大臣、また政務官に、実際の具体的な事例リストお渡しをされている状況を拝見いたしました。県内事業者や県民生活が直面する課題をしっかりと訴えていただいたというふうに思っております。国の対応にも感じたところなんですけれども、関係省庁が実態把握とその対策にスピード感を持って取り組んでいるということも十分、私ども伝わってきたところであります。日々、刻々と状況が変化する中で、その情勢を注視しながら、適時、適切な対応を市町村、そして国と連携して、取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

それでは、次に、県経済の発展について伺います。

高市政権は責任ある積極財政を掲げ、昨年1

1月に地域未来戦略本部を設置し、地方が持つ伸び代をいかし、国民の暮らしと安全を守るため、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術、ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援するとしています。これまで地方創生で進めてきた取組に加えて、強い経済の実現に重点を置いて、本年夏をめどに地域未来戦略が取りまとめられる予定であります。

そこで、本県においても、国の動きに呼応し、県経済の発展に取り組む必要があります。地域未来戦略は、戦略産業クラスター計画と地域産業成長プランの二つに分かれ、また地域産業成長プランは、さらに地域産業クラスター計画と地場産業成長プランに分かれます。

まず、戦略産業クラスター計画は都道府県をまたぐ地域ブロック単位のものが想定され、AI、半導体など、日本成長戦略本部における17の戦略分野に関する検討と整合するものを各地方経済局が中心となり策定されます。都道府県からプロジェクト提案を受け付けるとされていることから、九州地域の素案で公表されたAI・半導体、エネルギー・GX、造船・宇宙などの5分野に対応したプロジェクトを立ち上げ、国に提案していくこととなります。

次に、地域産業クラスター計画は、知事が主導する計画で、力を入れる産業領域を5つ程度に絞り、5年間の計画を策定する必要があります。実現する製品、サービスが海外輸出で外貨を稼げる、若しくは国内で上位シェアを目指せることが要件となっており、ハードルは高いですが、県内企業と一緒に取り組むべきと考えます。

三つ目の地場産業成長プランは、県又は市町村が作成する計画で、いまだ活用されていない地域資源の発掘、新規活用や既存地域資源を磨き上げ、付加価値の創出と地産外商の推進を図り、地域経済の一層の拡大を目指すものであります。計画の数に制限はないので、さきに述べた二つのクラスター計画の対象とならない産業や農林水産業などについて幅広く支援することが可能となります。

三つの計画のいずれにしても、県の果たす役割が大きいことから、積極的に計画策定などに取り組む必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、県経済の発展に向け、地域未来戦略をどのように活用していくのか、知事の見解を伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 県経済の発展についてでございます。

地域未来戦略に係る計画の策定に当たりましては、本県の産業構造や強みを踏まえて、県経済を牽引する産業を明確にすることが重要であります。

まず、国が定める戦略産業クラスター計画では、先般県に対する候補プロジェクトの募集が開始されたところであり、一定の大規模投資の見込みがある等の詳細な要件について、精査を行っているところであります。

また、県が主導する地域産業クラスター計画については、現在、半導体関連産業、コンビナートの素材型産業やエネルギー関連産業、船舶や自動車などの輸送用機械産業、さらには観光産業を中心に検討を進めております。

このうち、国内で生産拠点強化の動きが進む半導体関連産業では、国内外からの企業誘致に加えて後工程やテスト装置など、県内企業が強みを有する分野の競争力強化に取り組む必要があります。

また、半導体のみならず、エレクトロニクスやロボット等、半導体を活用する機器産業の振興も不可欠となります。

本県の製造品出荷額の過半を占めております素材型産業については、引き続きグリーン・コンビナートおおいた推進構想に基づいて、取組を進めてまいります。

加えて、本県の特色の一つであります地熱等の再生可能エネルギーのさらなる活用にも取り組む必要があります。

輸送用機械産業のうち、特に造船業は、国が示した17の戦略分野に位置づけられ、県内でも造船会社の設備投資計画が発表されるなど、今後の設備投資が期待されており、こうした動きを後押ししていくことが重要となります。

観光産業は、ハーモニーランドのエンタメリゾート化構想や空飛ぶクルマの運行計画などを踏まえて、観光消費額の拡大に取り組んでまいります。

なお、これらの計画策定に当たっては、重点支援企業の選定や設備投資計画が必要となることから、現在、各産業の投資動向の把握や企業会等との調整を進めているところであります。

加えて、地域に根差した地場産業成長プランについては、おおいた和牛や園芸基幹品目など、農林水産業を中心に検討しているところでございます。

このほか、地域ブロック間の連携強化やそれを支える広域交通ネットワークの整備についても、地域未来戦略の国の担当者あるいは政府の有識者に対して要望を行ってきております。

県としては、実効性のある計画を策定をして、官民が連携して着実に取組を進めることで、県経済のさらなる成長につなげてまいりたいと考えております。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。この未来戦略においては、九州として取り組む、県をまたぐもの、そして県知事が主導するもの、また県又は市町村が策定するという三つの段階から成る戦略ですけれども、各県との連携、また県内企業との連携、また地域に秘められた魅力やアイデアの掘り起こしなどがこれから必要になってくると思います。これが大分県経済の発展に大きく寄与するものになると考えております。この戦略実行の裏づけとなる予算確保について、私ども議会も、皆さん、執行部、知事と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、次に、東九州新幹線について伺います。

昨年9月の代表質問で議論させていただいてありますが、県民の悲願である東九州新幹線の実現については、我が会派の最重要課題であります。半世紀以上に基本計画路線に位置づけられたままでしたが、5月末の大分合同新聞一面で、「県「ケーススタディー」期待」、「半

歩でも前進」と大変心強い報道がございました。

東九州新幹線の整備計画路線格上げに向けた取組は、佐藤知事の就任後、急速に進展していると、私自身考えております。特に、今年1月に知事が発起人となって開催した全国総決起大会は、各県の基本計画路線関係者が初めて一堂に集まる歴史的な大会になりました。8名の知事や多くの国会議員から非常に熱の籠もった発言があり、我が会派の所属議員も全員、会場でその熱気を肌で感じたところであります。

このような熱意が政府にも伝わり、国土交通省の令和8年度当初予算における幹線鉄道ネットワーク等に関する調査の中に、基本計画路線に係るケーススタディーが初めて計上されたものと受け止めております。

このケーススタディーについては、詳細が明らかにされていないものの、個別の路線を対象にするとの情報があり、先月27日に東九州新幹線鉄道建設促進期成会を構成する福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、北九州市の知事と市長が一堂に会して対応を協議したと伺っております。

その結果、東九州新幹線整備の実現を促進するため、4県1市の連携を一層強化し、ケーススタディーの参画を目指すことが決議されており、今後のさらなる取組に期待しております。

また、県内における機運醸成も大変重要であります。県はこれまでにシンポジウムや地域別説明会の開催などにも取り組まれていますが、いよいよ国や4県1市も動き始めた今こそ、県民の理解促進にさらに取り組むべきと考えます。

そこで、東九州新幹線の実現に一步、二歩とさらに近づいていけるよう、ケーススタディーへの参画を見据えた関係県との連携強化、さらには県民の機運醸成について、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 東九州新幹線についてでございますが、東九州新幹線の早期実現に向けては、本年1月の基本計画路線全国総決起大会はもとより、国への要望活動など、あらゆる場面で4県1市との連携を図ってきております。

先月も骨太の方針2026への反映に向けて、必要な財源の確保や法定調査の早期実施、2020年代での整備計画路線格上げ等について、木原官房長官や片山財務大臣、林総務大臣、佐々木国交副大臣などへ要望してきたところであります。

また、今月上旬には、県単独で政府・与党への要望活動を行い、森副議長からも東九州新幹線の必要性を強く訴えていただきました。この場を借りまして、厚く御礼を申し上げたく存じます。

こうした取組の中で、国が令和8年度当初予算にケーススタディー調査を盛り込んだことは、半世紀以上、全く動きのなかった基本計画路線にとって、大きな前進だと捉えております。国土交通省副大臣からは、法定調査の手前の第一歩だと捉えてもらって構わないといった発言もありました。対象路線に選ばれることが、まず、大事な第一歩だというふうに考えております。

このため、先月には本県、福岡県、宮崎県、鹿児島県、北九州市の4県1市の首長が一堂に会して、今後必要となる予算の確保をはじめ、ケーススタディー参画に向けた連携を強化していくことで合意いたしました。近日中に4県1市が一緒になって鉄道局長のもとを訪れて、我々の熱意を直接、再び伝えたいというふうに考えております。

加えて、東九州地域全体の機運を盛り上げていくことも大切であります。今後は期成会を中心に東九州版の決起大会のような場をまた設けていきたいというふうに考えております。

県民の機運醸成についても、さらに力を入れてまいります。2年にわたり県民アンケートを実施しましたが、東九州新幹線の認知度は、若い世代ほど低い傾向にありました。

そこで、地域別説明会やシンポジウムの開催、PRロゴマークの作成、カーステッカーの掲示など、これまでの取組に加えて、今年度は若者、ファミリー向けのイベントの出展やSNS等を活用した新たな情報発信に力を入れて展開してまいりたいというふうに考えております。

多くの県民や企業が期待を寄せる東九州新幹

線など、本県を通る基本計画路線の整備計画路線への格上げに向けて、これからも全力で取り組んでまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。ただいまありましたように、今後4県1市の連携が非常に重要になってくると思います。

また、何よりも県民の皆様が自分たちのこと、また将来のこととして一緒に機運を高めていくことが大切だと思っております。

我が会派といたしましても、広域交通ネットワーク整備の最優先課題というふうに考えております。しっかりと尽力してまいりたいと思っておりますのと、さきほど東九州版の決起大会も予定をしたいというようなお話がございました。ぜひとも、日にちが決まりましたら、できるだけ早くお知らせいただければ、会派全員、議員全員で参加をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続いて、中九州横断道路の整備促進について伺います。

中九州横断道路の整備状況については、大分県側では犬飼インターチェンジから竹田インターチェンジ間の約25キロメートルが開通しており、現在は竹田阿蘇道路の約22.5キロメートルで事業が進められています。また、県内唯一の未事業化区間である大分宮河内―犬飼間は、現在、都市計画や環境アセスメントの手続が進められている状況であり、国に事業費の確保と合わせ、早期の事業化を働きかけていくことが重要です。

熊本県側では、阿蘇市波野から一の宮を結ぶ滝室坂道路の約6.3キロメートルが事業中であり、令和8年度中に開通予定と聞いております。当区間は国道57号の連続カーブが続く山岳区間をトンネルで一気に貫通され、大幅な時間短縮が期待できることから、開通時期の発表を心待ちにしておるところであります。

熊本県内においては、大津から熊本市内の間が着々と進められているのに対して、大分方面とつながる阿蘇市一の宮から阿蘇西インターチ

ェンジの区間はいまだ調査も開始されておられません。

さきほど申し上げた地域未来戦略においても、九州ブロックでの取組が想定されており、県境をまたぐ本道路は九州全体の活性化にも必要不可欠であります。熊本県側の沿線にはTSMCをはじめとした半導体関連産業の集積が進んでいることから、高規格道路によりアクセスを改善し、大分県への投資につなげる必要があると考えます。

そこで、中九州横断道路について、現在の進捗状況を含め、整備促進にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

本路線は、新生シリコンアイランド九州の実現、地域の生活や産業、広域観光の振興、さらには救急医療などを支える命の道として、重要な役割を担っています。

現在の進捗について、竹田阿蘇道路では用地取得率が約4割となり、県の文化財調査の終了箇所から順次工事が進められています。

また、大分―犬飼間では、環境影響評価の現地調査が終了し、あさってから準備書等の縦覧を開始する予定です。引き続き国と手続を迅速に進めてまいります。

また、今月3日、4日には森副議長や県選出国會議員と共に、知事から国土交通省等へ事業費の確保、早期事業化を強く要望したところでございます。

熊本県側では、今年度、滝室坂道路の開通が予定される一方で、九州全体の活性化には未着手区間を含む全線開通が不可欠であり、両県が連携して整備促進に取り組むことが重要です。

そこで、来月にも両県知事から国土交通省等へ要望する予定であるほか、8月には熊本県で地域の声をアピールする建設促進地方大会を共同開催し、さらなる機運醸成を図ります。引き続き中九州横断道路の全線開通に向け、全力で取り組んでまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。中九州横断道

路の早期整備というのは、人流、物流の面で非常に重要であって、我が会派としても最優先事項でもございます。特に大分宮河内一犬飼間については、これ、まだルートが検討されていた時期、令和3年の3月ですけれども、当時の大西国土交通副大臣に大分県に訪問いただいて、私ども県議会議員と、会派の県議会議員全員で宮河内インターにおいて大西副大臣にルート認定を強く要請もさせていただいたという経緯もございまして、早期の事業化、早期着工を今後とも力強く私どもも働きかけてまいりたいと考えております。

さきほどお話にありました、8月に熊本県でございます中九州道路の期成会、私ども会派議員挙げて参加させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本年第1回定例会で我が会派の穴見憲昭議員からは、宮河内インターチェンジまでの接続が行われた場合、途中の吉野インターから臼杵港、宮河内インターから大在港といった高規格道と港湾を結ぶ道路ネットワーク整備について、その質問において土木建築部長からは、それぞれの現道との接続などに課題があるものの、整備方針の検討を行うなど、中九州横断道路の整備を見据えた道路ネットワークの構築に取り組むという御答弁がございました。

我が会派としても、中九州横断道路と港湾を結ぶ物流を支える道路ネットワーク整備は一体となって進めていくべきだと考えております。整備方針について、事業進捗と並行して進めていただくよう、改めて強くお願いを申し上げます。

それでは、次に、移ります。観光振興についてであります。

観光は、関連産業の裾野が広く、消費拡大や雇用創出を通じて地域経済に大きな波及効果をもたらす、本県の重要な基幹産業であります。

観光庁の調査によると、昨年、日本国内における旅行消費額は過去最高となる37.6兆円を記録し、その市場規模はかつてない成長を遂げております。

一方で、県内に目を向けますと、宿泊客数は

堅調に推移しているものの、旅行消費単価は伸び悩んでいる状況です。これはインバウンドの平均宿泊数が大分県は1.7泊と、全国で44位にとどまっていることが要因と考えられ、見過ごすことのできない喫緊の課題であると認識しております。

令和6年3月、議員提案でおんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例が制定されました。条例では、アドベンチャーツーリズムを旅行者が地域の住民と共に地域独自の自然や地域のありのままの文化を体験する旅行形態であって、旅行者に驚きや感動をもたらすものと定義づけた上で、推進に必要な施策を効果的に実施し、もって人々と自然・文化との触れ合いを通じた豊かな人材の育成、自然・文化の保全及び地域の活力の創造を実現するとしております。

本県の観光資源は温泉だけにとどまることなく、海、山、川や、そこで営まれる農林水産業、文化的伝統など、全国にも高く評価されております。

この条例に基づいて、本県においても、ガイドの育成や豊かな自然をいかしたツアーの造成を進め、アドベンチャーツーリズムの拡大に努めることで、観光客が集中する別府、由布院からの周遊を促していく必要があります。

なお、本年4月からは、本県観光の司令塔となるツーリズムおおいたの組織体制が再編され、マーケティング事業部など三つの部が新設されました。また、オフィス改革が行われた県庁内に移転し、県観光局と同じフロアで業務を行っております。

本定例会に提出されている宿泊税条例も含め、本年度は大分県観光にとって新たなスタートを切る年であると考えます。県と市町村、ツーリズムおおいたなど、関係者が一体となってアドベンチャーツーリズムの振興等に取り組み、県観光を発展させていかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、今後どのように観光振興に取り組んでいくのか、観光局長に伺います。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

本県の豊かな自然や文化を深く体験するアドベンチャーツーリズムは、県内各地への周遊促進や滞在時間の長期化につながる、大変効果的な取組だと考えております。

そこで、体験そのものに磨きをかける取組として、県では、海の上から景観を楽しむ日出町のSUPクルージングでありましたり、稲積水中鍾乳洞をボードで探検するアクティビティなどの造成支援に力を入れてまいりました。

4月に体制を強化いたしましたツーリズムおおいたにおいても、今年度、国の補助金を活用しながら、豊肥・県南エリアの地域資源をストーリー仕立てにしたコンテンツの磨き上げを主にオーストラリア市場をターゲットに取り組む予定にしています。

また、体験の質と安全性を確保するため、大分県アウトドア事業推進協議会とも連携しながら、ガイドング技術や安全管理に関する知識・技能の向上を図るなど、ガイド人材の育成にも力を入れているところであります。

今後とも市町村やツーリズムおおいたと一体となって、地域資源をいかした付加価値の高い体験型コンテンツの充実により、県内各地における観光消費の拡大を図り、持続可能な観光地域づくりを進めてまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。アドベンチャーツーリズムに関してですけれども、本年4月、大分県議会海外調査研究派遣として、私も、スイスを訪問させていただきました。スイス連邦では、アルプス山脈などの世界中の人々を魅了する壮大な自然環境を舞台に、政府やDMO、そしてコンテンツを提供する事業者がそれぞれの役割を果たし、旅行者たちの満足度をさらに高めています。ガイドの資格についても、国際規格、またスイス政府による認証など、旅行者の安心・安全を担保するための仕組みを常にアップデートしようという姿勢が見られました。

大分県におけるアドベンチャーツーリズムの展開において、県内の様々なアウトドアコンテンツの安全・安心な提供の仕組みづくりはもとより、ガイドをはじめとする関係者への情報提

供やスキルアップの機会の充実が必要となります。

また、県域DMOであるツーリズムおおいたはその役割をしっかりと果たすべき核となる組織として、今後さらに重要となつてまいります。

私は昨年年第2回定例会で、ツーリズムおおいたの改革と連携強化や、大分県の今後の観光振興の環境整備に資する宿泊税導入に向けてなど、大分県の今後の観光施策については、これまでの県庁の常識を超えた本気度がなければなし得ない組織づくりと財源確保の議論であり、商工観光労働部、人事や財政をつかさどる総務部を含め、全庁で観光推進体制の再構築に力を注いでいただくことを強く要望させていただきました。渡辺観光局長にはその実現に熱心に積極的に取り組んでいただいております。

そこで、今回の観光推進体制の改革、特に県域DMOであるツーリズムおおいたとの新たな連携体制の構築による、現時点での成果と今後の方向性について、観光局長の見解をお伺いします。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

4月に行いましたツーリズムおおいたの組織体制の見直しでは、新たにDMO事業本部長を設置することなどによりまして、主にマーケティングや地域マネジメント機能を強化したところであります。マーケティングにおいては、観光庁の統計データ等を活用しながら、議員から御指摘のありました観光消費に係る課題等についても分析を始めたところでございます。

また、新たに観光地域づくり共創事業に取り組む中で、これまで以上に現場に出向き、地域の抱える課題把握にも努めております。それらの情報は観光局にも随時共有されておりまして、日々秒針を合わせるように連携が図られるようになってきたと感じております。

今後はこうした取組をさらに充実させていくことによりまして、ツーリズムおおいたがこれまで以上に地域から頼られる存在になるとともに、これまでの人数をかき集める観光ではなく、お金が落ちる仕組みをつくり、地域の稼ぐ力を

存分に引き出ししながら観光地域づくりを進めていくことを期待しているところでございまして、県としても一緒になって汗をかいていこうと決意を新たにしているところでございます。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 観光局長から力強いお言葉もございました。今回の組織再編、物すごく期待しております。また、しっかり検証しながら、前に前に進めていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、医療的ケア児者への支援について伺います。

我が国には、人工呼吸器による呼吸管理など、日常生活を営むために恒常的な医療処置を必要とする医療的ケア児が約2万人いると推計されており、大分県内にも250人ほどが暮らされております。

県では、令和4年7月に医療的ケア児支援センターみつわを設置し、医療的ケア児の皆さんが一人一人の心身の状況やライフステージに応じた適切な支援を受け、健やかに成長すること、その御家族や関係者の困り事をサポートする体制を整えられております。

また、本年度予算でも医療的ケア児の保護者の方々が一時的にケアを休むことができるレスパイトの受入れ体制を充実させる県独自の取組が措置されております。

しかしながら、お子さんが成長し成人を迎えた後の問題、いわゆる18歳の壁があり、全国では、特別支援学校などには医療的ケア児の人数の8割以上に当たる看護師が配置されております。たん吸引といったケアを行っておりますが、成人を受け入れる事業所では、医療的ケアが必要な人が利用する施設は約2割と、非常に少ない状況であります。

保護者の皆様の負担軽減のため、執行部の皆様には、医療的ケア児に関する支援措置をこれまで拡充していただきましたことに大変感謝しております。

しかしながら、18歳を機に負担が増大し、保護者の方も体力が衰えてくることで、ケアができなくなることが今後考えられます。

5月27日、議員立法での医療的ケア児支援法改正案が自民党の総務部会で了承され、今後国会で議論になると伺っております。今回の改正では、18歳以上の医療的ケア者と、多くが医療的ケアを必要としている重症心身障害者も支援対象とし、切れ目ない支援を受けられるようにするものであります。法律の名称も医療的ケア児等および重症心身障害者支援法に改めるとされています。また、医療的ケア児等の家族の身体的、精神的な負担を軽減するため、一時預かりや居宅で夜間も保健医療サービス、福祉サービスの支援が受けられるようにするとされております。

国の動きも見据え、医療的ケア児への支援を充実させることはもとより、成人し、医療的ケア者となった際に支援が途切れることのないよう取り組むことが重要であります。

こうしたことを踏まえ、医療的ケア児者の支援について、どのように取り組んでいくのか、こども政策局長にお伺いいたします。

嶋議長 小野こども政策局長。

小野こども政策局長 お答えいたします。

県では、医療的ケア児の保護者団体等からの声を踏まえ、令和6年度から保険適用外であるレスパイト目的での訪問看護利用料への助成を、また今年度からは短期入所を受け入れる施設への経費助成の制度などを開始したところでございます。

成人後も含めた支援については、令和元年度から医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを108人養成しており、児童だけでなく、成人後の支援についても学んでいただいております。各コーディネーターは、退院前後から在宅移行後の就園、就学、さらには成人後の重度訪問介護をはじめとした障害福祉サービスの利用調整など、ライフステージを通じた切れ目のない支援につなぐ役割を担っているところでございます。

また、県の支援センターみつわでも、医療的ケア児だけでなく、成人に関する相談に対応しております。

成人後も利用し慣れた児童向けと同様のサー

ビスの継続希望があることは承知をしており、国の動向等を注視しながら、今後も医療的ケア児者が地域で安心して暮らしていけるよう、当事者に寄り添った支援に努めてまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。先日、知事と一緒に厚生労働省に伺ったときも、副大臣のほうにこの医療的ケア者となった、18歳を超えた成人の方の今後のケアについてのお話もさせていただいたところでございます。引き続きその点も意識しながら御尽力いただきたいというふうに思っております。

今日ちょっと冊子を用意してきております。この冊子は、発足して8年目になります大分県医療的ケア児者の親子サークルここからさんが約1年をかけて、さきほどのみつわさんと一緒に作られたものでございます。タイトルは「ここから～医療的ケアとともに歩む家族のためのお守り～」と名づけられたこの冊子には、医療的ケアが必要なお子様を持つ御家族の心と生活に寄り添い、共に考え、支え合っていきたいとの思いがたくさん込められております。今日、この冊子を作成した関係者の方も、実は傍聴席におられるんですけども、ぜひとも皆さんも御覧になっていただければというふうに思っております。

我が会派は大分県医師会や看護連盟と毎年意見交換を行っておりますが、昨年の意見交換の中で、医療的ケア児に対応できる看護師不足や重度医療的ケア児を診療している病院が少ないため、小児救急が逼迫しているなどの課題が上げられました。

また、保護者の皆様からは、レスパイト施設に関する要望が多数、医療的ケア児支援センターに届いているとお聞きしております。急性期と自宅ケアをつなぐ中間的施設での受入れ体制整備やレスパイトを安定的に提供する施設の受入れ体制強化が本県でも課題であると考えますが、医療的ケア児に係る施設での受入れ体制の充実について、どのように取り組んでいくのか、伺います。よろしくをお願いします。

嶋議長 小野こども政策局長。

小野こども政策局長 答えたいします。

医療的ケア児の増加に伴い、議員御指摘のとおり、小児救急の逼迫やレスパイト施設の不足が課題となっております。このため、急性期病院と在宅療養との間の中間的な受入れ施設の設置について、医療関係者と検討を重ねているところでございまして、今月4日には知事から国へ要望したところでございます。

また、受入れの拡大には、医療的ケアに対応できる看護職員の養成も不可欠であり、今年度から新たに経験豊富な看護師によるOJT研修にも取り組みます。さきほど御答弁申し上げました短期入所施設への助成も合わせ、これらの取組により、施設での受入れ体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。引き続きの取組をお願いしたいと思います。

日本医師会についてちょっと話をさせていただきたいんですが、日本医師会が2024年、2年前ですけれども、小児在宅ケア検討委員会を設置されました。この委員会は、18名の委員で構成され、委員長には、実は大分県医師会の河野会長が就任されておまして、また委員に坂ノ市病院の長濱先生もいらっしゃいます。

検討委員会は本年3月に日本医師会長に答申した医師会による小児在宅ケア体制整備と医療的ケア児者の支援についてというのにこのようにまとめられております。

診療所や病院の一般診療医師にとって、医療的ケア児支援は専門性が高く、自分には難しい分野と感じられがちである。しかし、必ずしも全ての医療的ケア児支援を一人で担う必要はない。外来診療、在宅医療、学校や保健所への助言、災害時の協力など、関わり方は多様であり、医師会を通じたバックアップ体制があれば、地域の医療の一員として無理のない形で参画することが可能である。医療的ケア児とその家族の生活を支える持続可能な地域医療体制が構築されることを本委員会としてここに強く願うものであるというふうにまとめられております。

こういった医師会との連携も今後必要である

というふうに思いますので、ぜひともこの部分も意識して進めていただければというふうに思っております。

それでは、続いて、高校教育改革実行計画の策定について伺います。

本年2月に国から高校教育改革に関する基本方針が公表されました。デジタル技術の目まぐるしい発展により、現在の人材供給トレンドが続けば、将来的には事務職は余剰となる一方、AI・ロボット関係のいわゆる理系人材は不足する労働力需給ギャップが発生するとされています。このため、AIに代替されない能力や個性の伸長などを目指して、2040年に向けたN-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想を推進していくことが打ち出されています。

具体的には、一つ目として、専門高校の機能強化、高度化、2番目として、普通科改革を通じた高校の特色化、魅力化、三つ目として、地理的アクセス、多様な学びの確保の三つの柱を軸に高校教育改革都道府県実行計画を策定することとされております。

第1回定例会では、高校教育改革のための基金造成がなされ、これによりN-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想の実現のために改革を先導する拠点を創出することとなっております。早期の取組を期待する一方で、地域のバランスも考慮しながら、より多くの地域の高校にも効果が波及するよう取り組んでほしいと考えております。

また、先日の知事との文部科学副大臣への要望の際にも、遠隔教育における人員配置の拡充も含め、高校教育改革に向けた支援の充実をお願いしてきたところであります。

こうしたことを踏まえ、今後のスケジュールやその方向性も含め、本県の高校教育改革実行計画の策定をどのように進めていくのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

理系人材やエッセンシャルワーカー等の不足が懸念される中で、本県産業を支える人材の育成に向けた専門高校等の高校教育改革が急務と

なっております。

国のグランドデザインに基づいて、県の産業構造や就業推計等を勘案し、全県的な成果の波及を念頭に改革のパイロットケースとなる拠点創出に向けた取組を進めているところです。

また、これと並行して、拠点校以外の高校も含め、県全体の高校教育改革を推進するための方針として、今年度中に高校教育改革実行計画を策定することとしています。

策定に際しては、大学や産業界等も加えた検討組織を来月中に立ち上げ、産業界で求められる人材の姿や各地域の特色等を分析、整理し、大学や企業、地域などと一体となった先進的な取組を検討してまいります。

実行計画の実現に向け、国が来年度新たな交付金による財政支援を検討していることから、先日知事と文部科学省等に支援の拡充を要望したところです。森議員におかれましても、副議長として御同行いただき、一緒に要望していただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。

今後、強い経済や地域社会の基盤となる人材の育成に向け、知事部局とも緊密に連携して、真に実効性のある計画を策定し、高校教育改革を着実に進めてまいりたいと考えております。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。三つの柱のうち、地理的アクセス、多様な学びの確保の分野の遠隔教育について伺いたいと思います。

遠隔教育においては、現在12校での取組が行われており、来年度には17校で実施、16名の専任教員を配置されると伺っております。遠隔といえども、双方向で分かりやすい授業が行われており、生徒の皆さんからも挑戦意欲や学習意欲が高まったというアンケート結果もあると聞いております。

全国的に見ますと、北海道などと並んだ先進事例として大分県が注目されておりますが、今後の専任教員の配置目標や今後解決すべき課題などについて、ありましたら教育長にお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

遠隔教育については、現在、地域の普通科設置校等の理系の生徒を対象にしております。今後はこれを文系の生徒等への対象拡大ということを考えておまして、これを実現するには、この遠隔教育配信センター、現状17人のところをおおよそ30人程度の確保が必要となります。

こうしたことから、遠隔教育を進める上での最大の課題はこの専任教員の人件費であるというふうに考えております。現状ではこの遠隔教育の専任教員は高校標準法における定数算定の対象外となっているため、交付税措置が受けられず、県単独の予算で対応しております。さきほど申しました先日の政府要望でも、文部科学副大臣や総務大臣に対しまして、別枠による加配定数措置といった財政支援を要望したところであり、今後も全国知事会等を通じまして、継続的に国への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。私も遠隔教育センター伺った際に、先生の教え方のうまさとか、また、双方向でできる環境があるという現実を見たときに、非常にこれは今後も必要であるなというふうに感じたところでありますが、現在の16名の専任教員さん、また今後必要となる30名程度の専任教員さんを単費で賄わなければならないということは非常に大分県としても財政負担の大きいところでありまして、北海道又は大分が全国のトップランナーとして今走っていつているからこそ分かる課題であるというふうに思っております。今後、また総務省、また文部科学省にしっかりと私どもも事あるごとに訴えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、地域の高校の定員確保について伺います。

本県においては、本年度入試から複数校志願制度が導入されました。全県一区制度に関する様々な議論がこの議会でもなされてきた中で、一昨年の第1回定例会における我が会派の阿部

英仁議員の代表質問において、地域の高校が衰退すれば、最終的には生徒が県外へ流出してしまう懸念もあることなどから、今こそ全県一区制度を検証し、その手当てを行うべきとの議論を踏まえ、山田教育長をはじめ、執行部の皆様には課題に真摯に向き合っていただき、入試制度改革に取り組んでこられたと承知しております。

本年度入学者選抜において、県全体では募集人員に達しなかった全日制高校は20校で、約500名の欠員が生じる結果となっていますが、地域の高校の定員充足については、複数校志願制度の導入による効果の分析が必要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、いわゆる教育の無償化及び県立高校の複数校志願制度の導入が地域の高校の定員確保にどのように影響したのか、教育長の見解をお伺いします。

また、それを踏まえ、今後地域の高校の定員確保にどのように取り組んでいくのか、併せてお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

今年度の県内の中学校卒業者の県内の私立全日制高校への進学率は24.8%で、前年度比0.4ポイントの増にとどまっています。過去5年間の平均進学率24.5%と比較しても、今回の入試については、本県における無償化の影響はさほど大きくないのではないかと考えられます。

複数校志願制度については、今回の入試で91人が第2志願に出願し、地域の高校2校を含む3校が定員を充足しました。その結果、県立全日制定員充足率は92.5%で九州トップとなっており、地域の高校に限定しても86.4%と、前年度比で1.4ポイント上昇しております。

一方、第2志願でも不合格の生徒がいるほか、一部の地域の高校では欠員が拡大しており、活性化に向けたさらなる対策が必要と考えます。

これを踏まえ、次回の令和9年度入試からは、受験生の選択肢をもう一段広げるため、第3志

願まで出願可能となるよう変更することとしました。

加えて、大分・別府両市以外の全日制普通科において、地元で活躍する意欲のある生徒を対象とする地域活性化枠を設けた自己推薦型入学者選抜を導入する予定です。

今後も、魅力ある学校づくりはもとより、こうした入試制度改革の効果等も分析し、改善を重ねながら地域の高校の定員確保に努めてまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 今年度からの取組ということで、様々な課題もあったかと思います。効果の検証において、今回の複数校志願制度導入を高校現場ではどのように受け止めておられるのでしょうか。

また、生徒本人、保護者、また中学校、また地域の方、そして塾の先生などの反応なども、今後、制度のブラッシュアップにおいて大切な要素であると思いますが、このことについてどう考えておりますでしょうか、伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

この複数校志願制度、今回が初回ということで、子どももそれに対する御意見等を調査してまいりました。

まず、高校の受け止めですけれども、地域外の他校にチャレンジした高成績の生徒がそこで不合格で、第2志願として地域の高校に入学したという例がございますが、非常に成績のいい生徒ということで、他の生徒への刺激となって学校の活性化に寄与しているというような声がございます。

また、この複数校志願制度の導入に伴いまして、従来やってきた二次入試を廃止しましたので、高校においては年度末、非常に忙しい時期に行うこの二次入試の入試事務の負担軽減が図られたということ、非常にこれは大きな効果であったという声が寄せられております。

また、中学校でも、この二次入試に向けたいろんな面接の指導とかいろんな準備がございますが、そういった負担が軽減したということで、評価をする声が多数ございます。

また、中学生や保護者からは、従来の制度では一次入試で不合格で、すぐに二次入試ということで、失意の中にある、非常に精神的にダメージを受けた、その中で次の挑戦ということで、それが非常に負担が大きかったわけですが、加えて、今回は再度受験する必要がないため、受験料もいらないということで、そういった精神面とか体力面とか経済面での負担軽減が図られているということで、これも高評価として声が寄せられております。

課題といたしましては、今回、第1志願の発表と第2志願の発表の間に5日間、期間があったんですけれども、私立高校の入学手続の期限がこの第1志願の合格発表の直後ということで、第2志願の発表まで待たずに私立高校への進学を決めたという生徒がいるというような報告を受けております。

そこで、次の入試では、この第1志願から第3志願までの合格発表を私立高校の入学手続の期限より前に一括してまとめて行うというふうに改めるように考えております。

今後も学校現場や関係者の意見をよく聞いて、入試制度の検証を行って、さらなる、よりよいものに改善していきたいと考えております。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。この議場で再三議論がされてきた高校の入試制度改革ということであります。今回の高校教育改革実行計画の策定と並行して、将来を担う生徒たちが生き生きと学び活動できる環境整備に引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で森誠一議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

→...←

午後1時 再開

森副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。末宗秀雄議員。

〔末宗議員登壇〕（拍手）

末宗議員 こんにちは。

昼食が済んだ後、皆さん眠たいと思いますけれども、まあ、寝ていても結構でございます。興味のある人は聞いちゃってください。

いよいよ質問に入るわけでございますけれども、正に今、サッカー、FIFAワールドカップが始まって、今日はやばな質問をしないといけないと思って、世界情勢に合わないわけですが、せつかくの機会でございますので、精一杯やらせていただきたいと思います。

それから、傍聴の皆さん、ありがとうございます。

今の政治状況、今年2月8日に投票が行われた衆議院議員の選挙の結果、高市政権、高市人気ということで、ネガティブキャンペーンも多かったけれども、定数465議席のうち、自民党単独で316議席、絶対的圧倒多数でございます。そういう結果を踏まえて、このような中で私も、高市政権そんなにもいいんですけれども、高市政権としてやっていただきたい、やってもらいたいのは、それはやっぱり戦後80数年過ぎたけれども、国民の悲願とも言ってもいいわけですが、アメリカから押しつけられた憲法の改正でございます。例えば憲法の18条、奴隷という言葉があります。日本の古来からの制度史上、奴隷という言葉は日本には存在しておりません。そういう憲法がアメリカから押しつけられたわけですが、最大の欠陥として、憲法9条第2項の、9条の戦争の放棄です。特にその第2項、前項の目的を達成するため、陸軍、海軍、空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めないと明記しております。そういう憲法をアメリカから押しつけられたわけですが、日本政府、この憲法9条第2項について、日本の政府は、戦力の不保持と交戦権の否認を定めた同項は、自衛のための必要最小限度の実力、自衛隊を保持することまで禁じておらず、独立国家として自衛権の行使は当然に認められると政府は解釈しております。正に詭弁でございます。そういう詭弁で憲法を解釈している中でこの日本という国が成り立っているわけ

ですけれども、このような言葉をねじ曲げて解釈し、自衛隊を合憲とするようなばかげた解釈をしております。私が思いますに、自衛隊は正々堂々と合憲であるという憲法にしなければなりません。高市政権の悲願でもある憲法改正を実現し、そのためには、野党に対しましては、伏しても、どのような形でも、妥協しても、野党と話して、憲法改正を実現していただきたい。単に憲法の改正が私、できるとは思っておりません。憲法改正した暁には、高市政権、退陣をしていただきたい。やっぱり高市政権が日本の政治の中で名を残すとすれば、身を捨ててこそ浮かぶ瀬もありと申します。今、正にそのときじゃないでしょうか。自分の進退をかけて、そういうことを実現していただきたいと思っております。

衆議院の定数が465、憲法改正に必要な3分の2は310議席であり、もう十分でございます。維新の協力もいりません。

次に、参議院の定数は248、その3分の2は166議席であって、自民党とこれには維新も入れて、維新が19で120、合わせて。あと46足りないわけですが、憲法改正に不明な党がたくさんあります。国民民主というんですか、あれが25、公明党が21、参政党が15、保守が2、みらいが1、無所属が10、これが不明で、立憲は大方反対でしょう。そんなふうに解釈しております。その中で、憲法改正をどうしても高市政権としてやって、そして、一仕事して退陣をしていただきたい。その退陣というのが主で、そういう覚悟がないと、政治というのは前に進まないと思っております。そういう気持ちで、今、正に千載一遇のチャンスというか、戦後80年やってきた中で一番のチャンスだと思っております。

第一、自衛隊どうしてできたかといったら、ちょうど憲法ができたのが、あれは11月3日、5月3日が施行ですから、1945、6年にできたと思っております。ただ、朝鮮戦争が1950年から53年、ちょうどアメリカが日本にそういう戦力がいないと憲法に押しつけたわけですが、朝鮮戦争が始まって、日本の、

日本に、日本人を、日本人というより、日本を基地にして戦力をつくって、アメリカが、朝鮮で戦争をしたわけですので、その状況がちょっと変わっただけで、そういう気持ちも、いっそのこと朝鮮戦争の後に憲法ができていたら、そういう憲法9条なかったじゃないかと私思っていますけれども、そういう中でできた制度ですので、今年から来年にかけて、ほかの政策はあまりしなくてもいいから、憲法改正だけはお願いしたいという気持ちでおります。ここには自民党の議員も何人かおられるそうですので、眠っていない人は聞いちゃってください。そういう思いを持ちながら、今の政治をずっと眺めているわけですが、あまり長いので、質問に入ります。質問忘れてしまったら悪いので。

それでは、1番に、中東情勢悪化による物資供給対策及び物価高騰対策についてお聞きしたいと思います。

中東情勢の悪化は、戦闘終結の合意がなされたとの報道もありますが、経済状況としては先行きが見通せず、原油価格の高騰や物流の停滞などを通じた物資の供給に対する不安として、我々の生活に大きな影響を及ぼしています。燃料費や食料品価格の負担増に加え、企業活動や地域経済にも波及しており、一刻も早い事態の収拾が望まれます。

事態が長期化している今、県内事業者は深刻な状態に陥っています。

まず、建設業においては、住宅の断熱材として使われるスタイロフォームが、現在、市場にほとんど出回っておらず、入手が極めて困難な状況にあります。そして、塩化ビニール管なども供給が不安定であり、アスファルト関連資材は30%以上値上がりしているということです。さらに、石油由来のナフサを基礎材料とする塗料やシンナーも価格高騰しており、その先行きは不透明です。これらの資材がなければ、家を建てることも、道路を整備することもできず、事業そのものが立ち行かなくなるという、正に緊急事態だと感じております。

次に、医療の現場においては、手術に使用する医療器具や使い捨ての医療用品の一部におい

て、品薄状態や価格高騰が報告されています。これは患者さんへの適切な医療提供に支障を来しかねない、非常に憂慮すべき事態です。

また、本県の基幹産業である農業においても、ビニールハウスの修繕に必要な農業資材の供給が不安定になっております。特に台風の多い本県において、農業用ハウスが大規模な被害を受けた場合、修復に必要な資材が手に入らず、復旧できないといった事態も起こり得ます。これは農家の経営を直撃し、食料供給にも影響を及ぼす可能性があります。

これらの資材価格の高騰は、製品やサービスの価格に転嫁され、消費者物価を押し上げております。国の消費者物価指数では、令和8年4月分が前年同月比1.4%、これ、うそだと思いますけれども、私、上昇となっております。私も含め、県民の肌感覚として、この数値以上に生活への影響を感じているのではないのでしょうか。特に食料品やエネルギー価格の高騰は家計を圧迫し、日々の生活必需品の購入にも影響を及ぼしています。

今回の中東情勢悪化による物資供給不安は本当に深刻であり、これまでの施策効果を打ち消しかねない状況です。県単独での対応には限界があることは理解しておりますが、関係機関等と連携し、国への要望活動等を含め、何らかの事業者への支援が求められています。

こうしたことを踏まえ、物価高騰対策も含め、中東情勢悪化による物資供給対策に県はどのように取り組むのか、知事にお伺いいたします。

あとは対面席にて質問いたします。どうぞよろしくお願いします。

〔末宗議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

森副議長 ただいまの末宗秀雄議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 末宗秀雄議員の中東情勢悪化による物資供給対策についての御質問にお答え申し上げます。

中東情勢を背景としまして、ナフサをはじめとします石油関連製品の供給不安、価格高騰が生じ、その影響が建設資材や医療物資等にも広

がる中で、供給や価格の安定が強く求められているところでございます。

こうした状況を受けまして、国においては、石油関連製品の中東以外からの代替調達でありますとか目詰まり対策、燃料油の価格安定のための補助金など、必要な対策が講じられてきております。

本県では、原油価格高騰等に関する特別相談窓口を開設しました。そして、多くの皆様から資材の調達遅延や急激な価格高騰による新規工事の受注停止など、切実な声を直接、また相談窓口を通じて伺っているところであります。

こうした地域の切実な状況を国に伝えないといけないということで、私自ら国に対しまして、物資供給、価格高騰に係る要望書でありますとか個別の困難事例、いただきました全ての事例を表にしまして、伺いまして、石油関連製品の安定供給確保、そして事業者に対するさらなる資金繰り支援等について強く要望してきたところであります。

また、九州経済産業局長とも話をしましたけれども、国の中東情勢関連対策ワンストップポータルサイトというのを開設を九州経済産業局がしております。そこに供給が滞っている製品でありますとか、その状況等を書き込んでもらえば、個別にその状況を踏まえて供給元等に問合せをして対応するというものもしているので、是非利用してほしいという話もいただいたところでございます。

また、国に伺った際に厚生労働副大臣からは、命に関わる医療現場については、国が備蓄している手袋の放出を決定して、順次配送しているというふうな説明もいただきました。

また、県の対応でございますけれども、今回の補正予算案の中で、中小企業等の資金繰りを支援するための県制度資金融資枠を100億円から200億円に拡大するという対策、そして、再エネルギー設備の導入を促進する補助制度等を創設した案を御提案申し上げているところであります。

さらに、農林水産業の経営安定を図るためには、高効率の省エネルギー整備の導入、供給不

足が懸念されます化学肥料等の代替品、有機肥料等の購入支援なども実施を行うこととしております。

加えて、国が実施している中小企業向け支援策、価格転嫁の適正化に関する取組、さらにはさきほど申しました九州経済産業局のワンストップポータルサイトの活用等についても、関係団体等と連携しまして、広く中小企業の皆さん、農林水産業の皆さん等に周知をしているところでございます。

なお、物資の供給停滞や価格上昇が長期化した場合には、県経済への影響がさらに広がることも想定されます。今後も必要な対応をしっかりとアンテナを高くして機動的にしっかりと行っていくことが重要であるというふうに考えております。

今後とも国際情勢、国の対策の動向等を注視しながら、現場の状況等もしっかり把握しながら、物資の安定的な供給に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 戦争ですから、和平が実現するとは、私思っておりますけれども、それが落ち着くまで、随分時間もかかってくる、いろんな変動が起こって、物価高騰が特に激しいんじゃないかと思っております。

そういう中で、私、この質問するとき、物価高騰が1.4%っていうんですよ、政府が発表するのは、前年同月比ですね。そしたら、1.4%というのは政府が望んでいる調整インフレの範囲内、政府は10年ぐらい前からか20年ぐらい前だったか、調整インフレで2.5%ぐらいだったら、日本の政権が一番いいなという、そういうデータを出していたんですけども、それがこの状況下で1.4%という数字。例えば私が外食をすると、大体二、三割上がっています。そして、食料品もみんな上がっているという話、そして、例えば住宅、マンション、住宅を例に取れば、大体坪40万円ぐらいの建物なら、大体、普通の住宅、それが今、大体もう100万円近くなっております、2倍以上。そしてマンション、例えば大分市のマンション見

たら、大体1, 300万円ぐらいだった、七、八年前が。そしたら、今はもう大分の駅裏が4, 500万円以上、5千万円から1億円という話もあります。それを1. 4%、複利でも何でも結構やから、何年たったらこの1. 4%の数字になるんだろうか。これ、明らかに政府が、私、ごまかしていると、そういうデータをつくっているとと思っています。何で国民をだますのかなと、私、自分で考えますのに、国民の年金、これが1. 4%を例えば30%とか40%いったら、年金の額がどのくらい上がるか分かりません。それとか、医療費がどのくらい上がるかも分からない。そういう政府負担が恐ろしく上がる。根底には、本質的にはそこら辺りかなとも私思いますけれども、実態と合わない、そういう食料品からマンションから住宅の値上がり、それを県としてどのように捉えて政策を練っているのか、そこら辺りをまず一番に聞きたいと思います。

森副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

議員御指摘の総務省が公表している消費者物価指数でございますけれども、こちらは政府によるガソリン価格の負担軽減措置、今、190円を170円に下げるといふ措置やっておりますけれども、それに加えまして、ガソリン税の暫定税率の廃止がありました。このような消費者物価指数におけるエネルギー関連の上昇幅が今抑えられている状況でございます。

加えて、教育関係でいいますと、高校授業料の無償化がございました。この関係で、いわゆる教育費が6. 1%減というふうになっておりまして、このような数字も総合の物価上昇率を一定程度下押しさせているというふうに承知しているところでございます。

一方で、御指摘もありましたけれども、もう一つ、日本銀行が試算している総務省の公表値からこういった政策の要因を取り除いた消費者物価コア指数というのがあるんですけれども、こちらは4月は2. 8%というふうになっておりまして、こちらのほうはさっきのエネルギーの価格を抑えていますとか、教育費が下がって

いますとか、そういった政策要因取り除くと2. 8%というふうになっておりますので、そういった乖離が出ているのかなというふうに考えております。

いずれにしましても、物価上昇に負けない賃上げ支援策も我々実施しておりますので、今後もこのような対応をすることで、物価上昇に負けない県経済を導いていきたいと考えております。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 部長、理屈はよく分かります。政府というのはなかなか不屈の精神で言い訳をするわけですから、国民をばかにしたような話がどんどん進んで、そういう言い訳をするわけですが、現実には私たちが外食でしたら3割ぐらい上がっていますよ。多分皆さん方も外食に行ったときとか、二、三割上がっている。住宅を、何歳ぐらいで買うのか分からないけれども、県庁の職員に聞いてみてください。マンション買いたいんだけどもっていったときに、どのくらいの値段が上がっているか。それを考えただけでも、そういうのをデータで表せないようにしている統計、正にそこが権力の怖さというか、権力のやましきなんでしょうけれども、そういうのを踏まえて、大分県としては、政府はそうだろうけれども、現実にはそうやないなという感覚で現実の政策を取っていただきたい。そういう思いで、県民のことを考えて政策を取っていただきたいというのが気持ちでございますので、知事さん、ひとつそこをお答えをお願いします。

森副議長 佐藤知事。

佐藤知事 そこをしっかりと生活感覚を踏まえて、様々な政策を組み立てていきたいというふうに考えております。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 それでは、次に、私、久しぶりですが、宇佐のことを随分ちょっと今から、時間があればずっと最後までやりたいと思っております。

一番に、道路の整備についてですけれども、九州の東の玄関口である竹田津漁港フェリータ

一ミナルと東九州自動車道宇佐インターチェンジを結ぶ高規格道路の候補路線である宇佐国見道路は、宇佐地域の産業振興、観光振興に資する重要な路線であります。現在は高規格道路と同等の機能を早期に得られるよう、現道活用により、黒川松崎線の整備が進められております。

こうした背景の中、令和2年の第1回定例会においても質問させていただきましたが、宇佐国見道路の代替路線として位置づけられ、県北地域を代表する幹線道路である県道中津高田線は、沿線には自動車関連企業等が集積しており、産業道路としての役割も大きいことから、その整備は地域経済の活性化に不可欠です。特に平成7年に都市計画決定された全長約5.9キロメートルにわたる黒川松崎線ですが、現道の県道中津高田線は交通量も多く、交通事故が多発しており、利用者の安全・安心の確保のためにも、一刻も早い完成が望まれるところです。

そこで、黒川松崎線の整備状況を含め、宇佐地域における道路整備について、今後どのように進めていくのか、土木建築部長にお伺いします。

森副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

県道中津高田線は、自動車関連企業が集積する北九州・京築地域とつながり、県北地域の産業活動を支える道路として重要な役割を担っています。

そのため、多発する交通事故や混雑の解消、産業道路としての機能強化に向け、中津高田線のバイパスとして、都市計画道路黒川松崎線を整備するとともに、その他の工区でも課題解決に向けた取組を進めているところです。

バイパス区間では、中央部の江須賀金屋工区2.8キロメートルについて、平成29年度から事業化し、用地取得や補償物件の移設を進めるとともに、一部工事に着手しているところです。

その他の工区についても、大型車の往来の多い浜高家工区では歩道整備を、冠水による通行止めが発生する浮殿工区では道路改良に取り組んでいます。さらに、県道山香院内線等でも歩

道の整備を進めるとともに、県道下恵良九重線などの山間部では早期の効果発現に向けて、待避所設置等の局所的な改良による1.5車線の道路整備に努めているところです。

今後も宇佐地域の発展に向け、地域のニーズや課題を踏まえ、道路整備に取り組んでまいります。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 はい、どうも。今、今日、黒川松崎線を部長、聞いているので、ほかのは余談でいいんですけども、5.9キロメートルで、2.8キロメートルを今、整備、それを、私が言いたいのは、さきほど質問したのは、それを早期にやっていただきたい、早急にやっていただきたい、予算をたくさんつけていただきたいという質問でございます。その点について、宇佐の土木事務所の予算が県全体で何%か知らないけれども、宇佐土木に少しでも予算をたくさんいただきたいという質問でございます。それを踏まえて、もう一度答弁をお願いします。

森副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 道路整備に当たっては、県内それぞれで様々な課題がありまして、その課題に応じて事業を展開しているところであります。

その中で、私、さきほど申し上げましたけれども、中津高田線のバイパス、黒川松崎線については、その重要案件の一つだというふうに考えております。工事也多発しております。混雑も生じております。そうした中で、一刻も早く工事が進捗できるよう、引き続き、全体のバランスの中ではありますが、取り組んでいきたいというふうに考えております。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 部長、ほんならちょっと質問を変えよう。黒川松崎線、2.8キロメートルと言ったけれども、道路は全体が通じないと役をしない。その中で、何年までにどのくらいする、何年までにどのくらいするっちゃう、そういう具体的な数字が答弁になかったんですよ。

だから、ちょっと今、そこら辺りを踏まえて、それが例えば5年計画だとか、10年計画とか、

7年計画とかだったら、それを早めていただきたいというのが私の質問の意思ですので、ちょっと具体的に何年度どこまでやるとか、そういうのを具体的にここで述べていただきたい。

森副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 まず、今事業化されております中津高田線の江須賀金屋工区については、今現在では令和14年までという目標で取組を進めております。しかしながら、今、用地取得に向けてそういった交渉も継続中でございますので、地権者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、そうした目標に向けて着実に取り組んでいきたいと。

残り3. 1キロメートルについては、まずは今の事業、2. 8キロメートルの交通動態であるとか、そういった状況をしっかり見極めた上での対応になると考えております。当面はこの2. 8キロメートルをしっかりと取り組んでいくと、そういうつもりで今から進めていきたいと考えています。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 当面は2. 8キロメートル全力でということ、それはありがたいけれども、それを令和14年まで、それを令和、真ん中取ったら令和11年になるき、令和11年度ぐらいまでに、これはもう部長に聞くより知事さんをお願いしたいかもしれないね。

そういうのを、そして、残り3. 1キロメートルの残は、その後用地交渉とかするということから、もう知事の直結の指示で土木部長に命令を下して、ちょっと早期にやるようにここで明言していただきたい。

森副議長 佐藤知事。

佐藤知事 全体のバランスの中で、できるだけ早くやっていただけるといいと思います。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 最高権力の知事さんだから、それ以上はちょっと言いにくいね、私も。

よろしく、知事さん、お願いいたしますわ。

次に、宇佐の中で、国道500号、別府から耶馬溪までを通じる道路ですけれども、国道500号は別府市、宇佐市、中津といった主要観

光地を結ぶ幹線道路、その沿線にはアフリカンサファリや宇佐市の仙の岩、東椎屋の滝、さらには名勝耶馬溪に属する青の洞門など、貴重な観光資源が多くあります。また、近年は自然体験やサイクルツーリズムなどへの関心の高まりや、訪日外国人観光客の増加が期待される中、こうした地域資源の価値が改めて見直されており、県内有数の観光道路の一つだと思います。

私は、令和2年の第1回定例会の一般質問においても要望しましたが、国道500号沿線地域における観光産業の発展のためにも、さらなる誘客促進を図ってもらいたいと切望しています。

平成31年4月に観光局が発足して8年目を迎えますが、今こそ国道500号の重要性を鑑み、沿線の地域と一体になった観光振興に取り組む必要があると考えます。

そこで、国道500号沿線における誘客促進をどのように進めていくのか、観光局長にお伺いいたします。

森副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

県内の宿泊者数は堅調に伸びておりますが、別府や湯布院といった有名温泉地に集中する傾向にありまして、県経済への波及効果を最大化するためには、県内各地域への周遊を活発にすることが課題であると認識しております。

そうした観点から、安心院の桂昌寺跡、地獄極楽や、院内の石橋群などがある国道500号沿線の豊かな自然、歴史文化等は、地域への周遊を促す上で非常に魅力的な地域資源であると考えています。

そこで、県では沿線スポットの魅力を誘客につなげていくために、仙の岩公園の観光拠点化整備や中津市内の観光看板の整備等を行ってきたところでございます。

また、情報発信や誘客強化の取組といたしまして、メイプル耶馬サイクリングロードをPRするために台湾の旅行会社を招聘したほか、宇佐神宮御鎮座1300年を契機に行ったバスツアーでは、安心院葡萄酒工房や一目八景等もコースに組み込んだところであります。加えて、

今年3月に30周年を迎えた安心院農泊への修学旅行誘致などにも、グリーンツーリズム研究会と力を合わせて取り組んでまいりました。

引き続き市町村や事業者とも連携を図りながら、魅力あふれる国道500号沿線への誘客はもとより、県内各地への周遊を促す取組を展開していきたいと考えております。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 令和2年って書いているから令和2年に質問したんだろうけれども、私、令和2年のときから、観光局長、そういう質問をした覚えはないんですよ。今回も、例えば国道500号っていうのは端的に言ったら青の洞門と院内の石橋をつなぐ道ですよ。そしたら、その中津と宇佐の境が5、6キロメートル、バスが通らない道が続いているわけですよ。それをバスが通るようにすれば、中津日田道路と直結するわけですよ。それで新しい観光コースつくって、そういうのを、費用対効果が合わないから、土木部長は恐らく費用対効果のことを言うと思う、できない理由はね。だけどそれを、観光局というんだから、そういうことを観光局として、部長会議とか局長会議があるかどうか知らないけれども、そういう場で訴えて、看板を1個作るくらいなら観光局っていらんんじゃないかと私、思っております。そういう視点を変えて、観光局がどんなふう到大分県全体を持っていくのかという視点を持っていただきたい。

そういう意味で、耶馬溪と宇佐をつなぐ一番主要な道路が国道500号ですので、それをつなぐで、そしてまた、耶馬溪も院内も安心院も、もう人口減少、過疎化と人口減少で甚だ寂しいまちになろうとしている。非常に人口がない中で、ちょこっとした手当てくらいじゃ観光の振興はなかなかできない。本当にまちが栄えるようなまちづくりをしていただきたいのが、私、この質問の目的でございます。

それを含んで、答弁をもう一度お願いしたいと思います。

森副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、バスがなかなか通るの

が難しいという山道もございます。無理をして通るようなコースとか、あるいはぐるっと遠回りをしてというような状況があることは承知しております。

一方で、道路は観光だけではなく、住民生活や農業、商工業、物流、企業誘致など、様々な要素を考慮しながら、総合的に建設や改良の優先順位が決められてくるものと考えております。

観光は今後ますます重要な産業になると考えておりますけれども、あくまでもそういった要素の一つでありますので、私としては、観光で訪れる方々や地域の観光事業者の声をしっかりと聞きながら、道路を所管しています土木建築部をはじめ、関係部局に地域の要望をきちんと届けていくことが役割かと思っております。

引き続き、県内各地における観光需要の変化等も注視しながら、適切に地域の声を担当部局や上層部にも伝えていきたいと考えております。

議員のお気持ちはよく理解しているつもりですが、そういったことも含めて観光振興にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。そういったことで御理解いただければと思います。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 なかなか難しいのは承知しておるんですけども、ただ、新しい観光コースをつくるという発想、観光局ってここの議会におられるんじゃないけん、前はいなかったんですけども、そういう、この議会の中におられるような立場に今なっているんだから、そういう大きな視点、もう、俺が観光局長の間にこれは軌道に乗せるまで持っていくぞというような気概の発言が欲しかったんだけど、なかなか難しいような顔つきやね。しょうがない。よく頭に入れとってください。よろしくお願いします。

それじゃあ、次に行きます。駅館川地域の農業生産基盤の整備についてでございますけれども、地元である宇佐市においては、長年にわたり農業を支えてきた水路等の農業水利施設は、先人たちの多大な労力と英知の結晶であると認識しております。

駅館川地域は昭和39年から、日出生ダムをはじめ、基幹的農業水利施設や大規模圃場の整

備が行われました。これにより県内最大の穀倉地帯となるなど、大分県を牽引する農業振興地域として確立しています。しかし、整備後50年が経過しており、施設の老朽化の進行に伴い、水需要に対する配分量の確保も難しくなっており、再整備が必要な状況となっております。

このような中、安心院地域では平成27年度に国営緊急農地再編整備事業が行われており、農地の再造成やパイプラインの更新等が整備されているところです。既に事業も完了間近となっており、造成された農地における県としての多岐にわたる支援が求められています。

一方、平野部においては、施設の老朽化による応急対応等の維持管理費が増大しています。整備当初からの営農品目も時代とともに変化し、水需要も大きく変わっています。

こうしたことから、基幹的な農業水利施設においては再整備が進められていると承知しておりますが、駅館川地域の平野部における農業振興にとって、今後の具体的な整備計画が非常に重要となってきます。

こうしたことを踏まえ、駅館川地域の農業生産基盤の整備についてどのような取組を進めているのか、農林水産部長に伺います。

森副議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

安心院地域では、国営緊急農地再編整備事業によりまして、醸造用ぶどうやドリンク用茶など、大規模産地の形成、新たな担い手の参入等が進んでおり、地域の活性化に大きく寄与しております。平野部では、国営かんがい排水事業駅館川二期地区の令和9年度の着工に向けまして、国が令和6年度から3年間の全体実施設計を行っております。

この事業では、一つは維持管理の負担軽減に向けた農業水利施設の補修や遠隔操作、監視システムの構築を、二つは、用水不足解消のための取水系統の変更、三つ目には、日出生ダムと日指ダムの耐震補強を行うこととしております。

整備にあたりましては、日出生・日指ダムを結ぶ山中部導水路から着手いたしまして、順次、

幹線水路や頭首工の改修、ダムの堤体盛土などを実施することとしております。

本年秋には、受益者からの事業に対する同意取得が始まりますが、対象者が非常に多く、関係者の協力は不可欠となっております。

県といたしましても、この国営事業が円滑に進められるよう、地元や関係機関と密に連携し、農業振興計画に定める高収益品目の産地づくりにしっかり取り組んでまいります。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 部長、宇佐市の、要するに来年度から始まるかん排事業。それで、妙な話が出ております。今の安心院の再編事業は、宇佐市の平坦部の四日市に事務所を構えております。そして、今度の宇佐市の平坦部のかん排事業で、事務所をどうしようかという話が出ている。俺、何のことかよく分からないんだけど、市長たちがそう言うからそうなんだろうと思って、ほんなら聞いてみろうということで話が終わったんだけど、そういう話は県としてはどういうふうに今進んでいるんですか。

森副議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

国営事業の推進に係る国の体制でございますが、これは国の職員の働き方改革といったところで、全国的には事業事務所の在り方について現在検討しているというような状況を承知しております。

県としては、国営事業が円滑に実施できる体制が、これ、最も不可欠というふうに認識しておりますので、今後も国の動向をしっかり注視しながら情報収集に努め、事業の執行に影響が出ないように、あるいは地元に混乱が生じないように、関係機関と連携し協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 県もいくらか把握はしているというふうなふうに今、捉えたんだけど、現実には事務所が地元ができないと、そういう農林水産省の事業ってあまりないんじゃないかと私、思っているし、そして、市長とかいろんな関係者が事務所をぜひとも、今の宇佐市の平坦部に置

いてくれという希望が出ております。そういうことは、やっぱり市の行政においても、一般の農業者においても、事務所が近くにないと弊害が出るからそんなふうに言っていると私理解しております。

そういうことに対して、県がその後押しをして農林水産省のほうに、ぜひともそれは、事務所は地元ないと困るというような方向を、農林水産省に逆に陳情していただきたい。そういうのを踏まえてこういう、来年度からといいますので、早急に対処していただきたいと思えますけれども、意見ををお願いします。

森副議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

さきほど申し上げましたように、国が全国的なこの体制の在り方を見直すというようなことは、私も承知をしておりますけれども、具体的にこの駅館川二期地区の事業所をどうするのかというところまでは、まだ私も情報ございませんので、引き続きその情報収集をしっかりとした上で、地元が混乱しないよう、事業がスムーズに進むよう、国ともまた話をしてまいりたいというふうに考えております。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 地元の意見はそういうことですので、強い希望でございます。よろしくお願いします。

久しぶりに私、最後の項目まで来ました。宇佐市においては、県北最大の観光資源である宇佐神宮に近接する国道10号線沿いの岩崎地区で新たな道の駅の整備計画が具体的に進行しております。市役所内でも複数回委員会が開催され、基本計画は既に策定済みです。地域連携施設である物産館は市が、その他トイレや休憩施設等は国が設計を担当し、現在、設計の見直しを進めており、令和10年末までに開設を目指していると伺っています。

県内には現在26か所の道の駅が登録され、休憩施設や周遊観光の拠点として利用されております。道の駅は雇用創出、農産物の直売、観光誘致といった地域経済への効果に加え、近年では防災・地域福祉サービス拠点としても期待され、地方創生の重要な役割を担っております。

地元からは道の駅の計画を契機に、販売する商品の開発、連携したイベント開催等を行いたいとの要望の声も届いております。県には開設前から地域団体等への商品開発支援や、地域コミュニティ組織の強化など、具体的な取組を求めます。

道の駅が地域にもたらす経済効果と地方創生におけるその重要性を鑑み、地域振興や県北地域の連携促進の観点から、地域未来創造総合補助金などの活用など、県として積極的な支援を行うべきと考えております。

こうした点を踏まえ、宇佐地域の活性化について今後どのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

森副議長 上城企画振興部長。

上城企画振興部長 お答えします。

宇佐地域は、昨年の御鎮座1300年で大いににぎわいを見せた宇佐神宮をはじめ、涼しいおおいの代表的なスポットでもある岳切溪谷や東椎屋の滝など、数多くの地域資源に恵まれております。

計画が進められている岩崎地区の道の駅は国道10号沿いで、国東半島・宇佐地域のちょうど中心に位置しておりまして、周辺観光地の新たな中核交流拠点としての役割を期待できることから、この機を逃さず地域活性化につなげる取組を応援していきたいというふうに考えております。

例えば地元の北馬城まちづくり協議会では、リニューアルした宇佐駅や、今後整備が計画されております道の駅を見据え、地域特産の大粒の黒大豆クロダマルの付加価値向上と販路拡大を目指しております。この中で、大豆茶でありますとかシフォンケーキなど、新商品の開発にも取り組んでおりまして、県もこれまで地域課題対応枠でありますとか総合補助金など、様々な支援を行いまして、開発当初からバックアップをしております。

加えまして、関係団体で構成する官民連携のプロジェクト会議を開催しまして、JR九州なつ星の活用、あるいは国東半島を巡る周遊ルート of 構築など、将来につながる取組を精力的

に進めています。

県においては、地元自治体はもとより、交通事業者や経済団体を含め、地域活性化に取り組む団体間の調整を図りながら、地域が一体となった取組を後押ししてまいります。

森副議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 要するに、地域未来創造総合補助金とかいうのが単費であると思うんだけど、ほかの単費も入れて、とにかくこれが順調に開設できるように、もう計画して長いんですよ。非常にぬるくて、もうやきもきしているような次第ですので、開設、いよいよ来年、再来年というから、の3月に開設というから、それに向けて、県としても全力で応援お願いして質問を終わりたいと思いますので、知事さん、私非常に重要なことを言いましたので、よろしくお願いします、今後とも。ありがとうございました。（拍手）

森副議長 以上で末宗秀雄議員の質問及び答弁は終わりました。清田哲也議員。

〔清田議員登壇〕（拍手）

清田議員 皆さん、こんにちは。9番、自由民主党、清田哲也でございます。今回、一般質問の機会をいただきました会派の先輩、同僚議員の皆さんに感謝を申し上げ質問に入ります。

また、傍聴来ていただいている皆さん、大変ありがとうございます。

まずは、造船業の振興についてであります。

政府は、日本成長戦略本部において、AI・半導体、防衛産業、港湾ロジスティクスなどと並び、造船業を危機管理投資・成長投資の17の戦略分野の一つに位置づけ、複数年度にわたる官民投資を行う方針を示しています。特に造船分野は経済安全保障の中核として扱われ、国内建造能力の強化が国家的課題とされております。また、昨年国が策定した造船業再生ロードマップでも、10年後の令和17年に国内建造量を現在の約900万総トンから1,800万総トンへ倍増させる目標が立てられています。AI・ロボットの活用推進や高度人材育成の強化、燃焼しても温室効果ガスを排出しないアンモニアや水素を燃料とする次世代船舶の開発な

ど、官民合わせて1兆円規模の投資が計画されており、大いに期待しているところであります。

本県は、大分市大在地区から臼杵市、佐伯市にかけて、強固な造船クラスターが形成されております。特徴として、化学品・油等の液体貨物運搬船やセメント運搬船など、高付加価値な中小型船の建造に強みを持ち、機動性の高い生産体制を有していることに加え、佐伯市には大分地域造船技術センターもあり、国が示すロードマップと極めて高い親和性を有しております。

この国の大きな政策転換を県内の造船業と結びつけ、さらなる成長につなげるには、県として関連企業を含めた企業連携を進めるなど戦略を持った取組を進め、官民の投資を呼び込むことが必要と考えます。

以上のことを踏まえまして、県内の主要産業である造船業の振興に県としてどのように取り組むのか、知事の見解を伺います。

以降、対面席にて行います。

〔清田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

森副議長 ただいまの清田哲也議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 清田哲也議員の造船業の振興についての質問にお答えを申し上げます。

国は、日本成長戦略における戦略分野の一つとして造船業を位置づけるとともに、造船業再生ロードマップを策定して、2035年までに官民合わせて1兆円規模の投資を実現する方針を示しております。本県においても、高付加価値な造船、船舶建造に強みを持つ企業群が形成されており、こうした国の動きは県内造船業のさらなる発展に向けた好機と認識しております。

このような中で、今年2月、三浦造船所が国のゼロエミッション船建造に向けた支援事業に採択されたほか、3月には臼杵造船所が大型クレーンの新設など、最大50億円の設備投資を公表しました。加えて、4月には県内の造船会社6社と修繕会社2社の連名により、建造時における工事手続の簡素化や、緑地面積率の緩和を求める国家戦略特区の申請も行われるなど、既に競争力強化に向けた動きが始まっていると

ころであります。

一方で、造船各社への聞き取りでは、受注は堅調であるものの、人材不足が深刻な課題となっているとの声を伺っております。

こうしたことを踏まえて、県では、策定を進めている地域未来戦略における地域産業クラスター計画の中で、造船業を中核分野の一つとして位置づけ、官民設備投資や人材の確保・育成などを促進することとしております。現在、県が中心となって、大分地域造船技術センターの機能強化や外国人材の受入れ環境整備などについて検討を進めているところでございます。

また、造船各社でもA I、ロボットの導入による安全性・生産効率の向上に向けた実用可能性が検討されております。来月には、県主導の下で関係市や造船会社、修繕会社が参画する連絡会議を開催しまして、取組の具体化を進めてまいります。

造船業は本県のものづくり産業を支える基幹産業であるとともに、これまで培ってきた技術と経験を武器にして、今後の成長が大いに期待される分野です。この好機を的確に捉えて、設備投資や人材確保、生産性向上につながるよう、官民連携の下、本県造船業の競争力強化と持続的な発展に取り組んでまいります。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 知事、大変力強い答弁であったと思います。非常に期待をしております。正に期待してお願いしたいところの答弁がありましたけれども、そのいわゆる連絡、調整役というところが、県が旗頭になって、旗を振っていただいて、県内の造船業それぞれ1社1社が個別で行くんじゃなくて、もうチームとして取りにいく、そこのある意味キャプテンというか、監督というか、そういう役割を私は県には期待していきたいと思いますし、ずっと同僚議員にも失笑されながら訴えてきた造船県大分の幕開けとなる、そのように期待しておりますし、工業振興課の皆さんには詳細な部局お伝えしていますけれども、前商工観光労働部長の利光部長が、正にこの戦略分野の今、中心的な部局にいらっしゃると思いますので、利光部長に私、しっかり最後の退任

の挨拶ぎりぎりまで造船県大分、造船県大分とつぶやいて東京に帰っていただいていますので、頭の中にきっとあるだろうと信じておりますので、またそちらとの連携も取りながら、今後も力強く進めていっていただくことを御期待とお願い申し上げて、次の質問に参ります。

続いて、県南地域の一次産業についてであります。まずは、水産業のほうであります。

県南地域では、沿岸漁業を支えてきた漁業者の高齢化が進み、後継者不足が深刻化しております。特に一本釣り、刺し網、小型底引き網など、地域の基幹漁業は技術継承が途絶えるリスクが高まっております。また、燃油価格の高止まり、漁業資材の値上がりが続き、漁船漁業の採算性が大きく悪化しております。さらに、近年アジ、サバ、イワシなどの回遊魚の漁獲量が不安定化して、沿岸資源も減少傾向にあります。

漁船漁業の振興には、若者が漁業に参入しやすいよう、漁船等の初期投資への支援や、所得が不安定な時期の経営安定策の拡充に加え、適切な資源管理や種苗放流など、栽培漁業の強化も必要であります。

一方で、県南地域は養殖業の比重が高く、高水温や赤潮など環境リスクの影響を最も受けやすい地域です。これまでも赤潮によりブリ、カンパチなどの養殖に大きな被害が出ているほか、近年は高水温による影響も発生しています。4年前の赤潮と台風の複合被害による養殖ブリ類の大量死は、いまだ記憶に新しい出来事です。

また、現在ブリやヒラメなど養殖魚そのものの単価はとて高くなっており、利益も順調に出ておりますけれども、逆に配合飼料の価格高騰が継続しておるといった厳しい状況があります。今後養殖魚の価格が下落しますと、養殖経営の収益性の低下を招き、特に中小規模の養殖業者では、赤潮による被害などで廃業リスクが高まることも懸念されますことから、安定した養殖経営を行える環境を整えることが重要と考えます。

また、県南漁業全体の成長産業化に向けては、A Iによる養殖魚生育管理等のスマート漁業の

推進など、漁船漁業、養殖業ともに総合的に幅広い対策を講ずる必要があると考えております。

そこで、県南水産業の発展に向けて今後どのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

森副議長 佐藤知事。

佐藤知事 県南地域の水産業についてでございます。

県南地域は、複雑な海底地形やリアス海岸等の海域特性をいかした漁船漁業や養殖業が盛んで、本県水産業の中核的な地域であります。就業者の減少や生産コストの上昇などの課題が深刻化する中で、担い手の確保・育成を基盤として、生産性と収益性の向上を図り、水産業の成長産業化を進めることが重要であります。

まず、担い手の確保・育成についてですが、就業希望者や漁業後継者に対する国や県の制度を活用した研修のほか、県単独の給付金や漁船、漁具などの購入助成により、就業時の経済的負担の軽減と定着促進に取り組んでいるところであります。また、県内の農林水産業就業フェアでは、ブースを今年から拡大して、県南地域に多いまき網や養殖業などの水産企業にも出展を促し、就業希望者とのマッチング機会の増大を図っております。

次に、生産性と収益性の向上についてですが、漁船漁業を支える水産資源の回復に向けて、漁場環境の整備、種苗の拠点放流、資源管理の強化を一体的に進めております。その取組の一環として、今年度から豊前海で実績のあるクルマエビの拠点放流を県南地域に拡大していきます。また、高騰する燃油についても、省エネ機器や効率的な漁場探索を可能とする高性能機器等の導入支援を今回の補正予算に盛り込み、燃油の使用量の削減を後押ししてまいります。

養殖業では、生産量日本一のヒラメ養殖において、緑色のLEDの照射による成長促進技術が普及しまして、養殖期間の短縮が進んできています。また、水産業産出額の4割を占めるブリ養殖では、赤潮等の影響が少ない水深に生けすを沈めて、衛星通信や水中カメラと合わせてAIを活用し、常時魚を管理できる養殖手法の

実証に取り組んでいるところでございます。この生けすは台風時でも避難が不要のため、4年前に被害が出た沖合養殖場での導入可能性を探り、再発防止と生産性の向上を図ってまいります。

経費の6割以上を占めます養殖の飼料の価格上昇に対しましては、産学官連携で魚粉の配合量を下げた低コスト飼料の開発を進めております。これにより収益性の向上につなげていきます。

こうした取組を着実に進めて、県南を含む本県の水産業の持続的な発展を図ってまいります。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 正に補正予算のほうでも高性能のいわゆる魚探、GPS機能つきの部分でありますとか、省エネ型のエンジン等々いうところの補助というの伺っておりますし、ありがたく思っております。

その中で、また今年も実はブリの稚魚が大変不漁であるということで、まだ終わっていませんので最終的にどうなるか分かりませんが、いずれにしても前年並みとはいかない、恐らく減るんだろうなというところで、またそこらはそちらで心配しておるんですけれども、特に申し上げたい、お願いしていきたいという部分が、さきほどもちょっと質問でも触れましたけれども、4年前のように赤潮、台風で異常な、甚大な被害が出た場合、特に高水温化が進んでいますので、今後こういう非常に複合的な、なかなかような被害の頻度が高まるのかなという、そういう危惧があるんですけれども、そういうことが起きた場合、もう次年度分のいわゆる稚魚の購入がままならないと。そうなりますと、当然事業継続はそこで終わってしまいます。正に水産庁のそのもの、予算そのものが少ないという声も、何か国政の、国会議員の皆さんの中では声を今、上げている方が大分増えてきたと、そういう話も伺っている状況ではあるんですけれども、例えば土木建築部が持っていますように、災害に備える予算、災害パッケージのようなものが、この漁業においても万が一の不測の事態に備える予算の獲得というのを強

く国に対しても要望していく、また、制度の確立に関して県としても検討していただきたいと、そういうこともちょっとお伺いしたいと思えますけれども、農林水産部長の見解を伺います。

森副議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

国は養殖業のセーフティーネットといたしまして、養殖魚の死亡等を補填する養殖共済制度、それと、出荷物の価格安定によります減収を補填する漁業収入安定対策事業というのを実施しております。一方で、現行の共済制度においては、補填単価が近年の経費上昇に見合っていないといった課題も認識しております。

そういったことから、単価の見直し等の制度の充実について国に要望しておりますし、今後もし引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

また、県といたしましては、さきほど答弁がありました沈下式生けすの普及などによりまして、災害に遭わない、そうした取組というのをしっかり進めてまいりたいというふうに考えております。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 沈下式生けす、早く普及していくといいなと思っておりますし、様々な努力いただいておりますけれども、セーフティーネットにしても、国の負担割合を増やしていただくような要望もしていただいております、なかなか実現にはまだ至っておりませんが、とにかく、いわゆる成長産業化と、多少こういうトラブルがあってもしっかり事業継続していけるんだという、何か安心感が持てるような、今後もしちょっとそういう政策も共に考えていきたいなと思っております、部長のほうも御協力よろしく願いいたします。

続いて、農業への企業参入について伺ってまいります。

県南地域は温暖な気候と豊かな水資源に恵まれ、県内でも重要な農業生産地であります。しかしながら、高齢化と担い手不足により農業就業人口が減少し、それに伴って耕作放棄地が増加するといった構造的課題は深刻さを増してお

ります。

こうした中で、農業への企業参入は労働力の確保、新技術の導入、販路開拓、地域雇用の創出など多くの可能性を持つ重要な選択肢であります。しかし、県南地域においては企業参入が十分に進んでいるとは言えず、現場からは、制度はあるが実際にはハードルが高いという声も聞かれます。

参入企業の前提としまして、本業での収益率が高く、農業部門への投資が可能で、複数年にわたり利益が見込めなくても十分な財務余力を持つ企業が希望するケースが多いように思われます。優良企業の農業参入意欲をより高めていくことが、県内一次産業の活性化、ひいては食料安全保障にもつながります。

企業参入の障壁として、地権者との調整等に起因する農地の集約・確保の困難さに加え、参入から収益化までの期間が長期にわたること、企業側の栽培技術の不足、高価な農機等への初期投資が上げられます。また、地域側の企業への不信感、複雑多岐にわたる行政手続など、見えない障壁もあるのではないかと思います。

日本全国から大分県を選んでもらうためには、積極的な企業誘致をはじめ、気候など地理的条件に合わせた栽培品目の提案や、これまでの参入実績の情報発信、きめ細かな支援体制の構築も不可欠です。

そこで、農業への企業参入に関する現状と課題をどのように分析し、取組を進めていくのか、農林水産部長に伺います。

森副議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えいたします。

県では、全国に先駆けて企業参入に取り組み、これまで406件の企業が参入し、県農業の持続的な発展に寄与しております。

参入における課題は、迅速な農地確保と早期の経営安定であると認識をしております。農地確保では、企業の意向に迅速に対応できるよう、地域計画を基に市町と連携して農地の集積・集約化を進めているところであります。

昨年、佐伯市では、地元が企業参入を前提にあらかじめ合意形成を進め、農地を集約化して

いたことで、円滑な参入が実現しました。こうした事例を横展開するため、今年度から集落等へのコーディネーター派遣を開始し、地域計画の磨き上げと農地の集約化を推進しているところでもあります。

早期の経営安定化に向けましては、施設整備に加えまして、機械導入の支援を拡充し、経営リスクの低減を図っております。また、経営課題に応じて農業コンサルタントを派遣し、経営力の強化をサポートいたします。

あわせまして、栽培技術の早期定着も不可欠であります。普及員による指導に加え、農場管理者向けの栽培研修を農業大学校や試験場等で行い、技術レベルの向上を図ってまいります。

引き続き農業の成長産業化に向け、さらなる企業の参入に向け取り組んでまいります。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 正に企業参入、地域農業の担い手不足を補いながらも新たな技術、販路、雇用を生み出す大きな可能性があります。県南地域の農業を次の世代につなぐためにも、企業、地域、行政、三位一体となった取組、支援体制の構築というところを期待しております。

また、県南地域の特性を踏まえまして、スマート農業実証フィールドの設置、農業副産物を、いわゆる漁業とのコラボですね。農業副産物を養殖業の餌に活用できないのかとか、水産業と農業の複合型ビジネスとかいうところも少し研究していただいて、また提案いただけたらと思いますし、また、これらを企業と高校、大学、この辺が連携して、また、人材育成も兼ねて共にやっていくような、企業参入の県南モデルといいますか、そういう確立に関しても、またお力借りながら、いわゆる企業参入後の伴走支援という部分で一緒に走っていただけるなど、とてもいいのかなと、そういうふうに思っておりますので、この点は要望させていただいて、次の質問をさせていただきます。

続いて、林業の活性化についてであります。

佐伯地域は大分県内でも有数の人工林資源を有し、林業は地域経済と環境保全の両面で極めて重要な産業であります。特に佐伯広域森林組

合が全国的にも珍しい再造林率100%を達成していることは、正に地域の努力と誇りであり、持続可能な林業のモデルと言えます。

加えて、佐伯広域森林組合は、大きく成長した大径材を、木造住宅の建築方法として広がっている2×4（ツーバイフォー）工法での利用に適した木材に加工する施設を新設しました。太過ぎて利用が難しかった大径材を規格材として活用できる2×4（ツーバイフォー）工法の需要増に対応し、国産材利用を促進することで林業収益の向上につながる可能性が高く、佐伯地域の林業にとって大きな転換点となる取組です。県としても、この新施設を大径材利用の拠点と位置づけ、さらなる県産材の利用促進に取り組んでいただきたいと思います。

しかしながら、そのような佐伯市の林業の現場でも、主伐事業者には若手の参入が多く見られるものの、全体としては高齢化が確実に進行しており、また、シカ被害の深刻化、急峻な地形ゆえの高コスト構造といった課題が山積しており、地域の努力だけでは限界が見え始めております。

高い再造林率の維持や大径材利用の課題克服に果敢に挑戦する佐伯林業を次世代へ確実に引き継いでいくとともに、この佐伯モデルを県下の林業に普及させることが必要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、県内林業の活性化にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

森副議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

林業の活性化を図るには、佐伯地域で先駆的に取り組んできた循環型林業を県下に広めるための受入れ環境の整備が重要と認識をしております。

一つ目は、担い手の確保・育成です。これまで林業アカデミーなど、就業段階に応じた体系的な育成システムが機能し、令和7年度も目標の100名を超える新規就業者を確保したところであります。今後もSNSによる魅力発信や就業環境対策を充実させ、人材の確保と定着を図ってまいります。

二つ目は、さらなる生産性の向上です。今年度からラジコン式無人伐倒機等を用いた革新的な作業システムの実証事業を開始いたしました。佐伯地域にも多い急傾斜地での主伐や、再造林にも対応できる新たなシステムを構築することで、作業の省力化と安全性の向上を目指します。

三つ目は、市場ニーズを見据えた加工・流通体制の構築です。増加する大径材を効率的に利用できるよう、製材・流通施設の整備やJAS認証の取得を支援いたします。加えて、都市圏のプレカット企業と連携し、店舗や公共施設など、非住宅建築物への新たな販路を開拓することで需要の拡大につなげてまいります。

これらの循環型林業の確立に向けた取組を着実に進め、本県の林業を活性化してまいります。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 ありがとうございます。

先般、農林水産委員会の調査に地元議員としても同行しました。ちょっと数年前までは、いわゆる造林班の人間がなかなか確保できないという話だったんですけれども、今、造林班のほうもだいぶ人間が増えて、逆にちょっと人が多過ぎるぐらいの日もあるんだという、ちょっとうれしい悲鳴も聞きましたけれども、他の県下、ほかの地域にも、また、この、いわゆる再造林率というところの一つの目標を持った取組が広まっていくといいのかなと思っておりますので、またそこはしっかり期待しておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の県有建築物における県産材利用の促進についてであります。

本県の豊かな森林資源を地域経済の活力につなげていくためには、県産材の需要拡大を着実に進めることが不可欠であります。特に県有建築物は県が主体的に需要を創出できる重要な分野であり、県産材の利用拡大に向けた強力な政策手段となります。

近年、全国的にも木材と鉄筋コンクリートを組み合わせたハイブリッド構造が注目され、耐震性、耐火性を確保しながら木のぬくもりや環境性能をいかせる建築手法として導入が進んでおります。大分県においても、こうした先進的

な木造・木質化の取組を県有建築物に積極的に取り入れることで、県産材の利用拡大と林業、木材産業の振興に大きく寄与するものと考えます。

また、県産材の魅力を県民に広く伝えるためには、行政自らが見て、触れて、実感できる場をつくることが重要です。県庁舎や公共ホール、図書館、子育て支援施設など、多くの県民が利用する公共スペースにおいて県産材をふんだんに活用した空間づくりを進めることは、PR効果のみならず、木材の持つ癒やし効果を体感でき、快適性の向上にもつながります。さらに、カーボンニュートラルの観点からも、木材利用の拡大は森林整備の促進、CO₂吸収源の確保、建築物への炭素固定など、多面的な効果をもたらします。県が率先して木材利用を進めることは、環境政策の推進にも直結するものです。

以上のことを踏まえ、県有建築物における県産材利用の推進に向け、今後建設が予定されている大分総合庁舎や改築を予定している施設等を含めどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

森副議長 若林総務部長。

若林総務部長 県有建築物におけます県産材の利用促進についてであります。

県では公共施設等総合管理指針に基づいて、建築物の木造化や木質化における県産材の利用を推進しております。これまでも、クラサス武道スポーツセンターの建設においては、屋根構造に杉の無垢材を使用するなど、985立方メートルの県産材を利用しましたほか、本年4月にオープンしたるるパークのコテージ4棟にも県産材を利用しております。

また、既存施設の改修においては、こども・女性相談支援センターの増築や、この県庁舎8階の廊下や執務スペースの内装の改修において、県産材を利用した木造化あるいは木質化を行うなど、機会を捉えて利用を進めているところであります。

御指摘の大分総合庁舎ではありますが、昨年度策定しました基本計画において、県産材の積極的な活用を盛り込んでおりまして、現在、事業

者選定の公募に向けて具体的な利用方針を検討しているところであります。

今後とも本県の林業振興の観点も含めまして、県有建築物の整備、管理におけます県産材の利用推進に努めてまいります。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 ありがとうございます。特に大分総合庁舎という部分が非常に力強く感じました。

実はこの質問、井上明夫議員から、私に託された質問であります。それを皆さんに少し申し添えて、次の質問に行かせていただきます。

続きまして、学校現場の諸課題についてであります。

スマートフォン利用の在り方についてであります。近年、子供たちの学力低下が全国的に課題となる中で、その背景としてスマートフォンの長時間利用が指摘されています。小・中学生のスマホ保有率は年々上昇傾向にあり、SNS、動画視聴、ゲームなど、学習時間を圧迫する要因が増加しています。文部科学省の全国学力・学習状況調査では、1日4時間以上利用する層で正答率が顕著に低下しており、大分県としてもこの問題を避けて通ることはできません。

もちろん、スマホそのものが悪いわけではなく、使い方次第で学習時間の減少、睡眠不足、集中力低下を招く可能性があるということは、多くの皆さんが周知のことでもあります。まずは家庭でルールをつくり、保護者の監督の下、自らを律し、適正な使用を行うことが理想ではありますけれども、理想どおりにいく家庭のほうが少数なのではないかと思います。

さらに、SNSを起因としていじめや犯罪に巻き込まれるケースもあり、学校現場での負担増加につながっています。

そこで、県として、スマホ利用に関する実態の把握も含め、スマホ利用の在り方について教育長の見解を伺います。

森副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

SNSや動画の長時間視聴、悪口やいじめ等のネットトラブルは教育上の大きな課題と認識しています。昨年度、県で行った青少年のネッ

ト利用実態調査でも、スマートフォンの利用は低年齢化、長時間化しており、SNS上のトラブルも増加傾向にあります。一方で、家庭でのルールがあると回答した児童生徒は63.9%にとどまっています。

スマートフォンの長時間利用は、学力への影響に加え、就寝時間などの生活リズムの乱れによる健康被害にもつながる懸念もあります。健全な利用に向けては、利用時間の管理やトラブル防止、対処法などの啓発が必要であり、家庭でのスマートフォン利用のルールづくりを含め、学校と家庭が連携した取組が不可欠です。

県教育委員会では、小・中・高校それぞれ発達段階に応じた啓発資料や対話形式で学べる教材などを活用して、保護者も含めた情報モラル教育を行っているところです。

子供のスマートフォンの問題は全国共通の課題であり、国全体で議論し、統一的に取り組むことが肝要と考えます。現在、国の有識者会議等で青少年のインターネット環境をめぐる議論が幅広く進められており、こうした動向にも注視してまいります。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 いずれにしても、スマホ、タブレットの長時間利用による弊害ですね、これはもう皆さん周知のとおりだと思います。

こうした状況を踏まえまして、世界的にはデジタルウェルビーイングという概念が重要視されているようです。これはデジタル機器を単に制限するのではなくて、健全に使いこなすことを意味しております。より詳細に大分県独自のデータ収集を行い、利用時間、利用内容、睡眠時間、学力テスト結果などと関連づけて分析、可視化することで、県としての実態を把握し、政策に反映できる基盤が整うかと思います。

全国では自治体が独自に利用時間の目安、家庭でのルール例、学習との両立方法を示すケースが増えてきています。県としても科学的根拠に基づいたガイドラインの作成や、家庭と学校を支援することが重要だと考えております。

県内の児童生徒のスマホ利用の実態把握を詳細に行い、その分析結果に応じた県独自のデジ

タルウェルビーイングを進めていただきたいと思います。と要望します。

なぜこれを今回申し上げたかというのと、非常に実際困っている親御さんが多いなというのと、実際、もううちの子は社会人ですけども、今、もしその世代だったらどうしようかという切実な悩みを感じたのと、あとは、県の関連のホームページを、いわゆるスマホ利用とかその辺のキーワードで検索したらあるんですけども、結局文部科学省とかそっちのほうのリンクが貼っているだけで、県としてこうだっているのが、すみません、ちょっと私が見つけられなかったもんですから、ちょっとこちら辺でしっかりこの問題と向き合っていたきたいと、そういう意味で質問をさせていただきました。以上、ちょっと要望しまして、次の質問に参ります。

続きまして、いわゆるキャリア教育の点であります。

子供たちが将来、社会の中で自分らしく活躍していくためには、義務教育段階からキャリアについて考える機会を確保することが欠かせません。近年、地域や社会に貢献したいと考える子供の割合は増えている一方で、将来の夢や目標を明確に持つ子供の割合は減少傾向にあります。だからこそ、学校での多様な学びを通じて自らの可能性を見だし、社会的、職業的に自立し、主体的に行動できる力を育むキャリア教育の充実が求められています。

また、さきほどの森議員の質問にもございましたけれども、2040年を見据えた高校改革として、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成や理数系人材の育成など、県としての計画策定が進められています。しかし、高校段階だけが変われば十分というわけではありません。高校が提供する学びに向かう子供たちの選択肢を広げるためにも、専門学科で学びたいという意欲を小・中学生の段階から育てていく視点が不可欠であります。高校や大学、さらには社会の出口までを見据え、校種を越えた連携の下でキャリア教育を体系的に進めていく必要があります。

本年度から中学校において、勤労観、職業観

を育むキャリア教育を強化すると伺っておりますけれども、それにとどまらず、社会が求める人材育成に向け、小・中学校と高校が一体となり、高校改革とも歩調を合わせたキャリア教育の推進を期待しております。

そこで、高校改革との連携も踏まえ、義務教育段階からのキャリア教育をどのように充実させていくのか、教育長のお考えを伺います。

森副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

将来見込まれる現場人材や理系人材の不足を見据え、現在、専門高校の充実等の高校教育改革に取り組んでいるところです。

一方、小・中学生には社会の大きな変化を伝え、広く将来の職業を見据えた進路選択ができるように、早い段階からのキャリア教育が重要と考えています。

そのため、令和2年度から小・中学生にキャリア・ノートを配付し、自己理解と将来設計を促してまいりました。加えて、今年度から中学生を対象に県内約50業種の企業・団体と連携した大分ミライ×シゴト探究プロジェクトを開始します。このプロジェクトでは、1校当たり約20名の様々な職業分野の講師が学校に出向き、各ブースに分かれて説明と質疑応答を行います。生徒は事前学習や講話を通じて社会の変化や仕事の内容と意義、必要な進路を理解し、自らの適性を踏まえた職業観の形成や、職業選択の幅を広げることが可能になります。

今後も、社会が求める人材の育成に向け、義務教育段階においても高校教育改革と連動した一貫通貫のキャリア教育を充実させるとともに、これらの取組により生徒が自らの適性や興味と高校の特色を結びつけ、主体的に進路選択ができる環境を整えてまいります。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 正に小・中・高を一貫通貫したキャリア教育の確立ということで、期待が持てる内容だと思います。

その部分と高校の魅力化というところも非常に連結していくのかなという気がしますので、ちょっと1点再質問をさせていただきます。

このキャリア教育、一気通貫したものが確立されますと、県立高校が今既に持っている魅力がさらに増して、定員確保、地域課題の解決を目指した高度な教育環境が充実していくのかなと、そういうふうに捉えておりますけれども、例えば佐伯豊南高校、工業部のロボット競技大会での活躍、市内の多様な事業所との連携による有償インターンシップ、これ、もう既に春休み実施しております。

また、卒業生が県外に就職して2、3年で離職して帰ってくるというパターンもよくあるんですけれども、その2、3年で離職して帰郷した卒業生と地元企業のマッチングを学校が核となって行う、また、土木・工業系の企業による出前授業など、画期的な取組を多数行っております。

また、普通科の佐伯鶴城高校においても伝統的に活発な部活動、そして台湾との交流、地元企業との連携など、生徒の選択肢を広げる魅力ある取組が既に実施されておりますが、残念ながら新制度でちょっと救われた部分もあったんですけれども、ちょっと定員割れはしております。

その一因として考えられますのが、小・中学校に学校の特徴、魅力が十分に伝わっていないこともあるのではないかと。また、佐伯市、903平方キロメートルという広大な面積を有しておりますので、公共交通による通学手段の確保が非常に困難となっております。その中で、無料スクールバスを運行する市内、隣接する宮崎県延岡市の私立高校を選択する生徒が実際に多いという現状がございます。県立2校によるスクールバスの共同運行や、市内の小・中学生に県立2校のそれぞれの特徴を知ってもらう取組の強化を図り、地域から選ばれる県立高校の位置づけを目指していただきたいと、そのように思っております。

加えて、佐伯豊南高校では、ロボットのノウハウを活用し、造船ロボットの開発、いわゆる溶接過程であるとか、造船過程で造船企業と連携してロボットの開発、そしてまた、船舶の自動運転に関する研究というものを地元の造船会社と是非連携して取り組みたいと、そういう意

欲がある、熱意のある教職員の声も私、預かっておりますので、実現に向けた支援をぜひともお願いしていきたいと思います。

市内小・中学校へのPR、市内造船業との共同開発、スクールバス運行の工夫も含めた地域の高校への通行手段に関する考えに関して、教育長に伺いたいと思います。

森副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

高校が一生懸命魅力づくり、特色づくりに取り組んでいるんですけれども、それが十分に伝わっていないんじゃないかという御指摘で、確かに、この高校の魅力がこれから進路を選択する小・中学生に伝わるということが非常に重要であるということは、議員御指摘のとおりだと思っております。

そこで、各高校の魅力が中学生に届くように、昨年度から全ての県立高校の強みや特色を紹介する県立高校ナビという冊子を作りまして、これを全ての中学3年生に配付しております。あわせて、各高校では体験入学の充実とか、あるいはホームページをいろいろ工夫したりして情報発信の強化を図っているところであります。今後さらに力を入れてまいりたいと考えております。

それから、さきほど議員からお話もありました佐伯の造船業とロボット相撲で日本一になった佐伯豊南高校の連携ということで、これは非常に高校の魅力づくりにも有効であるというふうに考えております。今後、この地域の高校と地場の企業との具体的な連携方法、あるいは必要な支援策、そういったことについて検討してみたいと考えております。

また、通学手段の確保も地域の高校にとっては非常に重要な課題であります。例えば宇佐市とか豊後高田市は、市の所有のバスをスクールバスとして活用していただいている、そういった事例もあります。今後、市町村や関係部局とともに検討してまいりたいと考えております。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 教育長、ありがとうございます。大変力強く思っております。よろしく願いたい

します。

自主再現の確保に向けた取組についての質問に移ります。

高市内閣の旗頭とも言える、責任ある積極財政に大きな期待を持ちつつも、これまで述べてきた県政発展のための施策を柔軟に実行していくためには、自主財源の確保が重要であります。高齢化の進行に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持・更新需要の増加、災害対応など、県財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続きます。

県政の安定は県民生活の安定そのものであります。だからこそ、持続可能な県政運営に向け、自主財源の比率が低く、財政力指数が全国平均を下回る本県では、歳入を自らつくり出す視点が不可欠だと考えております。

県税収入は近年増加傾向にあるものの、景気動向に左右されやすい性質です。依存財源である国庫補助金、地方交付税は国の制度変更の影響を受けます。

こうした課題を踏まえ、県として新たな財源をつくる戦略が求められております。大分県はこれまで企業誘致に力を入れてきましたが、雇用創出だけでなく、税収創出まで見据えた誘致戦略が必要です。

例えば、高付加価値産業と言われる半導体、医療機器、GX関連企業等の重点誘致や、県内企業の設備投資促進による法人事業税の底上げなどを推進していく必要があると考えております。

また、老朽化が進む県有施設については、遊休化した施設や未利用地の活用も考慮する必要があります。遊休県有地の売却、貸付けの加速、県有施設のネーミングライツ導入拡大、県有林のカーボンクレジット活用など、現在保有している資産を活用した収入確保策も検討する余地があるのではないかと考えておりますが、以上のことを踏まえまして、自主財源確保に向けた取組について、総務部長に伺います。

森副議長 若林総務部長。

若林総務部長 自主財源確保に向けた取組についてでございます。

県の独自施策をはじめ、様々な施策を柔軟に実施するためには、御指摘の自主財源確保の取組は重要であると認識しております。

今定例会においては、丁寧かつ慎重な検討を経た上で、観光振興のための自主財源の確保に向け、宿泊税条例案を提案しておりまして、御審議をお願いしているところでございます。

また、税の創設以外にも、県税徴収率の向上や、将来の税収増につながる企業誘致を含めた県内投資の促進、県有資産の活用等について幅広く取り組んでいく必要があると認識しております。

県内投資に関しましては、これまでの自動車や半導体企業などの誘致によりまして、現在の法人二税は類似団体平均を約10%以上上回るなど、一定の成果が上がっているのではないかと考えております。今後さらなる充実が図られるよう、現在策定が進められております地域未来戦略により、一層の産業集積などに取り組むことが重要と考えております。

また、県有財産の売却促進やネーミングライツの導入拡大、県営林J-クレジットの収益化など、保有資産の活用も引き続き推進してまいります。

さらに、近年増加する企業版ふるさと納税についても、企業への働きかけを強化したいと考えております。

引き続き、こうした自主財源確保の取組を進めまして、財政基盤の充実に努めてまいります。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 では、次の質問、いわゆる自主財源確保に関する提案も兼ねた質問でございます。県たばこ税についてであります。

県たばこ税は、県にとって安定的な自主財源の一つであります。徴税事務が不要で、県内での購入が県税収入につながる極めて効率性の高い税目であります。ちなみに、令和6年度、本県のたばこ税収は約13億7,500万円、私の地元佐伯市は約4億5,100万円、県と県内市町村分全ての総計は約97億9,200万円もの税収がございました。

一方で、喫煙を取り巻く環境は年々変化して

おり、健康増進法の改正、受動喫煙防止の観点から、分煙の徹底は県民の健康と事業者の安心のために不可欠であります。

私は、受動喫煙対策の推進と地方たばこ税の安定的な確保は対立するものではなく、むしろ両立し得る政策であると考えております。喫煙者にとって分煙が徹底され、非喫煙者にも迷惑をかけない、安心して喫煙できる場所があることは大変重要です。こうした分煙の徹底は非喫煙者の健康を守る、事業者のトラブルを減らす、ポイ捨てが減少しまちがきれいになる等のメリットがございます。そのことで県内でのたばこ購入が増加して、結果として税収が増えるという、そのような効果が期待できるのではないかと考えております。しかしながら、現在、たばこ税の仕組みや県内購入が県財政に寄与することについて、県民の理解は必ずしも十分ではございません。

そこで、県として、受動喫煙対策の推進と地方たばこ税の安定的な確保の一体的な周知が必要であると考えます。分煙環境整備に取り組む事業者の紹介とか、県内での購入が県の税収になることのPRなど、健康配慮と税収確保を両立する県の姿勢を明確化することで、広く県民の理解を得ることが可能と考えます。総務省自治税務局からも、分煙施設整備のための予算確保について特交措置が講じられていることなど、各自治体に通知されております。

以上のことを踏まえ、受動喫煙対策の推進も含め、県たばこ税の確保にどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

森副議長 若林総務部長。

若林総務部長 県たばこ税についてであります。

県たばこ税は、喫煙率の減少などにより平成8年度をピークに減収傾向ではありますが、様々な行政サービスを支える貴重な財源の一つであります。議員御指摘のとおり、たばこ税は売渡し課税であり、県内で購入された本数に応じて県の税収となるものであります。たばこ税の確保については、たばこ販売関係団体に対する報償金を通じまして制度の周知などを図っているところであります。

御提案いただきました分煙に取り組む事業者の紹介でありますとか、県内購入が県税収になることのPRなど、より効果的な周知については、税収の全国分布や他県の対策状況も調査した上で、さらなる取組の必要性や効果的な方法を検討したいと考えております。

また、御指摘の分煙施設整備のための予算確保に係る通知に関しましてですが、今年度市町村も含めて取組状況を調査し、取りまとめることといたしております。引き続き県民の理解を深め、県たばこ税の適正確保に努めてまいります。

森副議長 清田哲也議員。

清田議員 ここで皆さん、配付の資料に、私が自ら犠牲になってPRのポスターを例として作りました。お金も自腹で払って作りました。

例えばこういうポスターを大分空港の喫煙所に貼ってみるとか、そのようにしたら、いわゆるふるさと納税的に、出張で来た人、観光で来た人も、大分空港、大分で買って帰ろうかなと、そういう思いを持っていただいて、県内での購入を促進していく、このような取組も一つ考えていっていただきたいと思います。ポスター、いるときは言っていいただければ、ただで提供しますので。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

森副議長 以上で清田哲也議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

森副議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

————→…←————

森副議長 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

————→…←————

森副議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時43分 散会

令和8年第2回大分県議会定例会会議録（第3号）

令和8年6月18日（木曜日）

議事日程第3号

令和8年6月18日
午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 40名

議長 嶋 幸一	副議長 森 誠一
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
大友 栄二	三浦 正臣
古手川正治	麻生 栄作
阿部 英仁	御手洗朋宏
福崎 智幸	吉村 尚久
若山 雅敏	成迫 健児
高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	守永 信幸
原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄
佐藤 之則	三浦 由紀

欠席議員 2名

木付 親次 元吉 俊博

欠員 1名

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治

副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	上城 哲
企業局長	首藤 圭
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	平松 伸二
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	井下 秀子
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	石井 聖治
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局長	神崎 文隆
交通政策局長	嶋川 智尉
こども政策局長	小野 宏
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	大和 孝司
労働委員会事務局長	柴北 友美
財政課長	日野 貴之
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

森副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

森副議長 本日の議事は、議事日程第3号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

森副議長 日程第1、第64号議案から第78号議案まで、及び第2号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次、これを許します。太田正美議員。

〔太田議員登壇〕（拍手）

太田議員 皆さん、おはようございます。13

番、太田正美、自由民主党であります。質問の機会をいただきました会派の皆様にご感謝申し上げます。

では、早速ですが、質問に入ります。本日は、地方創生の取組について、3点伺います。

まず、魅力ある地域づくりについて。

平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行されて以降、大分県もまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を策定し、地方創生に取り組んできました。しかしながら、本県のみならず、全国的に出生数の減少に歯止めはかかっておらず、東京圏への人口の集中も継続し、当分の間は人口減少を覚悟しなければならない状況です。

そのような中、私は本年4月に大分県議会海外調査研究として、フランスのサン・シル・ラポピー村を訪問しました。同村は、川沿いの断崖に位置し、13から15世紀の建物が残り、中世ヨーロッパの景観を維持したフランスの最も美しい村の一つとして知られています。加えて、芸術的雰囲気、地域の食材をいかした質の高い食事の提供なども魅力で、世界中から多くの観光客を引き寄せています。この村の事例は、大分県の地方創生の参考になるのではないのでしょうか。

本県の戦略でも、政策体系「まち」のテーマとして、「暮らしの豊かさを実感でき、魅力的な地域であふれるおおいた」が掲げられており、温泉や自然などの豊かな資源をいかし、人口減少下においても、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いをかなえる地域づくりを進めるとされています。サン・シル・ラポピー村も、現在のように世界的な観光地に成長したのは、歴史的な建物の保全活動を行い、それらを活用した情報発信、宿泊施設や観光案内所など観光客の受入れ体制を整えるなど、村の努力と地域住民の協力があつたからです。

中山間地域が多い本県においても、江戸時代に造られた石畳が残る湯平温泉や、200年以上の歴史を持つと言われる庄内神楽、自然がつくり出した造形美が訪れる人々を圧倒する由布川峡谷など、魅力あふれる地域資源が豊富にあ

ります。これらの地域資源を維持するだけでなく、さらに磨き上げ、積極的に情報発信を行うことで、地域の活性化につなげる必要があります。

地域住民が地域に誇りを持ち、積極的に地域づくりに取り組むには、県の後押しも不可欠です。地域活性化の取組を支援する予算として、本年も地域未来創造総合補助金が5億円計上されていますので、これを積極的に活用し、人口減少が進む中である地域を未来へ継承するための取組を進めていただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、魅力ある地域づくりに県としてどのように取り組むのか、知事の見解を伺います。

以降、対面席で行います。

〔太田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

森副議長 ただいまの太田正美議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。太田正美議員の魅力ある地域づくりについての質問にお答えを申し上げます。

昨年ですけれども、宇佐神宮御鎮座1300年でございまして、国東半島芸術文化祭など、本県が誇る大きな催しが開催をされまして、大分の魅力が日本中に、世界中に発信をされたところでもあります。

一方で、県内各地、人口減少、高齢化、それから、多発する自然災害等によりまして、貴重な地域資源の活用や維持が困難になってきているところもたくさんございます。それを支える担い手確保や、体制の再構築など、市町村と連携をしながら取組を進めていくということが大変重要でございます。

例えば由布市庄内の男池では、総合補助金を活用して、地元住民とAPUの学生の協働による遊歩道の修復、そして、佐伯市在住の御夫婦による空き店舗を活用したカフェの開業など、新たな担い手の力も借りて地域づくりが進められているところであります。今後は、涼しいおおいたのスポットの一つとして、周辺の黒岳風穴群や天然炭酸水等もPRをして、由布院温泉

などからの周遊観光・滞在型観光につながることも期待をしているところであります。

ユネスコ食文化創造都市に加盟をしています臼杵市では、ほんまもん農産物などを使ったメニュー開発や、稲葉家下屋敷等を活用した体験ツアーの造成を行って、食文化を核に、国内外へ向けて市を挙げた取組が展開されています。

また、地域資源の磨き上げには、企業との連携も効果的であります。県では、今年度から全国の企業と地域の取組とを結びつける共創施設渋谷キューズに加盟をして、民間のノウハウや販路等を地域でいかす取組を始めているところであります。

国内外への情報発信も強化をしていきます。認知度の高いサンリオキャラクターを全庁で用いて、効果的なPR活動を行うほか、来年3月から横浜で開催をされます国際園芸博覧会は、1,500万人の来場が見込まれるため、そうした機会の活用も有効であるというふうに考えております。

このように、地域資源の再生や、付加価値の向上、外部の活力・知見の活用など、不断の努力を通じて、誰もが誇りと豊かさを感じる、魅力ある地域づくりにつなげ、それを発信をしてまいりたいというふうに考えております。地域が厳しい環境変化に直面する中で、県の助成制度についても絶えず見直しを行い、市町村のグランドデザインの実現、地域の創意工夫やチャレンジなどを後押しをしてまいりたいと考えているところでございます。

森副議長 太田正美議員。

太田議員 ありがとうございます。

今、由布院温泉は簡易宿泊所の進出ラッシュということで、その他ホテルも結構大手の資本が入って、これからどうなるんだろうかという気もするんですが、やはりその中でも昭和の時代に潤いのある町づくり条例という成長の管理をそこでしっかりやりながら、由布院らしい建物を目指すというようなコンセプトの下に今いろんなところで規制をしながら、なおかつ外部からの資本にも受け入れるというような体制をして、やはりこれから先も成長する温泉地を目

指すというような形で今、取り組んでおりますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、国立公園の活用について伺います。

阿蘇くじゅう国立公園は、昭和9年に誕生し、大カルデラにそびえる阿蘇山や、その北に連なるくじゅう連山など、雄大ですばらしい風景が広がっています。この阿蘇くじゅう国立公園には、実は由布岳も飛び地として山体が指定されています。由布岳は豊後富士とも呼ばれ、私の地元の由布院温泉のシンボルとなっています。標高1,583.28メートルと、適度な高さがあり、山頂からは九重山、祖母山、阿蘇山などが見え、5月末から6月初めにかけてはミヤマキリシマも開花することから、登山に適した山となっています。地方創生には、大切な地域資源である由布岳の魅力を磨き上げ、より多くの登山客を呼び込み、地域の活性化につなげる必要があります。

しかしながら、近年、由布岳は登山道の整備が進んでいるとは言い難い状況です。国有林であることから、登山道の整備は、由布・鶴見岳自然休養林保護管理協議会が担っており、事務局の別府市に加え、県と由布市の僅かな負担金で、登山道の整備やトイレ等の施設の管理、標識の整備を行っているとは伺っています。実質的には、スーパーボランティアの尾畠さんをはじめとする多くのボランティアの方々の御尽力に支えられているのが現状です。

そのような中、先月、県議会の常任委員会で、九重町の小松地獄に伺いました。令和2年7月豪雨で被災し、立入禁止となっていました。九重町が環境省の補助金や県の総合補助金を活用して遊歩道を整備し、昨年7月にリニューアルオープンしています。これは由布岳登山道の整備の参考になるものと考えます。

また、由布岳の登山口には、駐車場が2か所ありますが、ハイシーズンの休日には駐車場が満車となり、路上駐車が発生しているとも伺っています。路線バスの周知など、対応が必要です。このように、国立公園を活用した地域の活性化には、国、県、市町村が連携し、観光客などの受入れ環境整備を進めることが重要です。

そこで、由布岳の登山道など、受入れ環境整備を含め、国立公園の活用をどのように進めていくのか、生活環境部長に伺います。

森副議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 お答えします。

国立公園が持つ豊かな自然は、かけがえのない財産でありまして、その価値を将来にわたり継承するためには、保全と活用の両輪で取組を進めていくことが重要です。

国立公園では、国・県・市町村が分担して管理を担い、受入れ環境の整備を進めています。具体的には、環境省の補助金を活用し、九重町が小松地獄遊歩道を、由布市が男池の木柵などを管理者として整備をしてきました。また、今年度は県が管理しますタデ原湿原遊歩道の整備を実施する予定となっております。

一方で、管理者不在の登山道については、ボランティアに支えられている、そういった側面もございまして、由布岳においては今後、自然休養林保護管理協議会や地元の由布市等と連携し、持続可能な管理や整備の在り方について、議論をしていきたいというふうに考えております。

また、受入れ環境の整備に加えまして、活用に向けた情報発信も重要です。そのため、この夏から標高の高い地域などの特性をいかしまして、「涼しいけん大分 九州の避暑地」と題して、国内外でプロモーションを展開しています。今後も引き続き、国や市町村、関係団体と連携し、国立公園全体の魅力を高めながら、保全と活用に取り組んでまいります。

森副議長 太田正美議員。

太田議員 由布岳の南山麓は、現在も野焼きをしております。地元の牧野組合、大体50人以下の平均年齢70歳を超えた私たち世代が野焼きをしております。そして、毎年それが終わると新芽が吹いて、今の景観が現れるというような形です。

それと、最近観光客が、やはりそういう景観を道路から写真を撮るんですよね。そうすると、あそこはなかなかやっぱり混んで、5月の連休とかはかなり混雑を今年もしました。そういう

意味での、やはり登坂車線等があると随分その辺、違うんではないかなと考えております。よろしく願いいたします。

続きまして、地域の活性化にはスポーツも大事です。

スポーツには、見る人を夢中にさせる、感動させる力があります。現在ワールドカップが行われておりますが、やはり我々も眠い中を、しっかり起きて見ようという気になります。こうしたスポーツが持つ力に着目し、国はスポーツを成長産業と位置づけ、令和12年までに15兆円規模の市場を目標とする方針が示されています。

全国的にもスポーツ施設を核としたまちづくりやにぎわいづくりが進んでおり、九州では、長崎スタジアムシティや、SAGAアリーナなどが整備されています。特に長崎スタジアムシティは、民間企業が主導で、スポーツ施設だけでなく商業施設やホテル、オフィススペースなどを一体的に整備し、長崎駅周辺に大きなにぎわいエリアが創出されました。今後、本県のスポーツ施設の在り方を検討するに当たっては、こうした民間活力の導入も視野に入れるべきではないかと考えます。

また、九州の他県においても、熊本県が昨年9月にアリーナと野球場の整備方針を示しており、スポーツ施設の整備が着実に進んでいます。このようにスポーツを取り巻く環境が著しく変化する中、本県では、地域活性化に資するスポーツ施設の在り方に関する調査が行われました。加えて、野球場や屋内50メートルプールの整備を求める署名が知事に提出されるなど、県民の期待も高まっているところです。

本年3月の第1回定例会において、我が会派の麻生議員の代表質問に対し、知事から、幅広い分野の有識者による検討委員会を新年度に立ち上げ、多角的な視点から議論を深めると答弁されたことは、ビジョン2024に掲げる地域活性化の核となるスポーツ施設の実現に向け、大きな一歩を踏み出したものと期待を寄せているところです。

そこで、検討委員会の立ち上げに向けた状況

も含め、スポーツ施設の在り方をどのように考え、取組を進めていくのか、企画振興部長にお伺いします。

森副議長 上城企画振興部長。

上城企画振興部長 お答えいたします。

スポーツ施設を核としたまちづくりが全国で進められる中、ただいま議員から御紹介いただきました長崎スタジアムシティでは、開業1年間で延べ485万人が来場し、JリーグやBリーグの試合がない平日でも、平均で約1万2千人が訪れるなど、大きなにぎわいを創出しております。

この長崎をはじめ、全国で新たなスポーツ施設が誕生し、昨年、野球やサッカーなどの主要プロリーグの最多来場者数が更新されるなど、スポーツ市場の拡大が期待される一方で、整備費の高騰、あるいは施設経営の持続性を懸念する声も出てきております。

こうした中、国の有識者会議からは、今後の施設整備には、多種多様なステークホルダーによる多角的な視点からの検討が必要である、重要であるというふうな提言もなされております。本県においても、幅広い分野からの有識者による検討委員会の立ち上げに向け、鋭意、関係者との協議を進めています。また、官民連携による施設の整備・運営も考えられますことから、昨年度の調査に加えて、イベント事業者等の興行主への意向調査をはじめ、商業施設やホテル等との複合化に向けた可能性調査なども急ぎ行う必要があると考えております。

引き続き、まちづくりや地域活性化の核となり、長く県民に愛され、利用されるスポーツ施設の在り方について、検討を進めてまいります。

森副議長 太田正美議員。

太田議員 是非スピード感を持って取り組んでほしいと思っております。

次に、健康寿命日本一に向けた取組について。

県は、長期総合計画において、健康寿命日本一を掲げ、県民一人一人が健やかな生活を営み、豊かな暮らしを送ることができるよう、これまでも健康寿命の延伸に取り組んできました。

しかし、直近の令和4年における健康寿命の

順位は、男性25位、女性10位となり、前回調査の令和元年の男性1位、女性4位から大きく後退し、非常に残念な結果となりました。特に平均寿命と健康寿命の差、いわゆる不健康な期間が男女ともに前回の調査結果よりも長くなっている点は、極めて深刻に受け止める必要があると思います。

県ではこれまでも健康アプリ「あるとつく」のリニューアルや、健康寿命日本一おおい推進フォーラムの開催など、健康寿命日本一に向けた施策に力を入れてきており、企業との連携などによる県民全体の健康意識の醸成が進むなど、一定の成果はあったものと考えます。将来にわたり県民が健やかで活力あふれる暮らしを送るには、こうした取組をさらに加速し、社会の担い手である働く世代や子育て世代の行動をもっと変えていくことが不可欠です。

しかし、日々の生活に追われる現役世代にとって、従来の啓発活動だけでは自分事として捉えにくいのが実情です。これまでの啓発活動や生活習慣の改善への取組を進めることも重要ですが、それらの世代が思わず参加したくなるような楽しさを盛り込むなど、自然と健康になれる仕掛けづくりが必要ではないでしょうか。

また、令和7年8月に大分県が作成した健康指標に記載されている市町村別のデータを見ると、メタボリックシンドローム当該者の割合や、通いの場への参加率などにばらつきがあり、地域格差は依然として解消されていないようです。これまで以上に市町村を巻き込みながら、地域に根差した健康づくりを行うことが必要と考えますが、特に健康指標の低い市町村に対し、県としてどのような支援を行い、格差の解消を図っていくのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、今後、健康寿命日本一の実現に向けて、どのような取組を進めていくのか、知事のお考えをお聞かせください。

森副議長 佐藤知事。

佐藤知事 健康寿命日本一に向けた取組についてでございます。

本県の健康寿命の分析では、30代から40代、そして、80歳以上の年代において、不健

康な期間が前回調査より長くなっていることが分かっております。このため、県では、子育て世代を含む働く世代や高齢者の健康づくりに力を入れてきております。

まず、働く世代に向けましては、運動習慣の定着を図るために昨年度、健康アプリ「あるとつく」をリニューアルしまして、健診キャンペーンや職場対抗戦などを実施しております。登録者は1年余りで4万3千人を超えたところであり、今年度はさらなる登録者拡大に向けて、子育て世代をターゲットに、るるパークに著名人を招いたウオーキングイベントや、ハーモニーランドでのクイズラリーなど、楽しく自然と健康になれる参加型イベントを実施いたします。

また、働く世代の栄養面の改善を図るため、県内4か所の事業所の社員食堂をモデルに、減塩や野菜のメニューを目につく場所に配置するなど、自然に健康的な食事を選べるような環境整備を進めてまいります。

次に、高齢者の健康づくりでは、介護予防の取組が重要となっております。11年連続で参加率が全国トップの通いの場合は、県内3,258か所において住民主体により運営されております。eスポーツや男性の料理教室など、活動内容の多様化も支援をしながら、参加者のさらなる拡大を図ってまいります。

あわせて、健康寿命延伸には、市町村の取組も重要であります。県では毎年度、13の客観的な健康指標を公表して、市町村ごとの課題解決の取組を支援をしています。例えば、食生活面で課題があった由布市では、市内3か所のスーパーで管理栄養士等による野菜摂取量の測定や健康相談を行った結果、参加者の野菜購入につながってきております。

こうした取組には、民間企業との連携も大事であります。健康寿命日本一おおい創造会議の部会において、県内164の応援企業と市町村とのマッチングも支援をしております。今後とも、このおおい創造会議をプラットフォームとしまして、市町村をはじめ様々な関係者と連携をしながら、健康寿命日本一の実現を目指

してまいります。

森副議長 太田正美議員。

太田議員 私も70歳を超えると、やはりすごく筋力が落ちてくるというか、そういう中で、健康を守るためにはこちらの貯筋を心がけるというのが大事であり、立ち、歩くときも、なるべくスピードを持って歩くように心がけております。そのことが80歳に、お金の貯金じゃなくて、こちらの貯筋です。5月には九州各県議会議員親善野球大会に出場して、ピッチャーをさせていただきました。そういう基礎的な体力が、インナーマッスルをいかに保持するかというのが健康につながるのかなと考えております。

次に、一次産業の振興についてお伺いします。

水田の振興についてです。本県の令和6年農業産出額は1,498億円と、5年連続で増加しております。これは農業関係者や行政が一丸となり、成長産業化に向けた取組を推進してきた成果が現れているのではないのでしょうか。

特に米については、316億円と、前年度の約1.7倍と大幅な増加となりました。このような主な要因として、いわゆる令和の米騒動による米の価格上昇が挙げられます。これは、令和5年の猛暑により流通量が減少したことに加え、インバウンド需要が急増したことなどにより、小売店で品薄となり、店頭での報道がさらなる消費者の購買につながったためとも言われています。この結果、農協の令和7年産普通期米概算金・買取り価格は、ヒノヒカリの1等で60キログラム当たり2万9,340円と、前年から77.8%増となっております。

しかしながら、この価格上昇により、農家の暮らしが楽になっていると言われると、そうとはいえません。コロナ禍後の物価高騰により、肥料やトラクター等の燃料費、農業機械の価格などが上昇しており、生産コストの増大が反映されただけとの意見もあります。米の価格は最近、落ち着きを取り戻しつつありますが、価格変動に一喜一憂することなく、水田農業の振興に向けて、安定した生産体制を確立する必要があります。また、米農家の高齢化や担い手不足が進行する中で、コストを抑え、より効

率的な米作りが求められています。

そのような中、先月、農家の負担軽減につながる栽培方法である乾田直播の導入に向けた実演会の報道を目にしました。この方法は、田植作業等が不要であることで、作業時間が38%減少するとされており、人手を増やすことなく規模を拡大することができると期待されています。一方で、収量が減るのではないかと、雑草対策がうまくできるのかなどの心配の声が生産者からは伺っています。

こうしたことを踏まえ、水田農業の振興に向け、今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

森副議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

県では、これまで水田経営体の大規模化と効率化の取組を支援してきた結果、この5年間で10ヘクタール以上の水稲経営体は22増え、147経営体となるなど、着実に増加をしております。今後も避けられない担い手の減少に備え、生産性が高く、変化に対応可能な力強い経営体を引き続き、育成していくことが重要です。このため、農地の集積・集約化や大規模化、大区画化、高性能機械の導入など、生産基盤の整備を支援するとともに、負担軽減やさらなる規模拡大に寄与する乾田直播栽培を推進しているところであります。

この栽培方法は、適切な管理であれば、慣行農法と同様の収量を確認をしております。今年度から県内6か所で展示圃を設置し、漏水防止策や除草剤散布による雑草対策の普及を進めているところであります。

また、米だけではなく、地域特性や需要に応じた品目による水田活用も重要です。焼酎やしょうゆ等のメーカーから需要の高い麦・大豆や、畜産輸入飼料の代替となる飼料作物、高収益な園芸品目の導入など、複合経営も含めた担い手の経営拡大を支援してまいります。現在、国で議論をされております新たな水田政策の動向も注視しながら、水田のフル活用による所得向上を図り、持続可能な水田農業の実現を目指してまいります。

森副議長 太田正美議員。

太田議員 私も25の年に水稲の生産を始めて、今年で52回目の田植をやっと終わった状況です。しかしながら、やはりもうこの先、何年この水稲作付ができるかなというのを思っているところです。そういう地域においては、この5年、10年先で、もうほとんどやめるんではないかなというような方がいっぱいおられますので、やはりそういうところが地域で法人化して、しっかりコストを削減しながら生産を続けてほしいなと思っております。よろしく願いいたします。

次に、鳥獣被害対策について伺います。

農林水産物の鳥獣被害は、近年増加傾向にあり、令和7年度の被害額は1億7,500万円と、昨年度より1,800万円増加しており、早急な対策が求められます。

本県の耕地に占める中山間地域の割合は約7割となっており、全国的にも高い水準にあります。このことは、多くの農家が野生鳥獣の生息地である山林に隣接するなど、鳥獣被害が発生しやすい環境で農業を営んでいることを示しています。私も地元に帰りますと、徐々に人間の生活圏にイノシシや鹿などの鳥獣が入り込んでいると感じます。特に夕方、よく鹿が鳴いております。鳥獣被害対策により、農家が安心して営農を続けられる環境をつくることは、農業の成長産業化のみならず、安心して暮らせる地域の環境整備としても重要と考えます。

鳥獣被害対策の目的は、あくまでも鳥獣による被害を減らすことであり、鳥獣の頭数をやみくもに減らすことではありません。頭数管理が可能とされる鹿や、頭数管理が困難とされるイノシシ、群れで行動する猿など、鳥獣の生態的特徴を踏まえた上で、農林水産物を守るという視点から施策を展開することが重要であると考えます。

また、さきほど質問しました米について、その産出額が大きいこともあり、被害防止、主にイノシシ対策に重点的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。イノシシは防護柵を壊して農地へ侵入するという話も多く聞きますので、

狩猟者による有害捕獲に加え、農家が自衛捕獲に取り組みやすい環境を整備する必要があります。加えて、鹿については、捕獲頭数は増えているものの、被害額は横ばいであるため、捕獲のみならず、総合的な取組が必要ではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、農業の成長産業化を推進するため、鳥獣被害対策に今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いします。

森副議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

県では、専門家の知見に基づき、加害鳥獣の特性や被害状況に応じた対策を展開しております。令和7年度の鳥獣被害は前年度に比べ、被害面積は縮小したものの、水稻などの農作物の単価上昇に伴い、被害額は約1割増加しました。特に被害額全体の約6割を占めますイノシシ被害については、重点的な対策が必要と認識しております。イノシシは、防護柵などによる予防対策が有効でありますけれども、学習能力が高く、防護柵を鼻で押し上げて農地に侵入する特性があることから、今年度から鉄鋼スラグ等による接地面の補強を支援しているところであります。

また、被害時期や場所を考慮した捕獲が重要となってまいります。水稻被害が多発する夏場に猟友会等が行います捕獲活動を集中支援するほか、農地周辺での自衛捕獲を促進するため、捕獲技術向上研修の開催や、箱わな等の貸出しを支援しております。

一方、鹿については、時期を問わず山林を含めた広域で被害が確認をされておりますことから、昨年度実施いたしました生息密度調査の結果を踏まえ、高密度地域での効果的な捕獲を実施することとしております。これらの対策に加え、ジビエ加工施設の設備導入に係る支援も行うなど、総合的な鳥獣被害対策を進めてまいります。

森副議長 太田正美議員。

太田議員 今言われたジビエ料理ですね、もう少し、やはり何とか県も応援をさせていただいて、

特に観光地でも、もっとうまいジビエが食べられるような、そういう取組が可能ではないかと思っておりますが、やはり低温処理をしないと、これ使い物にならないということと、鹿は何と歩留りが悪いので、非常に効率が悪いという部分はありますけれども、是非よろしく願いいたします。

続いて、豊かな森林資源の継承について伺います。

林業の振興について、本格的な利用期を迎えた豊富な人工林資源を背景に、本県の令和6年の杉素材生産量は、宮崎県、秋田県に次ぐ全国3位となっており、全国有数の林業県です。我々が日常当たり前に目にしている人工林は、先人のたゆまぬ努力により植えて育てられてきたものです。我々には、この豊かな人工林資源を単に伐採し、消費するだけでなく、しっかりと再造林を行い、次の世代に引き継ぐ使命があります。

しかしながら、木を伐採し、植え、育てるという一連の林業生産活動の過程においては、様々な課題があると伺っています。

まず、伐採についてですが、林業事業体の計画的な事業地の確保が年々難しくなってきています。その要因としては、林道などの搬出道の整備不足に加え、山林経営に関心の薄い森林所有者の増加、あるいは境界が不明確な山林も依然として多いことなどが挙げられます。

次に、再造林についてです。大分県では、林業・木材産業関係者が森林再生基金を創設し、業界全体で再造林を推進する一方、苗木の確保は、その多くを県外から移入に頼っている状況です。質の良い苗木を用いて、再造林を計画的に実行していくためには、県内産の苗木の安定的な確保が重要であり、今後、県内での苗木生産体制の強化が課題であると考えます。

また、次の世代に資源を継承するには、植えて終わりではなく、間伐など植栽後の手入れも不可欠です。下刈り作業やつる切り作業、間伐作業などを適切な時期に確実に実施しなければ、質の良い木が育たないだけでなく、森林の持つ災害を防止する機能の低下も危惧されるのでは

ないでしょうか。

このような状況を踏まえ、次の世代に豊かな森林資源を継承していくため、どのように取り組んでいくのか、農林水産部長の考えをお伺いします。

森副議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

適正に管理された豊かな森林の継承は、木材生産の面だけではなく、土砂災害の防止など公益的機能の面からも重要です。木材生産の現場においては、効率的な森林経営に向け、林道や搬出に特化した低コストな作業道等の整備を促進してまいります。

また、効率化の基礎となります山林の集積に向け、昨年は森林を手放したい所有者と、林業経営体とをつなぐための検討会を市町と設置をしたところであります。加えて、ドローンによる簡易な境界明確化手法も試行したところであります。

将来にわたり森林を循環させる再造林については、目標である再造林率80%は達成したものの、苗木の自給率は約60%と低位となっております。このため、生産者の増加・増産意欲を踏まえ、育苗施設の整備を支援するとともに、新たに新規生産者向けの技術研修を開始し、令和15年の自給率90%を目指すこととしております。

また、植栽後の保育作業も重要であります。公益的機能の維持に不可欠な間伐については、今年度から県独自で補助率をかさ上げし、支援を強化しており、健全な森林の造成を図ってまいります。今後もこうした様々な施策を講じて、次の世代に豊かな森林資源を継承してまいります。

森副議長 太田正美議員。

太田議員 今の公共造林の予算が補助金頼み、当初予算で非常に少ないので、実際には作業はするんですけれども、お金が後から入るというようなことで、非常に苦勞しておりますので、また、それと、県内産の苗木が非常に少ないということで、取り合いっこになっているということで、私の近くでも、花き農家がハウスを持

っているんですが、そこがやはり最近は杉の苗木を、ポット苗を作っているというようなことで、どんどんそういう部分では、推奨していただくと、花き農家が市場に今まで花を出していたのが、価格が安定しないところに、この苗木はしっかり安定的な供給ができるということで喜んでおりますので、ぜひともそういう意味で、推進していただきたいと思います。

それと、大分県は16万という他県に比べて比較的そういう伐採が、ここ近年、進んでいるんですが、民間業者と今、取り合いになっており、なおかつバイオマスの燃料としても大径材等が利用されていることで、やはりそういう部分での苗木が足りないということでもありますので、ぜひともスピード感を持って、この辺は解消をよろしく願いいたします。

最後になりますが、若者の薬物乱用についてお伺いします。

令和6年の全国での大麻事犯の検挙人員は、6,342人となり、前年に比べ減少したものの、覚醒剤事犯を上回り、乱用拡大に歯止めがかからない状況です。特に検挙人員の7割以上が30歳未満の若年層であることが大きな問題となっています。

これは大麻取締法が改正され、令和6年12月からこれまでの所持・栽培に加え、使用も明確に禁止されたにもかかわらず、海外の一部の国で合法化されていることによる、大麻は他の薬物より安全、害がないといった誤った情報がインターネット上に氾濫していることも要因の一つと考えられます。

また、ゾンビタバコと言われる指定薬物を含んだ電子タバコ用リキッドについても、著名人が使用したとして逮捕される事案が発生しています。これも海外では麻酔などに用いられていたものであり、SNS等では、一見通常の電子タバコのように見せかけて販売・流通しているケースが多く、違法な指定薬物とは知らずに手にしてしまう可能性もあります。

近年では、大学の運動部員が違法薬物を使用する事件が後を絶ちません。強豪校ならではの結果を出すことに対する重圧や、厳しい上下関

係、寮生活など要因は様々ですが、匿名性の高い通信アプリの普及により、薬物へのアクセスが容易になったことから、親元を離れた際に安易に手を出してしまう状況が散見されます。

こうした事案を防ぐには、やはり早いうちから教育が重要です。大学生や高校生はもちろんのこと、義務教育である中学校から正確な知識を教え、加えて、若年層向けの広報を強化し、友人等から勧められてもきっぱりと断ることができる主体的な若者を育てる必要があると考えます。

そこで、若者の薬物乱用防止にどのように取り組むのか、福祉保健部長にお伺いします。

森副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県内で昨年、薬物事犯により検挙された者のうち、30歳未満の若年層は、大麻では40人中7割に当たる28人、ゾンビタバコなどの危険ドラッグでは、外国人5人を含む6人全てとなっており、その乱用防止対策が急務でございます。

県では昨年度、高校生など若者が中心となって、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の街頭キャンペーンを15か所で実施いたしました。加えて、薬物乱用防止教室を小・中学校、高校、大学などで計124回開催をし、1万1千人余りの児童生徒に受講いただいたところです。

今年度は、この薬物乱用防止教室の効果を高めるため、講義形式ではない参加型の新たなプログラムを学校薬剤師会と連携して作成しております。プログラムには、大麻の依存性や精神的影響、市販薬を過剰摂取するオーバードーズの危険性など、正確な知識の学習のほか、誘われた際の拒否の仕方を学ぶロールプレイ演習などを盛り込む予定です。このプログラムを通じて若い世代に正しい理解を一層促すとともに、薬物との向き合い方について自ら考える力を身につけてもらうことを目指します。

これらの取組によりまして、若者の薬物乱用防止対策に努めてまいります。

森副議長 太田正美議員。

太田議員 親元にいるときはそういうことはあ

まりないと思うんですが、やはり親元を離れて都会とかに行ったときに、やっぱり心の油断というか、そういう隙間ができたときにこういうものに手を出すということで、今後ともしっかりと取り組んでほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

森副議長 以上で太田正美議員の質問及び答弁は終わりました。成迫健児議員。

〔成迫議員登壇〕（拍手）

成迫議員 29番、県民クラブ、成迫健児です。本日、一般質問の機会をいただきました同僚議員の皆様へ深く感謝を申し上げます。そして、遠路はるばる佐伯市から私の応援に来ていただきました後援会の皆様、本当にありがとうございます。大分県全体の課題、そして、佐伯市民からいただいた課題を声をしっかりと届けてまいります。執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、シニア世代の働き方改革について伺います。

物価高騰が続く中、県民の生活は厳しさを増しています。特に年金生活世帯への影響は深刻であり、年金額の引上げ改定は行われているものの、急速な物価上昇に十分追いついていないと、年金だけでは生活が苦しい、働かなければ生活ができないといった切実な声も聞かれます。とりわけ、単身高齢者や低年金の世帯が抱える生活への不安は大きなものがあります。

しかしながら、私は高齢者の就労が単に生活を防衛する手段となっている現状を打開し、働かざるを得ない社会から、働くことが誇りとなる社会へ転換していくことが重要であると考えます。人生100年時代を迎える中、高齢者が地域や社会とのつながりを持ちながら、自ら経験や知識をいかして活躍し、生きがいを感じられる社会づくりこそ、これからの大分県に求められる方向性ではないでしょうか。

一方で、県内では介護・福祉分野や建設業・物流業・サービス業など、幅広い分野で慢性的な人手不足が続いています。人口減少が進行する中で、地域経済を持続的に成長させていくた

めには、定年退職後のシニア世代の豊富な経験や知識を最大限にいかしていくことが極めて重要です。

こうした状況においては、高齢者の就労を単に生活の困窮対策として福祉の観点で捉えるのではなく、地域社会や地域経済を支える重要な社会参画の機会として位置づけた上で、高齢者が安心して働き続けられる環境の整備に県として取り組む必要があると考えます。

また、働く意欲のあるシニア世代を支援することは、所得向上や地域消費活動の活性化にとどまらず、地域コミュニティの維持・活性化など多方面に波及効果をもたらします。さらに、働くことは健康寿命の延伸や生きがいの創出にも寄与し、結果として社会保障費の抑制にも資する可能性があります。

県内においても、65歳以上の就業者数は増加傾向にあり、全国的にも高齢者就業率は上昇しております。国においても、主要なハローワークへの生涯現役支援窓口の設置など、高齢者就労を後押しする施策が進められていますが、本県としても国と連携しながら、地域の実情に応じた支援をさらに充実させていく必要があります。

具体的には、短時間勤務や週数日勤務など、希望に応じた柔軟な働き方の推進、健康状態や経験に応じた就労マッチングの充実、さらには定年後も地域で活躍できる環境の整備などが求められます。これらの取組に加え、シニア世代が新たな技能や知識を習得し、年齢にかかわらず活躍できる環境を整えるためには、デジタルスキルの習得を含むリスキリングの推進も必要です。さらには、シニア世代が働きやすい柔軟な勤務制度や、職場環境の整備に対する企業の理解と協力への県としての働きかけも不可欠です。

こうしたことを踏まえ、シニア世代の働き方改革に今後どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

以下は対面席から伺います。

〔成迫議員、対面演壇横の待機席へ移動〕
森副議長 ただいまの成迫健児議員の質問に對

する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 成迫健児議員のシニア世代の働き方改革についての質問にお答えを申し上げます。

豊かな経験と知識を持つシニア世代の方々が、元気に働き活躍し続けることは、本県経済の維持・発展にとりましても大変重要なことであります。

令和7年の大分労働局調査によれば、従業員が31人以上の県内企業における65歳以上の常用労働者は1万9,687人となって、この10年で2.5倍に増加をしました。また、60歳以上を対象にした令和6年の国の調査でも、6割以上の方が65歳を超えても働きたいと回答しております。このため、県では次の三つの柱でシニア世代の働き方改革に向けた施策を推進をしています。

一つ目は、就業機会の確保であります。県庁内に設置していますシニア雇用推進オフィスに配置をした推進員が、企業を訪問して好事例の紹介や支援制度の案内を行っております。また、シニア世代の受入れ機運を醸成するセミナーも開催をして、柔軟な雇用環境の整備を促進をしています。その結果、定年制の廃止や引上げ、継続雇用制度の導入等により、就業機会を65歳までとする県内企業は10年連続で100%を達成し、70歳までとする企業も45.7%と、全国2位となっております。

二つ目は、働く意欲のある方々への支援であります。県と大分労働局が共同運営をします大分県中高年齢者就業支援センターでは、職業相談や職業紹介、キャリアコンサルティングを一体的に実施をして、シニア世代の一人一人の能力や特性に応じた仕事を勧めています。面談を重ねる中で、安全意識や時間厳守の姿勢といった強みがあることが分かり、送迎運転手を提案して採用に結びついた例等もあるというふうに伺っております。

三つ目は、社会参画の促進であります。各地域のシルバー人材センターでは、年齢や経験に応じた能力を発揮できる就業機会を開拓・提供し、シニア世代が地域の支え手としての役割を

担えるよう環境整備を行っております。

加えて、新たな技能や知識の習得に挑戦する方々には、リスキリングの機会を提供しています。例えば、日田高等技術専門校のガーデンエクステリア科では、訓練生20人のうち半数が60歳以上であり、新たな業種での就業を目指して学んでいただいております。

このような取組を通して、年齢にかかわらず、元気で働く意欲のあるシニア世代が活躍できる社会の実現を目指してまいります。

森副議長 成迫健児議員。

成迫議員 知事からは、シニア世代に向けた様々な取組の事例紹介等をいただきました。

本日、議場にいられている、私といつも支えてくださっている皆さん、教育現場では教育のコーディネーターとか、また、地域の期成会の会長をされたりとか、もう本当に地域の要として活躍されている方がたくさんおります。また、今日は来られていないんですけれども、80歳を超えて不動産業で、もう最前線で活躍されている方もいらっしゃいます。そういった自分の能力に挑戦していくっていうような環境整備というのは、これから県も取りくみを進めていくべきだというふうに私は思います。

高齢者の就労を取り巻く現状を見ますと、働きたい高齢者と人材を求める企業との間には、まだ十分なマッチングが図られていないと私は感じております。特に年齢や体力、生活スタイルに応じた短時間勤務、週数日勤務、これまでの経験をいかした仕事といった柔軟な働き方を希望する高齢者は多い一方で、企業側にはそういった雇用形態を整備するノウハウが不足しているといった場合もあります。

県として、シルバー人材センターやハローワーク、経済団体と連携し、シニア世代の希望する働き方と企業人材ニーズをつなぐ県独自のマッチング機能をさらに強化していく考えはあるのか、商工観光労働部長の見解を伺います。

森副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、働きたい高齢者と、人材を求める企業とのマッチング、これは非常に

重要だと考えております。シニア世代のマッチングは、大分県中高年齢者就業支援センターで就労能力の洗い出しを踏まえて行うことで、令和7年度は164人の意欲と能力に応じた就職に結びつけているところであります。

今後は県や労働局が運営している中高年齢者の就業支援に関わる一体的実施事業運営協議会という協議会がございまして、その協議会でさらなるマッチング機能を強化するため、議員の御指摘もありましたが、新たにシルバー人材センターや経済団体も参加してもらうような意見交換の場をまず設けたいと考えているところでございます。このようなことを行うことで、シニア世代の望む働き方と企業のニーズをつなぐマッチング機能を強化してまいりたいと考えております。

森副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。

ハローワークの相談に来られる方の年齢層については、55歳以上のほうからシニア層に着眼点を持っていたんですけれども、55歳以上からシニアにかけてが非常に多くなっていくと聞いております。それぞれの分野で人材不足が叫ばれている中では、仕事を求めている方が多いというのは非常によいことだとは思いますが、自分の経験や知識をいかせる職を選べるかは大変重要になってくると思います。いずれはシニア層の移住・定住対策にもつながっていく面もあるかと思うので、是非転職会社などと連携も含めながら、シニア層に向けた県独自の人材プラットフォームなどの開発等も前向きに御検討いただければというふうに思います。

では、次の質問に移ります。日出生台演習場における演習について伺います。

日出生台演習場では、昨年8月、訓練中の落雷により隊員2名が死亡する事故が発生したほか、本年4月には、10式戦車の射撃訓練中に砲弾が砲塔内で破裂し、隊員3名が死亡、1名が重傷を負う重大事故が発生しました。これらの相次ぐ重大事故により、自衛隊員の貴い命が失われたことは誠に痛ましく、地域住民にも大きな衝撃と不安を与えています。

日出生台演習場は、由布市、九重町及び玖珠町にまたがる西日本有数の演習場であり、地域住民は長年にわたり騒音や安全面への不安を抱えながら、国防上の必要性とのバランスの中で共存してきました。しかし、近年は自衛隊による訓練に加え、日米共同訓練なども継続的に実施されており、安全対策に対する住民の関心は一層高まっています。

こうした中、事故原因の究明が進められる一方で、一部の実弾射撃訓練は再開されており、今後は米海兵隊員との共同訓練も予定されています。6月1日に開催された地元住民への説明会においても、陸上自衛隊及び九州防衛局に対し、事故原因の徹底究明や再発防止、安全管理の徹底を求める声が上がったと伺っています。本県としても、国防の重要性を認識しつつも、県民の安心と安全を守る立場から、事故原因の徹底究明と再発防止策の確立はもとより、県民に対する丁寧で分かりやすい情報提供を国に強く求めていく必要があると考えます。

そこで、県は今回の事故をどのように受け止め、原因の究明や再発防止について、国に対してどのような情報提供を求めているのか、さらに、今後予定されている日米共同訓練をはじめとする日出生台演習場での演習について、県民の安全確保の観点から、どのような対応を求めていくのか、知事の見解を伺います。

森副議長 佐藤知事。

佐藤知事 日出生台演習場における演習についてでございます。

日出生台演習場で重大な事故が発生したことは誠に残念でありまして、亡くなられた方々に哀悼の意を改めて表しますとともに、けがをされた方の早期の回復をお祈りを申し上げます。2年続けての痛ましい事故であります。陸上自衛隊には、事故の調査に加えて、隊員のメンタルケア等についても万全な対応をお願いしたいと思っております。

日出生台演習場、これまで長きにわたって、演習が実施をされてきております。国有地である演習場の管理は防衛を専管する国の責任で行われております。その上で、県では、地元

市町と共に国との間で射撃時間や敷地内採草等を定めた使用協定を締結するとともに、窓口となる九州防衛局との間で緊密な連絡体制を構築をして、地域住民の安全や生活環境の維持に努めてまいりました。

そうした中で、国は複雑化する国際情勢を受けて、毎年全国各地で他国軍との演習を実施してきており、本県においても地域住民の負担が増してきていることは私も承知をしているところでございます。

本年開催された二度の説明会でも、住民からは、訓練に対する協力姿勢は示しつつも、こうした背景や安全対策のより丁寧な説明、さらには地域との緊密なコミュニケーションを求める声が多く聞かれました。6月20日からは日米共同訓練が行われます。訓練日程の発表を受けて、県では、直ちに九州防衛局を訪問して、まずは戦車事故についての原因究明と徹底した安全管理、さらにその丁寧な説明を求めました。訓練については、地域住民の不安解消のため、万全の措置を講ずるとともに、米軍実弾射撃訓練を含む大規模な訓練が連続することがないよう要請をしたところであります。

外交・防衛政策は国の専管事項ではありますが、国際情勢や国の動きを注視しつつ、地域住民の安全確保と不安の解消につながるよう、地元市町と協力をしながら取り組んでまいります。

森副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。

私も自衛隊に勤める方の中に、友人であったり、後輩であったりとか、本当に命を削りながら、厳しい訓練に堪えながら、私たち国民の命を守るというふうな強い意志で頑張ってくださっている方がいらっしゃいます。今回の事故を受けて、まだ原因究明がなされていない中で次の訓練に移るといふようなところは、やはり隊員にとっても大きな不安が残るといふふうに思います。隊員の命も守る意味でも、さきほど知事は強い姿勢を示していただいたんですけれども、引き続きお願いしたいというふうに思います。

今回の質問の中では、騒音という部分にも触

れたんですけれども、国からは住民負担の軽減策として、155ミリりゅう弾砲と対装甲車両火器の訓練を同時に実施しないなど、訓練期間や騒音影響を抑制する取組が示されてきたのですが、一方で、お配りしている資料にもありますように、過去に小火器訓練の追加が行われた後も、日出生台演習場における総砲撃数や発射密度が増加したとの指摘もあります。住民の立場からすれば、訓練項目の分散によって、一時的な騒音軽減が図られたとしても、年間を通じた負担が本当に軽減されているのかという不安があります。

まず、1点目として示されていた、同時に実施しないという訓練見直しについて、県として、単なる日々の騒音軽減ではなく、年間総量としての県民負担の軽減につながるものと認識しているのか、国に対してどのような確認を行ったのか、伺います。

そして、2点目といたしまして、日出生台演習場における砲撃数、訓練日数、騒音測定結果について、県はこれまでどのように把握し、今後どのような基準で負担軽減の対策の効果を検証していくのか、以上2点について伺います。

森副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 お答えいたします。

まず、射撃数というのは、協定のほうには定められておりませんで、小火器の追加以降、一部の訓練がりゅう弾砲から小火器訓練に振り替わっているということも考えますと、今の資料で示されている数値のみをもって負担の増減の判断を行うというのは難しいというふうに考えております。

さきほど言いました、年間の総量ですけれども、さきほど知事が答弁しましたように、こういった大規模な訓練が連続することがないようということは九州防衛局に対してもしっかりと要請しておるところでございますので、そこを守っていただければというふうには考えております。

射撃数とか時間の把握については、九州防衛局のほうはもしかしたら把握しているのかもしれませんが、そこら辺の実態については、

やはり訓練の内容に関わることだということで、我々のほうも知らされておられませんので、まずは協定に定められている10日間という射撃日数はしっかりと守っていただくということを訴えていきたいというふうに思っております。

森副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。

今の世界情勢を考えますと、今後訓練の拡大というのは必然的に増えていくのかなというふうに感じております。そこに不安や危機感を強く持つ県民の気持ちがあるということをしかり受け止めていただきまして、県としてもしっかりとした姿勢を今後も示していただきたいというふうに思います。

次に、認知症対策について伺います。

高齢化の進行に伴い、認知症の方は今後さらに増加することが見込まれています。県の統計によれば、本県における認知症の高齢者数は、令和4年の約4万6千人から、令和22年には約5万4千人に増加し、軽度認知障がいの方を含めると、約11万人となる見込みです。これは高齢者の約3人に1人が認知症又は軽度認知障がいになる計算となります。このように認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症は決して特別な病気ではなく、誰もがなり得る身近なものです。加えて、本人や家族だけの問題ではなく、地域社会全体で支え合うべき社会課題であるという認識が重要です。

こうした中、国は令和6年12月に、認知症施策推進基本計画を策定し、新しい認知症観を示しました。本計画で示された新しい認知症観とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人ができることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

これまでの認知症対策は、認知症の方を支援の対象と捉え、支える側と支えられる側という視点が中心でした。しかし、この計画に基づく新しい認知症観の下では、認知症の方本人の意思や希望を尊重しながら、地域社会の一員とし

て安心して暮らし続けられる環境づくりが求められています。

一方で、認知症になると何もできなくなるといった誤解や偏見はいまだに根強く残っており、認知症に対する正しい理解を広げ、県民一人一人が正しい知識を持つこと、そして、本人や家族だけでなく、地域全体で支え合う社会づくりを進めることも不可欠です。

本県においても、認知症サポーターの養成や地域包括支援センターを中心とした相談支援など、高齢者の認知症対策について様々な取組が進められています。しかし、今後はさらに認知症の方本人の意思を尊重した支援の充実や、認知症に対する理解促進を図りながら、認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる大分県づくりを進めていく必要があると考えます。

そこで、国が示した新しい認知症観を核とした基本計画を踏まえ、認知症対策について今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

森副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

認知症の方本人の声を尊重するという新しい認知症観は、これまで本県が進めてきた認知症対策の理念と軌を一にするものと考えております。本県では、平成27年度から官民共同により認知症への理解促進を図る、プロデュース部会というものを開催しており、本人や御家族にも参画いただきながら、その意見を施策に反映しているところです。

また、当事者が自身の経験を基に、同じ立場で相談対応等を行うピアサポーターを令和元年度から養成をしており、昨年度までに延べ31名が439回の活動に従事しております。翌2年度からはピアサポーターなどの中から本人発信による普及啓発のリーダーとして、大分県希望大使を委嘱しており、現在6名の方に県内各地で御活躍いただいているところです。

県では現在、新たに認知症施策推進計画を策定中であり、家族の会の集いや認知症カフェなどに伺っており、直接当事者の声を把握し、計

画に反映したいと考えております。今後とも、認知症の方が地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、本人や御家族の希望を尊重した認知症対策の推進に努めてまいります。

森副議長 成迫健児議員。

成迫議員 部長の最後の答弁にもありました、やはり共生社会の実現というところは、認知症を患った方にとってもすごく重要なことだというふうに私も認識をしております。

先日の県内所管事務調査の中で、佐伯市の山内勇人医師による、ささえ愛ホームきよちゃん家を訪問しました。認知症の方も現場で活躍される姿も見ることができました。山内先生いわく、認知症であってもそれぞれに料理など、様々な特技があり、施設内でも大活躍をしてくれているというお話を伺いました。県からも山内先生の取組に対しては大きなバックアップをいただいておりますが、県下全体としてこのような取組事例を推進していただき、認知症に対しての理解促進も含めて、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる大分県の実現に向け、県が市町村と一体となって、誰もが支え合える地域づくりへの実現を進めていただくことをこれからも要望してまいります。

続きまして、介護人材の確保について伺います。

本県の高齢化率は令和6年10月1日現在で34.4%と、県民の約3人に1人が65歳以上の高齢者であり、全国平均の29.3%を大きく上回っています。また、医療と介護の双方のニーズを有する85歳以上の高齢者は、令和22年まで増加すると見込まれており、介護サービスの需要は、今後ますます高まるものと考えられます。

その一方で、介護サービスの担い手となる介護人材の確保は、依然として厳しい状況が続いています。介護現場からは、職員が足りず十分なサービス提供が難しい、身体的・精神的負担が大きい、人材が定着しないといった切実な声が上がっています。特に地方においては、求人を出しても応募がない状況が続くなど、介護人

材の確保は今後さらに困難になることが懸念されます。

また、介護職員の業務は身体介護に加え、清掃や洗濯、配膳、シーツ交換、備品補充など、多岐にわたっています。介護の専門職である介護職員がこのような周辺業務にも多く時間を割いており、このことが介護職員の業務の負担増大や離職の一因となっていることの指摘もあります。

こうした課題への対応策として、近年注目されているのが介護助手の導入です。介護助手は、介護職員をサポートする職種であり、介護助手が資格を必要としない周辺業務を担うことにより、介護福祉士など専門職が利用者のケアや身体介護に専念できる環境を整えるものです。介護助手を導入している施設では、介護職員の負担軽減や離職防止につながったとする事例も報告されています。

一方で、介護助手の導入については、各施設における介護職員との役割分担の整理や受入れ体制の整備、人件費の負担など、課題もあると伺っています。県においても介護助手導入の支援が行われていますが、介護現場へのさらなる普及・定着を図るためには、導入支援に加え、制度の周知や活用事例の横展開に取り組むことが重要だと考えます。

そこで、介護人材不足の課題をどのように認識しているのか、また、介護人材の確保について今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

森副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

本県の介護人材は本年度末に約1,300人不足し、その後もさらに拡大すると見込まれ、その確保は喫緊の課題と認識しておりますことから、県では、多様な人材の活用、離職防止と定着、生産性向上の三つを柱に対策に取り組んでおります。

御指摘のありました介護助手の活用については、多様な人材の確保という点だけでなく、タスクシフトを通じた離職防止や生産性向上にも資する有効な策と考えております。このため、

県では、平成29年度から介護助手の導入経費を助成をしており、昨年10月時点で県内入所施設の約4割で介護助手が活躍しているところ です。

あわせて、令和6年度から介護助手の導入支援セミナーを実施し、未導入施設へ活用を促しております。昨年度は元気高齢者や子育て中の方を介護助手として雇用した施設において、介護職員の離職率が5年間で21.4%から3.5%にまで低下した事例が報告をされております。

介護人材の確保に向けましては、介護助手の活用のほか、外国人材の受入れ促進や、働きやすく、やりがいのある介護現場の認証制度の普及、業務効率化に資する介護DXの導入支援など、様々な対策を総合的に講じてまいります。

森副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。

やはり介護現場は本当に皆様、強い認識を持たれていると思うんですが、本当に人手不足というようなところで、成り手もないというふうな、これは本当に大きな大分県の課題だというふうに私も捉えております。

介護人材不足への対応といたしまして、若年層の確保だけではなく、多様な人材を介護分野へ呼び込む視点も重要であるというふうに考えます。さきほどシニア層の質問の中にも、ちょっとつながるものがあるんですけども、人生100年時代を迎える中で、元気な高齢者が地域で活躍できる場をつくることは、非常に重要だというふうに考えております。介護助手の業務には、身体的負担が比較的少なく、経験豊かなシニア世代が担える業務もあるというふうに考えます。介護助手の担い手として元気なシニア世代の就労や社会参加を促し、推進し、介護現場の人材不足解消につなげていく考えはあるのか、部長の見解を伺います。

森副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

介護現場にシニア世代の活用、活躍をというお話でございます。さきほど答弁しました介護助手が今、県内の入所施設の4割で導入されて

いるという話を申し上げましたけれども、この介護助手、年代別に見ますと、60歳以上の方が7割を占めているということで、実際に介護助手として多くの元気な高齢者の方々が活躍いただいているというデータもございます。

県では、こうしたシニア世代、元気な高齢者の方々に介護現場で活躍してもらうということも狙って、介護入門者研修といったようなものも明野の介護研修センターをはじめ、実施をさせていただいております。4日間のコースで介護の基礎的な知識や実技なども学んでいただいて、実際に介護現場で就労いただいているような事例もございますので、そういったものも通じて、しっかり介護現場にシニア世代、元気な方々の御活躍をこれからも進めてまいります。

森副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。是非活躍の場をしっかりと県が推進していくというふうなところは引き続き、続けていっていただきたいというふうに思います。

介護職に就きたいというこどもたちの夢というふうな部分で、私も佐伯市の介護の現場で働く方と一緒に、やはり現場の人手不足が深刻だというふうなことも踏まえまして、スポーツと福祉の融合をしましょうということで、各学校に向けて、ボッチャ体験の活動をしております。その中で、こどもたちといろんな話をするんですけども、やはりすごくこどもたちも、自分のお母さんを将来お世話したい、僕は介護職員になりたいというふうな、そういった本当に温かい夢を持ったこどもたちもおります。

ただ、それに反して、やはり親心としては、とても大変な仕事だというふうなところで、そこでとどまってしまうような話も現場の方からは聞いております。確かに、本当に厳しい現場ではあると思うんですけども、今介護職を頑張っておられる現場の皆さんは、本当に大きな魅力として、生きがいとして現場で力を尽くしていただいておりますので、そういった魅力発信というのもしっかりと県として、今もしていただいております。おると思うんですけども、より一層力を入れて進めていただけたらというふうに

思います。

是非佐伯市のそういったスポーツと福祉の融合というのも、また県のお力を借りながら、皆さんと一緒に進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、地球温暖化対策に対する適応策について伺います。

近年、全国的に記録的な猛暑や集中豪雨が頻発しており、本県においても県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしています。

昨年の夏も、県内では熱中症による救急搬送が相次ぎ、全国各地では線状降水帯の発生に伴う豪雨災害が頻発し、河川の氾濫や土砂災害など、甚大な被害が発生しています。こうした異常気象は一過性のものではなく、気候変動の影響が現実の問題として私たちの暮らしに直面しており、予想を上回るスピードで進行する地球温暖化への対策、対応は、県政における喫緊の課題であると考えます。

国際的にも、温室効果ガスの排出削減を図る緩和策と、気候変動の影響による被害を回避・低減する適応策を両輪で進めることの重要性が強調されています。本県においても、本年3月に策定された第6期大分県地球温暖化対策実行計画・大分県気候変動適応計画などにに基づき、熱中症への対策はもちろんのこと、自然災害、農林水産業、水資源など、様々な分野で気候変動への対応策を進められているものと承知しております。

しかし、近年の猛暑や豪雨災害の頻発化・激甚化を鑑みますと、現在の取組だけでは十分であるのかについては、県民の間にも不安や懸念の声が聞かれるところです。猛暑対策については、東京都において高齢者の世帯等を対象としたエアコン設置費用の助成や水道料金の負担軽減など、踏み込んだ取組が実施されています。自治体ごとに財政事情は異なりますが、他自治体の取組も参考としながら、本県においてもより一層スピード感を持って対策を強化していく必要があると考えます。

気候変動への適応は、単なる環境政策にとど

まらず、県民の健康を守り、安心して暮らせる地域社会を維持し、さらには地域産業の持続性にも関わる重要な課題です。次世代に持続可能な大分県を引き継ぐためにも、今正に積極的な対策が求められております。

そこで、近年の気候変動の状況を踏まえ、地球温暖化に対する適応策について、今後どのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

森副議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 お答えします。

日田市では、5月18日に35.3度を観測し、本県の観測史上最も早い猛暑日を記録しました。地球温暖化への適応は重要な課題と認識し、新たな適応策を各分野で始めています。

熱中症対策では、労働安全衛生規則が改正され、事業者の対策が義務化されたことから、今年度、スポットクーラーや空調服など暑熱対策機器の導入に対する、そういった補助制度を新設したところです。また、今定例会においては、工場などの屋根や外壁へ遮熱処理を施す工事等への補助率や上限額を拡充する、そういった予算案も提案しております。

農林水産分野では、高温に強い品種の研究や転換を進めておりまして、先般発表しました、うまみだけブランドの新品種なば姫は、品質が高く、温暖化に強いことが特徴となっております。

酷暑が常態化した夏場における持続的な経済活動も重要です。久住高原や藤河内溪谷など、県内の涼しいスポットへの訪問を促す、そういったキャンペーンや、観光施設におけます暑さ対策の設備費用を補助するなど、夏場の誘客対策を講じています。気候変動による影響に適応できるよう、今後も様々な角度から取組を進めてまいります。

森副議長 成迫健児議員。

成迫議員 佐伯市の消防であったり、消防団の皆様のお話をお伺いしておりますと、部屋の中で昨年度は重症になるケースが非常に多かったというふうにお伺いをしています。私も定期的というか、話を聞きに、いろんな地域を回って

おるんですけれども、ちょっと家を訪ねたときに、すごい中から熱風がぶわっと来て、こんな暑い中で過ごしていたんですかっていうふうに相手の方に、高齢の方なんですけど、聞くと、そんなに暑くないよというふうに、ちょっとびっくりした答えが返ってくるがありました。やはり年を重ねると、ちょっと体温の感じ方というのが変わってくるというふうに言われておりますし、やはりそうやってエアコン代とか扇風機とかを節約しているわけではなくて、単純に気づいていないというふうな、何かそういった現状もあります。

今はすごく便利なことに、温度計のついたアラームですね、何度以上になったらピピピとか鳴るような、何かそういったものも安く購入できるようになっておりますし、そういったことで、そういった熱中症で搬送されるような方が少なくなれば、一つの対策になるのかなというふうにも感じております。

今述べたように、近年、夏季の気温上昇は著しく、特に高齢者は暑さや喉の渇きを感じにくくなると、体温調節機能の低下により重症化するリスクが高い状況にあります。そのため、誰もが安心して暑さを避けることができる一時的な避暑、休息の場が重要だというふうに私は思っております。県におかれましては、事業所等の協力をいただきながら、熱中症一時休憩所の取組を進めていただき、その数は千を超えたというふうにお伺いしておるんですけれども、広く県民の皆様に御利用いただけるよう、しっかりと周知をいただけたらというふうに思います。

この夏も猛暑というより酷暑が続くかもしれません。そういった意味では、もはや熱中症対策は災害対策の一つとも言えるというふうに思います。県民誰もが気軽に利用できる休憩所の広報をどうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、続きまして、いじめ防止対策について伺います。

本県における2024年の小学校、中学校、高校、特別支援学校を対象としたいじめの認知件数は7,771件で、3年連続で減少したも

の、児童や生徒千人当たりの認知件数は67.8件と、都道府県別で13番目に高い状況となっています。この認知件数は、単純に多いと評価すべきものではなく、学校現場において、こどもたちの小さな変化やサインを見逃さず、積極的にいじめを認知し、早期対応につなげている結果であるとも受け止めており、教職員の皆様の日々の努力に敬意を表したいというふうに思っております。

しかし、一方で、多くのいじめ事案が発生している現実を重く受け止めなければなりません。長期化・深刻化するケースや、家庭環境、児童生徒の精神的な側面が複雑に絡むケース、SNSを通じたいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加しており、現場からは、教職員だけでは対応に限界がある、専門機関との連携が不可欠であるといった声も聞かれるところです。

いじめ防止対策については、令和6年12月に文部科学省から、いじめ防止対策のさらなる強化等についての通知が発出されており、この通知では、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、学校が福祉担当部局や警察などの関係機関と積極的に連携する必要性が強調されています。

私は多様化・複雑化するいじめ問題に適切に対応するためには、学校だけで問題を抱え込むのではなく、専門的知見を持つ関係機関と連携しながら、こどもたちを社会全体で守る体制づくりが重要であると考えます。また、いじめを単に問題行動として対処するのではなく、こどもの心のSOSとして、被害を受けた児童生徒だけでなく、加害側への支援や家庭への働きかけも含めた丁寧な対応が必要です。

こうしたことを踏まえ、いじめ防止対策に今後どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

森副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題です。未然防止の徹底はもとより、一たび事案が発生すれば、迅速かつきめ細かな対応が求め

られます。そのため、いじめの被害者や目撃者が躊躇なく声を上げられる環境の確保や、学校が小さな兆候も見逃さないことが重要です。

県では、未然防止・早期対応策として、児童生徒や保護者が24時間気軽に相談できるSOSダイヤル等の窓口を設置しています。加えて、各校において、いじめアンケートや自尊感情の醸成につながる人間関係づくりプログラム、スクールロイヤーによるいじめ予防授業などに取り組んでいます。さらには、全公立学校に専門的な知見を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者からの相談に的確に対応できる体制も構築しています。

また、教育事務所ごとに開催するいじめ対策連絡協議会を通じて、警察や福祉等の関係機関と緊密に連携し、加害側の児童生徒の背景にある問題等も含め、より踏み込んだ対策にも取り組んでいるところです。

今後も全てのこどもが安心して学校生活を送り、健やかに成長できるよう、関係機関が丸となって、児童生徒に寄り添った重層的ないじめ対策に力を入れてまいります。

森副議長 成迫健児議員。

成迫議員 先般、大分県でも大きな問題となった暴力によるいじめをSNSで拡散されて、多くの人がその映像を見るというふうなことがありました。SNSを通じていじめが発生するという事案もありますが、今回は、その場合はSNSでそういった動画が上がったからこそ見つかったというふうな、あまり喜ばしいことではないんですけれども、そういったSNSの逆の力も少し影響を受けたのかなというふうに感じるところでございます。

やはりスマートフォン、先日は清田県議から質問があったと思うんですが、正に自分のこどもが今の世代に生まれていたらというふうなお話をされていたんですけれども、正に私は今その真ただ中におりまして、こどもたちがスマートフォンを日夜離さず、ずっと見ているような部分で、少し心配をしております。

私は日頃から中学生の地域展開等の関係でク

ラブを立ち上げて、中学生の部活動の陸上競技を指導させていただいておるんですけども、その中で、いろいろお話を聞いておりますと、やはりみんなLINEとか、そういったものを通じて、みんなで本当に七、八十人単位でグループをつくって、その中でいろんなやり取りをされていると。本当に必ずけんかになるというふうに、子どもたちはいっていました。誰かの動画をそこに載せたりとか、誰かのことを一方的につていうというふうな事で、それが原因で学校に来られなくなったというふうなこともたくさん私のほうに声として届いております。

昨日も対応はしていくというふうな答弁をいただいたんですけども、やはり家庭内で、私も含めて、親としてしっかりと認識していかなければならないんですけども、そういったことも学校の教育現場だけではちょっと追いついていけない部分があると思いますので、しっかりと落とし込んでいけるような、そういった対策を一緒に考えていけたらというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、漁港施設における安全対策について伺います。

近年、県内の漁港では、多くの県民や観光客が魚釣りを楽しむ一方で、一部の利用者によるマナーの違反や危険行為が深刻な問題となっています。具体的には、ごみの放置や釣り具の散乱、違法駐車、立入禁止区域への侵入といった行為であり、漁業活動や施設管理への影響も懸念されています。

漁港は本来、漁業活動の拠点でもあり、地域住民や観光客が海に親しみ、地域の魅力を感じられる貴重な空間です。一方で、防波堤などの漁港施設では、波浪や転落事故などの危険を伴う場所でもあることから、漁港施設における釣り利用では、施設の適正利用と利用者の安全確保の両立が求められます。

また、近年はSNS等の普及により、人気の釣りスポットが拡散され、県外から利用者が集中するケースも増えており、利用マナーの徹底や安全意識の向上がこれまで以上に重要になっ

ています。

そこで、釣り利用者に対するマナーの啓発も含め、漁港施設における安全対策について、どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

森副議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

漁港は漁業活動の拠点として整備されたものであり、漁船の係留や漁獲物の水揚げなど、漁業者による利用が優先をされます。一方で、県民が海と触れ合うレクリエーションの場としての機能も有しており、多くの人が魚釣りでも利用されております。

こうした中、一部の釣り人によるごみ放置等のマナー違反が県の管理する11漁港のうち9漁港で確認をされており、県ではごみ投棄の禁止や、船周辺での魚釣り禁止などの看板を設置し、注意喚起を図っているところでございます。あわせて、漁業者や周辺住民への配慮や安全確保に関する内容を記載した釣り人向けパンフレットを作成し、県ホームページに掲載するとともに、釣具店等に配置し、ルールやマナーの周知と安全意識の向上を図っているところであります。

加えまして、SNSなど県の広報媒体も活用した情報発信により、さらに多くの釣り人に対する周知を図ってまいります。今後も、同様の取組を行っております市町村や漁協とも連携しながら、釣り人に安全かつ適正に利用してもらえよう、意識啓発を通じた安全対策を図ってまいります。

森副議長 成迫健児議員。

成迫議員 私も釣りが趣味でございまして、よく佐伯市の鶴見とか、米水津とか、蒲江とか、いろんなところに釣りに行くんですけども、ちょっと禁止になっている釣りとかもありまして、そういったのを取り締まってくれる南部振興局の職員とかも姿をよく見ます。本当に感謝しております。

本当に深刻なのが、やっぱり漁港に入れてある生けすの中にイセエビとかブリとか、いろんなものがあるんですけども、それを盗んでい

くというふうな事案が発生しております。結構漁港の近くに住む人たちの生活を脅かすような、そういったもう犯罪があっているというふうに、私も現場に行って話を聞いてきたんですけれども、本当に1匹、2匹ではないです。もう数十匹、ぼんと持って行って、金額にすると本当に大変な額になります。本当にこれは県警部長にもお願いしたいんですけれども、やはりそういった漁業者の生活を追い詰めるようなことは絶対にないように、しっかりと対策、対応を私も一緒に考えていきたいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

では、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

森副議長 以上で成迫健児議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時 再開

嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。岡野涼子議員。

〔岡野議員登壇〕（拍手）

岡野議員 5番、自由民主党、岡野涼子です。今回も一般質問の機会を与えてくださいました先輩、同僚議員の皆様には感謝申し上げます。そして、日田からわざわざ傍聴に来てくださいました皆様、ありがとうございます。力が湧いてきます。亡くなられた井上明夫県議の思いと情熱を引き継ぎ、中野県議と共に地元日田の課題を少しでも前に推し進められるように頑張りたいと思いますので、執行部の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、九州における広域連携について、その推進について伺います。

近年、九州では九州知事会や経済界を中心に、広域連携が進んでおります。昨年10月には、九州・山口の知事と経済団体の代表でつくる九州地域戦略会議において、県域を超えた官民の取組を国が支援する広域リージョンを活用し、政策の実現を目指していくという、広域リージョン連携宣言がなされました。これは従来の県

や市町村単位での競争ではなく、九州全体を一つの経済圏・生活圏・産業圏として捉え、広域で成長を実現していくという考え方です。

本年3月には、その具体的な取組を記載した連携ビジョンの第一弾である九州Ma a Sプロジェクトが公表されています。この連携ビジョンの公表は、関西広域リージョンに次いで全国で2番目であり、このように国の政策に呼応して素早く対応できるのは、九州が知事会等を中心に、もともと官民一体となった広域連携に積極的であったからではないでしょうか。

観光振興に向けた全世界からの誘客や、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対する防災対策など、大分県単独では対応し切れない課題がたくさんあります。特に最近では、半導体をはじめとした産業振興に、その傾向が顕著と考えます。半導体産業を支える物流やエネルギー、データセンター、高度人材育成など、県境を越えて連携していく必要があります。

加えて、TSMC進出を契機とした新生シリコンアイランド九州の構想は、九州の産業構造を大きく変える可能性を持っていると感じております。半導体産業の振興は、単なる工業立地にとどまらず、水や電力、高速交通、サプライチェーン、災害リスク分散などを含めた広域産業生態系の形成にもつながると考えます。今こそ、九州知事会などを中心に、広域連携を進め、熊本県のTSMC進出の波及効果を取り込むなど、大分県のさらなる発展につなげるべきではないでしょうか。

そこで、まず、九州知事会をはじめとした広域連携に、どのように取り組んでいこうと考えていらっしゃるのか、知事にお伺いいたします。

以降は対面席で伺います。

〔岡野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの岡野涼子議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 岡野涼子議員の広域連携の推進についての質問にお答えを申し上げます。

九州は、国内における半導体生産額の約5割を占め、農業産出額は約2割と、全国ブロック

2位であるほか、魅力的な観光資源も数多く存在するなど、大きな強みを有しております。こうした強みを背景にしまして、これまでも九州はひとつの理念の下で、九州地方知事会や経済界も交えた九州地域戦略会議において、広域連携についての具体的な施策の議論、そして実践に取り組んでまいりました。

国が支援をする広域リージョン連携では、これまでの官民連携の土台をいかして、日本の地方創生を牽引する九州を目指し、九州MaaSの推進や半導体産業の振興、戦略的な観光誘客など、幅広い分野での連携を掲げてきております。特に半導体産業は、さらなる集積や設備投資の拡大が期待される分野であります。熊本に進出をしたTSMCは、製造の前工程を担う一方で、本県は後工程に強みを持つ企業が多数集積をしており、これらをネットワークでつなぎ、連携を強化することで、より一層の相乗効果が期待されます。

このため、先月の戦略会議においては、広域リージョン連携を具体化する第二弾のビジョンとして、新生シリコンアイランド九州プロジェクトを策定し、広域での産学官連携や人材育成などに取り組むことといたしました。加えて、地域未来戦略により投資を呼び込むとともに、こうした成長を支えるインフラ整備を強力に推進していくため、新たに国への要望をすることを決議をしたところであります。

観光・ツーリズム分野では、九州各県をサイクルコースとして結ぶツール・ド・九州など、国内外への発信力の強い取組を活用して、さらなる誘客促進や地域のにぎわい創出につなげていくこととしております。

このような九州の強みをさらに後押しするためには、その基盤となる広域交通ネットワークの整備も大変重要でございます。中九州横断道路や中津日田道路をはじめとしました九州内を結ぶ高規格道路の整備や、海峡部をつなぐ豊後伊予連絡道路の実現などについて、各県と連絡をして国に働きかけをしていきたいというふうに考えております。今後とも、九州の一体的な発展に向けた役割を積極的に果たしながら、官

民が連携した取組を力強く進めてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 力強い御答弁をありがとうございます。

その中にありました新生シリコンアイランド九州プロジェクト、これは九経連が事務局となって、産学官金で協議を重ねているというふうに私も伺っております。今後の羅針盤となるような位置づけだと思いますので、大いに期待したいところです。

実は昨年度、2月5日に熊本で行われました九州各県議会議員セミナーがございまして、参加をさせていただきました。そのときに、熊本県立大学の黒田理事長の御講演がございまして、2027年に熊本県立大学では半導体学部が開設される予定ということで、熊本県は県を挙げて半導体人材育成に特化した、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンというのを掲げているというようなお話をされておりました。九州全体で半導体人材を育成する、このサイエンスパーク構想、非常にすばらしいなと思いながらお話を伺いながら、黒田理事長のお話を伺って、これから正に九州を一つの島、正にアイランドとして考える時代になっていくんだなと感じさせていただいたところです。

今回この質問をさせていただいたのは、我がふるさと日田市が県境の市ということで、熊本県、そして福岡県との共存が欠かせないエリアでございます。経済はもちろんのこと、医療、福祉では、例えば福岡、そして、災害対策やリダンダンシーの確保などでは熊本と、常に近県でも連携が必要になっている地域です。そして、人材の点においても広域で対応していくということが必要となると思います。

実は私、日田市を是非このサイエンスパークの一つのエリアと、これから考えていただけないかと勝手に期待をしているんですけども、やはり思い描かないと実現はいたしませんので、ずっと言っていこうかなと思っているところで、今後もっともっと、広域連携について議論を深めたいと思っておりますので、知事、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、再生可能エネルギーの活用についての質問です。

昨日の森、清田県議からもございましたけれども、地域未来戦略について、私も今正に地域未来戦略の下、国が成長経済へと大きくかじを切る転換期だというふうに考えております。

先日の地域未来戦略会議では、各地方ブロック別の戦略産業クラスター計画の素案が示されたと伺いました。その中で、私はエネルギー・GX・資源環境の項目に大変注目をしております。

といいますのも、大分県は地熱をはじめとする再生可能エネルギーの宝庫だと思うからです。今後の企業誘致においては、土地があるというよりも、安定した脱炭素電力を確保できる地域かどうか重要になると考えます。大量の電力を必要とする半導体工場や、AI関連施設などに対し、再エネ電源や蓄電池などが一体に整備されたGX産業団地を造成することは、本県の企業誘致における強みとなる可能性があるのではないのでしょうか。

さきほど広域連携について質問させていただいたのも、エネルギーというのは供給が単独で完結するものではなくて、広域の送電網の整備や、あと産業集積が必要だからということもあり、県として産業クラスターの創出に向けた取組を期待しているからでございます。

そこで、特に企業誘致において、地熱をはじめとする大分県の再生可能エネルギーの活用はどう取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 再生可能エネルギーの活用についてお答えいたします。

脱炭素社会の実現と企業の持続的成長をともに進めることは、重要な課題と認識しているところであります。このため、昨日も御質問いただきましたけれども、地域未来戦略に関わる地域産業クラスター計画の中に、コンビナートの素材型産業やエネルギー関連産業の設定を検討しているところであります。

本県は、地熱や水力、バイオマス発電など多

様かつ豊富な再生可能エネルギーの資源を有していきまして、脱炭素電力を安定的に確保できることは企業誘致を進める上での強みだと考えております。既に県内では、コンビナート企業やテレビ局などで再生可能エネルギー由来の電力調達が進んでおりまして、農業分野でも地熱を利用したパプリカなどの栽培が行われているところでございます。今年4月には、県と九州電力、九電みらいエナジーとで、カーボンニュートラルの実現に向けた連携協定を締結しまして、地熱などの再生可能エネルギー由来の電力供給をいかした企業誘致についても連携の内容に入っているところであります。現に県に対しても、再生可能エネルギーの供給を希望する企業立地の相談も受けているところであります。

議員御指摘のGX産業団地については、用地の確保、さらにはエネルギーの設備、電力供給網の整備など、民間企業と連携し、コスト面も含め、課題を整理していきたいと考えております。引き続き、地熱などの再生可能エネルギーを活用した誘致に取り組んでまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。地域産業クラスター計画の中に、エネルギー関連産業の設定を検討しているという御答弁ございましたので、大変心強く感じております。

私もニュース等で見たんですけども、その九州電力と九電みらいエナジーとでカーボンニュートラルの実現に向けた連携協定を結ばれたとございました。現時点でどのような連携ができそうなのかを伺いたいのと、あと、今後の企業誘致に関して、データセンターというものは忘れてはいけないコンテンツだというふうに感じております。データセンター、全国的にも誘致合戦になっているっていうのは伺っているんですけども、半導体、AI産業が活発化する中では絶対に必要な施設となると思います。

ですので、データセンター誘致についても含めて、今後の課題と今後の方針をもう一度再質問させてください。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

さきほどの九州電力、九電みらいエナジーとでカーボンニュートラルの実現に向けた連携協定ということで、さきほど回答させていただいた部分もありますけれども、地熱などの再生可能エネルギーの電力供給をいかした企業誘致も含めて、様々な観点から連携していきたいということで結ばせていただいております。さきほどデータセンターについてのお話がありましたけれども、データセンターは災害時のリスク分散ですとか、地方におけるデジタル関連産業の集積推進という観点から、今地方分散が求められている一方で、課題としては膨大かつ安定した電力供給ですとか、適切な用地の確保が課題になっているところであります。

議員御指摘のとおり、再生可能エネルギーを含む電力供給の安定性は本県の最大の強みでありまして、これらの強みをいかしていきたいと考えているところであります。

また、近年、特にデジタルですとかA Iの普及が進む中で、データセンターの需要が拡大していますので、本県としまして、データセンターの投資を呼び込むため、候補地の選定ですとか、電力会社などとの連携も含めて、誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。是非そうしていただきたいのが、現在、日本有数のデータセンターの集積地としてデータセンター銀座とも今、言われています千葉県印西市では、データセンターの誘致によって、年間30億円の増税となったというような記事がございます。データセンターの魅力というのは、この人手不足の時代に多量な、大きな雇用を必要としない点であったり、一定の周期で設備の交換等の工事発注ができる点などというふうに伺っています。

ただ、さきほど部長もおっしゃるとおり、データセンターは圧倒的な電力と、そして大量の水と、また地震に強い硬質な地盤が必要というふうにも伺っています。

ただ、実は地元日田市が、地盤が硬いエリアであるということが以前から言われておりまし

て、すみません、日田、日田っていうお話になるんですけども、環境的にデータセンターに適している地域であると言えるのではないかと個人的に期待を大いにしているところでございます。水は大量にございます。ですので、是非日田、玖珠、九重の西部地区、正に再エネの宝庫でもございますので、南海トラフ地震などの災害に備え、福岡や熊本の企業のバックアップセンターとしても最適だと考えますので、今後の産業クラスター計画の一候補として、是非お願いいたします。

それでは、続いての質問に入ります。DXにおける市町村との連携についてです。

我が国は今、急速に進展するデジタル技術と、想定を上回るスピードで進む人口減少、そして、激甚化する自然災害という深刻な課題に直面しております。特に生成A Iの飛躍的進化に象徴されるように、デジタル化はもはや業務効率化のための単なるツールではなく、地域の持続可能性を左右する重要な鍵であり、DXの推進は待ったなしの状況です。

本年2月に改定されました大分県DX推進戦略では、暮らし、産業、行政の3分野と、それらを支えるDX推進基盤を柱に、ありたい姿を掲げ、政府戦略等も含めた取組が記載されております。そのような中、忘れてはいけないのが、市町村との連携です。行政はもとより、子育てなどの暮らしや観光などの産業においても、市町村のDXが必須であります。

しかしながら、全18市町村が個別にDX専門人材を確保し、DXに取り組むことは現実的ではございません。県の戦略に、県民により身近な市町村のDXを支援し、県民生活の質の向上を図ることは県の責務であると記載されており、県と市町村が連携し、DXに取り組む必要があるのではないのでしょうか。

昨年の5月から、市町村DX推進会議において協議が重ねられていると伺います。子育て分野では、こども政策DXの共同目標を掲げ、こども関係手続の電子化などに取り組んでいるというふうに聞いております。このような取組を他分野でも積極的に展開していく必要があると

考えます。

そこで、お尋ねいたします。DXにおける市町村への連携について、今後どのように進めていくのか、総務部長にお伺いいたします。

嶋議長 若林総務部長。

若林総務部長 DXにおける市町村との連携についてでございます。

多くの県民にデジタル化の利便性を享受いただくためには、住民に身近なサービスを担います市町村との連携は重要であります。これまで行政手続の電子化や、出産・保育などのこども施策に係るDXについて、全ての市町村と共同目標を設定しまして、その取組を支援してまいりました。AIの活用をはじめ、今後も様々な分野でDXを進めるためには、県として市町村の人材育成・確保やシステム調達において、広域化・効率化の観点から支援を強化しているところであります。

まず、人材育成・確保については、本年度、県が主体となりまして、市町村職員も含めた研修などを実施しております。加えて、市町村における外部人材確保の際の支援を拡充するとともに、デジタル人材を県が採用をし、市町村へ派遣する仕組みも検討しているところであります。共同調達などの推進については、今年度は被災者台帳や電子契約といったシステムの共同調達の実施のほか、市町村のシステム調達経費の妥当性や費用対効果の分析支援を行うこととしております。

引き続き、市町村の課題に対しまして、広域的な観点から支援を行うことで、県内全域でのDX進展を図ってまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。デジタル人材を県が採用して市町村へ派遣する仕組みというのが検討中とございましたので、大変心強いと思います。

すみません、直接、市町村DXの話とは少し異なるんですけれども、先日、福祉保健生活環境委員会で、日田市大山にあります老人保健施設六和会のセンテナリアンのほうに伺いました。こちらは職場環境改善を牽引する事業者として、

大分県では初めてふくふく認証のもう一つ上のふくふくプレミアム認証を受けられた施設ということで、荒川施設長のお話は本当にすばらしいものだったんですけれども、現場も見せていただきました。

そこで、職場環境をよくするのに絶対的にDXが必要なんだというお話を伺いまして、例えば携帯にインカムをつけて、その利用者さんの状況を話すと、それが記録されて保存される仕組みと。とてもそんなに最先端のDXという形ではないんですけれども、小さな活用でも業務時間は圧倒的に短縮されるという実例のお話を伺いました。ただ、どんなDXの手だてがあるのかや情報がなかなか手に入らない、もっともっと教えてほしいというようなお話もされておりました。

まずは行政内のDXをしっかりと推進して、そして、できた時間でそういった地域の事業者さんたちと関わる時間というのを増やしていくことが本来の目的ではないかなと思いますので、そういったところに期待をしたいところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、子育て世代の支援のほうに入りたいと思います。出生率の向上についてです。

先日発表されました人口動態統計によりますと、令和7年に国内で生まれたこどもの数は6万7千1236人と過去最少であり、合計特殊出生率は0.01ポイント減の1.14ということで、残念ながら最低を更新しております。本県においても出生数は5,666人と15年連続で最少を更新しており、出生率も0.04ポイント減の1.33と5年連続の減少となっております。出生率は全国平均を上回るものの、都道府県別の順位は二つ下げて12位と、全国、そして本県ともに少子化に歯止めがかからない状況です。

そのような中ではありますが、この4月に大分県議会海外調査研究の一環としてフランスを訪問させていただきました。本県が掲げる、安心・元気・未来創造のテーマに沿って、在フランス日本国大使館やジェトロ・パリ事務所など

にも訪問いたしました。特に時間をかけて視察させていただいたのが、2000年代に出生率を2.0を上回るまで回復させました、現在でも先進国では最も高い部類に入るフランスの子育て支援に関してでございました。

人口44万人のトゥールーズ市というところに行ったんですけれども、日本の放課後児童クラブに当たる学校周辺時間支援というところが行われているということで、保育学校と小学校が併設された、マリーマルヴァン初等教育学校群に伺いました。その施設の運営形式は、日本の放課後児童クラブとはもう全く異なるのでございました。様々な団体と行政が一体となっていて、具体的に申しますと、同じ施設の中の事務所で国の職員さんと自治体職員さんと非営利団体の職員さんが共に活動して、課題を抱えた家庭への支援、子どもたちの学習支援、放課後のカリキュラム作成などを一体的に行っていました。

このように国、県、市町村はもとより、民間団体も含めた関係者が連携して子育て支援を行うことが重要だとおっしゃっていたのが大変印象的でした。

また、フランスでは、就労時間が週に35時間と日本より短い点や年に2週間程度の休みを2回取得するバカンス制度があるため、子どもと保護者がじっくり向き合い、共に過ごすという習慣が成り立っていることも伺いました。改めて保護者が安心して働ける環境整備や働き方改革が出生率の向上に大きく寄与しているのだと感じました。

そこで、子育て満足度日本一を目指す大分県として、出生率の向上にどのように取り組んでいくのか、佐藤知事に伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 出生率の向上についてでございます。

令和7年の人口動態統計では、本県の出生数は減少をしておりますけれども、婚姻件数が6年ぶりに増加に転じておりまして、この増加率は全国47都道府県のうちで、東京都に次いで全国2位となっております。このように明るい

兆しも見えてきておりますので、この動きを確かなものとするために、新設しましたこども政策局の下で、結婚から子育てまでの切れ目ない支援に一層力を入れていきたいというふうに考えております。

まず、結婚を希望する方への支援でございますけれども、今年度婚活イベントを知事公舎に加えましてハーモニーランドでも開催するほか、新たに地域団体が行いますイベントに対して補助しまして、このような出会いの機会を増やすことを行ってまいります。これまで273組が成婚に至った出会いサポートセンターのお見合いサービスとの両輪で出会いの機会をさらに増やしていきたいと考えております。

次に、子育てしやすい環境づくりであります。保護者が安心して働けるように、保育所や放課後児童クラブの充実に努めてきております。夫の家事、育児時間が長いほど、第2子以降が生まれやすいというデータもありますので、男性の育休取得を促す中小企業等への助成を拡充いたしました。さらに父親向けの家事・育児ガイドブックをリニューアルして、仕事と子育ての両立を後押ししてまいりたいというふうに考えております。

加えまして、地域全体で子育てを支える体制づくりも重要であります。さきほどのフランスの例もそのような取組ではないかというふうに思いながら伺いしておりました。

先週、臼杵市の地域子育て支援拠点をふれあい対話ということで訪問させていただきました際に、シルバー人材センターから派遣されております高齢者の方が子育て中の親子をサポートしまして、様々な不安を解消している姿を拝見しました。参加をしている利用者の保護者の方々も大変そこでいろいろサポートしていただいていて、実際のおじいちゃん、おばあちゃんが応援してもらっているようなものだということで、非常に子育てしやすい環境ができているというお話も伺いました。

このようなものを含めまして、様々な支援拠点は今全ての市町村に合わせて71施設ございます。こども食堂もまた県内171か所まで広

がってきております。引き続きそのような施設
の取組の運営について、必要な支援を行って
まいりたいというふうに考えております。

そして、次は、子育て世帯への経済的な支援
でございます。

県民意識調査によりますと、経済的な理由で
こどもの数が理想よりも少ない、これ、全国で
言うと、平均が2.7人ぐらいだと思いますけ
れども、実際はそれより少ない。経済的な理由
で少ないと回答した割合というのが、調査を開
始した平成23年度は70%に及んでおりまし
たけれども、昨年度の調査では少し下がって5
9.3%となっております。低下しております
けれども、まだ60%近い方が経済的な理由で
こどもの数が理想より少ないということであり
ますので、引き続き経済的負担をどういうふう
に下げていくかということが大きな課題である
というふうに感じておるところであります。

保育料でありますとか、こども医療費等々、
全国的に見ますと、大分県の子育て支援策とい
うのは多分トップクラスだろうというふうに思
いますけれども、今年度は国の施策で小学校の
給食無償化でありますとか、それから、県独自
に住宅リフォーム助成の拡大等にも取り組んで
いるところであります。引き続きどのような点
がまたさらに経済的負担の軽減につながるかと
いうことについての検討もしてまいりたいとい
うふうに思いますし、また、このような全国で
トップクラスの子育て支援策を大分県で講じて
いるということについては、県内外に発信をし
ながら、若い世代に子ども子育てしやすい地域
だということで移住してくる、そういう若い世
代の移住にもつなげていきたいというふうに考
えているところでもあります。

今後とも市町村はもとより、企業の皆さん、
そして、子育て支援団体等様々な関係の皆さん
と連携しながら、出生率の向上を目指してまい
りたいというふうに考えております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。

こども家庭庁に伺った際に、実はこども家庭
庁の方からも大分県の子育て政策は本当に全国

トップクラスだと言っていて、非常にうれ
しかったことを今のお話の中から思い出しま
した。やはりあらゆる世代が一緒に取り組む環
境をつくっていらっしゃるというのは、非常に
すばらしいなど、もうきめ細やかな支援を行っ
ていただいているということは認識しております。

実は、先日のそのフランス視察の際に通訳の
方が子育て政策についての本も執筆されている
専門の方でしたので、いろいろとお話を伺うこ
とができました。フランスの保護者の方がこど
もと向き合う環境をどうつくっていくのかって
いう質問に、一番の特徴は、やっぱりバカンス
制度があって、その時間にこどもたちとじっく
り向き合い、話を聞いて信頼関係をつくってい
くというようなお話でした。年間6週間から8
週間の休みがあって、家族で山や海に出かける
というこの制度なんです。実は私、このお話
を伺っている最中、心の中で、バカンスで休み
ますって言い切らんって思いながらお話を伺っ
ておりました。実際皆様、いかがでしょうか。
2週間休みますっていう。

何を言いたいかというと、制度というものが
文化や慣習の中から時間をかけてつくられてい
るものだっていうのを非常に実感した一つのエ
ピソードでございます。文化、慣習の違う他国
の制度を無理やり取り入れるのではなくて、今
行われているこの日本の政策の背景、つまり価
値観や文化からどんな制度が成り立っているか
を実感するのに海外研修というのは非常に重要
だと思ったところでございます、見詰め直す
機会をいただいたというところで。ですので、
時間をかけて制度は改善されていきます。

私も、実はフランスって、もともとそういつ
た男女平等みたいな感覚があるのかなと思って
いたら、実は1965年まで、結婚した女性は
銀行口座がつかれなかったというような現状が
あったり、やはりこの70年、50年、もう時
間をかけて時代の変化とともにちゃんと整えら
れ、その時代の価値観に合ったものをつくって
いっているというのがよく分かりました。

ですので、10年前の子育て環境と今の子育て

て環境、確実に変わってきていると思います。また、子育てに対する意識もしっかりと変わってきていると思います。大分県ならではの子育て環境の充足点、また、職場改善点をこれからも見つけていただきたいというふうに思った次第です。

それでは、公共住宅の活用について伺います。

子育て政策、子育て支援政策として欠かせないのが住宅支援だと思います。先日のフランス視察でも住宅政策について伺いましたが、フランスでは、パリのアパートメントとトゥールーズのアパートメントでは、同じ金額で借りられる広さが違うので、子育て世代は広い住宅を求めてトゥールーズに移り住むという実態があるそうです。この点は日本と同じですが、日本と異なるのは、公共住宅の数の多さと利用率の高さです。フランスでは、子育て世代への補助として、公共住宅の家賃支援があるため、割安な金額で入居ができて、そのまま老後は年金で家賃を払える仕組みになっているということで、老後の住宅不安が日本よりも小さいというお話を伺いました。

住宅について、ヨーロッパは借りるものというのが当たり前で、日本では買うものという価値観の違いもあるようですが、砂原庸介さんの著書「新築がお好きですか？日本における住宅と政治」という本によりますと、公共住宅の建設は1970年代がピークで、2000年以降は新築が激減し、ほとんどが今建て替えられている状況です。当初の公共住宅は、都心など便利な場所に建てられていましたが、高度経済成長とともに都心での建設が困難となり、立地が郊外へと移動した経緯があると。自治体が公共住宅を増やさなくなると、ますます公共住宅の価値が低下していった。これは、つまり公共住宅政策が今大きな転換期にあるということだというふうに思います。

時代は変わり、昨今の住宅価格の高騰や物価高によって、若い世代の公共住宅に対するニーズは年々高まっております。ただ、若い世代の方々に伺った話によると、公共住宅の場合、世帯収入、収入による夫婦共働き世帯が入居でき

ないという問題も発生しているようです。

また、国の調査では、理想のこども数を実現できない理由として、若い世代の21.4%が住宅事情を挙げており、都市部では家の価格が家族のサイズを決めてしまっているという現実があります。非常にもったいないという感じを覚えますけれども、そうしたことから、安価で高機能な住宅の提供は、子育て支援策として最重要項目だと思います。

こうしたことを踏まえ、子育て世帯に対して公共住宅をどのように活用していくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

県では、安心してこどもを産み、子育ての喜びを実感できる充実した住環境を整えるため、ビジョン2024に基づき、県営住宅における子育て世帯向け住戸の改修や建て替えを計画的に進めています。

議員御指摘のとおり、近年の物価高などを背景に子育て世帯において安価で良質な住宅ニーズが高まっていることも認識しているところで。現在、県営住宅の改修では、こどもを見守りやすい対面キッチンの設置や畳からフローリングへの変更などを行っており、今年度まで9市町20団地において118戸を整備し、令和15年度までに県全体で500戸を目指します。

また、建て替え中の県営明野住宅では、整備戸数300戸のうち、3LDKや4LDKなどの広い間取りを中心に子育て世帯向けの住戸を60戸整備する予定としています。

なお、一部の市町では、中堅所得者向けに住宅を提供しており、今後も子育て世帯のライフスタイルの変化やニーズを把握しながら、県営住宅の活用促進に取り組んでまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。

全国的にも公営住宅のリノベーション化や価値の再編化は進んでいるところですが、ハード面の改修だけではなく、若い世代や子育て世帯が入りやすくなるようなソフト面の改善にも期待しています。

余談なんですけれども、熊本の木村知事がSNSで公営住宅がこんなに変わりましたという発信をしているのを御存じでしょうか。キッチンがこんなに広く、リビングがこんなに明るくというのを現場に行かれて自ら発信しているのを見たときに、新しくなった公営住宅というのを知ってもらい、やっぱりイメージが変わったんだっていうのを理解してもらい、重要だなど思いましたので、そういった発信にも力を入れていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、地域コミュニティの活性化に移りたいと思います。

地域の公共交通についてです。

近年、本県においては、人口減少や高齢化の進行に加え、運転手不足の深刻化により、路線バスの減便や廃止が相次いでおります。特に中山間地域では、通院や買物など、日常生活に必要な移動手段の確保が大きな課題となっております。

日田市では、JRや民間路線バスが運行していない公共交通空白地域に住居する方の通院や買物などの移動手段を確保するため、予約に応じて乗り合いで運行する乗合デマンドタクシーを実施しております。しかしながら、過疎化に伴い、公共交通空白地域が今後さらに広がることや、免許を返したくても返せないという高齢者の免許返納問題は、ますます深刻化すると見込まれます。

このような状況を踏まえると、公共交通は福祉政策のように支えるという視点も持つべきではないかと思えます。また、AIオンデマンド交通やライドシェア、自動運転、次世代空モビリティなど、新たなモビリティについても市町村と連携しながら導入を進める必要があります。県として、地域の公共交通を地域コミュニティに不可欠な社会インフラと位置づけ、維持、確保に向けた取組を進めるべきではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、地域の公共交通について、その将来ビジョンを含め、維持、確保にどのように取り組んでいくのか、交通政策局長

にお伺いします。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 地域の公共交通についてでございますけれども、ただいま御指摘いただきましたように、正にこの地域コミュニティの維持に不可欠な社会インフラでありますし、また、福祉政策のように行政が支えるという視点も重要でございます。

そのため、県ではこれまでも、民間の路線バスに加えまして、日田市をはじめとする市町村のコミュニティバスや乗合デマンドタクシーに対する運行経費に対して支援などを行ってきたところでございます。

しかしながら、今後さらに交通空白の解消を図るためには、こうした一般向けの乗合交通だけでなく、例えばこの福祉介護施設であるとか宿泊施設で使われる送迎車両、あるいはスクールバス、こういったいわゆる地域内の車両やドライバーなどの様々な輸送資源をフル活用していくということが重要になってくると思っております。

こうした考えを盛り込んだ改正地域交通法が折しも今国会で成立いたしましたことから、本県でも市町村などと連携し、様々な輸送資源の活用方策を検討の上、交通空白の解消を目指したいというふうに考えております。

また、近年では、自動運転の技術も国内外で急速に進化を遂げておりまして、恐らく数年以内には有望な地域公共交通手段となることが期待をされていると考えております。

私自身も石川県の小松市の自動運転バスであるとか、徳島県鳴門市の自動運転タクシーに実際に乗車の体験いたしまして、大きな可能性を実感したところでございます。

本県においても、先駆的な導入につながるよう、まずは課題を整理していきたいというふうに考えております。

以上申し上げましたような取組については、現在検討中のおおいた地域交通ビジョン2026に適切に盛り込むことといたしまして、交通事業者や市町村とともに推進していきたいというふうに考えております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ということは、現在検討中のおおいた地域交通ビジョン2026というのが非常に重要になってくるというふうに感じました。

嶋川局長、島根にもいらっしゃったり、地方の現状をとて理解されていると思うんですけど、さきほど石川県の自動運転バス等の可能性というお話ございましたので、その嶋川局長の考える地域交通の可能性、公共交通の可能性、もう一度伺ってもよろしいでしょうか。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 大分県の場合、やはり大分駅に行く路線バス網というのが非常に充実をしているなというふうに感じるんですけども、それ以外の地域では、なかなかやはり運転手不足の問題もあり、また、利用の減少、過疎化、いろいろ問題を抱えておりますので、なかなか地域交通と一言で申し上げましても、かなり地域の実情に応じて千差万別だなと思っております。

ただ、いわゆる自動運転もそうですけれども、例えば人間のドライバーが、朝であるとか、朝の通勤時間帯あるいは昼間、こういったところで活躍をしていただくのはそうだと思いますし、ただ、夜間であるとか、深夜、早朝、そういったところでは、例えばこの無人運転バスみたいなものが、今後、実用化、本格的に普及段階に入ってきますと、やはり地域交通の在り方というのが非常にまた変わってくるだろうと思っておりますので、人間がやらなくてもいいところをこの無人運転の技術で補完するというようなことをこの大分県の地域交通の未来という点でも考えていきたいなというふうに思っております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。

本当に地域で活動していると、公共交通空白地域というものの不安の声をいただくことが多々あります。さきほど答弁の中に公共交通は福祉政策の支えるという視点というのが入っておりますので、非常に心強く感じております。是非その地域に住みたいと思う方々が最後の最

後まで御自分の地域で暮らせる環境を引き続きつくっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

すみません、もう1点、実は個人的に次世代空モビリティに大変期待をしているところでございまして、5月18日の日経新聞に、大分県で空飛ぶクルマの拠点づくりが加速している。離着陸場の候補地として、J R九州などが県内5か所を選定という記事を拝見いたしました。本県とJ R九州と連携協定を結んでいるSky Driveさんのホームページを見ると、2028年度頃に別府湾での遊覧サービス、別府市内でのエアタクシー、別府と由布院をつなぐエアタクシーの運航開始などを想定していると。そして、2030年以降は、由布院、九重、玖珠、奥日田エリアを結ぶ移動、大分市内から別府や由布院エリアへの移動、大分空港から別府市内や大分市内へのエアタクシーサービスの提供等の拡大をイメージしているとありまして、何か読んだだけで非常に、あっ、何か近づいてきたなという感覚を覚えました。大きな期待を込めまして、今後の展望を商工観光労働部長に伺ってもよろしいでしょうか。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

次世代空モビリティ、これは観光地間の周遊性の向上ですとか、あと、中山間地域における移動手段の確保、こういったものを考えますと、やっぱり地域課題の解決に資するものだと考えております。

一方、今の問題点としまして、例えば機体自体の開発ですとか、あとは、その離着陸場の整備ですとか、安全基準とか運航ルール、こういった制度整備であると考えております。このため、私も、6月4日、知事と一緒に国土交通省に空飛ぶクルマの早期社会実装に向けた制度整備などについて要望してまいりました。いずれにしても、この次世代空モビリティについては、他県に先駆けて社会実装を実現できるよう、着実に取組を進めてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。

こどもの頃、ドラえもんなどで見た世界がすぐそこまで来ているような感覚で、次世代空モビリティ、とても楽しみにしております。ありがとうございます。

では、続いて、農業の人材確保についてです。

地域コミュニティの活性化には一次産業の振興が不可欠です。そのような中、人口減少が進む地域では、外国人材が農林水産業を支える重要な存在となっております。特に日田市では、林業や農業で多くの外国人技能実習生が活躍されています。その中で、これまで現場に女性が少なかった状況が外国人労働者の参入により女性の割合が増えてきたとの声を伺っております。

それに伴い、トイレや休憩所など、今まで気にならなかった問題が顕在化しています。特に農業分野では、作業を1か所だけでなく、複数の農地で行う場面が多く、大規模園芸団地では、特に誰もが働きやすい環境づくりが喫緊の課題となっております。就労環境がよくないせいで女性の技能実習生が定着せず、早期に帰国してしまうようなことは地域にとって大きな損失になると伺っております。来年度の育成就労への移行も見据えると、外国人労働者が長期にわたり地域で就労し、暮らしてもらうためにも、こうした環境整備は重要だと考えます。

そうしたことを踏まえ、農業の人材確保、特に女性外国人労働者のための環境整備にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

人口減少が急速に進む中、農林水産業の成長産業化の実現に向けては、中核的経営体の規模拡大を支える多様な人材確保が重要です。

県では、これまで、経営体が雇用する外国人向けのトイレやシャワー室の設置など、女性にも配慮した働きやすい環境づくりを支援してまいりました。本年度は中核的経営体の規模拡大をさらに加速させるため、国籍や性別、雇用形態にかかわらず、多様な人材の就労環境整備を支援する制度を設けたところであります。

加えて、大規模園芸団地については、雇用者

数が増加することを想定し、大型の休憩所や駐車場の整備などにも活用できるよう、補助上限額を引き上げたところでもございます。

また、人材の定着に向けては、待遇面の充実も大事です。そのため、雇用条件を改善するための就業規則の見直しなど、農業経営体が抱える幅広い課題に対して専門家を派遣する体制を整えております。

育成就労制度への移行を目前に控える中、働きやすく選ばれる就労環境となりますよう、ハードとソフトの両面で引き続き支援し、農林水産業を支える人材の確保につなげてまいります。
嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 今答弁を伺っておりますと、非常に制度が充実してきているような印象を受けました。大変心強い答弁をありがとうございます。

外国人労働者を取り巻く環境整備、本当に大切だと思うんですけども、これは農林水産業だけではなく、運送業や福祉等でも言われております外国人の免許切替えの件、いわゆる外免問題についても事業者の方々から言われることがあります。厳格化されたこと自体は安全面の上ではいいと思いますが、そのサポート体制などが今後必要になってくると思いますので、引き続きの御支援をお願いいたします。

それでは、最後の質問です。水害対策について。

地域コミュニティの活性化には、県民が安心して暮らせる災害対策が欠かせません。毎年水害対策について質問させていただいておりますが、今年も梅雨時期になりましたので、質問させていただきます。

全国各地で水災害が頻発する中、本県においても、毎年のように水災害が発生しております。昨年8月に大分県西部を襲った豪雨では、日田市で観測史上最大となる1時間117ミリの雨量が記録され、道路の冠水や建物の浸水などの被害が生じました。かつては数十年に一度とされた豪雨が、近年の気候変動の影響により、毎年のように発生しています。全国各地で河川の氾濫などにより、命や暮らしが脅かされるなど、水災害は、もはや想定外ではなく、日常に起こ

り得る現実と言わざるを得ません。

また、水災害は発生頻度が高いだけでなく、一たび河川が氾濫すれば、広範囲にわたり甚大な被害を及ぼすことから、ほかの災害と比較しても、県民生活や地域経済への影響が極めて大きい分野であると認識しております。

令和2年、梅雨前線豪雨による水災害に見舞われた天ヶ瀬温泉街も発生から6年を迎えますが、まだまだ復旧、復興の途中であります。

日頃から日田土木事務所の皆様が住民の方々と用地に関する交渉や河川拡幅工事の説明などを丁寧に行っていただいていることに改めて感謝申し上げます。一部区間では、工事が施工されておりますし、過去に台風被害を受けた津久見川の集中的な河川改修等を参考にしながら、地元の方々との協議も進めてくださっております。

ただ、やはり一度被災し、その後もそこで暮らす方々にとって復旧、復興への道のりは遠く険しいものでございます。こうしたことを踏まえ、天ヶ瀬地区における玖珠川の改修をはじめ、水災害対策を今後どのように進めていくのか、また、昨日、九重町の松木地区で土砂災害が起こっております。被害の規模や考えられる原因などが分かりましたら、土木建築部長にお伺いしたいと思います。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

まず、水災害対策についてお答えいたします。玖珠川の天ヶ瀬地区については、地域の方々の御協力により、用地取得が進んでおり、今年度から本格的な工事に着手する予定です。工事に当たっては、地域の活性化やにぎわいの創出を図るため、天ヶ瀬温泉街復興まちづくり計画に基づき、景観に調和した護岸や遊歩道を整備します。また、山国川や小野川など、浸水被害があった河川においても、地域との合意形成を図りながら、改良復旧を着実に進め、再度災害の防止に取り組んでいるところです。

一方、こうしたハード整備には一定の期間を要し、整備後も被害を最小限に抑えるため、ソフト対策と一体で備えることが重要です。この

ため、県管理河川において浸水想定区域図を公表しており、市町でもハザードマップの配布を今年度中に完了する見込みです。

加えて、洪水の警戒レベルを示す河川水位表示マークの設置や視認性に優れた監視カメラへの更新などにより、水害リスクの見える化を進め、早めの避難行動につなげてまいります。今後ともハード、ソフトの両面から総合的な水災害対策を強力に推進し、県土強靱化に全力で取り組んでまいります。

加えまして、昨日発生しました九重町松木の斜面崩壊について状況を御報告させていただきます。

昨日19時頃、住民のほうから通報があったということで、その頃に被災されたものだというふうに認識しております。斜面の規模は、高さが大体30メートルぐらい、幅が10メートルから15メートルぐらいの規模で斜面が崩落をしているというところでありまして、下の家屋がそのままその土砂を受けて、土砂に押し潰される形で移動していると。被災した方が2人おられまして、1人はけががないという報告を受けておりますけれども、1人は病院に搬送されたということで、一日も早い御回復をお祈り申し上げるところでございます。

当面、今取り組んでいるところは雨もその間降っておりませんでしたので、今後対策をする上で被災原因をしっかりと確認することが重要でございます。今日の午後から専門的な知識を持ったコンサルタントを派遣して、原因究明の調査に入っています。それから、今後、雨が梅雨で降ることがあります。そうした中で、二次災害防止というのが一番大事になるところでございます。そういった意味で、現在、ブルーシートであるとか、あと、そういったところを使いたいわけの今後の雨対策、それから、土のうの作製なども開始しておりまして、被害がさらに拡大することのないよう取り組んでいきたいと思っております。

現在、避難所2か所で9世帯30名が避難されているということでございます。我々も一日も早くこういった状態が解消できるよう、復興

に取り組んでまいりたいと考えております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 土砂災害に対しては、早急な対応いただきましてありがとうございます。また、天ヶ瀬の玖珠川の件も改良復旧にしっかりと取り組んでくださっていることに改めて感謝を申し上げます。本日も実は災害に遭った天ヶ瀬の方、この地区の方、そして、大鶴の方が傍聴に来てくださっております。その地域の皆様にとっては、復旧に携わってくださる県の職員さんたちというのは、本当に頼りになる存在でございます。引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

また、自治会長の方々からお話を伺うと、いつ、どのタイミングで災害が発生するか分からないので、とにかく日頃の訓練や心構えが重要であるが、どうしても行政の職員さんが一、二年で替わってしまうため、関係構築ができずに困っているというようなお声もございます。防災、災害には、建物や河川などハード面の整備だけではなく、さきほどおっしゃってくださったとおり、避難訓練などソフト面の支援も重要だと考えますので、担当者の方が替わっても継続した支援ができるように要望いたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

嶋議長 以上で岡野涼子議員の質問及び答弁は終わりました。澤田友広議員。（拍手）

〔澤田議員登壇〕

澤田議員 皆様、こんにちは。一般質問2日目、ラストをさせていただきます。議席番号36番、公明党の澤田友広です。

本日は、質問の機会をいただき、大変にありがとうございます。また、インターネット視聴で応援していただいている皆様に心から感謝を申し上げます。

今、私、タウンミーティングをずっとさせていただいております。その中でいろんな御意見をいただいております。本日はそういった声を8個の質問に絞って質問させていただきたいと思っておりますので、佐藤知事はじめ、執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、イラン情勢に伴う社会福祉施設等への支援についてお尋ねします。

本年2月28日、アメリカとイスラエルがイランに対して大規模な軍事作戦を行ったことにより、ホルムズ海峡が封鎖されました。昨日、戦闘終結の合意がなされた報道もあり、海峡の開放が期待されますが、これまでの中東情勢の影響により、エネルギー危機やガソリン代、電気代の値上がり、物流コストの増による物価高騰など、あらゆる産業が打撃を受けております。

公明党では、中東情勢に伴う原油高などによる国民生活への影響について実態把握を行うため、緊急アンケート調査を実施し、個人、法人合わせて1万2千件を超える回答を得ました。

アンケート調査によれば、個人では約98.2%の方が物価上昇を実感しており、9割以上が消費を控えていると回答しております。法人では、原材料費や燃料費の高騰によるコスト増が顕著であり、83.6%が既に影響を受けているとのことでした。さらに、「今後影響が予想される」を含めると97.1%に達し、ほぼ全ての法人が原油高の影響圏内にあります。

また、透析治療資材や医薬品の製造など、医療分野への波及を懸念する声もあり、国民の命に関わる医療基盤物資への優先配分の仕組みづくりが急務であります。

国は、医療用手袋について、国家備蓄の放出を決めたほか、石油関連製品の目詰まり解消に全力で取り組むとしていますが、注射器などの医療用品や透析回路を含む医療基盤物資等、サプライチェーン全体の在庫状況を可視化した上で局面に応じて国民の命に直結する医療用品、機器及び重要確保物資などの医薬品製造に対する優先供給を行うことが不可欠であります。

また、燃料費、資材高騰の実態を踏まえた、医療、介護、障がい福祉施設等への支援を実施することも県民の安全・安心にとって重要です。仮に中東情勢が鎮静化したとしても、ホルムズ海峡の安全かつ自由な航行が確保されるまでにはしばらく時間がかかると思われます。原油の供給不安による影響は長期化のおそれもあるこ

とから、将来を見据えた対策が必要ではないでしょうか。

そこで、中東情勢に対応するため、県民の安心・安全の基盤となる、医療、社会福祉施設への支援にどのように取り組むのか、佐藤知事にお伺いいたします。

以後、対面席で行います。

〔澤田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの澤田友広議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 澤田友広議員の中東情勢に伴う医療・社会福祉施設への支援についての御質問にお答え申し上げます。

石油関連製品の供給や価格高騰に対する不安の声は、医療機関や社会福祉施設からも多く寄せられております。国においては、供給不安の解消に向けて、これまで、透析チューブ、消毒液の容器など61品目の個別製品の安定供給に道筋をつけてきておりますが、医療用手袋については、国の備蓄分5千万枚の放出が進められているところであります。県内43か所の診療所等にも15万2千枚が順次発送されてきております。しかしながら、先行きの不透明感から、石油関連製品の供給に対する不安は依然として払拭されていない状況がございます。

今月の3日から4日にかけて、関係省庁を訪問しまして、中東情勢に関する対策を要請してまいりましたが、医療資材等の安定供給に向けまして、必要な措置を講じるよう厚生労働大臣に求めましたところ、医療用の手袋の早期の供給にさらに努力していくという旨の発言があったところでございます。

物価高騰への対応にも力を注いでいきたいというふうに考えております。医療機関や社会福祉施設は、診療報酬や介護報酬などの公的価格の下で運営されております。コスト上昇分を価格に転嫁することができない仕組みであるため、燃料費や資材価格等の高騰に大変苦慮している状況がございます。

県では、こうした施設等に対しまして、電話代や食材費等の高騰分の一部を助成するととも

に、診療材料費や訪問介護に要するガソリン代等に支援を行うなど、影響の緩和に努めております。

さらに、エネルギーをめぐる不安定な状況が長期化することも見据えていきますと、コスト抑制による経営基盤の強化も欠かせないところでございます。

そこで、今定例会において提出した補正予算案の中に医療機関や社会福祉施設における省エネ設備の導入を支援する経費として約15億円を盛り込んだところでございます。引き続き国際情勢や国の動向を注視しながら、医療機関や社会福祉施設への支援に努めてまいりたいと考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

さきほど申し上げました緊急調査、これに関しましては、本年3月末に実施しております。そのときに回答いただいた数値は、もう今現在さらに悪化しているというふうに思っております。

さきほど知事が答弁で言われておりました医療福祉関係、手厚く今支援をしていただいていることは大変感謝いたします。一方で、中東情勢に関わる影響が顕在化するのが、恐らく今年の秋頃がピークになるとの試算も今出ておりますし、また、医療、社会福祉施設に限らず、全ての産業において、今後の経営が厳しくなる状況も懸念されております。

2023年度に中小企業庁が公表した本県の中小企業数は3万1,967社、そのうち小規模事業者が2万7,383社を占めております。当然、社会福祉、医療施設含めて、こういった企業全体に対しまして、今現在の相談窓口を設置していただいておりますけれども、この窓口が開設しているのが、現実には平日のみで、この仕事が忙しい小規模事業者の皆様であったり、社会福祉、医療をされていらっしゃる方々は、なかなか平日に電話するのが難しいのではないかとこの懸念されております。また、相談窓口に連絡する状態は、ある意味、経営がかなり悪化しているというケースも想定される

のかもしれませんが、この黒字倒産がないように、どうか事前対策ができる仕組みづくりを構築していただきたいのと、あと、各振興局等と連携しながら、小さな声を集約していただきますよう重ねて要望して、次の質問に移りたいと思います。

続いて、県政の推進をテーマに質問を行います。

初めに、広域交通を通じた未来像についてお尋ねします。

本県では、安心・元気・未来創造ビジョン2024を掲げております。その中でも、未来創造について議論したいと思います。

未来創造の中心テーマの一つが、未来へつながる交通ネットワークの充実であると認識しています。その象徴である、東九州新幹線の整備計画路線への格上げや豊予海峡ルート構想の実現は、未来の大分県にとって重要な取組であり、県民の機運醸成が必要です。

しかし、東九州新幹線などの広域交通ネットワークは、単独ではその効果は十分に発揮されません。私は、新幹線構想を描く中で、在来線を含めた駅周辺の開発構想であったり、二次交通ネットワークの構想もセットで示す必要があると考えております。

本年第1回定例会において、我が会派の戸高議員が行った代表質問では、佐藤知事に、東九州新幹線の実現や豊予海峡ルートの構想推進が県民生活や産業に何をもたらすのかという質問も行いました。その中で、今後の産業の創出がいかに関心を論じさせていただいたところで

す。私は、東九州新幹線、豊予海峡ルートを否定するものではありません。むしろ大分県の発展には欠かせない社会基盤であり、佐藤知事の手腕に期待するとともに、会派としても推進をしていきたいと思っております。

その上で、今後の大分県を見据えた交通ネットワークの整備は、リダンダンシーの観点を含めた上でも重要であります。だからこそ、県民の皆様にとっては、東九州新幹線や豊予海峡ルートが開通した際の大分県の産業や二次交通の

整備、にぎわい創出をセットで示すことが最大の推進力になるのではないのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、広域交通を通じた未来像について、佐藤知事にお尋ねします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 広域交通を通じた未来像についてでございますが、新幹線や高規格道路などの広域交通ネットワークは、人や物の流れをつくり、地域の産業やまちの魅力を高めることから、本県の未来創造には欠かせないものと考えております。

例えば北陸新幹線が金沢まで開通した際には、その効果を石川県内全域に波及させるために、地元の市町村、経済団体、観光業界が連携して様々な取組を計画的に進めてまいりました。

例えば金沢駅前に鼓門とか、もてなしドームとか、そういった人気の観光スポットが整備されて、二次交通としてもまちなか周遊バスの充実、白川郷とか永平寺といった、県外の観光地を結ぶバス等も併せて導入されたところであります。

その結果として、石川県を訪れた観光客数も新幹線の開通前と比べて約1.3倍に増加したということで大変なにぎわいが創出されたところでございます。

また、敦賀まで延伸した際には、駅周辺の民間投資、再開発が活発化しまして、沿線の地価も大幅に上昇する。そして、また、国際イベントも大幅に件数が増加するなど、今、敦賀、また、さらに敦賀から大阪までどういうふうにつながっていくのが今議論になっておりますけれども、敦賀も大きな発展を遂げてきております。

議員が御指摘いただきましたとおり、東九州新幹線が開通した場合に県内各地にもたらされる効果をイメージするということは、機運の醸成を図る面からも非常に大切なことだというふうに考えております。

片方で、こうした新幹線の開業に向けた具体的な取組の検討というのが、実は事業決定がされて、整備新幹線に格上げするって決定された後にルートが決められたり、まだルートが例え

ば敦賀から大阪というのは、つなぐことは決まっていますけれども、小浜ルートなのか、米原ルートなのか決まっておられませんし、西九州もある意味で同じでありまして、つなぐことは決まっていますが、ルートが決まっていない。そういうふうな状況もありまして、実は整備新幹線格上げ後に段階的にどういうふうにつないでいくか、そして、そのときにどういうまちづくりをするかというのは、またその後を追っかけながら取り組んでいくというふうな状況が今までの取組でございます。

そのようなことから、やはり東九州新幹線等の取組についても、まず、整備計画路線に格上げをしていくということを目指して、そして、それとあわせて将来を見据えたまちづくりをどういうふうにしていくか、二次交通をどういうふうにしていくか、そういうことを検討していくというふうなことになると思います。全てをセットで示して、格上げについての議論を醸成していくというのは、なかなか実は今までの例からいっても、ちょっと難しいところがあるかなというふうには感じております。

また、もう一つだけ付言させていただきますと、九州新幹線の鹿児島駅までつなぐときに、鹿児島駅でつながる前にアンケート調査が行われました。大多数の方が鹿児島駅で新幹線のような贅沢なものは鹿児島県民は要らないという答えだったそうであります。そして、つながった後にまたアンケートが行われましたら、新幹線がない生活は考えられませんというのがほとんどの答えだったという。これは東九州新幹線のシンポジウムのときに長崎県立大学の先生が講演をしたときにおっしゃっていたことであります。そういうふうなところもまた片方ではあります。

そういう意味で、できるだけ絵を示して、議員が御指摘いただきましたとおり、そして、機運を醸成していきたいと考えているんですけれども、片方では、なかなか全てをセットでというのが難しいところもあるということをちょっと申し上げたいと思います。

それから、豊後伊予連絡道路については、中

九州横断道路、それから、四国の高規格道路と接続することで、九州の強みであります、今日も御議論いただいております半導体とか農林水産物の物流の効率化とか、それから、観光の面でも瀬戸内圏内におけるインバウンドの需要の拡大など、大きな効果が期待されるところでございます。

去年は、海底トンネルの場合の費用がどれぐらいかかるかと、9,300億円ぐらいかかるという試算等も行いましたし、それから、地震の関係も鉄建公団時代のデータを全部借りてきてまして、産業技術総合研究所にもう一度委託して、現状の知見では問題ないという結論をいただいております。そういうことをやってきておりますけれども、今年度においては、どれぐらい交通需要があるかということの予測でありますとか、あと、PFIを活用して、官民連携手法を用いて有料道路スキームができるか、どの程度の絵が描けるかというふうなことについての研究を進めてまいりたいと、そのような絵を描いて、それを例えば本来国のプロジェクトで進めるべきだというふうに考えておりますので、国土交通省に示した上で、さらにまた検討を進めていきたいというふうに考えております。

県民の皆様が夢や希望を持てる未来を創造していくために、やはりこういう東九州新幹線等でもありますとか、豊予海峡ルートの実現というのは大変重要だと思っておりますので、引き続き全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

もう本当に知事がおっしゃるとおりだと思っております。

今回こういった質問をしましたのは、やはり県民の方とお話をしている中で、そこら辺のシステム、仕組みがなかなか伝わっていないというところもありましたので、今日はちょっとあえて質問させていただきました。ありがとうございます。しっかり私どもも応援していきたいと思っておりますし、やっぱり将来の大分県にとってわくわくするような、また、続けて今後

発信していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、広域交通を整備する上で外せない外国人観光客の誘致について質問してまいります。

大分県観光統計調査によると、県内の宿泊施設における令和7年の延べ宿泊者数は、これまでで最多となる536万6,275人に上り、そのうち訪日外国人客は119万8,275人と、前年比12.7%の増加となりました。これは台湾直行便の就航や大阪・関西万博におけるプロモーションの効果が現れたものだと考えます。今後さらなる観光客を増やす取組の一環として、Vチューバーの活用も視野に入れてはどうかと思っております。

Vチューバーとは、バーチャルユーチューバーの略で、主に2Dや3DのCGキャラクターを使って動画配信などを行う方を指します。Vチューバーが作る動画は、特に外国人に人気となっており、そのプロモーション効果は、他自治体でも実証済みです。私は、以前より、Vチューバーを本県の観光プロモーションの一環として活用してみればとの要望をお伝えしてまいりました。そこで、Vチューバーの活用も含め、外国人観光客の誘致について、どのように取り組んでいくのか、観光局長に伺います。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

本県の外国人宿泊客数は、官民一体となった取組の成果が着実に表れ、堅調に推移しております。

澤田議員には、以前から御提案いただいておりましたVチューバーについて、これは若者を中心として外国人の視聴者も大変多いということでありました。訪日目的として人気の高い日本のアニメ文化との親和性もあることなどから、外国人観光客の誘致にも大変効果があるのではないかと考えております。

本県では、県出身のVチューバーであります白銀ノエルさん、200万人以上フォロワーがいらっしゃる方ですけれども、この方に日頃から大分県の話題を積極的に発信していただいておりますので、大変心強く感じているとこ

ろです。

特に知事も出演した動画「VAVAVA! バーチャル大分」というのがありますけれども、視聴回数が51万回を超えておりまして、多くの好意的なコメントも寄せられているなど、期待以上に注目が集まっております。また、今月からは、県内企業においても、ホバークラフトや路線バスを活用した共同企画が始まっておりますことから、観光面での効果も大いに期待しているところであります。

そこで、これまでの関わりも踏まえまして、本県の課題の一つであります、夏場の誘客対策を図るため、白銀ノエルさんと連携いたしました「涼しいおおいた」のPRについて、現時点では、まだ詳細は申し上げられませんが、協議を進めているところであります。遠からず公表されますので、御期待いただければというふうに思っております。

今後ともVチューバーとの連携など、新たな分野や多様なメディア等を組み合わせた発信によりまして、これまで手の届かなかった層に本県の魅力を届け、外国人観光客のさらなる誘致につなげていきたいと考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

約50万再生ということで、すごいですよね。本当にいろんな方が見ていただいているというふうに思います。

やはりこういったVチューバーの活用というのは、観光戦略にとっても非常に大事なことでというふうに思いますし、また、ハーモニーランドのリゾート化計画も発表されておりますので、また引き続きインバウンド誘致のみならず、日本人観光客も含めた絶好の集客チャンスだと思っておりますので、御尽力いただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、人材確保について2点お尋ねします。

初めに、外国人材の確保についてです。

少子化による労働人口の減少により、外国人労働者の数は、令和7年度10月末時点で約257万人との報告が厚生労働省より発表されております。本県においても、外国人労働者の数

は1万4千人を超え、過去最高となっております。今後ますます増加も見込まれております。平成30年には出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格である特定技能が創設されたことから、本県においても、同年12月に大分県外国人材の受入れ・共生のための対応協議会が設立されました。

その協議会において、県と市町村の取組方針をまとめた対応策が策定され、外国人材の受入れ、共生に関わる取組が進められてきました。

本年3月には、令和9年の育成就労制度の開始を見据え、当該対応策が改定されたところです。

ところが、雇用する側の企業が抱える課題は多くなる一方です。特に初めて外国人を採用する企業の場合、外国人労働者の住まいの確保や地元自治会への理解促進、初期費用の捻出など問題が多く、小規模事業者にはハードルが高いとの声を聞いております。さらに、育成就労制度では、就労期間など、一定の要件を満たすことで転籍が可能となることから、県内に定着してもらうための取組が必要となります。

また、外国人材を地域で受け入れる環境づくりも重要です。外国人労働者は、賃金だけで働く場所を決めているわけではなく、地域の環境や人間関係、宗教、生活習慣への配慮も非常に大切であります。

現在その大きなハードルとなっているのが、根拠なきデマです。例えば外国人は健康保険料を支払わずに医療を受けているといった言説があります。しかし、厚生労働省のデータによれば、国民健康保険の加入者数に占める外国人比率4%に対し、同保険の総医療費に占める外国人比率は1.39%であり、外国人は保険制度を支える側という実態もあります。

共生社会の実現に向けては、正確な情報を行政が発信する必要があると考えます。本県では、就労する外国人労働者への取組は順調に進んでいると思います。一方で、外国人労働者の採用にハードルが高い小規模事業者への支援にさらに力を入れる必要があるのではないのでしょうか。

そこで、市町村と連携した地域での外国人受

入れ環境整備も含め、外国人材の確保にどのように取り組むのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 外国人材の確保についてお答えいたします。

外国人材は、県内企業にとって欠かせない存在でありまして、これまで県では、市町村や関係機関と連携して、受入れ環境の整備と多文化共生の推進に取り組んでまいりました。

議員御指摘の企業側への支援については、令和5年度から外国人材の就労、居住環境の整備のための補助を実施しているところであります。これまで、社員寮の改修やエアコンの設置、電動自転車や翻訳機の購入などを支援しておりまして、昨年度は目標35件に対して53件の実績となるなど、ニーズの高さを改めて認識しているところであります。

これらを踏まえまして、今年度からは、日本語能力習得に関わる研修等も補助対象に加えまして、受入れ企業や監理団体への支援を強化しているところであります。

また、外国人材の雇用に当たっては、在留資格等の制度理解が課題となることから、昨年度から、おおいたジョブステーションの中に企業向けの外国人材雇用相談窓口を設置しております。また、このおおいたジョブステーションでは、育成就労制度への見直しなどに関わる相談のほか、月2回の行政書士による相談会、企業向けのセミナーや座談会などを実施しておりまして、きめ細かく外国人材の受入れや定着を後押ししております。

県としましては、引き続き企業等のニーズに応じて外国人材の確保につながる支援を行ってまいります。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

私も企業の方とお話ししていく中で、今おっしゃっていただいていたような、もう今、県が非常に手厚いそういった補助制度を創設していただいているということでありがたいという話もお聞きしております。一方で、やはり外国人

労働者を雇用するかしないかという判断がなかなか決意ができないというか、そういった事実もあるということでありまして、なかなかそこらの決断ができるような体制づくりというのがやっぱり今後重要なのかなというふうに思っております。

ちなみに兵庫県なんですけれども、外国人を雇用する企業に対して県独自の企業認定制度ということで、ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度というのを創設しております。

この認定制度では、地域社会で暮らす外国人が増える中、国籍を問わず、全ての人が安心して暮らし、活躍ができる多文化共生社会の実現に向けて、この働く環境づくりを行うことが重要ということから、外国人が安心して就職し、定着できるよう、働く環境が整った企業を認定する制度ということになっております。この認定を得ることで企業側にも様々なメリットがありますし、雇用する側への倫理観、使命感も醸成されることが期待されているとお聞きしております。

今後ますます外国人労働者が増加すると思われる中、本県でも、こういった認定制度を導入すべきと考えますが、商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 議員御指摘のとおり、外国人材が安心して暮らせる、活躍できる多文化共生社会をつくっていく、実現していくということは非常に重要だと考えております。

外国人材が安心して活躍できる環境づくりを進める企業が増えていくことが外国人材の受入れ、定着のために非常に重要であると思っております。

さきほど議員から御指摘がありました、兵庫県の認定制度は、ほかの県、例えば群馬県ですとか、長野県ですとか、そういったところでも実施している県もあるというふうなことが分かっておりますので、まずは導入している県での活用の成果を調べていくとともに、県内の企業のニーズ、こういったものもしっかり調査していきたいなと考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

是非また議論していただければと思います。

今回、この企業認定制度をいいなと思ったのは、やはり就労する側の企業の使命感というところをしっかりと評価してあげるところも大事ではないのかなというふうに思います。また、働く場所というのは、かなり長い時間、一緒に共有する時間というのがありますので、その中でルールであったり、マナーであったり、今一番重要なのは、自転車の交通ルールというところを外国人の方にもしっかりと教えることは、企業にとって必要なことではないのかなと思っておりますので、そういった仕組みづくりをまた検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、介護支援専門員の確保についてお尋ねしてまいります。

介護の人員不足については、さきほど午前中、成迫議員も質問されておりました。私からは、特に介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーについて伺いたいと思います。

第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく都道府県の推計では、本年、介護職員が約25万人不足する試算が出ており、本県においても、2026年の介護職員数が2万4,264名に対し、現状推移を見込んだ介護職員数が2万2,896名と約1,368名の不足が見込まれております。このままの状況で推移すれば、2040年には必要数に対し8,836名の不足が見込まれており、一刻も早い対策が必要です。

同じく介護を担う介護支援専門員は、高齢者本人の意思や健康状態に基づいたケアプランを作成、管理するほか、御家族からの相談対応や市町村、介護サービス事業者等との連絡調整を行うなど、介護保険サービスの中心的な役割を果たしており、高齢者が安心して日常生活を営むために欠かせない専門職と言えます。

この介護支援専門員については、近年、合格率が20%程度で推移している実務研修受講試験の難易度の高さや既に業務に従事している介護支援専門員の高齢化などにより、人材確保が

困難になっていると伺っています。

また、昨年12月には、介護支援専門員の全国状況について、有効な資格を持つ人のうち4割に当たる推計12万5千人が従事していないとの報道がありました。これらの方々は潜在ケアマネと呼ばれ、受講を義務づけられた法的研修の負担や賃金などの処遇面が就業をためらう要因となっていると分析されています。

今後さらに介護支援専門員の需要が増えると言われる中、このまま人員不足が深刻化し、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを受けられないという事態に陥らないためにも、人材確保対策を強力に進めていく必要があると考えます。

そこで、県内の介護支援専門員の現状をどう分析し、今後どのように確保していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

全国的に介護支援専門員が減少している中、本県においても、平成30年度の5,288人をピークに、令和6年度は3,989人まで登録者が減少しており、その確保は喫緊の課題でございます。

令和5年度の国の調査によりますと、主な離職要因といたしましては、年齢、体力面、事務作業の多さ、賃金、処遇面などが挙げられておりますことから、県では、業務負担の軽減や処遇改善に取り組んでおります。

まず、業務負担の軽減については、毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプランの電子化を6年度から支援しており、既に約3分の1の事業所が導入済みとなっております。

処遇改善については、今月からの臨時報酬改定に先立ち、今年3月の補正予算において6か月分を前倒しして介護支援専門員1人当たり月額1万円相当の賃上げ支援を行ったところでございます。

また、今年度は、県内の潜在ケアマネや居宅介護支援事業所を対象に、県独自に実態調査を初めて実施することとしておりまして、離職原

因や復職見込み等を詳細に分析し、今後の確保対策にいかしてまいりたいと考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

私、ケアマネジャーの方といろいろお話をしていく中で、やっぱり言われていたのが、ケアマネジャーの方が訪問先でのトラブルが頻発することが多いというふうに言われておりました。御存じのとおり、本年、介護先へ訪問に訪れたケアマネジャーの方が被害に遭われたという痛ましい事件も発生しております。

県としましても、こういったケアマネジャー、また、介護従事者に含めたパワーハラスメントの対策とか、いろいろそういった資料も出しているというのはもう周知しておりますけれども、やはりこういった事件が起これば、また引き続きこういった事件がないようにする取組というのは大事であるかなと思っております。そういった意味に関しまして、今後、ケアマネジャーや訪問する介護職員への安全対策、また、一方で、カスタハラ対策をどのように行っていくのか、再質問したいと思います。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

議員おっしゃられた、埼玉県であった事件かと思えます。ケアマネジャーが訪問先の利用者に殺害されるというような事件、大変痛ましい事件ありました。

こうした事件に対応して、2日後に厚生労働省から通知が出ました。居宅介護支援事業所の訪問介護に従事する、そういうケアマネジャー等の安全確保の徹底の事務連絡ございまして、その内容としては、そういう訪問先、トラブルが予想されるようなケースにおける、訪問における安全対策の徹底、あるいは訪問する際に複数人で訪問する際に支援受けられるような制度もございまして、そういった制度の周知といったところが通知されましたので、県から早速市町村を通じて、県内の居宅介護支援事業所等に周知を図ったところでございます。

また、カスタマーハラスメント対策については別の法律で、今年の10月から、介護にかか

わらず全事業者に義務づけられている、必要な措置を講じるようにということになっておりますので、昨年度から介護分野においても、そういう居宅介護支援事業所等ケアマネジャーに研修の機会、あるいは制度改正の周知説明の集団指導の場とかもございますので、そういったところでカスタマーハラスメント対策をしっかりと講じるようにというようなどの説明もさせていただいているところです。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

なかなかこのカスハラ対策等々、大変な取組だとは思いますが、ケアマネジャーさんとか訪問看護の方とかとお話ししているときに、私たちが今どれだけ大変か、どういう今カスハラを受けているか、そういったのを知ってほしいという、そういった声も聞きます。ですから、逆にいろんなアンケートをまたどこかの機会を取っていただきながら、そういった声を集約して、県として何か対策が取れないかとかいう、また協議体も是非つくっていただければと思いますので、要望でございますが、お願いいたします。

さらに政府が本年4月3日にケアマネジャーの更新制を廃止する法改正を閣議決定しておりますので、今後、新制度の下で負担軽減と専門職としての質の担保も恐らく期待ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、人材確保への支援強化も併せて要望していきたいです。よろしくお願いいたします。

次に、県有施設の活用についてお尋ねします。

高齢化に伴う社会保障関係費の増加など、地方財政をめぐる環境は厳しさを増しております。また、多くの県有施設が設置から長期間経過し、施設を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、施設に対する県民の利用需要も変化しております。こうした財政状況や社会情勢の変化を踏まえると、県有施設については、その必要性を改めて検討し、運営形態の見直しや廃止、縮小を含めた施設の在り方を見直すことが必要となっていると考えます。

一方で、新たな利活用を進めることで県民が

望む施設に生まれ変わることも期待できると考えます。令和5年に県が、本県に住む高校生に対して行ったオンラインアンケートの結果によると、大分県に力を入れてほしいことの項目では、こども・子育て支援が最も多い55.1%でした。子育て中の保護者の方からは、昨今の温暖化により、室内の公園が欲しいとの声をたくさんお聞きしております。

また、本県には、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが利用できるよう設計されたインクルーシブな公園が少ない状態です。私自身、以前、医療的ケア児の皆さんが初めて砂に触れる場面を拝見しましたが、保護者もこどもたちも満面の笑みで触れられていた姿がとても印象的でした。当たり前のように砂場で遊ぶことが困難な医療的ケア児などの皆さんにとって、こういったインクルーシブな公園の増設は必要ではないでしょうか。

農業文化公園では、本年4月に新施設完成記念式典が開催され、バリアフリーのコテージや温暖化に対応した屋内遊具の利用が開始されております。障がいを持ったお子さんでも安心して遊べ、宿泊できる場を提供することが大事であると思います。県有施設の一部をインクルーシブ・コモンズ化として、こどもが、障害の有無にかかわらず、快適に過ごせる室内の遊び場や小規模なカフェを造り、災害時には外国人観光客の避難場所にするなど、多種多様な方々が集える場ができると本県独自の魅力につながるのではないのでしょうか。

今後、既存施設を大規模改修する場合や県有施設を新設する際は、このような視点も踏まえた設計を検討すべきだと思います。こうしたことを踏まえ、社会情勢の変化に対応した県有施設の活用にどのように取り組むのか、総務部長の見解を伺います。

嶋議長 若林総務部長。

若林総務部長 県有施設の活用についてでございます。

公共施設の整備・活用において、現下の社会情勢の変化に対応することは重要な視点と認識しております。

県の指針においても、施設をこどもや障がい者、外国人など、多様な県民が利用することを念頭に、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを採用するなど、時代の変化に対応してきたところであります。

例えば令和6年度にリニューアルした、i i c h i k o総合文化センターは、車椅子利用者の席を倍増しまして49席を確保したほか、新たな別府総合庁舎には、本県の地方庁舎のトイレでは初めてユニバーサルシートを設置したところでありまして、今後、建設予定の大分総合庁舎への設置も検討しているところでございます。

また、県立美術館OPAMは、展示室に加え、無料で利用できるアトリウムやキッズスペース、障がい者雇用と連携したカフェなどがありまして、誰もが日常的に利用しやすく、にぎわいのある空間となっております。

議員から御例示いただいた農業文化公園のほか、一部の自治体で公園に障がいのある子ども楽しめる遊具を設置する例も出てきておりまして、今後とも誰もが利用しやすい施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

今、県有施設において、これから改修工事を行っていく中で、本当に様々なこの室内で遊べるような場所ということも検討していただきたいなというふうに思っております。なかなかこれから温暖化が激しくなる中で、普通のこどもさんたち、また、高齢者の方も集えてゆっくりできるような公園とか、そういったところが屋外であればなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、そういったのも一つ頭に入れていただきながら御検討いただければと思いますので、要望でございます。お願いいたします。

次に、8050問題についてお尋ねします。

昨年年第3回定例会で、我が会派の吉村哲彦議員がひきこもり問題について質問を行いました。

このひきこもり問題は、我が会派として力を

入れており、私は別の視点、8050問題に焦点を当て、特に40歳から64歳までのひきこもりの方々をどうケアしていくのかを質問したいと思います。

8050問題とは、80代の高齢の親がひきこもりや無職である50代のこどもの生活を経済的、精神的に支えることで生じる社会的孤立や生活困窮などの問題です。

令和4年度の内閣府調査では、全国の15歳から64歳までのひきこもりの数は146万人であり、国民の50人に1人という結果でした。そのうち、女性のひきこもりでは40歳から64歳の層が52.3%と半数を超えており、大変驚きました。

本年4月に、KHJ全国ひきこもり家族会連合会が2年ぶりに実施した調査報告によると、ひきこもり状態の人の年代別内訳では、40歳以上が全体の43.1%、推計63万人と多く占めており、親亡き後の生活に募る不安が指摘されています。

また、支援機関の利用状況は、本人調査では、公的機関、民間団体ともに利用していない割合が、かつて利用していたが中断した方を含めると3割から4割と非常に少なくなっております。地域で不足している資源を複数回答で聞くと、本人の調査では、居場所の選択肢や相談支援が7割近くを占めており、相談窓口などの支援まで行き届いていない実態が見受けられております。さらに本人に対するどのような活動を望むかという質問では、当事者会や居場所での傾聴、対話などを希望するという回答が95%を占めており、居場所の提供や相談体制の強化が必要だとのデータが出ております。

こうしたことを踏まえ、中高年齢層のひきこもり8050問題にどのように対応していくのか、生活環境部長に伺います。

嶋議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 お答えします。

県では、ひきこもり地域支援センターの体制強化や支援機関のネットワーク構築のほか、専門職員のサポートによる市町村窓口の充実など、県内の相談支援体制の機能向上に努めてまいり

ました。

しかしながら、8050問題は、当事者の経済的困窮や親の介護など、問題が生じるまで表面化せず、こうした支援につながりにくいことに加えまして、相談を受けても長期のひきこもりで社会復帰が容易でないことなどが課題でございます。

そのため、今年度、県が実施いたしますひきこもり実態調査において、市町村の関係部局や民生委員等の御協力をいただきながら、地域に潜在している当事者家族の掘り起こしと、それから、ニーズの把握に努め、ケースに応じた支援につなげてまいります。

また、ひきこもりが長期化した当事者の社会復帰に向けまして、今年度、県の地域支援センターに専門職員を1名増員し、本人や家族が、まずは第一歩として、社会との結びつきを感じ、安心して足を運べる、そういった居場所への参加を後押ししてまいります。

8050問題は、複雑で一朝一夕に解決できるものではございませんが、今後とも市町村や関係機関と連携し、居場所の提供や相談支援体制、こういったことの充実に努めてまいります。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

もう本当におっしゃるとおり、8050問題はもう物すごく難しい問題であるというふうに思っております。

以前、厚生労働省のひきこもりを担当する方とお話をした際、本県のひきこもり対策というのを非常に評価しておりまして、本県の取組は全国でもトップクラスであると、このように言われておりました。それだけ頑張っている一方、なかなか今おっしゃったように潜在的な方々の発掘というのが非常に困難であるということで、今回、民生委員さんの活用とかも含めて行っていただくということでありましたけれども、やはり今、民生委員さんも非常に成り手がいないということもございますので、できればそういった地域包括とか介護職員の方を、その仲間に入れていただきながら、潜在的な発掘をしていただきたいなというふうに一応要望でお伝えで

ければというふうに思っております。

今、課題となっているのは、やはり居場所づくりではないのかなというふうに思っております。居場所というのは、社会インフラの一環として存在させることが大事であると考えられております。

さきほど県有施設の活用についても議論をさせていただきましたが、県有施設でもある、例えばこの少年自然の家をこの家族会などに活用してもらったりとか、そういった取組も考えてもらってもいいのではないのかなというふうに思っております。

ちなみに福岡県では、ひきこもり家族会と連携して、少年自然の家などを利用したアウトドアイベントを行う計画があると伺っております。さらに、さきほど申しましたとおり、高齢者のひきこもりというのは、介護関係、高齢者福祉も絡んでいきますので、この地域の包括支援センターとの連携というのは絶対に大事であると思っております。こういった庁内連携に関しても横展開を軸にさらに強化して取り組んでいただければと思っておりますので、是非お願いしたいと思います。

また、ひきこもりの支援団体への支援強化であったり、この40代以降の居場所づくり、ひきこもりの情報をつかみやすい、そういった地域包括支援センターとの連携など、やはり幅広い支援が必要かと思えますけれども、こういった支援体制についてどう考えているのか、生活環境部長に再質問します。

嶋議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 お答えします。

誰一人として取り残さない、そういった地域社会を目指していくため、ひきこもりの方が安心して過ごすことができ、それから、緩やかな出番ですとか役割、そういったことが見つけられる地域の居場所というものに導いていくことが重要だというふうに考えております。

今年度、社会参加推進員を増員しましたが、ひきこもり当事者の方が、自宅近くにありますふれあい・いきいきサロンですとか、あるいは誰でも集えるこども食堂、こういったところな

ど、本人の希望と特性に応じた新たな居場所づくりに取り組むこととしております。

また、幅広い支援を行っていくため、ひきこもり地域支援センターでは、医療、法律、心理等の専門家による多職種会議を毎月開催しております。地域包括支援センターとも連携しまして、ひきこもり実態調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、家族会というところも非常に重要でございます。ここを通じまして、御本人、それから、御家族に、支援ニーズを聞き取ることとしております。その結果を踏まえまして、必要な支援につなげてまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

昨年の令和7年第3回定例会で吉村哲彦議員から自立支援施設に対しまして設置要望があったかというふうに思っております。今おっしゃっていただいていた、本当に身近な場所、こども食堂であったり、地域のふれあいサロンであったり、そういったところにまず第一段階で行っていただいて、そこからやっぱり大事なことは、社会復帰していくということであれば、就労支援の中で、例えば面接を練習してあげたりとか、短期で何か仕事をさせてあげたりとか、そういうシステムって絶対必要ではないのかなと思っているんですね。

ですから、そういったことを考えましたら、やはりこの自立支援施設というのをしっかり設置をしていただきながら、そういったところで幅広にいろんな展開ができる、そういった仕組みづくりも是非御検討いただければというふうに思いますので、要望でございますが、よろしくお願いいたします。

最後に、大分市、別府市における交通規制の一つでありますバス専用レーンの在り方についてお尋ねいたします。

大分市と別府市の一部で実施されているバスレーン規制は、昭和47年に創設されました。その後、平成19年には土曜日の規制が解除されています。現在、バス専用レーンは国道10

号や197号、その他道路において約20キロメートル、バス優先レーンは2キロメートルを設置して、平日の朝7時30分から8時30分と、夕方17時から18時の間で規制が行われています。

一方で、人口流動、働き方改革などの影響、さらには路線バスの減便などの社会情勢の変化もあり、バス専用レーンでは、バスやタクシー、二輪車が通過していない時間帯が目立ち、バスレーン区分だけ混雑していない状況が散見されます。

また、国道10号においては、大分駅方面に向けて、府内大橋の手前まではバス専用レーンであるものが、府内大橋直前からバス優先レーンに切り替わり、府内大橋を通過後、直ちに専用レーンと、専用と優先の切り替わりが頻繁にあるケースもあり、このような規制の在り方にストレスを感じているドライバーの方も多いうらっしゃいます。

バスの乗車率向上に必要なことも理解しておりますが、一方で、レーン規制をどのような基準で行っているのか分からず、専用レーンではなく優先レーンでもよいのではないかとの疑問も聞かれます。バスの定時性を確保しつつ、一般車両の渋滞緩和にもつながる社会情勢の変化に合わせた規制の在り方が重要です。

こうしたことを踏まえ、大分市、別府市における交通規制について、県警本部長の見解を伺います。

嶋議長 平松警察本部長。

平松警察本部長 お答えいたします。

いわゆるバスレーン規制については、路線バスの定時運行を確保するとともに、マイカーからバスへの転換を促し、自動車交通量の抑制を図ることが目的であるため、専用レーンでの運用を基本としております。

議員御指摘の府内大橋付近は、宮崎交差点から北向きに進むと車線が減少し、それまで一般車両が走行していた車線がその先で規制レーンとなります。このため、一般車両が規制レーンを走行せざるを得ない場合があることから、当該区間を優先レーンとしておるところでございます。

ます。

そのほか、合流車両が多い交差点の先など、一般車両も規制レーンの走行を余儀なくされる区間を部分的に優先レーンとしているところがございます。

バス優先レーンは、後方からバスが接近してきた際、前方の一般車両は速やかにレーン外に出なければなりません、渋滞等でそれができない場合、バスの定時運行の確保に支障が生じるといった課題がございます。

一方で、円滑な走行を求めるドライバーの声も承知しております。そうした声やバス利用者の御意見なども踏まえまして、今後、交通量の調査や関係機関、団体との協議等を行い、引き続き交通規制について適切に判断してまいりたいと考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

すみません、もう1問、再質問、併せてしていきたいと思っております。

交通規制についてもう一つお尋ねしたいと思えます。

国道210号の大分駅に向けて通過する大道トンネル手前に関しては、全国でも珍しい中央線変移規制が平日と土曜日の朝7時から8時30分まで実施されております。交通渋滞緩和策として最善の対策であると思いますが、この規制に関しても、1車線となってしまう大分駅方面から南大分に向けてトンネルを通過する運転手さんからは、規制緩和の要望が多く上がっております。また、実際に通過する際に慣れていないドライバーは、通過するのが怖いという、そういったお声も聞いております。さらに、現在、土曜日でも変移する必要があるのかということで疑問視されている方もいらっしゃると思います。

静岡県では、同じような中央線変移を交通量の減少から解消したという例もあります。当然交通量や渋滞緩和の推移を見ながら判断することが重要であることは否定しませんが、バスレーン規制同様になぜこのような規制が必要なのかを県民に周知して納得していただくことも大事であると思います。

そこで、中央線変移について、今後、規制緩和や土曜日の規制解除の計画はあるのか、県警本部長再質問いたします。

嶋議長 平松警察本部長。

平松警察本部長 お答えいたします。

大道トンネル付近の中央線変移システムは、出勤時間帯における大分駅方面向けの路線の渋滞対策とバスレーン規制を踏まえて運用しております。

議員御指摘の静岡県における中央線変移システムの廃止については、バイパスの開通などにより、当該システム実施路線の交通量が減少し、道路事情が大きく変化したことなどがその理由であるというふうに承知しております。

本県における当該システム実施路線については、県警察の調査では、平日における上下線の交通量に顕著な差が認められ、静岡県の事例のような道路事情の変化もないことから、現時点、平日の規制緩和については慎重に判断すべきと考えております。

一方で、土曜日の規制解除については、今後、交通量調査や関係機関との協議等の状況を踏まえまして、適切に判断してまいりたいと考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

このバスレーン規制に関してもそうですし、中央線変移についてもそうですが、もう規制が始まってかなり年数がたっていると思います。約40年以上はこの状態が推移しているという状況であります。当然2車線で、やっぱり3車線あれば、バスレーン規制というのは非常に有効的だと思うんですけども、この2車線でのバスレーン規制に関しては、交通量を見ながらしっかりと段階的に判断をしていく必要があるのではないかなと思っております。

また、土曜日の中央線変移についても、もう全く交通量が少ない状態でございますので、もう一度交通量の把握を調査していただきながら、やっぱり今なぜ必要なのかというのをしっかりと県民の皆さんに示していただければというふうに思っておりますので、要望でございますけれ

ども、よろしくお願いいたします。

以上、県民の皆様よりお聞きした声を8項目に絞り、質問させていただきました。

これで質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で澤田友広議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

嶋議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

—————→…←—————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午後 2時51分 散会

令和8年第2回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和8年6月19日（金曜日）

議事日程第4号

令和8年6月19日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑、委員会付託

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

出席議員 40名

議長 嶋 幸一	副議長 森 誠一
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
大友 栄二	三浦 正臣
古手川正治	麻生 栄作
阿部 英仁	御手洗朋宏
福崎 智幸	吉村 尚久
若山 雅敏	成迫 健児
高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	守永 信幸
原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄
佐藤 之則	三浦 由紀

欠席議員 2名

木付 親次 元吉 俊博

欠員 1名

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治

副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	上城 哲
企業局長	首藤 圭
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	平松 伸二
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	井下 秀子
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	石井 聖治
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局长	神崎 文隆
交通政策局長	嶋川 智尉
こども政策局長	小野 宏
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	大和 孝司
労働委員会事務局長	柴北 友美
財政課長	日野 貴之
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

森副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

森副議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、5月の例月出納検査の結果について、文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略いたします。

以上、報告を終わります。

森副議長 本日の議事は、議事日程第4号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

森副議長 日程第1、第64号議案から第78号議案まで及び第2号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次、これを許します。木田昇議員。

〔木田議員登壇〕（拍手）

木田議員 おはようございます。県民クラブの木田昇です。よろしくお願いいたします。

今、同窓会総会シーズンでありますけれども、先週、私の母校、竹田高校の大分の同窓会の総会がありまして、明日は東京の関東同窓会の二百何十人ぐらいが来るらしいですが、そのような状況であります。

今日は、議長役の森議員も私も竹田高校出身でありまして、私の後の首藤議員も竹田高校出身ということで、傍聴席の方を含めると、少なくともこの中に6人以上は竹田高校の方がおります。母校の名に恥じぬように頑張っていきたいと思います。

今日は3日目ではございますんで、質問項目も、初日、2日目の方とちょっと重なっている部分がございますが、しっかりと質問していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、地域未来戦略についてお伺いいたします。

現代は、人口減少や少子高齢化、国際情勢の緊迫化など、多様な課題に直面しています。このような時代において、地方が持続的に発展し、県民一人一人が豊かさを実感できる社会を築くためには、地域自らが将来像を描き、その実現に向けて主体的に取り組むことが不可欠です。

政府は地方創生に関する総合戦略で整理された施策を基盤に強い経済の実現に力点を置いた地域未来戦略を本年夏に取りまとめる予定です。これは国全体の産業競争力向上と地方創生を新たなステージへと押し上げる重要な国家戦略と認識しております。この戦略の三つの柱の一つである地域産業クラスター計画は、知事主導で力を入れる産業分野を特定することとされています。本県では令和8年度当初予算において、

おおいた元気創出基金に地域未来基金費として55億円が積み立てられ、これは地域産業クラスター計画などの実現に向けた備えであると受け止めております。

本県は九州を代表するコンビナート群や自動車・半導体関連産業の集積が進み、東九州地域における重要な生産拠点です。今後は単なる製造拠点にとどまらず、研究開発機能や人材育成機能、スタートアップ企業まで含めた産業エコシステムを域内に形成し、稼ぐ力を持つ地域産業圏へ進化していくことが求められるのではないのでしょうか。本県として、国の地域未来戦略を国家的潮流として捉え、産業振興政策、高度人材育成政策を進めていく必要があります。

そこで、地域未来戦略に対する認識を伺うとともに、地域未来基金費の活用など、地域産業クラスター計画をどのように進めていくのか、知事に伺います。

次に、中九州横断道路についてお尋ねいたします。

中九州横断道路は、熊本を中心に半導体関連投資が進む九州において、東西を結ぶ産業サプライチェーンの大動脈として重要です。また、観光振興や防災力強化など、多方面にわたる効果が期待されることから、早期開通が強く望まれています。この道路ネットワークを最大限活用するには、沿線地域の将来を見据えた土地利用の在り方を考えなければなりません。半導体産業をはじめとする先端産業では、技術者や研究者の確保が企業誘致等をする際に地域間競争の核心となります。その意味で、大学、高等専門学校などの教育機関や研究機関の立地は単なる教育機能にとどまらず、産学官連携による産業エコシステムの形成においても特に重要です。熊本県で集積が進む半導体産業など、先端産業の企業誘致に向けて、まずは大学や研究機関の誘致に取り組む必要があるのではないのでしょうか。高度人材を確保し企業誘致を進めることで、若者の県内定着、地域の活性化につながると考えます。

そこで、中九州横断道路を活用した企業誘致、また、沿線地域への大学、高専、研究機関の誘

致についてどのように考えるのか、知事の見解を伺います。

続いて、中九州横断道路に接続する道路整備についてお尋ねいたします。

中九州横断道路は、さきに申し上げたとおり、単なる地域間道路にとどまらず、九州の東西を結ぶ産業サプライチェーンの大動脈として早期開通が期待されています。また、高規格道路は単に建設することが目的ではなく、ネットワークを活用し、地域活性化につなげることが重要です。そのためには高規格道路との接続が必要となってきます。中九州横断道路の開通を見据えたとき、宮河内インターチェンジ周辺は交通量の増加が予想され、渋滞対策はもちろん、中九州横断道路の犬飼―大分宮河内間の早期完成のため、国道197号バイパスの4車線化などに精力的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、国道197号バイパスの整備にどのように取り組むのか、土木建築部長に伺います。

以降、対面席より行います。

〔木田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

森副議長 ただいまの木田昇議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

木田昇議員の地域未来戦略などの質問についてお答えを申し上げます。

本県では、鉄鋼、非鉄金属、石油、化学、半導体、精密機械、自動車などの幅広い分野で国内有数の企業がバランスよく立地をしており、それらの企業が地場企業とともに発展する中で、裾野が広く厚みのある産業集積が進んできました。そうした中で、今回の地域未来戦略は地域資源や産業の強みをいかした成長分野を明確にし、投資や人材を呼び込むことで、地域の稼ぐ力の向上と持続的な発展を実現しようとする重要な政策であると認識をしております。

そこで、県主導の地域産業クラスター計画の対象としては、本県が強みを有する半導体関連産業、コンビナートの素材型産業やエネルギー

関連産業、船舶や自動車などの輸送用機械産業、さらには観光産業を念頭に置いております。現在、関係者との意見交換を重ねながら、産業ごとに取り組むべき分野や重点支援企業などを検討しているところでございます。その上で、日本成長戦略会議が示した17の戦略分野や国の戦略産業クラスター計画素案を踏まえて、本県が目指す産業クラスター像を示し、官民投資の促進や人材育成に係る施策を総合的に展開することとしております。

まず、官民投資の促進では、デジタル、AIやロボット等の技術革新の動向も見据え、既存産業の競争力強化と新たな市場の創出を両輪で進めていくことが重要であります。そのため、これまで以上に県内外の企業間連携を促進するとともに、大学、高専との共同開発への支援やスタートアップの創出・誘致をはじめとした取組に力を入れてまいります。

加えて、クラスターを支える高度人材の育成も不可欠であります。次の質問項目でも御報告、答弁いたしますけれども、本年10月には米国スタンフォード大学と連携した大学生向けオンライン講座も開講するなど、新たな人材育成プログラムも実施することとしております。今後は、地域産業クラスター計画を早期に取りまとめ、本県産業の競争力強化と地域経済の持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

続きまして、中九州横断道路を活用した企業等の誘致についてでございます。

中九州横断道路の全線開通は、熊本方面へのアクセスを飛躍的に向上させ、新生シリコンアイランド九州における本県の役割を一層強化する絶好の機会となります。このためさらなる企業誘致に向け、特に二つのことに積極的に取り組んでおります。

一つ目は、誘致活動の強化であります。今年度から新たに民間シンクタンクが提供する企業間取引情報等のビッグデータ分析により、本県へ進出可能性のある企業をリスト化して、地域の特性に合わせた効果的な企業訪問を進めております。また、昨年度に引き続き、8月には東京で企業立地セミナーを開催して、半導体をは

じめとした関連企業の誘致に向けて取り組んでまいります。

二つ目は、沿線地域での産業用地の整備であります。豊後大野市では、令和7年3月に企業誘致推進プランを策定して、半導体関連企業の誘致を掲げて、千歳インターチェンジ付近での産業用地の整備を進めております。また、竹田市でも新たな産業用地の掘り起こしや今後の開発に向けて、県との協議を継続しているところでございます。

こうした取組に合わせ、議員御指摘のとおり、企業誘致に向けた人材育成、確保を進めていくことは大変重要であると認識しております。県では、LSIクラスター形成推進会議を中心に企業の技術者を大学や高専に派遣する出前講座や企業課題を大学等との共同研究テーマに設定するなど、産学連携による人材育成の取組を行っております。また、企業向けにも技術者のスキル等に応じた多様な講座を開催するなど、実践的で高度な人材育成・確保に取り組んでおります。さらに豊後大野市では、今年度、県も参画しますコンソーシアムを立ち上げまして、県内の半導体関連企業や大学、金融機関と連携をして、半導体関連分野の人材育成・確保についても議論を進めることとしております。

引き続き、中九州横断道路を活用した企業誘致を推進するとともに、大規模な企業の進出や産業集積の進展を踏まえて、大学や研究機関などの誘致も研究をしていきたいというふうに考えております。

その他の御質問については、担当部局長から答弁をさせていただきます。

森副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 国道197号バイパスの整備についてお答えいたします。

国道197号バイパスは、物流の重要拠点である大分港大在地区からの物資輸送や、人口が増加している大分市東部地区への通勤等に利用されるなど重要な役割を担っています。

暫定2車線で共用している区間では、県道鶴崎大南線と平面交差する毛井交差点や大分流通業務団地付近において交通混雑が発生しており、

その対策が課題と認識しております。また、議員御指摘のとおり、中九州横断道路が宮河内インターチェンジに接続されることで、交通量のさらなる増加や大型車交通の変化が見込まれることから、将来を見据えた対策が必要です。このため現在の課題に加え、接続後の市街地方面や大在地区方面の交通状況を勘案し、4車線化を含め、整備の優先区間や交差点構造などについて検討を行っているところです。

今後も中九州横断道路との接続効果を最大限発揮できるよう、道路の利用状況や周辺環境の変化を見極めながら、課題解決に向けて取り組んでまいります。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 答弁ありがとうございます。

まず、地域未来戦略ですが、これは早急に急いで取り組む必要がございます。地域産業クラスター計画、知事が主導するというものです。新聞報道によりますと、地方税収の都道府県増減率ランキングというのがありまして、やはりトップは熊本県なんです。やっぱりTSMC効果は大きいなというふうに考えております。大分はちなみに32位ということですが、これは統計の取り方の部分がございますので、そう悲観することはないんですが、やはり熊本は高いなというふうに感じたところであります。

そして、私、質問で取り上げた55億円の基金の使い方なんですが、やはりこれは造船分野とか、国の取組があると思いますが、国の17の成長分野、これはできるだけ、これから国が措置する財源を思い切り活用して取り組んでもらいたいと思います。今持っている55億円をどう使うかというのが非常に重要だと思いますので、これは是非知事主導で、できればどっかの分野というか、何かの大分県が導く分野に集中投資してもらいたいなと、やはり55億円だけ投資して、大分県にこれだけリターンがあるよなということを見えるように、そういった55億円の使途は考えていただきたいということを、是非お願いしておきます。よろしくお願いいたします。

2点目の中九州横断道路完成を見据えて、主

に大学等の、あるいは高専等の誘致をお話しさせていただきました。知事から、早速その部分については研究するというお答えいただいたので、大変期待しております。やはり大分にAPUが開設された成果、効果というのは非常に大きなものがあると思います。ただ、大分県内見ると、理工系の学部がやっぱり不足しているという課題があります。これが理工系人材の育成課題というのがありますので、是非その部分研究をしていただきたいなと思います。大分は、農学部もないし、薬学部もないというところがありますし、どの分野でやるかという課題はあると思いますが、是非研究をお願いしたいと思います。

あわせて、高専ですね、これ今、政府もこれを推しております。高市政権も新技術立国を目指すということで、科学研究費については予算も拡充していくという方針が出されておりますから、各県、愛知県も高専をつくるということと、鳥取県もそうですね、滋賀県は高専がなかったんですが、2028年に新しい高専がつくられるということで、やはり日本の学術制度では高専制度というのは非常に世界的にも重宝されておりますから、そこもかなりこれから可能性があるんじゃないかと思っておりますので、担当部局はいろいろあると思いますけれども、是非その辺しっかりと調べていただいて、方向性を導いてもらいたいなというふうに思っております。

そして、土木建築部長に、国道197号の関係、お尋ねさせていただきました。やはり宮河内インター付近、どこのインターもそうなんですが、これからいろいろと課題になってまいります。特に宮河内は大在公共埠頭との接続があります。それを見据えたとき国の「総合物流施策大綱2026年度～2030年度」における、今後取り組むべき施策の中でやはり物流ネットワークの自動化、省人化となると、自動運転トラック、自動物流道路、これがもう2026から30年度の中で取り上げられているから、自動運転というのを念頭に置いて、じゃあインターまでどう接続させるのかというのは自動車専用道路がやはり一番望ましいんでしょうけれど

も、自動運転を見据えた宮河内と大在公共埠頭の接続、土木建築部長がどう考えるか、そこを一つお尋ねさせてください。

森副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

現在、大分港大在地区と大分宮河内インターチェンジ間については、国道197号バイパスと市道城原久土線により接続されています。まずは交通混雑等が確認されている国道197号バイパスにおける課題解消が優先されるというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、今後自動運転技術等の進展により物流の在り方が大きく変化していく可能性があるかと認識しています。今後も社会情勢や技術革新等の動向をしっかりと注視していきたいと考えております。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 もうそういう時代に近づいておりますので、道路整備を行うにあたっては、やはり自動車専用道路がまず優先的に自動運転で活用されると思いますので、熊本県のほうを見ると、インターから、今、熊本港のほうに道路計画が徐々に徐々に延びておりますから、熊本県その辺、港からのインターの接続をやはり考えているんだろうなというふうには感じておりますが、是非大分県もそういった自動運転を念頭に自動車道の整備というのを進めていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、次に3点目です。地方税収の偏在是正についてお尋ねいたします。

現在、東京一極集中は人口のみならず、企業本社や金融・情報の機能にまで及んでおり、東京都と地方の財政力格差は拡大し続けております。東京都は都道府県で唯一地方交付税の不交付団体であり、その潤沢な税収を背景に子育て支援や教育施策など、独自政策を次々と展開しております。一方、地方では人口減少や高齢化、インフラの維持・更新、防災・減災など、多くの課題を限られた財源で懸命に行政運営をしています。この財政力格差は地方自治体の将来投資余力にも大きな差をもたらし、子育てや教育

など地域の未来を左右する分野に影響を及ぼしていると感じます。

政府では、法人二税を中心に地方税収の再配分、いわゆる偏在是正の議論が進められています。しかしながら、是正の対象は東京都のみならず、大都市圏を抱える他の府県も視野に入れるべきであると考えます。地方創生のため、地方が未来へ投資できる環境整備が不可欠であり、税財源の偏在是正は極めて重要な課題です。地方部の県が連携し、国に対し地方税収の偏在是正を強く求めるべきではないでしょうか。こうしたことを踏まえ、地方税収の偏在是正にどのように取り組むのか、総務部長の見解を伺います。

森副議長 若林総務部長。

若林総務部長 地方税収の偏在是正についてお答えいたします。

近年、企業収益の増加などにより、地方税収は増加しておりますが、いわゆる東京一極集中の進展に伴い、税収の偏在も進み財政力の格差が拡大しております。また、東京都では、御指摘いただきました豊かな財政力を背景に所得制限を設けない直接的な給付サービスなどを実施しておりまして、隣接する大規模県からも行政サービスの格差が拡大しているとの声も上がっているところであります。

こうした状況や地方からの声を踏まえ、国においては偏在性の小さい税体系の構築に向けて検討がなされているところであります。財政力に乏しい本県にとりましても、偏在是正に向けた取組は税収の充実が期待できるため、国に強く要望しておるところです。令和9年度の税制改正に向けましては、特に偏在性の高い地方法人課税において、特別法人事業税の譲与割合の拡充など、具体的な取組の方針が示されております。引き続き地方税収の偏在是正の取組を加速するよう、全国知事会を含め、あらゆる機会を通じて、国に働きかけたいと考えております。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 ありがとうございます。

今、スライドのほうに、今日資料を出しておりますけれども、さきほど総務部長からお話の

あったとおり、特に一番上の0歳から18歳のこどもに月額5千円を所得判定、制限なしで給付されるということは非常に手厚い、隣県ですね、千葉、埼玉、神奈川の知事からも強く、ここの辺指摘されていると思います。かなり手厚い、都の事業としてこれだけありますんで、各市区町村、東京都内の市区町村のいろんな上乘せもありますから、東京都内というのは子育てで魅力ある都市に見られているんでなかろうかというふうに思っております。

今、地方税制の偏在是正、財源のですね、これはもう喫緊の課題で、恐らく本年中にある程度の結論を出す段階に来ているというふうに思っております。もともと消費税が5%から10%に上げるときに、税制改正の中で附則の中に、この地方の税の偏在是正、これは解決しなくちゃならないと附則に書き込まれているわけでありまして、段階的に8%、10%と上がって、今も何年かたっておりますんで、これはもう早急に解決しなくちゃならない大きな課題です。5%から10%に上がる時、総務部長、御存じと思いますが、地方交付税の交付団体と不交付団体の間にこれで大きな格差が生じてしまうというのを分かっていたわけです。それでその附則が盛り込まれたと、不交付団体は消費税上乘せ分、税収が社会保障費の増を上回るということですが、地方交付税の交付団体は臨財債との見合いが出てくるものですから、社会保障費の増と臨財債の減少で消費税の上乘せ分が相殺されてメリットがないということです。これで、今、知事会でも研究しているのは、やはり法人課税の再配分を見直さなくちゃいけないと。あくまでも今、さっき答弁あった特別法人事業税の譲与割合の拡充というのは、これはもう暫定的な措置でこの間運用されています。それだけじゃもう駄目だと、知事会でも研究しているのが、地方消費税の国税部分の地方法人課税の税源効果ですね、そっちをもう共同税にして再分配したほうがいいんじゃないかという報告も出されておりますんで、これは早急に、地方の知事が、これしっかりと、知事、是非今年中に結論得るということになっておりますんで、やは

り東京都の関係が非常に難しいと思いますが、そこを地方の知事が力合わせて乗り越えていかなくちゃならない重要課題ということ、是非認識いただいて、知事会で御議論いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次、4点目です。県庁の休み方改革についてです。

我が国では、働き方改革が進む一方、休み方に対する意識改革は不十分です。有給休暇取得率は改善傾向にあるものの、連続休暇の取得は依然として限定的です。ドイツでは毎年2週間程度の連続休暇が一般的で、昨日、岡野議員からも、フランスでも一般的ということでしたが、よく働くためにしっかり休むという意識が根づいており、単なる息抜きではなく、心身の回復、創造性や生産性の向上につながる重要な投資と認識されています。また、連続休暇を取得できる職場環境は業務の属人化が解消され情報共有や組織マネジメントが適切に機能していることの表れです。すなわち休める組織の構築は行政機能の持続可能性を高める組織改革でもあり、災害時などのBCPの観点からも極めて重要です。県庁が率先して休み方改革を推進することは県内企業への波及効果も期待できます。働きやすい職場づくりは人材確保や定着、さらには企業競争力向上にもつながります。

そこで、県庁の休み方改革について、職員の連続休暇取得の現状と課題、また、取得促進に向けた取組について、総務部長に伺ひます。

森副議長 若林総務部長。

若林総務部長 お答えいたします。

県では、年度当初に節目となる年齢の長期勤続休暇の取得や年次有給休暇及び夏季休暇について、休日も含め連続取得を促すよう通知しているところです。また、休暇を取得しやすい環境づくりの観点から、副担当職員の配置とその的確な運用、日頃からの職員間のスケジュール共有などの取組例を示しております。

昨年度の取得状況は、長期勤続休暇が、対象者295人中230人、そのほか、年次休暇等で申しますと、連続3開庁日以上取得者が、知事部局で延べ約1,600人となっております。

して、おおむね多くの職員が計画的に心身のリフレッシュを図っているものと認識しております。

引き続き職員が能力を最大限発揮できる組織の実現の観点からも、連続休暇を含めて計画的、効果的な休暇の取得について促してまいりたいと考えております。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 答弁ありがとうございます。

先日、会派の視察で京都のほうに行ったとき、食事場所で隣に外国の御家族が、こどもさん連れの家族がおりまして、どのくらい日本にいるんですかということを知ったら、やはり2ウィークということで、やっぱり2週間なんだというふうに、これ、本当かなと思っていたんですが、やっぱりそうなんだということを実感をしたところであります。

ドイツは、今、ドイツの研究していますからドイツばかり取り上げますが、年頭の行事、職場の行事として、今週みなどこで2週間取るということ、スケジュール調整をするそうです。そして、そのスケジュールどおり休むそうです。どんなに大きなプロジェクトが途中に入っても必ず休むからということで、上司の方もどんなプロジェクトがあっても休むらしいんです。それで、その2週間の間、メールチェックしないから、みんなよろしくねということを出ていくということが普通らしいんですね。その辺、また調べていきたいと思ひますけれども、そのような状況であります。

連続休暇、今多分ゴールデンウィークとか年末年始とか、何かの連休に合わせて取るような形になっているんじゃないかと思うんですが、できるだけその辺の時期というのはいろんな費用が高くなったりする傾向がありますから、オーバーツーリズム等、いろいろあると思うんですが、是非普通るとき、ふだんのときに連続休暇取れる体制というのを、さっき、今年どこで2週間取るというような、2週間いきなり難しいかもしれませんが、連続休暇取れる取組が必要なんじゃないかと思うんです。その辺を職場の各管理職の意識改革というか、意識づけも必

要なんだと思うんですが、是非管理職の方が率先して休暇を取得できる職場づくり、そして、さっき言った、その人がいなくてもプロジェクトがちゃんとうまくいくという仕事づくり、マネジメント、これが必要だと思うんですが、その辺を是非今後しっかりやってもらいたいと思うんですが、部長、いかがでしょうか。

森副議長 若林総務部長。

若林総務部長 私、ちょっとドイツに住んだことがありますので、詳しくはなかなか存じませんが、マネジメントの重要性というのは我々も働き方改革の観点で一番重要な項目として、所属長のマネジメント能力の向上徹底ということを上げておるところです。議員の御紹介もいただいたBCPの観点からも、これは休養をしっかり取るというのは大事なことであろうということで認識しております。

いずれにしても、公務サービスであるとかというものを維持するというのも大事な点でありますけれども、そういったバランスも考えながら、お答え申し上げましたとおり、連続休暇も含めて日頃から職員の中で風通しよく、いろいろなワーク・ライフ・バランスの希望も含めて、しっかりと情報共有ができる風通しのいい職場づくりというものに、引き続き努めてまいりたいと考えております。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 是非よろしく願いいたします。

愛知県は、この休み方改革というのを打ち出して、特に民間企業に対する啓発が主のようでありますけれども、やはり行政が率先して、週休2日制も入るときもそうでしたけれども、そういったことが必要なんだろうなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に、5点目、性別役割意識についてお尋ねします。

内閣府の2024年度、地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査を基にした報道によると、男性が前に立ち、女性は後ろで支えるべきという意識は、大分県出身者が全国でも上位です。また、地域や親戚の集まりでの食事の準備やお茶出しは女性の仕事という意識が全

国で最も高い結果となっております。こうした固定的な性別役割分担意識は女性の自己実現やキャリア形成を拒み、地域の活力低下を招くおそれがあります。特に若い女性がより自由で多様な生き方を求めて、都市部へ流出する一因とも指摘されております。国の男女共同参画白書でも、固定的性別役割分担意識の解消は喫緊の課題とされており、若い世代、特に女性からこの地域では自分らしい生き方ができると思われる地域でなければ人口戦略は成り立ちません。単なる意識啓発にとどめず、本県の人口ビジョンを達成するための具体策とすべきではないでしょうか。

そこで、本県における性別役割意識の現状を踏まえ、固定的性別役割分担意識の解消に今後どのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

森副議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 お答えします。

令和6年度に実施をしました県民意識調査において、男は仕事、女は家庭という考え方を支持しない人の割合は58.8%であり、5年前、前回調査に比べますと2.1ポイント増加をしています。10代から40代までの割合は7割に上り、若年層では固定的役割意識に否定的な考え方が浸透している一方、50代以上ではいまだ残っており、中高年層の意識改革が課題となっております。そのため今年度新たに中高年層も含めた幅広い年代を対象に、無意識の思い込みをテーマとした体験型ワークショップを行うほか、地域のリーダーであります自治会長向けの男女共同参画に関する講演会も開催する予定にしています。また、固定的役割意識を解消していくには、女性活躍や社会進出を促進する、そういった取組も重要です。

県では、女性登用等に積極的な企業をおおいしたキャリアール認証企業として、これまでに103社を認証しています。また、女性の社会進出に影響力を持つ経営者層と女性社員や学生が率直に意見交換できる場を設け、女性が働きたいと思えるような職場づくりを支援しているところです。こうした取組によりまして、性別に

かわらず、個性と能力を十分に発揮し、誰もが活躍できる、そうした大分県を目指してまいります。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 ありがとうございます。

今日、この質問についても資料を配付させていただいております。御覧のとおり、このような項目で、9項目ですか、内閣府が調査をされております。生のデータを、私、自分で集計して、この数字を出しておりますが、左側の順位が出身地が大分県、中学生当時どこにいましたかということで、そのような形で統計が取られております。かなり上位を大分県なっているというのは、この表を見ても、特に赤字のところ大きいと思いますが、こういった状況だというふうに思っております。

今回の調査結果は、本県の人口戦略を考える中でも重要なポイントを示しているんじゃないかなというふうに思います。最近、地方女子の生きづらさというワードも見かけるし、本も読んだこともございます。そういったことを考えたときに、これ、難しい意識の問題ですから、どう変えていくのかというのは非常に難しいと思うんですが、やはり県としても固定的性別役割分担意識と若年女性層の大分県の流出の課題ということを考えた場合には、これはやはり具体的に取り組む必要があるんだなというふうに感じております。

括弧の数字なんですけど、部長、括弧の数字は今、大分に住んでいる方ではどう思っているのということでもありますんで、出身も大分だし、今も大分という方と、今出ているけれどもということで、この統計は分かれていくわけですが、見ると順位が改善しているやつもございますよね。もともと大分において、今、東京に住んでいるけれどもということと、いろいろ分析したときに改善できている項目もあるとすれば、少しは可能性はあるんじゃないかと思えますんで、よろしくお願いします。

内閣府の今回の調査、かなりいろんな項目が調査されていますんで、私、これしか集計していませんけれども、性別、あと年齢もこのデー

タには含まれておりますんで、それをもうちょっと細かに分析していただくと、具体的な対策とか検討できるんじゃないかと思うんですが、是非そのデータのダウンロードできるようになっていますんで、申請したら、見ていていただきたい、研究してもらいたいと思います。

大分だけしか出していませんが、これですね、この意識というのは、上位県はかなり偏っています。同じような県の名前出てきますんで、そういったところをよく考えて対策する必要があると思いますんで、よろしくお願いします。

次、6点目、食べ残しゼロを目指す取組について伺います。

食べ残しゼロの取組は、環境負荷軽減、資源有効活用、持続可能な社会実現に向けた重要な課題です。2023年度の国の統計では、食品ロスが約464万トン発生し、うち外食事業者から生じる食品ロスは約66万トンに上ります。環境省の2022年、飲食店における食べ残しの持ち帰りに関するアンケート調査によれば、食べ残した料理を持ち帰りたいと考える人は72.2%に上っており、こうしたニーズを受け、飲食店での食べ残しを自己責任の範囲で持ち帰るmottECOの取組が全国で広がっています。広島県でも実証実験が行われるなど、その有効性は認識されつつあります。食べ残しを持ち帰ることは法的関係が不明瞭である、飲食店側にリスクがあるといった心配もあるところですが、2024年には国が食べ残し持ち帰り促進ガイドラインを策定し、法令上、食品衛生上の留意点が示されるなど、mottECOを推進する環境は着実に整備されています。また、懇親会時の食べ残し削減を目指す30・10運動についても、改めて周知を図り、県民一人一人の意識と行動で食品ロス削減を実現する必要があります。食品ロスの削減は単なるもったいない運動ではなく、食料安全保障、環境政策、持続可能な地域社会づくりに直結します。

こうしたことを踏まえ、食べ残しゼロに向け、今後どのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

森副議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 お答えします。

県では、国の方針と足並みをそろえ、令和12年度までに30年前と比較して、事業系の食品ロス量の半減を目指し取り組んできました。食べきを促す30・10運動の普及に向けて、SNSでの啓発のほか、宴会場を持つ旅館やホテル等へ個別訪問を実施しているところです。また、ハーフサイズなど、柔軟な量の選択ができる食べきり協力店も県内各地に増加をしています。あわせまして、商習慣の見直しによる賞味期限の長期化、あるいはICTやAIを活用した販売予測の普及、フードバンク団体やこども食堂等への未利用食品の提供などもありまして、令和12年度の半減目標は8年度前倒しで達成しているところです。こうした動向は、食品ロス削減の意識を多方面で高めておりまして、外食産業ではコロナ禍前の平成30年度と比較しましても約5千500トンの減少、6割以上の削減を実現したところです。

議員御指摘のmottECOについては、既に県内でも一部の大手飲食店で導入されているところでございます。さらなる普及には多くの事業者の御理解と御協力というものが不可欠だというふうに考えております。食の安全・安心推進県民会議において、持ち帰りの普及に向けて、事業者のみならず消費者側の理解も含めて議論してまいりたいというふうに考えております。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 統計上かなり食品ロス削減できているというのは理解いたします。また、今回この質問取り上げたのは、新聞の読者の声の欄で、他県から大分に引っ越してきた方が、職場の歓迎会だと思うんですが、かなり何か大分の人って御飯残すんだなということとびっくりしましたっていうような記事があったものですから、私もそういった懇親会とか会合に出る場はあるんですが、まだ結構残っているなと感じることが多いので、質問として取り上げさせていただいております。

mottECOも食べ残しガイドラインの策定後いろいろと取組を進めていますが、201

2年度からモデル事業始まっています、一応食中毒発生していないということでもありますので、是非外食産業の方御協力いただいて、県は多分mottECOのライセンスを既にとっておられますよね。それ、是非活用していただく、ライセンスだけ持っているだけでなく、それは活用してもらうということが重要だと思いますので、お願いいたします。

この間、県庁の関係の懇親会出たときに、結構余っていたんですね。もつ鍋で最後締めの特産品玉が出ていまして、私のテーブル4玉あったんですけども、誰も食べないんですよ、私一人で4玉食べました。是非県主催のいろんな会食とか職員間の懇親会等あると思うんですが、その辺、生活環境部から職場への周知をしていただきたいと思いますので、そこら辺いかがでしょうか。

森副議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 お答えいたします。

30・10運動については、各ホテル、宴会場を持つホテル等にも周知を図っているところでございます。従前は大きなテーブルの中に大皿でどんと乗せるような、そういう形で提供されているホテル側が多かったかと思うんですけども、最近では大皿ではありますが、テーブルの人数に合わせて小分け盛りに既にしていたりですとか、大皿料理が残っている場合にはスタッフの方があらかじめ小皿について、それをお渡しいただくような、そういう取組も工夫をして重ねていらっしゃいます。提供側とそれから県の周知と併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 いろいろと細かにありがとうございます。是非よろしく願いいたします。

次、7番目です。医療・福祉施設における災害への備えについてです。

一部報道によると、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定では、全国で約2,300の医療機関と約7,300の福祉施設が津波で浸水するおそれがあるとされております。本県では福祉施設354か所が浸水想定区域に位置してお

り、全国で7番目に多いとされています。高齢者や障がい者など避難に支援を要する方が利用される施設では事前の備えが重要であり、特に医療の提供が必要な医療施設の入院患者や福祉施設の入所者等については、災害時の体制の確保は生命に直結する課題です。そうした中、各医療、福祉施設には災害時における組織体制の整備に加え、非常用電源や医療資材の備蓄など、ソフト、ハードの両面において万全の対策が求められます。また、大分大学や久留米医師会などが構築を進める北部九州医療情報連携ネットワークのように、災害時の患者情報や服薬情報の迅速な共有を可能にする医療DXの整備は救命率向上と医療機関の負担軽減に大きく寄与するものと考えます。

こうしたことを踏まえ、医療・福祉施設における災害への備えをどのように推進していくのか、福祉保健部長に伺います。

森副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

まず、県内に14か所ございます災害拠点病院では、全て耐震化と非常用発電機の整備が完了しており、災害発生時の患者の受入に備えております。

次に、災害時の事業継続計画、いわゆるBCPについては、策定が義務づけられております全ての災害拠点病院や高齢者、障がい者の入所施設で策定済みであり、義務づけられていない病院についても7割で策定済みとなっております。また、災害時に必要となる医薬品や医療資材については、県内3か所で計3千人分を備蓄しており、不足する場合には、九州、山口各県で融通できるよう応援協定を締結済みでございます。

医療情報の連携ネットワークについては、議員御紹介の事例も含め、災害時の活用も期待できるものと認識しており、県ではかねてから、臼杵市、別府市、大分市などの医療情報ネットワークの構築を支援してまいりました。現在、国においてマイナンバーカードを活用した全国医療情報プラットフォームの構築が進められているところであり、国の動向も踏まえ、今後も

必要な医療DXを推進してまいります。引き続きハードとソフトの両面から、医療、福祉施設における災害への備えに万全を期してまいります。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 いろいろと備えをされていることは理解はいたしました。

やはり熊本地震の際、耐震化ができていなかった公立病院がかなり苦勞いたしまして、そして、今回の石川県の能登半島地震ですね。石川県のほうは医療情報ネットワークが事前から運用されておりまして、避難所での医療支援、患者の広域避難、搬送、二次避難などの際にかなり有効に機能したということですので、その辺はありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

一つ、再質問ですが、各福祉施設、医療施設の避難計画あると思うんですが、実際に訓練まで実施されているかどうかまで県は把握しているのか、その辺、どのように検証しているのかお伺いいたします。

森副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県内医療、福祉施設、それぞれ、特に津波浸水エリアにある区域におかれましては、避難確保計画を策定するように法的に義務づけられておりますので、現在各施設において策定が進んでいるということ、併せて、避難訓練も実施するというのが義務づけられておりますので、取り組まれているものと承知をしております。今後も計画の策定や訓練の支援等も引き続きやってまいります。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 義務づけられているとはいえ、しっかりと確認はしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後、持続可能な観光地域づくりについてです。

観光は、本県経済の基幹産業です。今後は単なる誘客拡大だけでなく、地域社会、環境、文化との調和を図る持続可能な観光の視点が不可欠です。昨年、我が会派で長野県千曲市の信州

千曲観光局の組織を視察してまいりました。同地は持続可能な観光の国際基準を取り入れた観光地づくりを推進し、世界の持続可能な観光地TOP100選に、令和6年から2年連続で選出されております。本県も世界に誇る豊かな観光資源を次世代へ継承するため、観光消費の地域内循環や環境負荷の低減、地域住民との共生を重視した観光政策が求められます。令和7年3月策定の日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略では、住んでよし、訪れてよしの経済・環境・社会における持続可能な観光地づくりが掲げられております。さらには、昨年取得した日本版持続可能な観光ガイドライン、ロゴマークや今年度実施されたツーリズムおおいたの組織改編、今議会に提案されている宿泊税導入など、新たなツーリズム戦略の基礎が形成されてきています。今後の観光政策においては、滞在価値の向上や観光消費額の拡大、さらには地域住民の満足度向上まで含めた観光の質を重視する視点が必要です。

こうしたことを踏まえ、持続可能な観光地づくりに向け、今後どのように取組を進めていくのか、観光局長に伺います。

森副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

本県では、温泉をはじめ、豊かな自然景観、ほかでは味わうことのできない新鮮な食材、貴重な歴史文化など、豊富な地域資源をいかした観光振興に取り組んでおります。観光を通じて、県経済を持続的に活性化していくためには、誘客の拡大だけではなく、地域資源の価値を守りながら県民こそが愛着や誇りを持てる観光地域づくりを進めていくことが重要だと考えております。

県では、一度は途絶えた臼杵焼の復興支援でありましたり、若者やインバウンドに向けた湯治文化の情報発信、農業や漁業体験ができる観光コンテンツづくりなどに力を入れてまいりました。さらに今年度からは体制を強化いたしましたツーリズムおおいたが、市町村をまたいだ商品造成等に取り組む事業者の伴走支援を行っておりまして、今後とも文化の継承、地域資源

をいかした体験の創出などを支援していくこととしております。また、観光客の受入れに関する住民満足度調査を毎年実施していることに加えまして、近年増加しております民泊について、住民とのトラブルを懸念する声もありますことから、問題の顕在化に先んじて、官民連携会議で議論を始めております。地域生活に配慮した取組もこうして進めているところであります。

今後とも地域社会との調和を図りながら、人材の確保、育成や危機管理等にもしっかりと取り組むことによりまして、持続可能な観光地域づくりを進めていきたいと考えております。

森副議長 木田昇議員。

木田議員 ありがとうございます。

我々も信州の千曲観光局で学んだことは、観光地づくりには、やはりさきほどの国のガイドライン、日本版のガイドラインもありますが、国際ガイドライン、これに含まれている崇高な理念というか、哲学があるんだなというふうに感じましたし、やはりそれをもって、観光地域づくりを担う人が、その地域に育てることができるかということが必要なんだなと感じました。是非100年先も国内外から愛される大分の観光地づくりに取り組んでいただきたいと思います。

そして、観光づくりの中では、やはり地域の歴史上の人物も大切だと思います。前回、大友宗麟500年の話題を取り上げさせていただきましたが、桑田副知事におかれましては、大分の副市長時代から大友氏の検証に努めていただきました。本当にありがとうございました。今、大河ドラマ化も佳境に入りつつありますので、是非御支援いただきたいなというふうに思いますし、これからは宗麟のことも大事ですが、我々、大分県のことをずっと温かく支えて後押ししていただきたいなということを、私のほうからお願いもさせていただきます。質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

森副議長 以上で木田昇議員の質問及び答弁は終わりました。首藤健二郎議員。

〔首藤議員登壇〕（拍手）

首藤議員 8番、自由民主党、首藤健二郎、ただいまから一般質問を行います。この機会を与えていただきました先輩、そして、同僚議員の皆さん、ありがとうございます。

さきほど木田議員が、竹田高校シリーズということで御紹介をいただきましたので、2番手としてリレーのバトンをつないで、副議長も竹田高校OBで見守っておりますので、一生懸命努めてまいりたいと思います。そして、本日も傍聴にたくさんの方、お越しいただきました。ありがとうございます。力になります。あら、何か今日質問をする予定のタレントさんもお越しでございますね。あなたの意思が通じるように、しっかり頑張ります。

最初に質問いたしますのは、大分県のPRについてであります。

まず最初に、サンリオキャラクターの活用について質問いたします。

昨年12月、株式会社サンリオと、テーマパーク、サンリオキャラクターパーク・ハーモニーランドを運営する株式会社サンリオエンターテイメントは、ハーモニーランドのエンタメリゾート化に向けた基本構想を発表いたしました。そして、今週15日にはリゾート化計画に伴う新規開発エリアの土地取得や県産県消プロジェクトの新たな計画など、基本構想の進捗状況が株式会社サンリオエンターテイメントから公表されたところです。新たなエンタメリゾートへと進化を遂げるハーモニーランドの未来像に多くの県民が大きな期待を寄せているところです。

これに先立ち、県では、昨年度包括連携協定に基づき、大分ハローキティ空港の愛称使用やサンリオキャラクターをモチーフとした空港内のラッピング、空港とハーモニーランドを結ぶハーモニーライナーの運行のほか、大分県立美術館でのコラボカフェやハーモニーランドでの各種イベント開催など、サンリオキャラクターの魅力をいかした本県独自の取組が行われました。とりわけ、空の玄関口である大分空港を世界中で愛されるサンリオキャラクターで彩ったことは、訪れた方々への第一印象を強く残すとともに、大分に来たこと自体が思い出となる体

験価値の向上にもつながり、非常に効果的であったと思います。

私もキャラクターをバックに記念写真を撮影している方々を数多く拝見いたしました。また、サンリオキャラクターでラッピングしたハーモニーライナーも話題性が高く、SNS等を通じた情報拡散という点でも、国内外から予想を上回る大きな反響と注目を集めました。このことは、サンリオキャラクターが持つ絶大なブランド力と老若男女、国籍を問わず、世界中の人々に愛される普遍的なキャラクターの魅力を改めて強く実感するものでありました。このような大きな反響や注目を県内各地への誘客、消費の拡大などにつなげていくには、こうした取組を一過性のものとして終わらせることなく、継続的に実施していかなければなりません。

県では、今年度、大分ハローキティ空港の名称使用を含む全庁でハローキティを使用できる包括的ライセンス契約を締結し、各種事業の広報やイベントなど、様々な場面で活用すると承知しておりますが、この際、サンリオと連携して新たなキャラクターを生み出してはどうでしょうか。これがもし実現すれば、サンリオキャラクターは全世界で通用いたしますので、大分県を世界に発信できる非常に強力なキャラクターになると思います。いずれにしても、キャラクターの魅力を最大限にいかし、これまで県政の情報に触れる機会の少なかった層も含め、幅広い世代の方に本県の施策や取組に興味、関心を持っていただき、本県の認知度向上やイメージアップにつなげていくことが必要と考えます。また、県の公式SNSやホームページ、ポスター、動画等の広報媒体での活用を充実させることで、本県の魅力や情報を届きやすい形で発信することも重要です。

そこで、本県の魅力発信や県政の認知拡大に向けて、サンリオキャラクターをどのように活用していくのか、具体的な取組について、知事にお伺いします。

この後は対面席にて行います。

〔首藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕
森副議長 ただいまの首藤健二郎議員の質問に

対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 首藤健二郎議員のサンリオキャラクターの活用についての質問にお答えを申し上げます。

昨年度、大きな注目を集めた大分ハローキティ空港をはじめとする各種プロモーションの効果を持続的なものとするため、今年度は全庁でサンリオキャラクターを活用することにより、さらなる本県の魅力発信力の向上を図っているところでございます。

4月には、ハローキティの親しみやすさと高い認知度をいかし、本県の情報発信に多方面で活躍していただくため、おおいたスペシャルサポーターに任命いたしました。今後は国際スポーツ大会や子育て応援イベントをはじめとする様々な機会を通じて、県内外での話題づくりに取り組んでまいります。また、海外での人気をいかし、プロモーション等へのキャラクター出演など、観光誘客や県産品の販路開拓、消費拡大にもつなげていきます。

加えて、本県オリジナルデザインのロゴマークを2種類作成をしました。これです。

一つは、県の花であります、県花であります豊後梅をモチーフに、本県応援団鳥（だんちょう）のめじろんとハローキティが寄り添ったメインロゴ、もう一つは、温泉マーク・おけちゃんの隣にハローキティが湯おけに入った観光用のロゴでございます。この2種類のロゴは一目で大分県と分かる、大分らしさが感じられるデザインにしたいとの株式会社サンリオと本県の思いを込めて作成されたものです。これらのロゴは健康づくりや女性活躍推進、建設産業の人材確保など、全庁にわたる様々な分野でPRグッズや冊子など幅広く活用し、県の取組へのアプローチと周知拡大を目指しております。

議員御提案の新キャラクター作成については、まずはこの2種類のロゴを有効に活用することで、これらの周知、浸透を図っていききたいというふうに考えております。

そのような中、今週15日、株式会社サンリオエンターテイメントからはハーモニーランド

エンタメリゾート化構想の進捗報告がありました。県としましても、この構想がさらなる地域の魅力向上につながるよう、日出町や杵築市等と一緒に取組を進めていきます。

今後とも株式会社サンリオなどと連携をしながら、そのブランド力を本県の魅力発信にいかしていきたいと考えております。

森副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。

まずは、今の現状をいかしていくということで、これ、まずはというのを、私もまずはであってほしいなと思っているんですけども、今年3月の予算特別委員会で、当時の工藤企画振興部長が、このキティちゃんを使って、くまモンに負けないキャラクターを作りますと力強く答弁をされたんですね。キティちゃんはもう当然くまモンに勝るといいますか、全世界で勝っていると私は感じておりますので、あとはやっぱりキティちゃんファミリーに入れるような、めじろんの立場もありますけれども、めじろんがこどもを産んで、めりぴーか何かで、それがキティちゃんファミリーとかでもいいと思うんですね。めじろんはやっぱり動きがどうしても人数かかったり、人数かかるとか言っちゃあれですか、ステージに上がるのが大変だったり、何かいろいろいたしますので、もう本当に動けて、動画ですぐアップできて、キティちゃんといっつも一緒にいるような大分県独自のキャラクターができれば、もう本当に私は世界に大分県をアピールできるなと思っておりますので、これはいろいろサンリオさんとの連携をより深めていかなければなりませんけれども、我々会派で大阪の中之島クロスというところに視察に行ったんですけども、そこは医療系のシンクタンクといいますか、情報が集まる場所で、そこをミャクミャクが、要はストーリーをつくっているところで、そこから、要するに夢洲にライナーが飛んでいますけれども、それにもミャクミャクが今、脈々と……。すみません、受けませんでした。乗って、PRしているという、そこにオフィスが、たくさん貸しオフィスがあるんですけども、そこに何とサンリオさんは

事務所を借りて研究なさっているんです。それは新たな今後のキャラクターであるとか、サンリオさんの独自の開発のためですけども、そういう視点もある会社さんですので、是非本当にその力を何とか一緒に協力をして、いいものができればいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。大分県の魅力発信についてであります。

本年4月に大分県在住のタレントが大分県民の日を浸透させようと、大分の魅力を再認識するイベントを企画したという報道がありました。また、別府警察署の詐欺撲滅ソングを手がけた県出身のシンガーソングライターも県内を自転車と自作の楽曲でくまなく回り、大分愛を共有し、大分県を盛り上げようとしており、そのゴールを大分県民の日である11月14日に設定しております。

この大分県民の日とは、1871年、明治4年11月14日に廃藩置県によって今の大分県ができたことから、過去、地域振興に取り組んできた協議会によって、11月14日と定められたようです。ただ、県の条例等で定められた日ではないため、県民でもほとんどの人が知らないと思います。私もタレントのえとう窓口さんから聞くまでは知りませんでした。大分県に住む若い人材が県民の大分愛を盛り上げるため、自主的に活動を始めており、県としてもこれに合わせて県民の日の認知度を高めるために一緒に大分県を盛り上げていってはどうでしょうか。

大分県には温泉をはじめ、風光明媚な地域、豊かな食など、たくさんの魅力があります。これらの魅力を発信していくためには、今、本県に住んでいる県民が大分県の魅力を理解し、県に誇りを持つことが必要だと考えます。

東京都は条例で、10月1日を都民の日と定め、公立小・中・高校は休校となり、都が管理する博物館や美術館等は入場料が無料となります。このような日があると、自分が住んでいる自治体を再認識し、学校等でも県の魅力を勉強するよいきっかけとなるのではないのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、大分県民の日への認

識を含め、大分県の魅力発信にどのように取り組むのか、企画振興部長にお伺いします。

森副議長 上城企画振興部長。

上城企画振興部長 お答えいたします。

大分県の魅力や情報の発信には、まずは魅力を伝えたい相手に興味、関心を持ってもらうこと、本県の強みや持ち味に光を当て、弾みをつけていくことなどが肝要ではないかと考えております。

議員から御紹介いただきました県民の日については、全国では香川県や愛知県が令和に入ってから条例を制定しています。その趣旨は、住民が郷土への理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育むことなどとなっております。本県でも、ふるさとづくり運動推進のため県民の日が提唱されました。かつて、ふるさと祭りなどが盛んに開催をされておりましたけれども、県民の日の浸透に向けては、なお一層の努力が必要な状況であるというふうに認識しております。今後も引き続き他県事例等の情報収集を継続してまいります。

人と人との関わりが多様化する中、県民同士のつながりを深めようという企画は大変意義があるものというふうに考えております。そうした方々の熱意とも足並みをそろえながら、本県の魅力発信に向けては情報の受け手に応じて発信内容や広報媒体を工夫し、効果的な情報発信となるよう努めていきたいというふうに考えております。

森副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。ありがとうございます。

ふるさと祭りのお話が出ましたけれども、由布市挾間町のはさまきちょくれ祭りというお祭りが11月にあるんですけれども、あれをもう十何年も前でですけども、私、長年やらせていただいたんですけども、そのときに何か11月のその日に祭りの開催を決めたのは、昔、県民の日であったということをそのタレントさんから聞いて、ちょっと思い出したところもあって、この県民の日というのが本当に学校が休みで、各施設も県有の施設とかが無料だったり半

額だったりとか、あちこち行ったということがあ
ると、例えば大分を出て、都会に行ったとし
ても、こどもの頃、大分の日あったんやねと、
あの日休んであちこち行ったよね、どっか行
ったよねという思い出すきっかけにもなるし、じ
ゃあ帰ろうかというきっかけにもなるかもしれ
ませんし、盛り上げようよという、やっぱりち
っちゃい頃のそういう体験が後々につながると
思いますので、是非御検討をよろしく願い
たいします。

次の質問に参ります。産業振興についてであ
ります。

産業人材の確保・育成について、県の人口推
計によると、本年4月1日時点の大分県の人口
は約106万人となり、これは統計開始以来最
少となりました。15歳から64歳の生産年齢
人口はこの10年間で約8万人減少しており、
県外への転出は20歳から24歳の若年層が最
も多い状況です。このような人口減少、若年層
の県外流出などを背景として、本県においても
様々な産業で人手不足が深刻化し、人材獲得競
争も激化する中、産業人材の確保、育成は喫緊
の課題であると認識しております。その対策の
柱の一つとなるのが、若者の県内就職促進です。
本県は進学や就職を機に多くの若い世代が県外
に流出していることから、U I Jターン就職の
促進にこれまで以上に注力することが重要であ
ると考えております。

県では、福岡市にU I Jターン拠点施設「d
o t .」を設置し、福岡圏の若者をターゲット
とした県内就職の促進を図っております。また、
県内定着やU I Jターンには都市部に負けない
待遇も必要なことから、事業者向け補助金の賃
上げ枠や国の業務改善助成金への上乗せ支援な
ど、中小企業の賃上げを後押しする取組も充実
させてきました。それらの取組の成果も気にな
るところです。

一方で、若年層の人材確保に直結する対策と
して、働き方改革に取り組む企業が増えており
ます。県でも働き方改革推進会議でのトップセ
ミナーなどで企業の取組を後押しされておしま
す。しかしながら、私、個人的には働き方改革

という言葉に違和感があります。それは、働
きたい人が働けないような環境になっていないか
ということであります。働きやすい職場を目指
すあまり、働きがいがないがしろにされては元
も子もありません。働き方改革ではなく、働
きがい改革こそ必要ではないでしょうか。上司が
部下に過剰な配慮をし、残業を全くさせない、
ミスをしても指摘しないといった、いわゆるホ
ワイトハラスメントになると、若者の成長機
会を奪い、結果として優秀な若者が離職してし
まいます。やはり若者が働きがいがあると実感
できる職場づくりを目指すべきと考えますし、働
きたい人が集まってくる組織こそ、成長を続け
る組織ではないでしょうか。県として、働き方
改革の推進と併せ、目指すべき人材像を示す人
材育成の方針を明らかにすることが必要となっ
てきます。

こうしたことを踏まえ、産業人材の確保、育
成にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺
いします。

森副議長 佐藤知事。

佐藤知事 産業人材の確保・育成についてで
ございます。

人口減少が進む中で、県経済の持続的な発展
を図っていくためには、産業人材の確保、育成、
働きがいがある職場づくりが重要であります。
県では、長期総合計画に掲げる「誰もが自分ら
しく、生き生きと活躍できる社会づくり」の実
現に向けて、昨年3月に策定しました産業人材
育成の方針である大分県産業人材確保・育成プ
ランを踏まえまして、次の三つに取り組んでお
ります。

一つ目は、多様な人材の確保であります。求
職者に対しては、まずは県内企業を知ってもら
うことが大事です。そこで、おおいたジョブス
テーションや福岡のd o t .において、県内外
に設置する就職支援拠点を活用して、県内企業
の情報提供や就職相談を行うとともに、移住相
談会の開催等、様々なU I Jターン施策と連携
した取組を進めております。

二つ目は、賃上げの実現です。県では、企業
に対して様々な独自支援を行っています。例え

ば国の業務改善助成金を上回る県の奨励金については、昨年までに6, 220名、また、各種補助金の賃上げ枠については3, 760名の賃上げを実現したというふうに考えております。今年度は賃上げ枠の対象事業を前年度の12事業から、今回の補正予算案を含めまして29事業へ拡大し賃上げをさらに後押しをしております。

三つ目は、企業の働き方改革の促進であります。県では、経済団体や労働団体の代表等で構成します大分県働き方改革推進会議において、男性の育児休業取得率等の目標を定めて、政労使一体となって取組をしております。一方、企業の働き方改革を進める中で、議員、御指摘のように若者に対する過剰な配慮、いわゆるホワイトハラスメントを行いますと、困難を乗り越える経験でありますとか、達成感を得られず、本人の成長にむしろマイナスになるということも考えられます。そのため県が主催いたしますハラスメント関連のセミナーの機会等を通じまして、企業に対しまして働き方改革により若者の成長意欲がさらに促進されるような、そのような適切な産業人材の育成が行われるように働きかけをしているところでございます。

人材は本県の安心・元気・未来創造を支える正に基盤でございます。全ての人が活躍できる働きがいのある職場づくりを促進して、産業人材の確保、育成に取り組んでいきたいと考えております。

森副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 ありがとうございます。重々気持ちが、何か伝わってきました。

さきほども木田議員、そして、昨日、岡野議員からも休み方改革の話題が出ましたけれども、これも気持ちよく働くために、やっぱり休むところもつくるという発想だと思うんですけども、私の世代はまだ終身雇用が当たり前の時代を過ごしてきましたけれども、今の若い人たちは3年を区切りに何か転職する方が多いというふうにも聞きます。これはなぜかというのをいろいろ聞くと、3年は経験しないと、今度自分の当人のキャリアに問題がありというふうに認

識されがちなので、3年は働いて次の職場に移るといったようなことらしいです。そうやって自分のキャリアだけを求めるとか、何か自分のためだけにというのは本当に寂しいといえますか、やっぱり誰かのためにとか、世のため人のために、あるいは次の世代のために何か働いて頑張ろうと、好きなことを突き詰めようというような組織であり、団体であるという職場が理想だと思いますので、是非働き方というのではなく働きがいを皆さんが持って働けるような職場づくり、あるいはそういう推進に努めていただきたいと思います。

次の質問に参ります。県産品の販路拡大についてであります。

県産品の販路拡大について伺います。昨年度は大阪・関西万博に合わせ、JR大阪駅に直結した商業施設K I T T E大阪において、県産品を1か月販売する店舗を設けたところ300万円を超える売上げがあり、好評であったと伺っております。今年度も同様の取組を行うとともに、東京での出張坐来など、これまでの県外における販路開拓や魅力発信にも引き続き取り組むとされており、期待をしておるところです。

しかし、一方で、こうした物産展やイベント出展が毎年の恒例事業として実施されるとマンネリ化し、県産品の販路拡大という本来の目的にどの程度結びついているのか、必ずしも見えにくくなります。そのため来場者の属性や購買傾向からターゲットごとの販促手法に反映させるといったマーケティング分析や県内事業者が開発した新商品のテストマーケティングとして価格設定やパッケージの検証のフィードバックなど、事業者の次の展開につなげる工夫が重要となってきます。例えば大分県が誇る竹工芸ですが、令和6年に岐部笙芳氏が、いわゆる人間国宝に指定されるなど、高い付加価値を持っております。県外でのイベント出展では、デザイン、価格の受け止め方や都市部の生活スタイルとの相性を検証できる絶好の機会であり、戦略的に活用すべきと考えますが、現状では単発の販売にとどまり、その後の継続的な取引や販路拡大につながりにくいとの声もあります。

そこでお尋ねします。今年度のK I T T E大阪での取組も含め、県産品の販路拡大にどのような基本方針で取り組むのか、併せてマーケティング分析の活用など、その後のフォローアップの取組について、商工観光労働部長の考えをお聞きます。

森副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 答えいたします。県産品の販路拡大については、出展販売や商談で得られた実績、評価を踏まえ、商品の改良などを促すことで、継続的な取引拡大につながることを基本方針としております。

昨年度のK I T T E大阪での販売を分析しますと、ジュースなど低価格帯の商品が中心に売れたことから、購入の単価が1,010円にとどまったほか、40代、50代の女性が主な購買層でございました。今年度はこうした分析結果を反映した商品の選定ですとか、陳列の見直し、さらには試飲、試食などPRの拡充を図ることで、多くの県産品を手にとってもらえるよう機会を創出いたします。加えて、関西地区のバイヤーに来店を促すことで、評価や意見を県内事業者と共有し、商談機会のさらなる拡大につなげてまいります。また、首都圏においては、坐来大分でのテスト販売のほか、今年度からは商社による伴走支援と展示会出展を組み合わせた事業を実施しまして、流通事業者の評価や助言を聞ける機会を通じて、売れる県産品づくりを後押ししてまいります。これらの取組に加え、高付加価値化商品の販路開拓や海外展開においても、県から随時、販売状況等を分析、共有しまして、500社企業訪問でのフォローアップを通じて県内事業者を支援してまいります。

森副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。もう正に頑張っていたきたいというところでもあります。

大分県は本当にブランドづくりとか、いいものをつくるのかというのは非常に得意だと思うんですけども、いざ、じゃあ流通といいますか、商品が店舗なり、そういうところに並んでいるかということ、必ずしもそうでないというのが私の実感でもあります。我々、台湾にも行きました

たけれども、大分県プロモーションで、ちょっと高級デパートの地下で、食品売場で県産品を私も一所懸命売って、試食していただきましたけれども、ふと見ると、やっぱり並んでいるのが宮崎産とか鹿児島産とか、それもお肉とか野菜とか、すき焼き用といって並んでいるのが宮崎産だったりしましたが、すき焼きこそ大分県じゃないかと、以前にも議論がありましたように、やっぱりそこに並べる努力といいますか、流通を起こすことをやっていただきたいというふうに思っておりますので、一緒に頑張ってもらいましょう。

続きまして、地球温暖化への対応についてであります。

脱炭素社会の実現について伺います。我が国では政府による2020年のカーボンニュートラル宣言以降、脱炭素に向けた取組を本格化させてきました。昨年2月に改定した地球温暖化対策計画では、2050年のネット・ゼロ実現のため、温室効果ガス排出量を2013年度比で2035年に60%、2040年に73%削減するという野心的な目標が設定されました。

ネット・ゼロとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収、除去量を差し引き、合計を実質的にゼロにする状態を指します。目下、我が国の温室効果ガス排出吸収量の合計は減少傾向にあるようですが、排出抑制と経済成長の両立を図りつつ、2050年ネット・ゼロを実現することは容易なことではありません。また、気候変動の影響は年々強く感じられているようになっております。昨年の夏も日田市で国内歴代最多記録と並ぶ62日の猛暑日を記録するなど、大変な猛暑で対策の必要性に変わりはないように思います。

一方、最近の不安定な国際情勢の中で、経済安全保障への関心が高まっております。脱炭素を進め、化石燃料中心からクリーンエネルギー中心への社会へと変換を図ってきたところですが、イラン情勢の緊迫化に伴い、政府は燃料価格高騰と供給不安に対応するため、中東依存度の低い石炭火力発電の稼働制限を1年間限定で解除する方針を出しました。これにより脱炭素

政策は一時的に後退することが懸念されております。

こうした状況の中、先日、大分県が環境省の脱炭素先行地域に選定されたと伺いました。脱炭素先行地域は、民間事業者と共同で意欲的に脱炭素に取り組む地方自治体に交付金を交付し、脱炭素と地域課題解決の同時実現モデルを創出する事業です。地球温暖化対策という課題は経済や国際情勢とも絡み合った複雑な課題であり、その向き合い方は一筋縄ではいかないものだと思います。

そこで、脱炭素社会の実現に向け、本県としてこれからどのような方向性の下で、具体的に取り組んでいこうとしているのか、脱炭素先行地域の取組も含め、生活環境部長の見解を伺います。

森副議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 お答えします。

大分県地球温暖化対策実行計画では、環境と経済のバランスを保ちながら県民の皆さんや企業と一体となって脱炭素を推進することとしておりまして、現下の国際情勢においても、これまでと同様に取組を進めることが重要と考えております。このため本会議に提案中の補正予算案においては、省CO₂効果が高い空調やLED照明のほか、CO₂の排出を削減するLPガスボイラー等を導入する際の補助率をかさ上げするなど、企業の環境に配慮した事業活動を後押ししていきます。来月には金融機関等と連携し、中小企業等脱炭素支援コンソーシアムを新たに立ち上げまして、事業者の脱炭素化と企業価値の向上を図り、取引機会の拡大等につなげる取組を支援することとしております。

一方、脱炭素先行地域では、県の広域防災拠点であります大分スポーツ公園と周辺施設に加えまして、南海トラフ地震の特別強化地域であります、佐伯市、臼杵市、津久見市の避難施設にも太陽光発電設備や高効率給湯器等を整備していく予定にしています。再生可能エネルギーによりまして、避難所等の電力を確保することでエリア内の脱炭素化と災害対応力強化を図ってまいります。

今後も企業の脱炭素化や先行地域の取組等を進め、2050年ネット・ゼロの実現を目指してまいります。

森副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。

私が脱炭素を語るべき者とは思っておりませんけれども、我々が生きている地球のそのレベルの中でいうと、100年そこそこなんですよ。その中に我々がたった100年ぐらい生きていて、後の人たちにどういった地球を残すかっていうことだと思うんです。だから我々が便利とか何かそういう、我々の都合のよいところだけを求めて、今、速さとか、そういうのばかりを求める風潮ですけれども、やっぱり後に何を残すかという視点でいろいろ考えると、脱炭素なんて結構みんなで取り組むと早いかなとも思いますし、そういう機運の醸成が大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、「涼しいおおい」の取組について伺います。

地球温暖化への対応として、「涼しいおおい」の取組について伺います。これから梅雨明けとともに本格的な夏の観光シーズンが到来いたします。近年、国内のインバウンド需要は勢いを増しており、今年の夏も円安等を背景に外国人観光客のさらなる増加が見込まれております。

一方で、大分県観光統計調査によると、昨年8月の県内宿泊客数のうち、日本人宿泊客数は同月過去最多を更新したのに対し、外国人宿泊客数は前年同月比で減少しております。さらに、昨年の外国宿泊客数の動向を見ますと、年間では月平均約10万人であったのに対し、7月、8月の平均は約6万人となっており、夏場にインバウンドが低迷している傾向が顕著です。地震を予測した漫画や記録的な猛暑の影響など、様々な要因があるかとは思いますが、年間を通して観光客を呼び込むことが本県における課題の一つと認識しております。こうした状況を踏まえ、さきの2月補正予算においては、クールサマーinおおいの推進事業が計上されており、夏場の誘客促進に向けた「涼しいおおい」の

取組を進めていくと伺っております。夏場のインバウンド需要を取り込むためには、夏でも涼しく快適に過ごすことができる大分県のイメージ向上が重要な鍵となります。

4月に県が公表した冊子「NATURE COOL OITA（ネイチャー クール オオイタ）」では、県内の涼しいエリアに関する情報や涼を体感できるアクティビティーが紹介されております。涼しいスポットも重要ですが、旅行の目的にもなる食について、涼しくなる食として打ち出しているかがでしょうか。冊子では、かき氷などの涼スイーツも掲載されておりますが、別府の冷麺とか、夏野菜である苺のトマトなど、多様な魅力を一体的にPRすることも有効と考えます。

そこで、夏場の誘客促進に向けた「涼しいおおいた」の取組をどのように推進するのか、観光局長にお伺いします。

森副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

客足が落ちる夏場の誘客を促進し、年間需要の平準化を図ることは持続可能な観光地域づくりを進める上でも重要な施策だと考えております。そのため県では、県内の涼しいスポットや体験などを多言語のガイドブックにまとめまして、早速、熱海でのイベントや台湾での旅行商談会等でPRをしているところでございます。

議員御指摘の食についても、涼しいコンテンツとして大変効果的だと考えておりまして、例えば由布市の天然炭酸泉で食べる流しそうめん、あるいは臼杵市などでキャンペーンが行われております夏フグ、名水100選にも選ばれている竹田の湧水群なども非常に魅力的な素材であります。ガイドブック作成後もこうした涼しいスポットや食の情報がいくつも寄せられておりまして、ホームページ内の特設サイトやSNSで随時発信しているところであります。

そうしたことに加えまして、酷暑対策として安全性、快適性を高める環境整備を行っていただく事業者の支援にも取り組んでおります。既に21の施設から申請をいただいております。既に今、各施設においてもミスト発生機やスプ

ットクーラー、夜間利用を促すライトアップ設備等の整備が進められているところでございます。

引き続き市町村や民間事業者とも連携しながら、本県の新たな魅力として「涼しいおおいた」を発信し、夏場の誘客促進や県内各地域への周遊、観光消費額の向上などにつなげていきたいと考えております。

森副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁ありがとうございました。

もうおっしゃるとおりでございます。冊子見ても場所と食べ物と何か別個に出ていて、もったいないなと思う。やっぱりその場所でこれを食べる、おいしいよとか、そういうイメージづけができるといいなというふうに見て感じましたので、「涼しいおおいた」というのは本当にいい視点だと思いますので、九重町の寒の地獄温泉はありましたけれども、我がふるさと竹田市にも七里田温泉という、非常に涼しい温泉、温泉県大分で涼しい温泉、17度で、今の時期、冬場は寒くて入れないので、もう今の時期に入ると本当炭酸のあの泡がすごい温泉でございますので、そういったことも、夏場のPRで是非じゃんじゃん取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問は、佐賀県大規模火災からの復興についてであります。

早いもので、昨年11月の火災発生から7か月が経過いたしました。改めて犠牲となられた方の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。義援金やふるさと納税など、全国の個人、企業、団体の皆様から温かい多くの御支援にも感謝を申し上げます。

今年に入り、公費解体も開始されましたが、焼損196棟、面積は約6万立米を超えることから、当時のままの場所もいまだ残っております。県では、いただいた義援金を速やかに配分するとともに、ふるさと納税等を活用し、NPOや地元自治会のコミュニティ維持の取組を支援するなど、生活の再建に取り組んでいると承知をしております。加えて、復興計画策定に向

けた大分市への技術的助言や市道整備等への助成、漁具供給体制の再構築、佐賀関水産物の消費拡大など、復興とまちづくりも支援しております。今後は大分市が8月末までに復興計画を策定し、復興市営住宅の建設などを進めていくことになりますが、被災者との意見交換会では、建設場所や戸建てか集合住宅かなどで、市の計画案と異なる要望も出ており、被災地の意見をしっかり拾い上げることが重要となってまいります。被災地の公費解体、撤去作業だけで11月末までかかるということですので、町の復興と被災者の皆様の生活の再建には、国、県、市が連携した長期の支援が必要となります。

こうしたことも踏まえて、県として今後どのように佐賀関大規模火災からの復興に取り組むのか、防災局長にお伺いします。

森副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 佐賀関の復興については、今月末には被災した八潮工業の事業を引き継いだ漁具の製造施設が完成する予定でありまして、また、復興市営住宅の予定地と海側を結ぶ主要防災道路の整備にも着手するなど、一歩ずつ復興への歩みを進めております。

議員御指摘の復興市営住宅については、大分市が地元自治会と協議を重ねておりまして、住民との意見交換会の開催や全被災世帯への個別訪問などにより、合意形成に向けて丁寧に取り組んでいるところでございます。

今後は復興計画の議論が本格化してまいります。区画の再編や地域内の道路整備などについて、住民も交えて議論される見込みであり、県としても引き続き国と連携し、技術的な助言を行ってまいります。

被災地の復興には年単位の時間を要することから、コミュニティの維持、再生に向けた長期的な取組が重要となります。4月に行いました田中連合区と知事との意見交換などを踏まえ、直接の被災を免れ地元に残っている住民の方も含め、地区全体として住み続けられるまちの実現を目指したいというふうに考えております。そのため引き続き市や国、関係団体と連携し、復興への歩みを伴走支援してまいります。

森副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 今年の2月に防災減災・県土強靱化対策委員会で輪島市にお伺いしました。そのときに石川県前副知事の西垣淳子さんから説明を伺ったんですけれども、その西垣さんがおっしゃっていたことは、復興にはどんなまちだったら住みたいか、この考え方が重要なんだというふうにおっしゃってございました。地元の方、あるいは今後移り住みたいという方も含めて、今後住みたいと思えるようなまちづくりを、大分市と連携して取り組んでいただきたいと思います。今、集合住宅の建設、希望も多いということで、また予算も、大分市さんも増やして取り組むそうでございますけれども、元のあった場所に戻りたい方というのは残念ながら今のところ4件しかないというふうに大分市長さんもおっしゃってたんで、やっぱりこの後のまちづくりというのをしっかり連携して取り組んでいただきたいと思います。

最後に、先島諸島からの避難受入れについて質問いたします。

国際情勢は、ロシアのウクライナ侵攻の継続や混迷する中東情勢など、予断を許さない状況が続いております。このような中、国は万が一の事態に備え、平素から国、地方、民間等の関係機関が連携して様々な検討を行っておくことが重要として、国民の生命、身体を守るための避難対策の検討を進めております。具体的には、令和6年度に九州、山口各県に対し、訓練上の想定として、沖縄県の離島からの住民避難、受入れ計画の検討を要請し、8年度までに受入れ基本要領を作成するよう求めています。

本県においても、石垣市から1万人余りを受け入れる計画で、大分市や別府市、由布市等の宿泊施設で分散して受け入れる計画となっております。国民保護は国全体で分割して行う構築が不可欠です。本県における先島諸島からの避難受入れについて、どのように対応しようとしているのか、防災局長に伺います。

森副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 お答えいたします。

先島諸島からの住民避難に係る受入れ基本要

領については、国からの要請に基づき、令和8年度末までの作成に向けて全庁的に作業を進めております。昨年度までに、避難当初1か月間の受入れに焦点を当てた初期的な計画や避難の中長期化を見据えた受入れ基本要領の中間整理を終えておりまして、本年度はこれらの精査や新たな課題の整理を行います。具体的には、中長期の収容施設の提供や就学、就労再開に係る手続等の精査、さらには役場機能の移転や特産の石垣牛など家畜の受入れなどに係る課題整理を行うこととしております。

こうした検討を実効性のあるものにするためには、実態を想定した確認を行うということが必要になります。そのため来年1月には国主体で沖縄県及び九州、山口各県や関係機関が参加する国民保護共同訓練が予定をされています。また、この国の訓練に先立ち、12月には本県独自で避難者の受入れ拠点となる避難先連絡所の運営訓練を受入れ予定市町と共同で行うこととしています。

今回作成する受入れ基本要領は国民保護のみならず、大規模災害時の広域避難にも活用できると考えておりまして、引き続き国や沖縄県をはじめとする関係自治体と連携し、実効性のある計画の策定を目指してまいります。

森副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 ありがとうございます。（拍手）

森副議長 以上で首藤健二郎議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

→...←

午後1時 再開

嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。梶田貢議員。

〔梶田議員登壇〕（拍手）

梶田議員 こんにちは。3番、自由民主党の梶田貢です。

今回、一般質問の機会をいただきました会派先輩議員、同僚議員の皆様には感謝申し上げます。

また、本日天気が悪い中、傍聴に来られた皆様、ありがとうございます。私も今見てびっく

りしたんですけれども、88歳になる私の祖母のほうも今日来ていまして、ちょっとサプライズということでしっかり頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

最終日の午後一番ということで元気よくやっていますので、知事はじめ、執行部の皆様よろしくお願いいたします。

それでは、質問のほうに入ります。

芸術文化振興について。

芸術文化は人々の暮らしに潤いと心の豊かさをもたらすとともに、地域への愛着や誇りを育み、人と人とのつながりを深めるものです。本県には美しい自然や風土を背景に長い歴史の中で先人たちが育み受け継いできた多彩で特色ある芸術文化が各地に息づいています。こうした貴重な財産を次世代へ継承していくためにも、県民が質の高い芸術文化に触れ、身近に親しむことができる環境づくりは極めて重要だと考えます。

本県では、本年3月に創造県おおいの推進など、三つの基本視点を柱とする文化振興基本方針が策定されました。また、具体的なアクションプランである文化創造戦略においては、多彩で優れた芸術文化に触れる機会の創出や次世代の芸術文化を担うこどもたちに向けた取組の推進などが掲げられています。多彩で優れた芸術文化に触れる機会として、まず思い浮かぶのは、別府アルゲリッチ音楽祭です。世界的ピアニストであるマルタ・アルゲリッチ氏が総監督に就任して以来、本年で30年という大きな節目を迎えました。本音楽祭は県民に世界最高水準の音楽に触れる機会を提供するとともに、国内外から高い評価を受け、大分の宝とも称される存在へと発展しています。

また、県内芸術文化の中核拠点である大分県立美術館OPAMでは、多彩で質の高い展覧会が数多く開催されています。昨年度は開館10周年記念式典として、大分県の美術を俯瞰する企画展が開催されたほか、幅広い世代に親しまれる「金曜ロードショーとジブリ展」なども実施され、昨日、松尾副館長から説明がありましたが、年間入館者数は82万人を超え、過去最

多となりました。

こうした中、本年9月1日には、大分県立アルゲリッチ記念館がはいよいよ供用開始されます。先般制定された同館の設置管理条例では、この記念館を拠点として、アルゲリッチ氏の顕彰をはじめ、音楽文化の発信や若手音楽家の育成、さらには学校教育など、多様な分野との連携を進めることとされています。

今議会には、本県出身の文人画家、田能村竹田の代表作であり国指定重要文化財でもある「歳寒三友双鶴図」の取得議案も提案されています。

このように、芸術文化を育む環境づくりがより一層進む中、アルゲリッチ記念館や県立美術館の今後の活用を含め、本県の芸術文化をどのように振興していくか、知事のお考えをお伺いします。

以降、対面席にて質問させていただきます。

〔桝田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの桝田貢議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 桝田貢議員の芸術文化の振興についての質問にお答え申し上げます。

本県では、今年3月、10年ぶりとなる大分県文化振興基本方針の見直しを行い、三つの視点として、人づくり、伝統の継承と新たな文化の展開、創造県おおいとの推進を掲げ、様々な施策を展開しています。

先月、開催しました第26回別府アルゲリッチ音楽祭では、マルタ・アルゲリッチ氏が言葉では言い表せない圧巻の演奏を披露して、満場の観客を魅了しました。そして、9月にははいよいよ大分県立アルゲリッチ記念館が供用開始されます。県有化後の新たな試みとして、県内6市町の7中学校を対象に授業の一環でオペラ鑑賞会や合唱指導を実施するなど、学校現場や教育委員会との連携を進めてまいります。また、アルゲリッチ氏の軌跡や本県との絆を伝える小冊子の作成のほか、設備をリニューアルした音楽専用ホールにおける未公開映像を含んだフィルムコンサートの開催など、アルゲリッチ氏の

功績や音楽祭の歩みを広く発信をします。このように記念館の県有化に当たっては、より多くの方々に親しまれ、末永く愛される施設となるよう努めてまいります。

一方、県立美術館では、幅広い世代に親しまれる企画展等を開催するとともに、本県ゆかりの作品の収集、保存を進め、県内各地の芸術文化の魅力を紹介しています。今議会に取得議案を提出しています豊後南画の祖、田能村竹田の代表作「歳寒三友双鶴図」は国指定の重要文化財であり、郷土の貴重な財産として保存・活用し、後世へ継承していきます。

今年度の展覧会としては、ハローキティ展やルノワール展など、話題性の高い企画展をはじめ、全国の書店員が選ぶ絵本の本屋大賞を獲得した絵本作家ヨシタケシンスケ展などを開催いたします。現在開催中の東勝吉展では、由布市で83歳から創作活動を本格化し、東京都美術館等の展覧会でも人気を博した東氏の作品を、かつてない規模で特別展示をしています。生涯で残した100点余りのうち65点を一挙展示し、県内芸術に改めて光を当てております。

こうした芸術文化の力を観光や地域づくりなど、様々な分野にも活用しながら、文化の薫り高いふるさと大分を創造してまいります。

嶋議長 桝田貢議員。

桝田議員 ありがとうございます。

しいきアルゲリッチハウスが県有化ということで、アルゲリッチさんも今85歳に多分なられています。この間演奏を聞いた方からも、やっぱり技術力はいまだに健在だというふうな話を聞いていまして、やはりそれを聞きに来る県外の方もいますし、むしろ国外の方も多分来るような形になって、お客さんも多くなるかなというふうに思っております。観光都市・別府の新たな魅力の一つとなるのではないかというふうに私は期待しています。

観光振興の観点からも県民のみならず、さきほど言いました県外からの誘客につながるよう、そして、後世の若手の音楽家の育成というものの取組がしっかり実施されることを要望いたしまして、次の質問のほうに移らせていただきました。

いというふうに思います。

観光振興について。

宿泊税について。大分県観光統計調査によると、昨年の大分県の観光宿泊数は約536万人と過去最多を記録しました。そのうち海外からの宿泊者数が約119万人と多くの方が大分県を訪れて宿泊し、観光消費をしていただいております。

そうした中、全国で宿泊税を導入する自治体が増えており、京都市では1人1泊10万円以上の場合には1万円が課されるなど、大きな話題となりました。宿泊税の一般的な課税方法は一律定額制、段階的定額制、定率制の三つで、北海道倶知安町や長野県野沢温泉村では定率制となっています。人口減少が進む地方において宿泊税は貴重な自主財源確保の一つとして期待されているところです。

本県においても、宿泊税の導入に向け、今定例会に宿泊税条例案と徴収した税を積み立てるための基金条例案が上程されています。私の地元・別府市は、県内でもホテル、旅館など宿泊施設が多い地域で、市独自の宿泊税の導入を検討していましたが、大分県が導入方針を示したことから見送りを決めています。徴収に係る経費などを除いた税収の7割を市町村に交付するなど、市町村にも配慮をいただいたものと思っています。

条例の内容を見ますと、税率については宿泊料金に応じた段階的定額制となっています。宿泊税の検討が始まった当初は、食事提供の料金も入るかなど困惑の声もありましたが、宿泊料金のみが対象と明確化されており、その部分では事業者の不安も解消されていると感じました。しかしながら、由布市や別府市などでは宿泊料金が異なる複数の建物を運営するホテル、旅館が多く存在する上、ゴールデンウィークなど季節に応じて宿泊料金変動することが一般的です。段階的定額制では税額の計算が大変で、ただでさえ、人手が不足しているのに事務作業が増えるのは厳しいとの声もあります。

本年第1回定例会における我が会派の麻生議員の代表質問に対する知事の答弁では、現場の

負担をなるべく増やさない旨の答弁がなされており、今回の6月補正予算案では、事業者のシステム改修費支援などが計上されていますが、どのように事業者の軽減が図られているのでしょうか。また、徴収の窓口となる事業者には宿泊者からの負担増に対する苦情も想定されています。その際、財源がどのように使われているかなどが明確化、可視化されていると、事業者も安心するのではないのでしょうか。

そこで、宿泊税について、導入に伴う事業者の負担をどのように解消し、今後の観光振興に活用していくか、知事にお伺いいたします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 宿泊税についてでございます。

人口減少が進む中、交流人口を拡大し、県経済を活性化させるには多様化する観光ニーズに対応し、戦略的に施策を展開していく必要があります。そのためには安定的かつ継続的な財源の確保が不可欠であり、全18市町村長からの要請も踏まえ、宿泊税の導入を決断したところであります。

本年3月の表明以降も宿泊税制度の円滑な運用に向けて、宿泊事業者等と協議を重ねながら、パブリックコメントも実施をしてきました。その中では、宿泊事業者の負担軽減や使途の明確化に関する声が多く寄せられたところであり、今後は特別徴収を担う宿泊事業者への支援と、宿泊税の効果的な活用を進めていくことが重要であります。

まず、宿泊事業者への支援では、徴収、申告納入手続の効率化や宿泊者等に向けた周知啓発を進める必要があります。そのため今回の補正予算案において、宿泊税に対応するための既存レジシステムの改修に加え、自動チェックイン機の導入など、新たにDXを活用して業務省力化を図る宿泊事業者を支援します。また、事前の周知啓発を強化するとともに、導入後はコールセンターを設置して、宿泊事業者からの問合せにもきめ細かく対応をしていきます。

次に、宿泊税の効果的な活用であります。制度の導入に当たっては、市町村が個別に財源確保を行うことについて、事務負担など様々な課

題があるとの声がありました。そこで、宿泊税を県税として創設した上で、賦課徴収に要する経費等を除いた額の7割を市町村に交付することを条例に明記し、市町村には地域資源の魅力向上や受入れ環境の充実等に取り組んでもらうことにしました。残る3割については、宿泊者数が少ない地域の振興策も含めて、県において広域的な施策に活用をします。県と市町村がそれぞれの役割を果たすことで、その効果を納税者や地域に還元したいと考えております。加えて、この制度が宿泊者をはじめ、宿泊事業者や県民から信頼を得られるよう、その用途は毎年度検証し、公表することといたします。

今後とも丁寧な説明を行うとともに、関係者と連携をして、円滑な導入に向け万全を期してまいります。

嶋議長 梶田貢議員。

梶田議員 答弁ありがとうございます。

これ、期待されている税であると思いますので、事業者も納得するような形ができることを期待しています。

また、宿泊に関わる税では、皆さん御存じ、入湯税もございます。執行部の皆さんも承知だと思いますが、入湯税とやっぱり一緒にしてほしいという事業者の声があります。しかも入湯税は聞くところによると、まだ紙で申告を行っているとも聞いています。法律規定されているので、なかなかこれ、難しいことだと思いますけれども、現場の実態をしっかり国に届けていただきたいなというふうに思っております。宿泊事業者も本当に今、休みが取りにくかったりとかいう部分で、なかなか人手が不足していますので、仕事が増えることを本当に懸念しています。

また、今回の条例の附則で、3年後に見直しを行うということをされていますので、宿泊税導入後に改めて宿泊事業者や宿泊者、市町村の意見をよく聞いて、さきほど知事も言いましたけれども、しっかりそこを話し合っ、何に使われているかというのを明確化していきたいということを皆さん言っていましたので、そこを期待して、次の質問のほうに移りたいというふ

うに思います。

違法民泊について、昨年、いわゆる民泊施設が増加傾向にあります。本県においても、別府市や由布市を中心に新たな民泊施設を目にすることが増えました。民泊施設には旅館業法の許可を取得している簡易宿泊所と住宅宿泊業法の届出を行ったものの二つがあります。現在、大分県内で簡易宿泊所は1, 101件、住宅宿泊事業は134件となっています。住宅宿泊事業の新規届出は平成30年度に26件、令和元年度には47件、そこから、コロナ禍で一旦1桁となりましたが、4年度以降は再び2桁に戻っており、7年度には43件と、前年の倍近くになっています。さきほどの質問の宿泊税が導入となると、この民泊事業もその課税対象となります。

そこで、今回、私が危惧するのが、最近よく話題になる違法民泊です。宿泊事業者との意見交換の場でも、民泊事業者をしっかりと確認し課税しないと不平等だとの声がありました。近年、海外の方が行う民泊なども増え、地域の方々からもどんな人が宿泊するのか分からないなど、地域の不安を心配する声も増えてきました。全国では違法民泊の警察による摘発事例もありますが、幸いにも本県においては1件もないとお聞きしております。先月、26日には新たに設置された民泊等の適正化対策官民連携会議の第1回会議を開催されました。観光局や旅館業法を所管する生活環境部、警察本部に加え、民間の旅館組合などが出席し、民泊に起因する課題や違法民泊などの問題について、実態把握と対策を今後も協議していくとされており、県の先手を打った取組を大いに評価するところです。

しかしながら、今後、観光需要の拡大とともに、民泊施設の数も増えることが予測され、違法民泊が発生するリスクも高まります。違法民泊対策を進めることは宿泊税の円滑な導入に不可欠なことと考えます。

こうしたことを踏まえ、県として違法民泊対策にどのように取り組むか、生活環境部長のお考えをお聞かせください。

嶋議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 お答えします。

近年、民泊施設が増加傾向にある中、県では実態把握や諸課題を協議することを目的に、先月、第1回目となる官民連携会議を開催しました。会議では、緊急時の対応や営業者の顔が見えないことへの不安などの意見を伺ったところです。これまで確認された無許可、無届けの施設は令和6年度は2件、7年度は1件ありまして、いずれも保健所の指導により是正され、違法民泊による大きな問題は生じておりません。

他方、都市部では、近隣住民とのトラブルが問題となっており、本県でも懸念されるところです。そのため今年度から食品・生活衛生課に民泊監視員を1名配置しまして、監視体制を強化したところです。違法民泊が確認された場合、営業を中止させた上で、法に基づく許可又は届出を指導し、これに従わない場合は旅館業法違反での告発など、県警と連携して対応する方針です。また、新たに県民の皆さん向けのオンライン相談窓口を設置するとともに、事業者には啓発チラシによりごみの適正処理の徹底を周知していきます。

引き続き連携会議による今後の議論も踏まえまして、関係団体や市町村、県警と連携し、違法民泊対策に取り組んでまいります。

嶋議長 梶田貢議員。

梶田議員 答弁ありがとうございます。

もし違法民泊などが発覚した際、その事業者にも県としてもこれしっかり対応することが必要だと思っております。真っ当に事業を行っている人が報われるよう、お願いいたします。

また、この民泊は、私が思うんですけれども、地域の住民との協力があると、この違法民泊すごく見つけやすいなというふうに思っています。地域の皆様も、これで安心して暮らすこともできると考えます。

そこでお尋ねします。健全な民泊サービスの普及に向けて、市町村や自治会などの地域と連携をどのように考えているか、そして、一昨日新聞の報道で見たんですけれども、観光庁が民泊を実質的に禁止できるよう条例で定めていることを可能とする通達を発出するという報道が

ありましたが、条例を制定する予定はあるでしょうか、生活環境部長にお伺いします。

嶋議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 2点お答えします。

まず、第1点目、市町村や自治会など地域との連携についてでございます。

民泊施設の多くは、住宅街の中にありますことから、地域の目が届きやすい、そういった状況でございます。このため、議員御指摘のとおり、違法民泊を把握するには地域住民の方に御協力いただくということも大事です。

県としましては、引き続き民泊監視員、それから保健所、市町村との連携強化を図りながら、市町村を通じて自治会にも情報提供等の協力を求めていきたいと考えています。

自治会から寄せられた地域の実態や困り事は、重要な情報として関係機関で共有し、効果的な違法民泊対策につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、民泊を実質的に禁止することが可能になるというような報道についてでございます。

住宅地や教育施設の周辺で民泊施設の増加が見込まれ、騒音やごみの投棄など、居住環境が損なわれる、そういったおそれがある場合、条例により立地規制が可能となるというような報道がございました。まだ、実際のところ、国から通知がこちらには届いておらず、詳細は把握できておりません。

まずは通知が来ましたら、その内容について確認するとともに、官民連携会議がございますので、その場においても情報提供していきたいというふうに考えております。

嶋議長 梶田貢議員。

梶田議員 今まで宿泊税がなかったんで、県がこれ宿泊税を導入となると、何度も言いますけれども、宿泊事業者は公平に徴収してもらいたいという気持ちがあります。

さきほど部長の答弁にもあったんですけれども、地域とのしっかり情報共有という部分で、やっぱり情報共有を進めてもらうためにも、しっかり自治体とのふだんから連携やコミュニケーションというものが大事だと思いますので、

そこをしっかりと注視していただきたいなと思います。

そしてまた、報道にあった件ですけれども、そこら辺も宿泊事業者としっかり意見交換をして、どういうふうにしていくかということ、国の指針が出てからだと思うんですけれども、そういった部分もしっかり詰めていただいて、今後、この税が大分県のためにどうやって使われているかということ、皆さん期待していますので、ぜひともしっかり体制を整えて進めていっていただきたいなと思ひまして、次の質問に移ります。

子育て支援について。

こども誰でも通園制度について。

国は、こども未来戦略「加速化プラン」に基づき、通称こども誰でも通園制度を開始しました。このこども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化を図るため、保護者の就労の有無にかかわらず、保育所、認定こども園等に在籍していない、おおむね6か月から満3歳未満の乳幼児が月10時間まで通園できる制度です。

令和6年度に試行的事業として開始され、7年度には法律上制度化、8年度からは法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施することとされています。

本県では、6年度に中津市、臼杵市、杵築市、姫島村の四つの市村で実施され、7年度には大分市、豊後高田市を加えた6市村で実施されていますが、今年度からは全ての市町村が対象となるこどもが本制度を利用できるよう、供給体制の確保が求められています。

私の地元・別府市では、4月から8施設で実施されていますが、専任の保育士などを配置し、こどもを預かる一般型は2園のみで、多くは保育所等の定員に空きがある部分を活用する余裕活用型となっています。さらに、定員が満たされると同時に、これで「誰でも」が消えてしまいます。さらに、利用時間に月10時間の上限が設けられていることから、既存の一時預かり事業との違いが分かりにくいという声や、そちらのほうが使い勝手がよいのではないかという

意見があります。

また、未就園児を新たに受け入れることにより、保育士確保や事務負担、在園児との受入れ体制の調整などを懸念して実施を見送っている園もあると伺っています。

一方、国はこの制度を、こどもの育ちの保障だけでなく、全ての子育て家庭の支援強化と位置付け、要支援家庭に必要な支援につなぐなど、関係機関との連携の重要性も手引で示しています。

こうしたことを踏まえると、希望する誰もが通園できる体制の構築を図るため、県として再度、実施主体である市町村の保育所などに制度の意義を周知し、理解促進を図るとともに、現場の負担軽減に向けた支援を充実させることが必要だと考えます。

そこで、先行実施した六つの市村における利用状況や制度の改善点などの検証を含め、こども誰でも通園制度の円滑な実施に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、こども政策局長にお伺いいたします。

嶋議長 小野こども政策局長。

小野こども政策局長 お答えいたします。

昨年度先行実施した6市村20施設における誰でも通園制度の利用者は、延べ1,304人であり、1園当たりの平均は月5人程度でした。

利用希望者の受入れには、大きな支障はなかったと承知しておりますが、実施に当たっては、事務負担面も含めた業務量に見合う保育士の確保が課題という声を多く伺っております。

本格実施となった今年度は、全市町村100施設で受入れが始まっておりますけれども、やはり大半の園が追加人員の配置を要しない余裕活用型を選択している状況にあります。

このため、県では、登降園管理システムといったICT機器の導入や保育補助者の配置など、業務負担の軽減に向けた支援制度の積極的な活用を促しているところでございます。

また、今後の通園ニーズの増加を見据え、改めて本制度の意義を、既存の一時預かり制度との違いも含めて、市町村はもとより未実施園にも丁寧に周知し、受入れ施設の拡大を図ってい

くこととしています。

今後も希望するこどもたち誰もが通園できるよう、業務負担の軽減や保育人材の確保対策など、市町村の取組をしっかりと支援してまいります。

嶋議長 榊田議員。

榊田議員 御答弁ありがとうございます。

一時預かりのほうがりやすいという声が大きい中、こども誰でも通園制度の普及を図ることは大変だと思います。

ただ、お互いこれ制度の趣旨が違います。こども誰でも通園制度はこどもを中心に、一時預かり事業は保護者の負担軽減を目的とされています。これ、どちらともこどもの子育て支援に違いがないというふうに思っております。

さきほどおっしゃいました人手不足の部分と、やはりその園に預けても、じゃ、その園に入れるかどうかというところがちょっと不安視されているところもありますし、保育士さんのやっぱり業務負担も増えてくるということも皆さん結構懸念されています。あと、大分市以外が、なかなか進捗が難しいんじゃないかという声もやっぱり聞いています。

そういった部分で、子育て支援のさらなる充実に取り組んでいただくことを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

放課後児童クラブの充実について。

総務省の労働力調査によると、平成9年以降、共働き世帯と専業主婦世帯の数は逆転し、令和7年には、専業主婦世帯の476万世帯に対し、共働き世帯は約2.8倍の1,333万世帯と、その差は開き続けています。

さきほどのこども誰でも通園制度をはじめ、未就学児に対する制度の充実が図られており、保育所等で夕方までこどもを受け入れる体制が確保されていますが、小学校に進学し、1年生となった途端、14時頃には下校し、生活が一変するなど、いわゆる小1の壁が存在し、保護者から不安の声を多く伺っています。

このため、下校時に児童を預かる放課後児童クラブについては、ニーズが年々高まっています。特に保育所等にはない夏休みなどの長期休

暇中に、保護者が安心して日中に児童を預けられる場所として、大変重要な役割を担っています。

子育て満足度日本一の実現を目指す本県にとって、欠かすことのできない施設であることから、長期総合計画においても、放課後児童クラブの待機児童数の少なさを全国1位とすることが目標として掲げられています。

しかしながら、こども家庭庁の公表した令和7年5月1日時点の県内の待機児童数は62名であり、昨年度よりも15名ほど減っておりますが、福井県のゼロ人とは大きな開きがあります。そもそも放課後児童クラブが校区内にないエリアもあること、クラブがあっても定員以上の希望者がある場合や、放課後支援員などのスタッフが足りないなどの理由から、いまだに利用ができていない児童がいるのが現状です。さらに、長期休暇中は1日利用時間も増えることから、支援員などの確保も課題となっております。

このような中、先日別府市で夏休み限定、これ野口ふれあいセンターでのことですけれども、開所するというのを、新聞記事を拝見いたしました。保護者ニーズに柔軟に応じたよい取組であり、通常のクラブの待機児童削減にもつながっていると考えます。

既に設備整備や運営費の支援などの様々な施策を実施していることは承知していますが、安心してこどもを産み育てられる環境を整えるためにも、市町村と連携した放課後児童クラブのさらなる充実にに向けた取組は不可欠だと思います。

こうしたことを踏まえ、県として放課後児童クラブの充実に今後どのように取り組むか、こども政策局長にお伺いいたします。

嶋議長 小野こども政策局長。

小野こども政策局長 お答えいたします。

放課後児童クラブは、小1の壁に直面する共働き世帯を含め、保護者が安心して働ける環境づくりにおいて極めて重要です。

本年5月の待機児童数は、速報値で14人まで減少していますが、解消には至っており、

次の三つの取組を推進してまいります。

一つは、受入れ施設の拡大でございます。クラブ数は431か所と、この10年間で112か所増加しており、引き続き市町村と計画的に取り組んでまいります。

また、運営費の加算措置を講ずることにより、夏休みの新規開所なども促しているところでございます。

二つは、人材の確保、定着です。昨年度は研修により247人の支援員を新たに養成したほか、出前講座により長期休暇中などの大学生スタッフの確保に努めました。

また、働きやすい環境づくりのため、経験年数に応じた処遇改善の支援や、社会保険労務士の派遣による労務環境整備への助言、指導も行っており、これらの取組を継続してまいります。

三つは、業務の継続化です。出欠管理システムなどへの補助に加え、今年度からはデジタルに苦手意識を持つクラブを対象に新たにセミナーを開催し、DXの導入を後押ししてまいります。

今後とも、市町村と連携し、待機児童数の解消とクラブのさらなる充実に取り組んでまいります。

嶋議長 梶田貢議員。

梶田議員 人口減少も進んでいまして、放課後児童クラブも、私の別府市も30か所ほどあるんですけども、別府市でも山の手、境川、石垣、南立石、鶴見、春木が、こころ辺が特に待機児童が増えてくる地域だというふうに言っています。

さきほど言った質問の、こども園の、保育園の人材確保も大きな課題となっていますけれども、その解消の一つがやはりこのDX導入の業務だと思います。そして、入れた後のランニングコストの部分もしっかり考えていただくことが大事かなというふうに思っております。

子育て満足度日本一の実現を目指していただきたいというふうに思いまして、次の質問のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

交通安全対策について。

昨年の全国における交通事故死者数は2,547人で、一昨年に比べて116人減少しましたが、本県では41人と、過去最少の28人だった令和6年から13人増加し、5年ぶりに増加に転じました。

特に昨年11月には、僅か7日間で6人もの貴い命が失われる事故が立て続けに発生したほか、今年に入ってから、2月に4日間で4人の方が事故で亡くなるなど、交通死亡事故多発全県非常事態宣言を発令するような厳しい交通情勢が続いています。

県ではこれまで、昭和46年から第11次にわたる交通安全計画を策定し、高齢者に対する交通安全教育や免許自主返納の推進、こどもたちの通学路安全対策など、様々な交通安全対策を講じ、交通事故死者数はピーク時だった昭和47年の212名から大幅に減少させるなど、成果も上げています。しかしながら、現在でも毎年30人近くの貴い命が交通事故の犠牲となっている現状は、大変痛ましく受け止めております。

交通事故のない安全で安心な社会は一朝一夕に実現できるものではありませんが、県民全ての願いでもあります。特に、近年増加傾向である高齢者による事故や自転車の交通安全対策などに、これまで以上の対策を講じていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、生活環境部長にお伺いいたします。県内の交通事故対策の課題をどのように捉え、また県民の交通安全意識を高めていくため、今後どのように取り組んでいくのか、御見解をお聞かせください。

嶋議長 井下生活環境部長。

井下生活環境部長 お答えします。

令和7年に交通事故で亡くなられた41名のうち、高齢者の割合は約6割を占めています。このため、今月策定した第12次大分県交通安全計画においても、高齢者の交通事故防止対策に重点的に取り組むこととしています。

まずは高齢者が被害に遭わないことが重要です。自治会や通いの場などでの交通安全教育講師による啓発に加えまして、高齢者に身近な薬

局を通じて12万枚の反射材を配付し、着用を促すことで、夜間から早朝の歩行中の被害を防いでまいります。

あわせて、事故を起こさないために、引き続き免許の自主返納を推進していくほか、返納が難しい方については、体調が優れない場合や悪天候のときに、自ら運転を控えるよう促してまいります。

加えて、運送業など、運転機会の多い業界の意識向上も大切です。率先して運転実技講習の実施や車両管理の徹底等を実践する企業の取組を横展開し、浸透を図ってまいります。

また、今年4月には、自転車にも反則通告制度が導入されましたことから、改めて自転車の交通ルールの周知徹底も進めてまいります。

今後も、県警や市町村、関係団体等と連携し、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけるなど、県民の皆さんの交通安全意識を高めてまいります。

嶋議長 梶田議員。

梶田議員 御答弁ありがとうございます。

これ大分県ではないんですけれども、最近高齢者の運転する送迎バスによる事故が立て続けに発生したり、今月15日も宇佐のほうで多分事故があったと思います。

最近、私もニュース見ると、若い方が結構事故を起こしているなというふうに思っています。

警察本部とも連携して、一般ドライバーはもとより、事業者に向けた交通安全の周知徹底を図っていただきたいなというふうをお願いいたしまして、次の質問のほうに移らせていただきます。

都市計画道路南立石亀川線の整備について。

私の地元別府市の道路整備について質問します。

多くの日本の都市では、第二次世界大戦の空襲で焼け野原となり、戦後復興計画で道路が基盤の目になるよう整備されました。

一方で、別府市は、市街地の大部分が戦災を免れたため、古くからの道路がそのまま残り、多くの地域で区画整理なども行われておりません。

また、歴史ある温泉地であるため、湯治場として昔ながらの狭い道路がそのまま残り、風情ある歴史的な町並みの上に生活基盤が形成され、地中には無数の温泉配管が通っております。大規模な道路工事や区画整理を行う際には、これらを再整備する必要があります。技術面、費用面で非常に難易度が高くなっております。

加えて、山と海に挟まれた狭い平地に温泉施設、住宅、宿泊施設が密集しています。

このような事情から、別府市においては、狭い県道が地域のメイン道路となっており、都市計画道路南立石亀川線もその一つです。この道路は、別府市内の主要な観光地を結ぶ幹線道路ですが、広範囲に広がる住宅地の要となる生活道路でもあり、1日の自動車交通量が9千台を超え、バス運行本数も1日126便と、多くの方々が行き来しております。

しかしながら、歩道が狭く危険な箇所も多い上、原交差点などでは慢性的な渋滞が発生しており、事故率も県平均の3倍となっています。

また、昨年8月にこの道路沿いにディスカウントストアがオープンした際は、大渋滞が発生し、バスが1時間遅延したと聞いております。このようなバスの状況では、地元の方はもとより、観光客の利用の足が遠のき、観光都市別府の満足度も下がってしまいます。

この道路は、災害時の優先啓開ルートにも指定されていることから、早期の改良が必要ではないでしょうか。

そこで、都市計画道路南立石亀川線の整備を今後どのように進めていくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

都市計画道路南立石亀川線は、別府地獄をはじめ、主要な観光地を結ぶ幹線道路であるとともに、通学路や緊急輸送道路に指定している重要な路線です。

一方、本路線は2車線であるものの、変則的な交差点や沿道店舗を利用する車両の停車により、慢性的な渋滞や事故発生率の高さが課題となっています。

このため、渋滞の主な要因である原交差点を含め、延長約1.3キロメートル間において、平成30年度から拡幅事業を進めているところです。

具体には、原交差点では、左折レーンを新設するとともに、車道の両側に1.5メートルの停車帯を設置します。さらに、自転車歩行者道を設け、歩行者の安全性向上を図ります。

また、災害拠点病院の救命活動や緊急物資の輸送路を確保するため、電線を地中に埋設する無電柱化も行っています。

現在、用地取得や一部工事に着手しており、引き続き事業を着実に推進していきます。

残る区間については、事業の進捗や整備効果を勘案しながら、整備の在り方を市や地元と議論してまいります。

嶋議長 梶田貢議員。

梶田議員 御答弁ありがとうございます。

あそこはもともと、今ありました交通量も多い道路で、しかも主要道路なんですけど、道が狭い道路です。地元の方々も、早くこの渋滞緩和、そして歩行者が安全に通れる道に一日でも早くなることを願っています。

今、話はちょっと替わるんですが、大分県でバスの無料デーなど、バスの利用を促していると思うんですけども、これバスは、私の知り合い、1時間遅れてしまって、ちょっと本当に、ディスカウンドストアができたときですね、困ったというふうな形で、さきほども話の中にあったんですけども、1時間も遅れる状況は、これ、私やっぱり本当に避けるべきだというふうに思っています。

南立石亀川線の事業期間が、さきほど部長の答弁だと、平成30年から令和17年度までと、この道路整備、非常に時間がかかります。

そこで、今回のように県道沿線に大規模店舗が新規にオープンした場合など、渋滞対策をどのように考えているか、土木建築部長に再度お伺いします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

県道の沿線に大規模店舗が新規にオープンす

る場合でございますが、道路管理者は、大規模小売店舗立地法に基づく出店者からの届出がありまして、その中で右折レーンの設置など、道路対策について審査、指導を行っております。加えて、出店後もその交通動向については継続して注視をしていっているところです。

なお、開業に伴う、一時的に交通量が多くなっている場合、そういった場合については、臨時駐車場の確保や交通誘導員の配置など、県として出店者に指導を行っている状況です。

嶋議長 梶田貢議員。

梶田議員 ありがとうございます。

時間もかかるし、バランスもすごく大変だと思います。

さきほど言ったバス事業者などとのしっかりした打合せを行って、渋滞緩和対策を打つしかないというふうに考えています。多分向こうも、臨時駐車場とかつくったりとかしていますが、これからイベントがあったりとか、正月とかもまた渋滞が懸念されます。公共交通機関は信頼性が一番大事だと思っています。そういった部分で、しっかり対策を打っていただきたいというのと、また今、インバウンドの方がすごく多いということで、外国人の運転手の方も最近多く見られています。ちょっと事故が多いということで、私の知り合いも結構事故でぶつけられたとかいうことも聞いていますので、別府市、用地買収のほうが非常に難しい土地柄というふうに以前から聞いていますけれども、ぜひとも早い完成を期待いたしまして、次の質問のほうに移らせていただきたいと思います。

県庁におけるDX推進について。

現在、我が国は、人口減少による担い手不足が深刻化しています。そのような中でも、公共サービスの質を維持し、地方の成長力を高めていかなければならないと考えます。

本県においても、市町村と連携し、DXを推進されているのは、昨日我が会派の岡野議員が述べたとおりであります。

一方、これからは行政運営を支える内部事務領域のDXをさらに進めるべき段階であると考えますので、私からは県庁内の事務DX化につ

いて質問いたします。

その具体例の一つが、旅費法改正という外部環境の変化を受けた旅費事務ではないでしょうか。法改正を受け、本県でも旅費条例が改正され、実費支給や第三者への直接支払いなど、制度の柔軟化が図られています。その一方で、証憑提出や審査業務の複雑化など、業務の増加が懸念されています。

また、現在の旅行実務では、旅行商品の多様化、価格変動型の予約などが一般化しており、従来の手作業による処理では対応が困難な場面も増えると認識しています。

このため旅費事務については、制度と実務の変化に対応できる仕組みづくりが必要だと考えております。

さらに、本県では、外国旅行の旅費については、支給までに約2か月程度を要する自治体があるとお伺いしております。実費支給の下で、職員が一時的に高額な旅費を立て替える場合、金銭的負担が大きく、公務の円滑な遂行という観点からも看過できない問題があると考えております。

こうした状況の中、他の都道府県では、旅費に特化したクラウドシステムの導入に加え、コーポレートカードや旅行代理店といった旅行役務提供者を活用したキャッシュレス化と立替負担の軽減を行っているとお伺いいたしました。

このような状況を見ると、キャッシュレス化が世の中で浸透する中、本県の取組が後れを取っている部分も否定できません。

そこで、旅費制度の現状を含め、県庁におけるDXの状況と今後の展開について、総務部長の見解をお伺いいたします。

嶋議長 若林総務部長。

若林総務部長 県庁におけるDX推進についてでございます。

行政のDXにおいては、申請手続などの県民サービスだけでなく、業務プロセスのデジタル化も一体的に進めていくことが重要であります。これまでもシステム間のデータ連携や処理能力の向上を進め、会計処理などの迅速化やペーパーレスなど、改善を図ってきたところです。昨

年度からは、幅広い業務に生成AIを活用し、新しい技術の導入にも努めております。

御指摘の旅費制度であります。先般、定額制から実費支給へ見直しましたが、既に県から旅行代理店への支払いはキャッシュレスで対応していたことなどもあり、システムや業務面で大きな変更は要しなかったところであります。

また、実費支給に伴い、領収書等の確認作業の増加も想定されましたため、あらかじめ効率的な確認方法を定め、適切かつ簡略な運用としたところです。

なお、外国旅行については、これまでも旅行会社などから旅行前に支払いを求められるケースがございました。既に確認事項を必要最小限に改め、基本的に事前に旅費を概算払いすると、それによって対応することを可能としているところであります。

今後とも、新たなサービスの動向にも注視しつつ、県民サービスや業務プロセスが最適なものとなるよう、DXの推進に努めてまいります。

嶋議長 榊田議員。

榊田議員 答弁ありがとうございます。

今、いろんな部分でキャッシュレス化、県庁も進めたりとか、デジタル化を進めているというふうな答弁が部長からありまして、本当、世界的にもキャッシュレス化、日本でもそうですけれども、これ日常化してしまっていて、中国なんか、私も前から、もう10年ぐらい前ですかね、もうキャッシュを持たないというふうに言われています。逆に携帯がないと生活できないというぐらい、非常に厳しいということで、職員の皆さんも、そういった部分で、少しでもお金を持ったりとか領収書を持つリスクという部分もあると思いますので、本当にそういった部分がクラウド上で管理されて、領収が見やすくなった、いつでもどこに行ったらデータ化されることによって、県民のサービス向上も、私も増えていくと思いますし、向上していくと思います。

昨日言った岡野議員と同じように、県民のサービスが向上するよう、しっかりDXを進めていただけることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとう

ございました。（拍手）

嶋議長 以上で梶田貢議員の質問及び答弁は終わりました。若山雅敏議員。

〔若山議員登壇〕（拍手）

若山議員 皆さん、こんにちは。議席番号28番、県民クラブの若山雅敏です。

この一般質問の機会を与えていただきました県民クラブの同僚議員の皆様や支援者の方々に心より感謝申し上げます。

また、本日傍聴に来ていただいた方々、インターネット等で視聴される皆様にも感謝申し上げます。

さて、私の尊敬する先輩、尾島保彦前大分県議会議員が、5月10日に御逝去をなさいました。尾島前議員は、長年にわたり地域の活性化、農業振興などに精力的に取り組んでこられました。私もその遺志を引き継いで、地域の皆様からいただいた意見がしっかり届きますよう、精一杯頑張って一般質問を行いたいというふうに思いますので、知事はじめ執行部の皆様よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、地方創生に向けた市町村との連携について伺いいたします。

人口減少と高齢化が進行する中、県内市町村、とりわけ中山間地域を抱える自治体においては、地域交通の維持や子育て支援、インフラ老朽化への対応、防災・減災対策など、多様化・複雑化する行政需要への対応が求められております。

一方で、扶助費をはじめとする義務的経費の増加によって、財政の硬直化が進み、自治体独自の施策を展開する余力が失われつつあるのが現状です。

この厳しい財政状況において、県がどのような視点で基礎自治体である市町村と連携していくのかが、これまで以上に問われていると考えております。

現在、市町村の事業の多くは、国の補助メニューを前提として組み立てられておりますが、その結果として、補助対象になるから実施するという発想に陥り、市町村本来の自主性や地域独自の創意工夫が損なわれるといった懸念があります。

また、単年度、あるいは数年度で終了する補助制度を利用した場合、地域に必要な取組であっても、補助制度終了後の事業継続が困難となり、現場に混乱を生じさせることも少なくありません。

さらに、K P I の達成を過度に重視するあまり、現場の実態との乖離が生じ、本来目指すべき地域課題の解決よりも、数字をつくるのが目的化してしまうという声も聞かれるところです。

市町村によって人口構造や抱える課題は異なるため、それぞれの市町村がその実情に応じて国の支援策を適切に活用することは、地方創生に不可欠であると考えます。例えば地域の実情に応じた柔軟な活用が期待される地域未来交付金は、限られた国の財源に対し、全国の自治体が計画をつくり、その採択を競っております。そのため、県から市町村に対し、交付金の活用について技術的かつ実践的な助言を行うだけでなく、共同で計画を作成するなど、より連携を強化していく必要もあると考えます。

また、県の地域未来創造総合補助金は、地域の実情に応じた施策を可能とするものであり、市町村にその活用を積極的に促す必要があります。そのためには、事業の構築段階から県と市町村との間で継続性も含め十分に議論を重ね、地域全体にとって最適な施策を共に構築していくことが重要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、地方創生に向けた市町村との連携について、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以降は対面席にて行います。

〔若山議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの若山雅敏議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 若山雅敏議員の地方創生に向けた市町村との連携についての質問にお答えを申し上げます。

人口減少や高齢化などを背景に、地方行政を取り巻く環境は厳しさを増しております。住民ニーズは年々高度化・多様化していることから、

県と市町村がこれまで以上に連携して、三つの視点から地方創生の取組を進めているところがあります。

一つ目は、将来を見通し、布石を打つことでもあります。市町村長と知事で構成いたします新しいおおいた共創会議では、昨年度、宿泊税に対して、今後の観光振興施策の安定財源として新税の導入可否などについての議論を行ってきました。こうした市町村長との議論や観光関係者などとの意見交換を重ねて、今定例会において関連する条例案を提出しているところでございます。

二つ目は、好機を捉えて、その効果を多方面に波及をさせることであります。昨年のハーモニーランドのエンタメリゾート化構想の公表を契機としまして、地域のブランド力向上や波及効果を期待して、地元市町と共に県や関係団体などで構想の具体化を後押ししているところがあります。

日出町では、サンリオエンターテイメントと連携して、来月からJR暁谷駅の装飾リニューアルを実施するとともに、隣接する交流ひろばでは、大阪・関西万博で大きな話題となりました藻類、藻でありますけれども、藻類に扮したハローキティの展示等を予定しています。

また、杵築市では、ハローキティ空港とハーモニーライナーでつながるJR杵築駅周辺の活性化に向けた検討が進められており、県では、これらの取組と連携しながら必要な方策を講じてまいります。

三つ目は、広域的視点での地域資源の磨き上げでございます。国指定名勝耶馬溪66景の一つ、宇佐市深見地区の仙の岩は、全耶馬溪随一の大きさを誇る剣ヶ岳を有して、北九州方面から由布院に抜ける交通量の多い県道沿いにあります。地元協議会では、春の桜や菜の花、秋の紅葉など、調和をなす景観資源をいかして、県の総合補助金を活用して駐車場や遊歩道を拡張整備するなど、名勝全域での周遊促進と交流人口拡大に努めております。

引き続き、市町村それぞれの実情に沿いながら、その自主性や創意工夫がいかされるよう、

連携を強化して、地域課題の解決と将来の発展に向けた地方創生の取組を進めてまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 ありがとうございます。

午前中、我が会派の、木田議員も一般質問で述べておりましたけれども、地方税収の偏在は是正とか、そういった部分が当然それが進まなければ、東京以外の地方公共団体はますます財政の硬直化が進んで、それぞれの独自の施策が取れないといった状況になってしまうと思います。

それが解決するのが一番なんですが、それができない部分があれば、当然、今知事の言われたように、本当に県と市町村が連携して、それぞれの市町村の課題が何なのかという部分をもういつも議論しながら、国に対し解決に向けた部分をしっかりと共に構築していくというような伴走型支援の役割を是非県に担っていただきたいと思います。日頃からの連携が取れておれば、いわゆる物価高騰対策とかそういった緊急的な対策にも、当然何がこの市町村には必要なんだという部分もすぐに分かって取り組めると思います。そういった部分も含めて今後の市町村との連携、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、2点目、地域の産科医療体制の確保について伺います。

少子化対策を推進する上で、安心して子どもを産み育てられる環境づくりは極めて重要であります。その基盤となる地域の産科医療体制の確保は喫緊の課題であり、私は去年の一般質問において、地域の分娩施設の現状について質問いたしました。

その後、県においては、妊婦検診を実施する産科医療機関に対する施設整備費の助成や、分娩数が前年度を5%下回る分娩取扱施設に対する人件費の助成など、様々な支援策が実施されていることは承知しております。しかしながら、依然として地域における分娩体制の維持には大きな不安が残っていると感じております。

分娩は、いつ、どのような緊急事態が起こるか予測できない救急医療であり、分娩を取り扱う施設は、分娩数の多寡にかかわらず、365日24時間対応できる体制が求められておりま

す。そのため、産科医師は常時拘束される状況にあり、休暇取得や働き方改革に対応するためには、複数医師による診療体制や当直体制の確保が不可欠です。

また、安全な分娩体制を維持するためには、助産師や看護師についても、日勤・準夜勤・深夜勤を含めたシフト体制を維持する必要がある、一定数の人員配置が欠かせません。しかし、特に周辺地域においては、産科医師の高齢化や担い手不足に加え、助産師、看護師の確保も困難となっており、分娩の取扱いを休止し、又は廃業する施設が増えているのが現状であります。分娩施設の減少や集約化が進めば、移動による妊婦の身体的・精神的負担や緊急時の対応への不安がさらに高まることが懸念されます。

加えて、医師の働き方改革が進む中、現場では限られた人員で地域の周産期医療を支えている実情があります。

少子化対策を推進する県としては、妊婦自らが望む地域で安心して出産できる環境を維持するため、分娩施設への財政支援にとどまらず、産科医師や助産師、看護師の確保と育成、広域的な医療連携、搬送体制の強化、そして医療従事者の勤務環境改善への支援など、持続可能な周産期医療体制の構築が不可欠であると考えます。

こうしたことを踏まえ、地域の産科医療体制の確保について、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 地域の産科医療体制の確保についてでございます。

県では、出生数の減少に伴い、地域の分娩施設が減少している中でも、安心して子どもを産み育てられるよう、地域の産科医療体制の確保に努めているところでございます。

令和6年度からの第8次大分県医療計画では、周産期医療圏を三つに再編しており、現在、一次から三次までの医療機関が、搬送体制も含めて広域的に連携する周産期医療ネットワークを構築しております。

こうした中で、分娩件数が減少している医療

機関に対しては、診療継続に向けた支援を行っているところでありますが、やむを得ず広域移動を余儀なくされる妊産婦の負担軽減も重要であります。

県は、国の制度に先駆けて、最寄りの産科まで20キロメートル以上離れた妊産婦を対象に、検診等に係る交通費や宿泊費を支援しています。公共交通機関が少なく、自家用車移動の多い本県の実情に合わせ、補助対象の距離要件を国の基準より緩和しており、昨年度は産科不在地域など、12市町村の395人が利用したところであります。

今年度からは、新たに不妊治療や産後ケア、乳幼児健診に伴う移動も補助対象に追加したほか、タクシー代と宿泊費の助成上限額を引き上げ、さらなる負担軽減を図っております。

産科の人材確保に向けては、自治医科大学や大分大医学部地域枠制度のほか、産科を志す医師への研修資金の貸与により、現在45人が県内各地で診療に当たっております。

また、令和6年度からは、地域枠において、医師不足が課題となっている産科などを特定診療科に位置付け、専門研修を通常より長く受けられるインセンティブを設けることで、さらなる確保に努めております。

さらに、分娩件数が減少する中で、助産師を対象に分娩介助スキルの維持向上を目的とした研修を実施しており、昨年度は90人が受講したところでございます。

職務環境の改善に向けては、産科医療機関において分娩1件ごとに医師や助産師に手当を支給する経費を助成しているほか、県の医療勤務環境改善支援センターでは、社会保険労務士が福利厚生等の相談に応じてきております。

今後とも、こうした取組を通じまして、持続可能な産科医療体制の確保に努めてまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 ありがとうございます。

県として様々な取組をいただいているのは重々承知しているところでございますが、本県の今現在の、特に県南、県北の、そういった周辺地域の産科医療の実態をどう把握している

のか、そして少子化対策において極めて重要な課題である今後の産科医療に、本当に今直面している実態がそれぞれの病院にあるわけなので、そこをどういうふうに、具体的にどのように対応していくのかをこども政策局長にお伺いいたします。

嶋議長 小野こども政策局長。

小野こども政策局長 お答えいたします。

県内の分娩施設でございますけれども、出生数の減少などに伴いまして、現在25か所ということですが、これは10年前に比べて12か所減少しております。また、分娩施設が所在しない市町村は8市町村ということになっております。

また、現在分娩の取扱いを継続していただいている施設においても、人員の体制確保が厳しくて、分娩取扱件数を調整している施設もあるというふうに承知しております。

こうした状況を踏まえまして、さきほど知事からも答弁申し上げましたけれども、令和6年度から周産期医療圏を東部と北部と中南西部という三つに再編しておりまして、広域連携に取り組んでいる状況にあります。

少子化による経営が厳しい地域の分娩施設の状況というのは、国にも理解をいただいております、議員からも御紹介ありましたけれども、6年度の国の補正予算で創設をされました施設の維持に向けた補助制度、こちらについては7年度にさらに拡充をされておりまして、本県では2年間で21の施設に支援をするというふうにしております。

県として、引き続き国に対して地域の実情を伝えて、支援策の拡充等を要望しながら、知事から答弁申し上げたような取組を総合的に推進して、産科医療体制の維持確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 地域医療の現場は、産科のみならず、全体として医師や看護師等が不足している状況でもありますので、その地域医療の体制維持に向けても努力していただきたいと思いますと思うんですが、特に言いましたように、地域の産科医療はその

課題が顕著に出ている状況でありますので、早急に対策をまた広げていただきたいと。

現在、国において、分娩費用の公的保険適用体制についての議論がなされているというところでもありますけれども、述べたようになかなか地方の実態が伝わらずに、そこまで、周辺部の医療体制の維持までの議論に十分、まだまだその辺は不十分だというふうに思っていますので、是非今後も、国への要望等々含めて、よろしくお願いしたいと思います。是非地域の産科医療体制維持に向けた施策をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、3点目、地域の芸術文化・スポーツの振興についてお伺いいたします。

本県では、芸術文化・スポーツを活用した観光振興や交流人口の拡大による地域活性化に取り組んでおられます。しかしながら、県立の美術館やスポーツ公園などは都市部に設置されているため、周辺地域においては、芸術文化やスポーツを日常的に楽しむ環境が十分に整っているとは言い難い状況にあります。

また、人口減少や少子高齢化の進行により、地域における芸術文化やスポーツ活動の担い手である指導者や運営団体の不足が深刻化しております。

その結果、地域住民が芸術文化やスポーツを自ら行い楽しむ機会が減少するとともに、現在進められている中学校部活動の地域展開も円滑に進んでいるとは言い難い状況にあります。

指導者の確保と育成を通じた地域の組織基盤の整備が急務となっていると感じております。

さらには、県は芸術文化をいかした観光振興や、スポーツを通じた交流人口の拡大を掲げております。芸術文化においては、県内各地の文化資源を活用したカルチャーツーリズムの振興や、スポーツでは、先日コースが発表されたツール・ド・九州などの大規模イベント誘致やスポーツツーリズムの推進が必要です。

これらの取組の効果を周辺地域まで波及させるためには、県の芸術文化やスポーツ、観光、地域振興、教育などの関係部局に加え、市町村

と連携していくことが重要であると私は考えます。

こうしたことを踏まえ、地域の芸術文化やスポーツの振興にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いいたします。

嶋議長 上城企画振興部長。

上城企画振興部長 お答えいたします。

県では、市町村はもとより、教育や観光分野など、多様な主体と連携し、芸術文化・スポーツの振興を推進、奨励しております。

まず、芸術文化では、県内様々な芸術団体の協力の下、指導者や実演者の学校・地域への派遣、県立美術館等へのこども招待などを毎年度継続しておりまして、昨年度は全市町村で実施し、参加人数は1万2千人を超えております。参加者からは、初めての体験、身近な素材で作品ができた等の多くの声が毎年度届けられております。

次に、スポーツの分野では、令和2年度に県や市町村、関係団体等と協働で、スポーツ合宿誘致推進協議会を創設いたしました。昨年度は過去最多の30件を誘致できました。受入れ市町村も、令和2年度の4市から年々増加しておりまして、今年度は宇佐市を含む9市で各種スポーツ合宿が予定をされております。

ツール・ド・九州の開催地も、今年で7市町と県内各地に展開いたしまして、昨年の大会では、県内外から約4万4千人を集客いたしまして、地域経済にも寄与しているところであります。

今後も、合宿や大会誘致に新規に取り組む市町村に、これまで培いましたノウハウを伝え、進展させたいというふうに考えております。

また、公認スポーツ指導者の養成・確保や総合型クラブの充実等により、多様な世代が身近な地域でスポーツを楽しめる環境整備を市町村と連携して進めてまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 芸術文化やスポーツの振興のために県が取り組む各施策は、県民生活の活性化や、今言われました観光振興や交流人口の拡大に寄与するために、すばらしい事業だというふうに

私も思っております。見て楽しむという部分だけではなくて、それぞれの地域住民も含めた県民が、それを見て是非やってみたいとか、体験してみたいとか、そういった部分で、自分が行うことの楽しさ、それがまたずっと学生の間だけじゃなくて、社会人になってからもずっと続けられるような、地域における基礎体制というか、そういったものができていけば、地域の指導者もどんどんどんどんと育て上がってくるといふふうにも思っていますので、いろんな施策を進める上でも、まずその基礎をしっかりとつくるといことも大事だと思っております。

今後も、そういった市町村の運営団体等々の支援も含めてよろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、4点目、中山間地域の農業振興について伺いいたします。

県では、今年度、組織体制の見直しにより、農業の成長産業化に不可欠な農地集積・集約化など、農地の有効活用や地域の特性をいかした農業・農村の活性化による持続可能な営農をさらに推進していくため、水田畑地化・集落営農課を農地活用・営農推進課へ改称され、地域営農や農地の有効活用に取り組む体制が整えられました。この組織改正が中山間地域の農業振興の推進に寄与するものと期待しているところであります。

これまで県は、もうかる農業の実現に向け、園芸品目などの主要作物の規模拡大を中心とした施策を推進してきました、しかしながら、中山間地域においては、農地が狭小で基盤整備も十分とは言えず、水稻を主体とした小規模経営が多いのが実情であります。そのため、こうした成長型の施策が地域全体に広がりにくい状況にあると認識しております。

また、中山間地域では、人口減少と高齢化が急速に進行しており、農業従事者不足は深刻さを増し、将来にわたる地域農業の維持が危ぶまれている状況にあります。

加えて、中山間地域の農業は、専業農家のみならず、兼業農家によっても支えられている現実があります。特に米作については、地域の多

くの兼業農家が農地を守り、営農を継続していることで成り立っている側面が大きいと考えます。

中山間地域の農地は、食料生産にとどまらず、水源涵養や土砂災害の防止などの多面的な機能を有しており、その維持は県民生活の安全・安心にも直結するものであります。

また、本県の耕地の約7割が中山間地域に存在していることを踏まえれば、中山間地域の農業をいかに維持していくかは、本県農業全体の根幹に関わる重要な課題であると認識しております。さらに、米の安定生産や自給率向上の観点からも、その役割は重要性を増しております。

こうした現状を踏まえれば、収益性の高い作物の規模拡大に加え、農地を守り地域を維持するための守る農業、すなわち維持型農業への支援を強化していく必要があると考えます。

とりわけ中山間地域においては、兼業農家も含めた多様な担い手が農業を継続し、さらには持続可能な形で次世代につないでいく仕組みづくりや、水稻を基盤としながらも一定の所得を確保し、自立可能な経営につなげていく視点が重要であります。

そこで、今回組織改正された農地活用・営農推進課における具体的な取組を含め、中山間地域の農業振興に今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

嶋議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

本県農業の成長と持続的発展には、耕地の約7割を占める中山間地域の振興が不可欠であります。

県では、今年2月に中山間地域農業・農村活性化指針を定め、担い手・農地・集落機能の三つを柱に新たな体制で取り組んでいるところでございます。

担い手対策では、収益性の高い経営体の育成、確保と併せまして、多様な担い手が営農継続できる環境づくりを進めることが重要と考えております。

遊休農地等を再編した宇佐市安心院町では、規模を拡大したぶどうの経営体に触発された若

者が就農するといった好循環も生まれております。

また、防除や収穫の農作業受託など、労働力の補完を担うサービス事業体の体制を強化し、兼業農家等の営農継続を下支えするといった環境づくりを進めております。

農地対策では、地域計画の磨き上げを契機に、意欲ある経営体に優良農地の集積・集約化を加速させる取組も行っているところであります。

さらに、集落機能の維持に向け、地域の販売・交流拠点を担う直売所の魅力を高め、地域のにぎわいづくりを支えるとともに、現在、国で見直しが進んでおります日本型直接支払制度の状況を踏まえ、活用の拡大を働きかけることとしております。

こうした取組を市町や関係団体と共有いたしまして、中山間地域農業の活性化を進めてまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 ありがとうございます。

我が会派としても、これまでも農地を守り、地域を維持するための守る農業、その大切さについて取組の必要性を訴えてまいったところがあります。

今、部長の言われたような様々な取組の中で、どうしても企業参入とか、そういった部分を含めて、そこの企業、例えばぶどう団地とかで働きながら農業に、またそこと兼業できるとか、いわゆる普通のいろんな企業で働きながらも、農業に従事できる、兼業できる、そういった方たちも増やしていかないと、もう特に周辺部においては高齢化が進み、後継者不足といった部分が、本当にもうあと10年もすれば誰もできんことになるなという声をよく聞くところです。

是非積極的に、今後も、農地を守る、中山間地域の農地を守るという、そこにもう一度立ち返って、その取組を進めていただきたいと思います。

もう米作、今、米の価格が上がって、今だいぶ落ち着いてきたんですけども、またこれが逆に落ち過ぎないように、本当に米をすることで生活ができるような農業、そういった部分を

守る農業についてもしっかりと取り組んでいただきたい。そのために今回の組織改正、期待するところがございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、5点目に移ります。山林における防災・減災対策についてであります。

近年、線状降水帯の発生などによる集中豪雨が全国各地で頻発しており、本県においても、山間部からの鉄砲水や急激な出水、土砂流出による被害が大きな課題となっております。

こうした中、本県では、砂防・治山ダムの整備や急傾斜地崩壊対策、地滑り対策の推進など、防災・減災に向けた取組を進めておりますが、近年の降雨の頻発・激甚化を踏まえると、従来型のハード対策だけでは対応が困難な局面も増えているのではないかと考えます。

特に山林においては、所有者の高齢化や不在地主の増加、さらには林業従事者不足などにより、間伐や下草刈りといった適切な森林整備が十分に行き届かず、森林の荒廃が進行している地域も見受けられます。

こうした状況は、森林が本来有する保水機能や土砂流出防止機能の低下につながり、結果として下流域における洪水・土砂災害リスクを高める要因ともなり得ると懸念しております。そのため、早急に山林の状況把握を進め、山からの急激な出水を防ぐための対策を講じていかなければならないと考えます。

国においては近年、流域治水の考え方を打ち出し、河川管理者だけでなく、森林、農地、都市計画など、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、治水対策を進める方向性が示されております。この流域治水の取組と連携した森林整備・治山対策を推進することによって、流域全体の安全・安心を確保していくことが、災害に強い県土づくりを掲げる本県にとって重要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、山林における防災・減災対策について、今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

嶋議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

気候変動の影響による水害の頻発・激甚化等に対応するためには、流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組が重要と考えております。

そのため、県内では、山国川水系などで九つの流域治水プロジェクトを策定いたしました。氾濫を減らすため、上流域の森林整備や治山対策を講じているところでございます。

土砂災害の防止など、公益的機能の維持に不可欠な森林整備については、精度の高い森林資源情報の把握や担い手の確保・育成、公共造林事業の予算確保等に取り組んだ結果、整備面積は着実に増加しております。

特に、洪水緩和機能を高める保育間伐は、今年度から県独自で補助率をかさ上げし、整備を促進しているところでございます。

また、流木の発生抑制に効果の高い河川沿いの人工林の伐採による広葉樹林化など、市町の取組も進んでおります。

治山対策では、県内の山地災害危険地区において、土石流発生のおそれがある溪流での治山ダムの設置や、崩壊した山の斜面を安定させる緑化工等の治山事業を計画的に進めているところでございます。

今後も、計画的な森林整備と治山対策を行い、山林における防災・減災対策を推進してまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 ありがとうございます。

いろんな対策を取っているということは私も存じておりますし、地域の方も知っているんですけども、それに対して、多くの地域住民の方から、本当に山の荒廃が思った以上に進んでいるという声があります。ある程度、国、県、市の公有林では、当然整備ができていて、なされているわけなんですけれども、地主が不在の山林や、高齢化で山に全く入れていない状況の山林などがこの頃、目につきます。

そういった山では、木がどんどん膨れ上がって、この山、いつこんなに大きくなったんだろうというような状況になっています。

そういった山の荒廃が進んで、豪雨のたびに出水が激しさを増しているというのが実態であ

りまして、住民の方から声いただくたびに、県土木や振興局なんかにも行って話をして、場所を見に行くんですけども、そのときにはもう水出た後なんですね。出た後というか、今の山の水の状態というのは、以前ですとちょろちょろといつも流れていた川や、もう全く日頃は流れていない川というか沢が、雨が降ったらばあっと流れてしまいます。本当に山の状況が誰も分からないというような状況の山が多いというふうに聞いています。

そういった部分で、何とかできないかという話をするんですけども、有効な支援事業がないんですね。

線状降水帯による豪雨が頻発する昨今、県民の不安解消に向けて、出水対策、新たな支援策が必要だと考えます。今まで言いましたように、砂防ダム等、治山ダム等の取組、本当に評価しており、住民の方も喜んでいるんですけども、しかし、これらはあくまで土砂を防ぐためのものであり、水の流れが変わったとか、水に対するその出水、水害対策というのが、なかなか有効な事業がないということで断られる。

そうなると砂防ダムとか造っても仕方がないということで、事業を取りやめる地域もあると聞いております。

そういった部分で、何とか新しい施策支援事業とかいう部分を考えるという県の認識はどうでしょうか、お伺いしたいと思いますが。

嶋議長 石井農林水産部長。

石井農林水産部長 お答えします。

近年は、災害の激甚化によりまして、本県においても想像をはるかに超えるような豪雨、あるいは出水というのに見舞われておりますのは、さきほど議員御指摘のとおりでございます。

こうした豪雨の際に、住民の、県民の皆さんの安全を確保するというためには、さきほど答弁で申し上げたような森林整備であったりとか、谷止工であったりという治山事業、それから市町村のほうでは、河川沿いの、あるいは沢沿いの人工林の伐採というところで協力していただいておりますけれども、こうしたハード対策ではなかなか難しいケースもあるというふうに

やっぱ承知しております。

山からの出水が発生するような緊急時の対策といたしましては、住民の皆さんに対する山地災害危険地区といった情報提供、あるいは避難体制の構築といった事前のソフト対策も、これも重要じゃないかというふうに認識しております。

このため、県では、ハード対策に加えまして、市町村と連携いたしましたハザードマップの作成でありましたり、あるいはその周知、そして早期の避難支援などのソフト対策をしっかりと行うということで、総合的な防災・減災対策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 言われたとおり、ソフト対策も重要だと思いますし、まず山の状況、本当にどのくらい荒廃しているのかという部分の調査、把握も必要だろうと思います。

それも、またソフト対策に使える部分でもありますし、森林環境譲与税等々使った形でのドローンでの調査とか、そういった部分をどんどん広げていただいて、是非山の状況把握、そしてそれに対応した施策、ハード事業も必要だったら県から国に要望していただきたいと思えますし、そういった取組もしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の県道整備に移りたいと思えます。

県道は、地域間を結び、地域住民の生活を支える非常に重要な道路であり、中心部の県道については、整備が着実に進められていると認識しております。

一方で、市境に位置する県道については、整備の遅れが顕著であり、計画こそ存在するものの、数十年にわたり具体的な進展が見られないという箇所も少なくありません。

市境の県道は、地域住民の日常生活を支える重要な生活道路としての役割を担っており、沿線の住民からは、安全性や利便性の向上を求める声が数多く寄せられているところです。また、観光振興や地域間交流を促進する基盤としても、大きな可能性を有していると考えます。

現在、地域住民の声を反映し、多くの県道の拡幅や改良工事が行われていることは承知しております。

しかしながら、宇佐市においても、県道鳥越湯布院線（6 1 7 号線）や主要地方道宇佐本耶馬溪線（4 4 号線）といった路線では、現在工事が活発に行われておりません。特に市の周辺部を結ぶ路線では、未改良区間が残っており、地域住民への説明も不足しているとの声も聞きます。主要地方道宇佐本耶馬溪線については、中津市及び宇佐市の両市から、その路線の工事再開に向けた要望がなされているところであり

ます。周辺部の路線は、交通量が少ないため、予算の制約などの理由により優先順位が低く設定されがちであり、その結果、計画どおりの整備が進捗していないのではないかと推測しているところです。しかし、地域住民の生活を支え、地域間交流にも資する県道の整備は、本県にとって大変重要な課題であります。

そこで、県道の整備について今後どのように進めていくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

県道の整備においては、おおいたの道構想2024に基づき、道路に求められる役割や利用状況、地形条件などを総合的に勘案しながら進めています。

市境など中山間部に位置する県道では、未改良区間が多く残されていますが、地形条件が厳しく、抜本的な改良に多額の費用や長い年月を要するのが現状です。このため、待避所設置等の局所的な改良を組み合わせた1.5車線の道路整備を行うなど、早期の効果発現に取り組んでいるところです。

議員御指摘の県道鳥越湯布院線の釜ノ口地区では、令和5年度に事業化し、現在、測量・設計を進めておりまして、早期工事着手を目指しております。

県道宇佐本耶馬溪線では、見通しが悪くすれ違いが困難な箇所等の課題があることを認識し

ておりまして、昨年度、山口地区の方々と現地で意見交換を行ったところでございます。引き続き整備の在り方について検討してまいります。

今後も、地域の方々との対話を重ね、効率的・効果的な道路整備に取り組んでまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 ありがとうございます。

少し地元に入ったということで、地元の人たちからも声は聞くんですけども、県道鳥越湯布院線、塚原高原を通る景色のいいところで、改良が進んでいるということでありまして、しかし、今回の改良で若干変わるとは思いますけれども、宇佐市に入ると、すぐ道が狭くなって大型車も通りにくくなっているところでありまして、日出生台の演習中、宇佐市深見からずっとこの線を利用する方も増えるという部分であります。そしてまた、さきほど言いました景観のよいところでもありますので、改良が進めば、交流はもとより観光振興にも十分つながる道だと思っております。宇佐本耶馬溪線についても、最初はバイパス造るといった話で、地権者の方も、もうそれは三十数年前ですけれども、同意して喜んでいた部分が途中で頓挫してしまったという計画になっていますので、その辺の整備状況も含めて、十分また地元と話をしながらやっていただきたいと思います。

どうしても各土木事務所の事業予算の確保、これが重要になってくるとは思いますので、是非知事、予算確保も含めて住民要望が通りますよう、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、最後、ギャンブル等依存症に対する取組についてお伺いいたします。

ギャンブル等依存症（病的賭博）は、個人の意思の弱さによるものではなく、脳の報酬系が関与する行動の依存症であり、WHOが認定する脳の疾病、つまりは病気的一种であると認識しております。

この病気には、負けが続いてもやめられない、生活や人間関係に支障が生じても続けてしまうといった特徴があります。また、回復に向けた取組を誤った場合、さらに深刻な状況を招く可能性が大きいので、ギャンブル等依存症に苦し

む御本人や御家族を対象とした支援団体が複数存在し、回復に向けた支援活動が行われております。

ギャンブル等依存症は、御本人や御家族が問題を抱え込み、表面化しにくいことから、正確な実態把握は困難な状況にあります。しかしながら、多重債務、家庭不和、離職による生活困窮など、深刻な影響を及ぼすことから、地域社会全体の課題として認識すべきものと考えられています。

本県では、国の基本計画に基づき、大分県ギャンブル等依存症対策推進計画第2期を策定し、若年者に対する教育や啓発活動による発症予防、相談拠点や医療提供体制の整備による進行予防、社会復帰への支援による再発防止、対策に関わる人材の育成などの取組が行われています。

特に、相談拠点機関であるところとからだの相談支援センターを中心として、相談支援体制の整備や医療機関との連携が図られつつあります。

しかしながら、病気そのものや支援制度に対する認知度が不足しているため、受診や相談への心理的ハードルは高く、早期発見、早期介入につながらないケースも少なくないと考えられます。

今後は、ギャンブル等依存症の実態把握に努めるとともに、教育現場や職場などによる教育・啓発、幅広い世代の理解促進を図るべきです。

また、相談窓口の環境整備も行う必要があると思います。

加えて、回復支援施設や自助グループ、さらには家族の会など民間支援団体も当事者に寄り添った支援を行うなど、ギャンブル等依存症対策にとって重要な役割を担っています。これらの支援団体と情報共有、人材育成などにおいて連携を一層強化して、切れ目のない包括支援体制を構築していくべきだと考えます。

そこで、支援団体との連携を含め、ギャンブル等依存症対策に今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、大分県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、次の対策を講じております。

まず、相談支援については、ところとからだの相談支援センターにおいて、昨年度72件の来所相談を受けており、この件数は5年間で約5倍に増加しております。センターでは、医師や心理士が医療機関や自助グループの紹介など、丁寧に対応しております。

医療の提供については、昨年度県内で初めてギャンブル等依存症の治療拠点機関として、1病院を選定したところでございます。

また、支援者を育成するため、医療や教育関係者などを対象に、ギャンブルを含む依存症の研修会や事例検討会を開催しており、昨年度は187人が参加いたしました。

さらに、民間団体との連携も重要です。自助グループや家族の会の活動への助成や各団体を紹介するフォーラムの開催支援のほか、家族教室や連絡会などの学習や情報交換の機会を提供しております。

今後とも、関係機関や団体と連携しながら、ギャンブル等依存症対策の充実に努めてまいります。（拍手）

嶋議長 以上で若山雅敏議員の質問及び答弁は終わりました。

次に、上程案に対する質疑に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員 上程議案に対する質疑を行います。日本共産党の堤でございます。よろしくお願いいたします。

今回補正予算が中東情勢の影響などを踏まえた対策として提出されておりますが、このような経済的な問題の元をたどれば、中東情勢の悪化など、国際情勢の不安定さから来るものになります。県民の暮らしの安全は、平和な大分県であるかどうかに係っております。

6月20日から30日まで、日出生台や十字原演習場、大分港などで、11回目となる米海兵隊と自衛隊の日米共同訓練が行われる予定となっています。訓練の内容として、大分県内

の参加人員は4, 840人で、日出生台では日米による上陸戦闘や射撃、患者輸送、十文字原では航空機の燃料補給と後方支援、オスプレイも6機使用予定とされております。

日出生台での自衛隊演習で、昨年は落雷で2人死亡し、今年は戦車の砲塔内で暴発し、4人が死傷しました。自衛隊員の命が失われたことに哀悼の意を表します。再発防止策をしっかりと国に要望するものです。

今回の訓練では、対戦車ミサイルや新しい武器が使用されます。先日、防衛省へ戦車事故や共同訓練などの中止を求め、オンラインで要望いたしました。

そうしたことを踏まえて、以下について答弁を求めます。

まず、物価高騰や資材不足の原因は、無法なイスラエルとアメリカによるイラン戦争であり、和平合意に17日達したといっても予断は許しません。戦争そのものの完全終結を国に求めること。

次に、大分県として、5月27日に早期・適切な情報公開、開示や安全管理の徹底など、九州防衛局に申入れをしています、その回答はどうであったのか。

次に、現在までに戦車の暴発事故の原因が明らかにされていません。暴発した弾薬が敷戸弾薬庫から搬出されたものであれば、敷戸住民にとっては大変危険な状況になります。国の事故の真相解明の公表を待つのではなく、県民の安全に責任を持つ県として、国に調査を求めるべきであります。

次に、今回の共同訓練で、使用武器の拡大が行われようとしています。正に訓練の拡大としか言いようがありません。県として、将来にわたり縮小、廃止を訴えている以上、今回の共同訓練の中止、及び将来にわたる縮小、廃止を訴えている来年の米海兵隊による実弾砲撃訓練の中止を求めるべきです。

以上、答弁を求めます。

嶋議長 ただいまの堤栄三議員の質疑に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 堤栄三議員の日米共同訓練についての質疑にお答えいたします。

中東情勢について、これまで国は外交努力や邦人保護、関係国との連携などに取り組んできたことを認識しております。

外交は国の専管事項であります、紛争の長期化による物価高騰や経済への影響は、県民生活にも関わる問題であります。さきに署名されたとされています戦闘終結に向けた覚書に基づき、早期に事態が収束することを期待しております。

日米共同訓練については、県では訓練日程の発表後、直ちに九州防衛局を訪れ、地域住民の不安解消のため、万全の措置を講ずるよう要請を行いました。先方からは、防衛省と陸上幕僚監部にしっかりと伝えて、実現できるようにするとの回答をいただいたところであり、県としても、国、地元市町と連携して、住民の安全・安心に向けて取り組んでまいります。

また、戦車事故についても、早急な原因究明と安全確保について改めて要請を行ったところであり、調査結果が判明すれば、説明を行うとの回答をいただいております。

最後に、日米共同訓練や米海兵隊による実弾射撃訓練は、国の責任で行われるものですが、毎年全国各地で他国軍との演習が実施され、本県でも地域住民の負担が増してきていることは私も承知しております。

今回、こうした大規模な訓練が連続することがないよう、改めて要請したところであり、今後も地域住民の安全確保と不安の解消につながるよう、地元市町と協力しながら取り組んでまいります。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 特に戦車の暴発事故の問題について、砲塔のね。結局その原因が明らかにされていない、今、調査中と。ということは、砲弾の可能性もあるということでしょう、砲弾そのもののね。その砲弾が一体どこから運ばれてきたというのは秘匿しております。どこからというのは明確にしています。しかし、通常で考えれば、大分分屯地のほうから運ばれてきたというのが通

常臆測で考えられるんですね。

そうすると、あそこにはかなり多くの住民が住んでいる。そうなれば、やはり住民の方々にすれば、そういう危険な砲弾の上に住んでいるのかというふうな思いを持たれるのは当たり前だと思うんですよ。そういう問題について、国に対してやっぱりきちっとそういう調査をするべきだと、敷戸弾薬庫の中の砲弾もね。というふうな立場を取るべきだと思うんだけど、そこら辺はどうか。

嶋議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 さきほど議員がおっしゃられたとおり、砲弾がどこから運ばれているのかとか、どこにどういった弾薬が保管されているのかというのは明らかにされておりません。

そういった中で、我々も敷戸にあります大分分屯地の火薬庫については、住民に対してしっかりと説明してほしいということは度々、機会あるごとに九州防衛局に対して申し上げているところでございまして、引き続き、そういった情報の開示、あるいは住民のためになる情報の提供については、求めていきたいというふうに考えております。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 住民説明会は、あそこ敷戸で一遍やったんですけどもね。しかし、それで、その後はなかなか開かれていない。今回の暴発事故において、敷戸のほうでは説明されていないんですね、当然、説明会そのものが開催されていない。だから、こういうふうな説明会を求めると、敷戸の団地の住民のための説明会をやったり求めるというような立場を取るべきだというふうに思います。これ一つ目。

それと、もう一つは、よく国が専管事項というふうに言われます。確かに防衛、外交は専管事項ですね。しかし、県民の安全を守るという立場、これは正に県がそういう地方自治法の規定の中でやらないかん、これは責務ですよ。

だから、そういう点で、さきほど言いました敷戸弾薬庫での住民の不安な思い、これは安全ですよ、地域住民の安全、それを地方自治法の方針に基づいて、県としてやはり、県として主

体的にそういう説明をきちっと求めるということ、これはもう絶対防衛省、九防でもどこでもいいんだけど、するべきだと思いますよ。そういう立場になるのかどうかというのを最後、聞きます。

嶋議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 さきほど申し上げましたとおり、敷戸にあります大分の分屯地の火薬庫については、私、昨年の4月に就任してから、分屯地のトップの人と会う人もかなりありますし、九州防衛局の職員ともお会いしていることはかなりありまして、そのたびごとに、やはり住民の方が安心できるような情報であれば積極的に開示すべきではないかというような話はさせていただいております。

正に地域住民の安全を守るというのが地方自治体の役目であるというふうに思っておりますので、こういった訓練の発表があった際には、九州防衛局に出向いて、そこら辺の安全確保であったりですか、情報開示については重ねて要請しているということでありまして、住民の安全を守るという立場というのは揺るぎないということでございます。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 それは非常に大切なことですからね、それはその立場で貫いてほしい。

それと、県道104号線越えの協定は結んで、その問題については将来的には廃止、縮小をやるよというふうに規定されているよね。日米共同演習については、そういう規定がないわけですよ。しかし、こういうふうな規定を、米軍が関わった、また英国軍が関わった、そういうふうな訓練に対しては、やはりこういうふうな協定をきちっと、県道104号線越えのような協定を結ぶべきだと思うんですよ。こういう立場に立つかどうかというのを最後、聞きます。

嶋議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 県道104号線越えの米軍の実弾射撃訓練は、キャンプ・ハンセンの負担軽減、沖縄の負担軽減ということで、全国5か所の演習場で分散実施されるということでありまして、今回の日米共同訓練は、自衛隊の訓練

が外国部隊との共同でやるという訓練でございまして、その成り立ちが違ふというのは議員も当然御存じかと思います。

その上で、ただ、日米共同訓練や他国軍との訓練については、地元住民の方の、やはり規模も大きくなりますし、外国の部隊が来ますし、そうすると、航空機の飛来とかも増えるということで、不安を感じているということは我々も十分承知しておりますので、度重なる要請というのは行っているというところでございます。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 是非中止を求めてもらいたいと。

次に行きますね。次に、中小事業者支援についてです。

中東情勢の影響など踏まえた対策として、LPGガス等価格激変緩和対策だとか、保証料ゼロの県制度融資の融資枠の拡大などなど、今回補正予算が上程をされております。

こうした支援も必要だと考えますけれども、これだけでは県内の中小企業の支援としては不十分だと思います。ですから、直接的な支援をするべきではないかと。

イラン戦争に伴う中東情勢の悪化によって、ホルムズ海峡が封鎖されて原油が世界的に滞っていると。高市首相は、流通の目詰まり、石油は確保しているとして、中小零細事業者への具体的な直接支援を取ろうとはしていません。

私、県内の中小零細事業者と、いろんな方とお話をしました。自動車関連事業者からは、又は建築塗装事業者からは、シンナーが入ってこない。塗料が品薄で単価が上がった。廃業が出てくるのではないかと。外壁の塗装ができないので足場を組めないでいるなどなど、たくさんの方の声を聞きました。こういう事業継続への不安が本当に多くの方から語られたんですね。

そこで、必要な資材が入手できずに売上げが減少した事業者へのコロナ禍のような持続化給付金、家賃支援給付金、休業補償や固定費の助成をつくるべきだと思います。

次に、中小企業向け融資については、保証料だけではなくて、金利も免除するような措置をするべき。

石油関連製品の需給の実態を把握して、国民生活に欠かせない分野への優先供給や価格の安定に取り組むべきだと。

次に、電気代や燃料費高騰によるかかり増し経費への助成を行うこと。

次に、県内の病院関係者からも、ビニール関連業者から3割、4割の値上げを言われたとか、発注しても全量入るかどうかわからないとか、そういうことを言われました。医療関係への必要な資材が届く体制を取るべきと考えますけれども、答弁を求めます。

最後に、中東情勢悪化の影響を受ける事業者や県民に対して、簡単な申請の県税の納税猶予だとか免除の拡大をすべきと考えますけれども、以上、答弁を求めます。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 私のほうからは、中小事業者支援についてお答えいたします。

まず、コロナ禍における持続化給付金などは、国の支援制度でありまして、現在行っておらず、県独自の持続化給付金や家賃支援給付金などの創設は、現時点では想定しておりません。

次に、中小企業向け制度融資について、金利に保証料を加えた負担率では、九州各県の同様の資金と比べ、大分県は最も低利な状況で運用しているところでございます。現在、金利上昇局面においても、いまだに低い水準でありますので、現時点での金利の免除は考えておりません。

次に、石油関連製品の需給状況について、引き続き県内事業者への影響把握はしっかり努めてまいります。一方、優先供給や価格の安定化は、国が責任を持って対応すべき事項でありまして、県独自での対応は困難だと考えております。

また、電気代や燃料費のかかり増し経費への支援は、対象範囲が広く、多額の財政負担を伴うため、まずは国による全国一律の支援が基本だと考えております。現在、国がガソリン価格等の負担軽減措置を講じているほか、今後、電気、都市ガス料金への支援も予定されているところであります。

県では、国の取組を補完する特別高圧等への補助に加え、制度資金による資金繰りや再エネ設備の導入支援など、事業者の経営基盤の強化に資する取組を進めてまいります。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 私からは、医療現場への支援についてお答えいたします。

中東情勢の影響に伴います医薬品や医療物資の供給状況については、県内全ての病院、診療所、薬局など約2,500か所を対象に、国の災害時の医療情報システムを活用して随時報告をいただいているところです。

これまでに22の施設から納品数量の不足や価格上昇などの報告があり、個別に状況を確認しております。このうち2か所については、国が備蓄している医療用手袋の放出への申請を促したほか、他の施設においては、確保している在庫や代替品への切替えなどで対応していると伺っております。

また、国においては、安定供給に向け対策本部を設置し、対応が必要な品目については製造メーカーへの状況調査や目詰まり解消に向けた調整を行い、これまでに61品目の解決を図ったところでございます。

引き続き国の動向や医療機関の状況を把握しながら、支援に努めてまいります。

嶋議長 若林総務部長。

若林総務部長 県税についてお答え申し上げます。

県税においては、事業の継続や生活の維持が困難となるおそれがある場合の納税猶予、あるいは災害等で被害を受けた場合の減免など、税制上の救済措置が設けられております。

まず、猶予の申請については、猶予の可否を適正に判断しますため、確認方法が法令で規定されておりまして、御提案の簡素化については、基本的に法令上の手当が必要と認識しておりますが、書類の作成等については丁寧な説明など、対応に努めてまいりたいと考えております。

また、次に、減免でありますけれども、天災その他特別な事情がある場合に限定されておりまして、今般の中東情勢の影響を受けた方を例

えば一律減免するというについては、租税負担の公平性の観点から、これは慎重に考えるべきと認識しております。

いずれにしましても、現時点で中東情勢の影響による猶予あるいは減免について相談は受けていないところでありますけれども、県民生活への影響を注視しながら、制度の周知を行うとともに、引き続き納税にお困りの方に対しましては、丁寧な相談対応を行ってまいります。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 中小企業支援について、やっぱり直接支援が必要だと。実際いろんなところで相談がないと言ったとしても、我々のところにやっぱり来るわけですよ。目の前の小さな零細事業者のほうから、こんなことが困っているんだ、こういうふうにしてほしいといういろんな要求がやっぱり来るわけね。

その中で、今、県が補正予算組んでいる中で、特高（特別高圧電力）とか、こういうような補正予算組んでますよね。これ件数そのものは少ない。3万社近くあるわけですよ、大分県内、中小零細事業者。こういう方々に、当初予算も今回の補正予算も含めてあまねくいく予算ってないじゃないですか、一つも。

今回、岩手県議会ではこういうふうな、かかり増し経費について直接支援をするというふうな予算を数十億組んだわけでしょ。だから、県としてはこういうふうな予算を今こそ組まんでいつ組むかと。正にそこだと思いますよ。これだけ中小零細事業者が苦しい影響の中では、やっぱりそれは、そういうことをしませんとか、こういうことは国がすべきじゃなくて県としてどうするかちゅうところに目を向けにやいかんわけ。そういうふうな立場に立つかどうかっていうのを再度聞きます。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 さきほど補正予算に対して件数が少ないという御指摘がありました。LPガス等の価格激変緩和対策事業、このLPガスの一般消費者に対して32万件補助いたします。そういう面では、件数は多いと私は思っております。

さらに、現金給付についてしないのかという御指摘ございました。県では、これまでも保証ゼロの融資で資金繰り支援ですとか、再エネルギー価格の導入支援、こういった取組を進める予定でありますけれども、再三再四申し上げておりますけれども、現金給付の場合は、どうしても対象範囲が非常に広い状況にございますので、1企業に対する給付金の額もかなり限られるという点もありますし、効果が一過性にとどまるという傾向がございます。やはり経営基盤の強化などにつながりにくいという面がありますので、現時点ではこのような施策は実施を見込んでおりません。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 かかり増し経費については、やはり直接給付というのは大事なんです。つまり一時的なことじゃなくて、今困っている一時なんよ、中東から入ってこないんだから。だから、それについてどういうふうに県として対応するんかと。一時期だとしてもそれをやること自体が県としての責務だし、当然それに対して国に要請するべきだというふうに思いますよ。そういうやっぱり立場に県としては立つべきだというふうに思います。再度聞きます。

L Pガス、あれたしか中小零細企業も使うでしょ、L Pガスね。特高なんかは数百社、100から百数十社でしょ、実際にはね。それじゃなくて、やっぱり3万社以上の方々を使うためには、もっときちっとしたそういう直接費用が必要ではないかという立場で再度問います。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 繰り返しになりますが、電気代、さらに燃料費、家賃、こういった固定費支援は極めて広範囲に及びます。その関係では多額の財政負担も伴いますので、基本的には国が支援すべきものと考えております。

また、6月11日以降、経済産業省から公表された国への物資供給に関する相談件数がございしますが、各支援策の浸透がございまして、着実に相談件数も減少しているという情報がございします。

加えて、米国とイランによる停戦合意を受け、今後エネルギーの価格の低下も期待されるところでございますので、現時点では今、提示させている支援策で着実に実施していきたいと、こう考えております。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 直接支援は是非必要。これからいろいろ議論していきましょう。

最後に、時間がありませんので、学校の先生の定数拡大、今度の条例改正でも削減がされておりますけれども、それ削減するんじゃないくて、やはり今、小学校2年生以降、さらには高校生まで少人数学級を拡大すべきだというふうに思うんですけれども、それについて教育長、どうでしょうか。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

教職員定数は、法律によって算定基準が定められており、児童生徒数の減少に伴う定数の減はやむを得ないものと考えております。

一方、削減ばかりではなく、県が独自に30人学級の導入や複式学級の解消、あるいは遠隔教育など、学校現場の実情に即した加配措置を充実させてきているところであります。

また、教職員の長時間勤務の削減やメンタルヘルス対策は、議員御指摘のとおり、喫緊の課題と重く受け止めております。

県及び市町村教育委員会では、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、業務量の削減や働き方改革、健康確保に向けた具体的な取組を進めているところです。

少人数学級については、教員の負担軽減もさることながら、教育の質の向上という観点からも有効であると認識しております。しかしながら、中学2年生や3年生、あるいは高校への30人学級導入には、教職員の大幅な増員や教室などのハード整備が必要となります。このため、引き続き国に対し、少人数学級の前提となる教育予算の拡充と、教員の負担軽減や質の高い教育を実現するための定数改善を要請してまいります。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 一遍に高校生を全部やりなさいというんじゃないくて、今、国もほら1年1年、35人学級増やしてきたでしょ。だから、中学校2年生に今度するだとか、高校1年生するだとか、そういうふうに順番にやっていってもおかしくないわけですよ。そういうふうな立場に立てばいいんだけど、例えば中学校2年生を30人学級にした場合、どれぐらいの予算がかかるの。どういう予算が必要かということを再度聞きます。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

中学校2年生の30人学級化を試算したところ、学級数が66増えるということで、それに伴って教員も増員が必要になりますので、人件

費で5.4億円、それから教室も増やさないといけないということで、この施設整備費が3.3億円かかる試算になっております。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 30人学級をすることを強く求めて質問を終わります。（拍手）

嶋議長 以上で堤栄三議員の質疑及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっております各案は、お手元に配付の付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

なお、他の委員会にも関連のある案については、合い議をお願いします。

————→…←————

付 託 表		
件 名		付 託 委 員 会
第 6 4 号議案	令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）	総 務 企 画 福祉保健生活環境 商工観光労働企業 農 林 水 産 土 木 建 築
第 6 5 号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について	総 務 企 画
第 6 6 号議案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について	総 務 企 画
第 6 7 号議案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	総 務 企 画
第 6 8 号議案	大分県宿泊税条例の制定について	総 務 企 画
第 6 9 号議案	大分県税条例等の一部改正について	総 務 企 画
第 7 0 号議案	大分県税特別措置条例の一部改正について	総 務 企 画
第 7 1 号議案	美術品の取得について	総 務 企 画
第 7 2 号議案	大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第 7 3 号議案	大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について	福祉保健生活環境
第 7 4 号議案	大分県宿泊税基金条例の制定について	商工観光労働企業
第 7 5 号議案	大分県公害被害救済措置条例の一部改正について	農 林 水 産
第 7 6 号議案	損害賠償請求に関する和解をすることについて	土 木 建 築
第 7 7 号議案	工事請負契約の締結について	土 木 建 築

第 78 号議案	大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について	文 教 警 察
第 2 号報告	大分県税条例等の一部改正について	総 務 企 画

—————→…←—————
嶋議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。22日、23日及び24日は常任委員会開催のため、25日は議事整理のため、それぞれ休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、22日、23日、24日、25日は休会と決定しました。

なお、20日及び21日は、県の休日のため、休会とします。

次会は、26日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

—————→…←—————
嶋議長 本日は、これをもって散会します。

午後3時7分 散会

令和8年第2回大分県議会定例会会議録（第5号）

令和8年6月26日（金曜日）

議事日程第5号

令和8年6月26日

午前10時開議

- 第1 第64号議案から第78号議案まで及び第2号報告
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 第2 第79号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第3 議員提出第2号議案から議員提出第10号議案まで
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第4 閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第64号議案から第78号議案まで及び第2号報告
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 第79号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第3 議員提出第2号議案から議員提出第10号議案まで
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第4 閉会中の継続調査の件

出席議員 41名

議長 嶋 幸一	副議長 森 誠一
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎

清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
大友 栄二	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 1名

木付 親次

欠員 1名

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
公安委員長	渡邊 直二
人事委員長	和田 久継
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	上城 哲
企業局長	首藤 圭
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	平松 伸二
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部審議監	高木 政幸
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	石井 聖治
土木建築部長	小野 克也

会計管理者兼会計管理局長	神崎 文隆
交通政策局長	嶋川 智尉
こども政策局長	小野 宏
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
労働委員会事務局長	柴北 友美
財政課長	日野 貴之
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

嶋議長 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第5号により行います。

日程第1 第64号議案から第78号議案まで及び第2号報告

(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第1、日程第1の各案件を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長岡野涼子議員。

〔岡野議員登壇〕

岡野福祉保健生活環境委員長 おはようございます。

福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案3件であります。

委員会は、去る22日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会関係部分、第72号議案大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正について及び第73号議案大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告といたします。

嶋議長 商工観光労働企業委員長梶田貢議員。

〔梶田議員登壇〕

梶田商工観光労働企業委員長 おはようございます。

商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案2件であります。

委員会は、去る22日に開催し、部局長ほか関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算(第1号)のうち、本委員会関係部分及び第74号議案大分県宿泊税基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものといずれも賛成多数をもって決定いたしました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告といたします。

嶋議長 農林水産委員長首藤健二郎議員。

〔首藤議員登壇〕

首藤農林水産委員長 農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案2件であります。

委員会は、去る23日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会関係部分について及び第75号議案大分県公害被害救済措置条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものといずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって農林水産委員会の報告といたします。

嶋議長 土木建築委員長穴見憲昭議員。

〔穴見議員登壇〕

穴見土木建築委員長 おはようございます。

土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案3件であります。

委員会は、去る22日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしまし

た結果、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分、第76号議案損害賠償請求に関する和解をすることについて及び第77号議案工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものといずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって土木建築委員会の報告といたします。

嶋議長 文教警察委員長宮成公一郎議員。

〔宮成議員登壇〕

宮成文教警察委員長 文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案1件であります。

委員会は、去る23日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第78号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって文教警察委員会の報告といたします。

嶋議長 総務企画委員長中野哲朗議員。

〔中野議員登壇〕

中野総務企画委員長 総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案8件、報告1件であります。

委員会は、去る23日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会関係部分、第65号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、第66号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について、第67号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、第68号議案大分県宿泊税条例の制定について、第69号議案大分県税

条例等の一部改正について、第70号議案大分県税特別措置条例の一部改正について及び第71号議案美術品の取得については、原案のとおり可決すべきものと、第2号報告大分県税条例等の一部改正については承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

なお、第66号議案については福祉保健生活環境委員会及び商工観光労働企業委員会に、第67号議案については土木建築委員会に、第68号議案については商工観光労働企業委員会に合い議し、その結果をも審査の参考といたしました。

以上をもって総務企画委員会の報告といたします。

嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員 おはようございます。日本共産党の堤でございます。

今議会に上程をされました各条例について、反対の立場から討論いたします。

まず、第64号議案2026年度大分県一般会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正予算、約75億9,696万円の全てに反対するものではありません。中東情勢への対応として、LPガス等価格激変緩和対策事業や保証料率ゼロの県制度資金の融資枠を拡大する中小企業金融対策費、社会福祉事業者への省エネルギー設備導入、農林水産業燃油高騰対策など不十分ではありますが、必要な事業予算も含まれ、これらには賛成いたします。

しかし、景気低迷で物価高騰の中、中小零細事業者へも課税を強いる宿泊税導入支援等環境整備事業が含まれています。この宿泊税は、大分県の住民が宿泊しても税金が徴収され、全体では約18億円の税収と見込まれています。これは、民泊・農泊にも適用され、学校の特別活

動であるクラブ活動やスポーツ大会の宿泊にも課税がされます。

今でも零細な宿泊事業者は消費税や入湯税の負担、円安、物価高騰の中で大変な経営努力でなりわいを支えています。そもそも取りやすいところから取るというようなやり方で、県民や大分県を訪れる人たちに新たな税金を強制し、宿泊業に打撃を与えること自体、大きな問題を含んでいます。今回、零細事業者に配慮した税額の設定であったとしても、控除もなく全ての宿泊事業者に網をかける宿泊税については反対せざるを得ません。

次に、第68号議案大分県宿泊税条例の制定及び第74号議案大分県宿泊税基金条例の制定については、補正予算の討論で述べたような理由で反対いたします。

次に、第78号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正についてです。

今回の条例改正では、市町村立学校の教職員定数は75人削減をされ7,001人に、県立学校では38人増となり、3,588人となっています。

教員の病気休職者数は2015年度から2025年度まで延べ991人に上り、うち精神疾患は延べ674人、全体の68%を占めています。これは業務の多忙化・複雑化や長時間勤務などが大きく影響しているものと考えられます。痛ましい過労死までも起きています。

このような大変厳しい状況の中、学校現場の教職員は、保護者やこどもの声に真摯に向き合い、様々な創意工夫で分かりやすい授業や不登校・いじめ対策などに取り組んでいます。今回の条例のように、定数の削減ではなくて、教育環境の整備、少人数学級の拡大、無理な統廃合の中止、正規教職員の増員と待遇改善こそ行すべきであります。

また、給特法の改定によって、教職調整額の割合が4%から、2031年までに段階的に10%へと引き上げられますが、結局、残業代は不支給となり、長時間労働は解消されないままとなる危険性があります。このような教員の長

時間労働を放置するような法改正に厳しく抗議するとともに、県として教員の定数削減をやめ、正規教職員の増員をするように求め、反対討論といたします。（拍手）

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第65号議案から第67号議案まで、第69号議案から第73号議案まで、第75号議案から第77号議案まで及び第2号報告について採決します。

各案件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、第64号議案、第68号議案、第74号議案及び第78号議案について、起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は可決でございます。

各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数でございます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————→…←—————

日程第2 第79号議案

（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

嶋議長 日程第2、第79号議案を議題とします。

—————→…←—————

第79号議案 副知事の選任について

—————→…←—————

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

ただいま上程されました人事議案について説明を申し上げます。

第79号議案副知事の選任については、嶋川智尉氏を選任することについて、あらかじめ議会の同意をお願いするものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決します。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、これに同意することに決定しました。

日程第3 議員提出第2号議案から議員提出第10号議案まで

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第3、議員提出第2号議案から第10号議案までを一括議題とします。

議員提出第2号議案 皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書

議員提出第3号議案 地方財政の充実・強化を求める意見書

議員提出第4号議案 二〇二六年度大分県最低賃金の改定等に関する

意見書

議員提出第5号議案 ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度充実強化に係る意見書

議員提出第6号議案 「国旗損壊罪法案」の慎重な審議と的確な判断を求める意見書

議員提出第7号議案 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

議員提出第8号議案 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

議員提出第9号議案 核兵器禁止条約第一回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

議員提出第10号議案 非核三原則の堅持を求める意見書

嶋議長 提出者の説明を求めます。大友栄二議員。

〔大友議員登壇〕

大友議員 ただいま議題となりました議員提出第2号議案皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書案について、提案理由の説明をいたします。

皇室は、我が国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民の間に深く根差しています。皇位が連綿として継承されてきたことは、国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題であります。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案であります。

政府では、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、国会においても協議が進められております。

皇族数確保のために、具体的な制度の検討を

進めていくべき方策として、報告書において、内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること、ただし、その配偶者と子は皇族という特別の身分を有しないこと、及び皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすることが示されており、多くの党、会派で共有可能な論点となっています。

よって、国会及び政府に対しまして、超党派による真摯かつ速やかな議論を促進し、今特別国会において、皇室典範改正を実現することを強く要望するものであります。

案文はお手元に配付していますので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

嶋議長 守永信幸議員。

〔守永議員登壇〕

守永議員 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出第3号議案から第6号議案について、一括して提案理由の説明を行います。

最初に、第3号議案地方財政の充実・強化を求める意見書についてです。

本意見書は、地方財政の充実・強化を求めるものです。地方自治体は現在、少子高齢化に伴う社会保障や子育て支援、人口減少対策、デジタルトランスフォーメーション推進、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災など多様な課題への対応を求められています。

一方で、人員不足や行政コストの上昇が深刻化しています。そのため、物価の高騰や賃金上昇を反映した一般財源総額の充実・強化について、具体的には、お手元の議案にある12項目について措置を講ずるよう、政府に強く求めるものです。

次に、第4号議案二〇二六年度大分県最低賃金の改定等に関する意見書についてです。

本意見書は、2026年度の大分県最低賃金改定に当たり、最低賃金の引上げと中小企業支援の強化を求めるものです。現在、原材料費やガソリン価格の高騰、円安、異常気象による食

料品価格の上昇などを背景に物価高が続いており、名目賃金は上昇しているものの、実質賃金は低下し、勤労者の生活は厳しい状況にあります。

最低賃金に関しても、2025年度の最低賃金改定により、全国加重平均は1,121円となり、全都道府県で1千円を超えていますが、誰もが安心して暮らせる水準には、なお達しておらず、さらなる引上げが求められています。また、最低賃金の地域間格差は都市部への労働力流出の要因の一つとされており、大分県における人材確保のためにも、物価水準に見合った賃金設定と格差是正が重要です。

一方で、最低賃金の引上げは、中小企業・小規模事業者に大きな負担を与えているのも事実です。賃上げへの対応が困難な事業者が増えれば、雇用の縮小や廃業につながる懸念が生じます。現在の助成金制度には利用しにくい面もあるため、申請手続の簡素化や要件の緩和、実効性の高い支援策の拡充が必要です。

以上を踏まえ、国に対し、継続的な最低賃金引上げによる経済成長の実現、地域間格差の是正、中小企業・小規模事業者への支援制度の充実と影響の検証を行うよう強く求めるものです。

次に、第5号議案ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度充実強化に係る意見書についてです。

本意見書は、こどもたちの豊かな学びを保障し、学校現場の課題解決を図るため、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の充実を国に求めるものです。現在の学校現場では、貧困、いじめ、不登校への対応に加え、教職員の長時間労働や人員不足など、多くの課題を抱えています。そのため、教材研究や授業準備に十分な時間を確保することが難しく、教育の質の維持・向上に支障を来しています。こうした状況を改善するためには、少人数学級の推進や加配教員の増員、専門職を含む教職員配置の充実が不可欠です。

近年の法改正により、中学校の学級編制標準は、2028年度までに35人に引き上げられることとなっていますが、今後は、高等学校へ

の早期導入や、よりきめ細やかな教育活動を進めるため、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が求められます。

一方で、財政状況の厳しい中、自治体によっては独自財源で教職員配置の充実を図っていますが、その結果として、地域間の教育格差が生じる懸念があります。また、義務教育費国庫負担制度は、かつての改革により国庫負担率が引き下げられており、十分な財源確保が課題となっています。全国どこでも一定水準の教育を受けられる環境を整えるためには、国による財政支援の強化が必要です。

このため、国に対し、教職員定数の計画的な改善と高等学校での35人学級の推進・義務教育費国庫負担制度の充実及び必要な財源確保、さらなる少人数学級の推進と複式学級解消に向け、必要な支援を講ずるよう強く求めるものです。

最後に、第6号議案「国旗損壊罪法案」の慎重な審議と的確な判断を求める意見書についてです。

現在開会中の第221回特別国会において、6月16日に、国旗の損壊等の処罰に関する法律案、いわゆる国旗損壊罪法案が提案されています。

この法案は、我が国の国旗を損壊、除去又は汚損する行為に対し刑事罰を科す法規を新設するものです。

国旗を尊重し、大切に扱うべきという国民感情やその趣旨自体については理解されるべきとは考えますが、国旗を不当に扱ったことに対して刑罰を行うという、国家権力の強力な力で国旗に対する敬意を求めることは、民主主義の根幹に関わる課題として極めて慎重な議論が必要だと考えます。

本法案の検討において、処罰の対象を、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と行った場合に限定すると論じられていますが、著しく不快、嫌悪の情という要件は主観的かつ極めて曖昧であり、何が政治的・社会的な抗議の表現であり、何が犯罪行為に当たるのか、その境界線は判然としていません。

このような曖昧な基準による刑罰の創設は、国民が処罰を恐れて正当な表現活動をも自己規制する萎縮効果を招きかねませんし、勝手に処罰対象と考え、非難、攻撃して、罪に当たらない方を傷つけるようなことも想定されます。

このような環境下で、日本国憲法が保障する表現の自由や思想・良心の自由を不当に侵害するおそれがあります。

また、現行の外国国章損壊罪が国際関係の親善や安全（外交関係の維持）という明確な法益を保護しているのに対し、自国の国旗損壊罪は、国旗を大切に思う国民感情や国家の尊厳を保護法益とするほかに、その妥当性については慎重に審議されなければなりません。特に、国旗の損壊が国家や権力への抗議や不満の表現として行われる場合、公権力がその国民の声を受け止めるのではなく、刑罰で抑圧することは国家権力の肥大化や国民への価値観の押しつけとなることが懸念されます。

国旗を損壊する行為の背景を把握し、政府の運営に対する不満を政府として解消する努力に転じるものとする議論が必要ではないでしょうか。

そこで、国旗損壊罪法案の丁寧かつ慎重な審議を求めるものです。

それぞれ原文はお手元に配付しておりますので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。皆様の御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

嶋議長 吉村哲彦議員。

〔吉村議員登壇〕

吉村（哲）議員 ただいま議題となりました議員提出第7号、8号、9号、10号議案について、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、議員提出第7号議案ドナーミルクの利用拡大を求める意見書についてです。

我が国では、低出生体重児が約10人に1人の割合で生まれています。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後、すぐに母乳を与えることが有効とされています。

しかし、母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄附された母乳であるドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は極めて重要であります。

現在、二つの法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供していますが、法的な仕組みとしての位置づけはなされていません。

また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が、実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられます。

よって、国にドナーミルクの法的位置づけを一日も早く明確化することや、ドナーミルクの安定供給のため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うことなど、4点について強く要望するものであります。

次に、議員提出第8号議案住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書についてであります。

住まいは、社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラであります。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫し、生活困窮に拍車をかけております。

また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題が深刻化しています。

現在、住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしておりますが、現代の社会変化やニーズに十分対応し切れているとは言いがたいと考えております。

よって、国に、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、低所得者や子育て世帯を対象とした新たな住宅手当制度を創設することや、居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進することなど、五つの項目について強く要望

するものであります。

続きまして、議員提出第9号議案核兵器禁止条約第一回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書についてであります。

現在、国際社会では、ウクライナ侵攻や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっております。

こうした状況の下、核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上、明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めております。

同条約は、発効以来、締約国会議が3回開催され、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきました。そして本年11月には、発効後初となる第1回の再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となります。

核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題であり、唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を担っております。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となり、日本が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして示すことにつながるのではないのでしょうか。

よって、政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求めるものであります。

最後に、議員提出第10号議案非核三原則の堅持を求める意見書についてであります。

非核三原則、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずは、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年には衆議院において、その遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを一貫して堅持してき

ました。

我が国が唯一の被爆国として、およそ60年にわたり、いかなるときも非核三原則を堅持し、平和国家の道を歩む姿勢が国際的信頼の礎となったのではないのでしょうか。

本年1月には、被爆地である広島市議会において、この非核三原則の堅持を求める意見書が全会一致で可決されるなど、地方自治体や国民の間からも、国是としての原則遵守を求める声が改めて高まっております。

全ての人類の生存基盤に対して、取り返しのつかない惨劇を引き起こす核兵器を体験した我が国だからこそ、いかなる国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても、非核三原則を堅持し、いささかもゆるがせにはなりません。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う、被爆地をはじめとする国民の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を将来にわたって断固として堅持されるよう、強く要請するものであります。

以上、案文はお手元に配付しておりますので、朗読は省略します。

慎重に御審議いただき、御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。よって、各案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

発言の通告がございますので、順次、これを許します。猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員 日本共産党の猿渡久子です。

上程された議員提出議案のうち、二つの意見書案について、日本共産党を代表し反対討論を行います。

まず、第2号議案皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書案についてです。

衆参両院の正副議長が皇位継承の在り方に関する全体会議で、皇族数の確保策に向けた立法府の総意を取りまとめ、高市早苗政権はそれに基づいて皇室典範の改定案をつくり、今国会で成立を目指すとしています。しかし、取りまとめの内容は、全体会議の総意でもなければ、国民の総意でもありません。これを総意だとして、国民的議論抜きに立法作業に進むのは許されません。

取りまとめが皇族数の確保策として了とした、1、女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する、2、戦後に皇籍を離れた旧宮家の男系男子を皇族の養子に迎えるの2案を、意見書案は既に多くの党・会派によって共有可能な論点となっているとしていますが、現状はそうに言える状況ではありません。

皇族数確保についての取りまとめとされていますが、実際は皇位継承をどう図るかとは不可分に議論されており、男系男子による継承が不動の原則とされています。

各社の世論調査では、女性天皇に賛成が7ないし8割を占め、女系天皇にも大多数が賛成しています。女性・女系天皇を認めないことを前提とするのは、国民の声とかけ離れています。国民の代表である立法府、国会の総意とはとても言えません。

全体会議でも、日本共産党が男女平等を掲げる憲法に反するとして反対したのははじめ、5党派が反対しており、全体会議の総意でもありません。強引に見切り発車すれば、様々な矛盾や国民的反発を招くのは必至です。

天皇の制度は憲法上の制度です。日本共産党は、一個人が国を象徴し世襲する制度は人間の平等に反すると考えますが、それを国民に押しつけることはしません。現憲法の全条項を厳格に守る立場から、天皇は、国政に関する権能を有しないとする象徴天皇制を認め、存廃は将来的に国民の総意によって解決されるべきものと考えます。

皇位の継承も憲法に基づくべきです。憲法は、天皇は国民統合の象徴であり、その地位は主権者・国民の総意に基づくとしします。

多様な性を持つ国民の統合の象徴を男性に限る合理的理由はなく、男性や男系に限定するのは男女平等を掲げる憲法に反します。女性天皇を認めることは、国民の中でのジェンダー平等を発展させることにつながります。憲法に基づき、女性天皇について正面から議論すべきです。

憲法学者など有識者の意見聴取や、国民の声を聴くパブリックコメントなどで広く国民的な議論を行い、国民の総意を形成するよう努めることが国会の責務だと考えます。

次に、第3号議案地方財政の充実・強化を求める意見書案についてです。

本意見書案では、地方一般財源総額の確保や社会保障経費の充実、拡充など、地方財政の充実・強化を求めています。これに反対するものではありません。最低賃金を引き上げる環境整備や公立病院に対する十分な財政支援を求めるなど、国の責任において推進すべき重要な内容が含まれています。しかし、自治体業務システムの標準化等については是認していることについては、反対せざるを得ません。

以下、その理由を述べます。

自治体業務システムの標準化・共通化では、2025年度までに税や福祉など、20の業務について標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づけると進められていますが、遅々として進んでいないのが現実です。

また、デジタル行政改革会議で決定していた基本方針では、この20業務以外にも一定の基準に合致した業務を標準化していくという方向性が示され、国として、住民の個人情報を含むデータを活用したいという狙いが示されています。各自治体では、独自の住民税の減免、国民健康保険税や介護保険料、利用料の減免、被災者への減免など実施しており、住民の福祉等を下支えしています。

しかし、国は業務にシステムを合わせるのではなくて、システムに業務を合わせることで

て、独自施策に必要なシステムのカスタマイズをなくすよう自治体に求めており、住民サービスの抑制につながり、自治体独自の取組が損なわれることが危惧されます。地方自治にも反するものだと考えます。

さらに、システム障害や不正アクセスも懸念され、クラウドサービスは、一度利用を始めると他社への切替えが難しく、サービス価格引上げや透明性の低下も危惧されます。

このような問題のあるシステムの標準化を推進するための意見書には、賛成できません。

以上、提案された各意見書に対する反対討論といたします。（拍手）

嶋議長 御手洗朋宏議員。

〔御手洗議員登壇〕

御手洗（朋）議員 ただいま上程されました議員提出第9号議案核兵器禁止条約第一回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書及び議員提出第10号議案非核三原則の堅持を求める意見書の二案について、賛成の立場から討論を行います。

まず、核兵器禁止条約第一回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書について申し上げます。

現在、国際社会は、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化など、極めて深刻な局面に直面しております。核保有国による核の威嚇や使用への懸念がかつてないほど高まる中、世界唯一の戦争被爆国である我が国が、核兵器のない世界の実現に向けて、どのようなメッセージを発していくかが、今、正に問われています。

1955年に発表されたラッセル・アインシュタイン宣言は、核戦争がもたらす人類滅亡の危機に警鐘を鳴らしました。この宣言には、ノーベル物理学賞を受賞した湯川秀樹博士も賛同し署名しています。唯一の戦争被爆国である我が国を代表する科学者が、世界の知性ととともに核廃絶を訴えた事実を歴史的遺産として、私たちが受け継がなければなりません。

条約を締結していない我が国は、まずはオブザーバーとして議論に関与し、橋渡し役として

の責務を果たすべきであり、本意見書はその一歩を強く促すものであります。

次に、非核三原則の堅持を求める意見書について申し上げます。

持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則は、昭和42年の表明以来、我が国の確固たる国是として歴代内閣が堅持してきた平和主義の根幹であります。広島市長は、毎年の平和宣言において、世界の為政者に対し、市民社会の声に耳を傾けるよう訴え続けています。

本年1月には、被爆地広島市議会においても全会一致で非核三原則の堅持を求める意見書が可決されるほか、これまでに、県内の全ての市町村が核兵器廃絶や非核三原則の遵守などを訴える非核宣言を行っています。被爆者の願いは広島や長崎だけの願いではなく、人類共通の願いであり、地方から国是の遵守を求める声に応えることは、我々地方議会の重要な役割です。

2009年には、事実上の核兵器保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウラン濃縮・拡大するイランの動向などが核不拡散体制を大きく揺るがす情勢の下、本県議会において、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を全会一致で可決しております。

今回上程された両意見書は、被爆者の願いと人類の未来に対する責任を真摯に受け止めたものであります。よって、大分県議会がその意思を国へ届け、核兵器のない平和な世界の実現に向けた歩みを後押しすることを強く願い、賛成討論とします。（拍手）

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、議員提出第5号議案及び第7号議案について採決します。

各案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第2号議案について、起立に

より採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第3号議案について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第4号議案及び第9号議案について、起立により採決します。

各案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立少数でございます。

よって、各案は、否決されました。

次に、議員提出第6号議案及び第10号議案について、起立により採決します。

各案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立少数でございます。

よって、各案は、否決されました。

次に、議員提出第8号議案について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立少数でございます。

よって、本案は、否決されました。

日程第4 閉会中の継続調査の件

嶋議長 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題とします。

閉会中における常任委員会、議会運営委員会

の継続調査事件

総務企画委員会

- 1、職員の進退及び身分に関する事項について
- 2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について
- 3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について
- 4、条例の立案に関する事項について
- 5、デジタル政策の推進に関する事項について
- 6、学事に関する事項について
- 7、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について
- 8、国際交流及び文化振興に関する事項について
- 9、広報及び統計に関する事項について
- 10、地域振興及び交通対策に関する事項について
- 11、出納及び財産の取得管理に関する事項について
- 12、他の委員会に属さない事項について

福祉保健生活環境委員会

- 1、社会福祉に関する事項について
- 2、保健衛生に関する事項について
- 3、社会保障に関する事項について
- 4、県民生活に関する事項について
- 5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について
- 6、男女共同参画及び青少年に関する事項について
- 7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について
- 8、県の病院事業に関する事項について

商工観光労働企業委員会

- 1、商業に関する事項について
- 2、工・鉱業に関する事項について
- 3、観光に関する事項について
- 4、労働に関する事項について
- 5、先端技術に関する事項について
- 6、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について

農林水産委員会

- 1、農業に関する事項について
- 2、林業に関する事項について
- 3、水産業に関する事項について

土木建築委員会

- 1、道路及び河川に関する事項について
- 2、都市計画に関する事項について
- 3、住宅及び建築に関する事項について
- 4、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会

- 1、市町村教育委員会への助言に関する事項について
- 2、県立学校の施設及び設備の充実にに関する事項について
- 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
- 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
- 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
- 7、文化財の保護に関する事項について
- 8、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会

- 1、議会の運営に関する事項について
- 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 3、議長の諮問に関する事項について

————→…←————

嶋議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

→…←

嶋議長 以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

→…←

嶋議長 これをもって令和8年第2回定例会を閉会します。

午前10時51分 閉会

〔閉会後の発言であるが、参考のため掲載する〕

嶋議長 この際、桑田副知事から御挨拶がございます。

〔桑田副知事登壇〕

桑田副知事 お許しをいただきまして、一言、御礼を申し上げます。

私はこのたび、任期を2年残してではございますが、知事のお許しをいただきまして、6月30日をもちまして副知事の職を辞させていただくこととなりました。

令和6年6月に県議会で選任の同意をいただき、同年7月に着任して以来、これまで2年間、佐藤知事による新たな県政に参画できたことは、私にとりまして身に余る光栄でございました。

大過なく本日を迎えることができましたのも、ひとえに嶋県議会議長はじめ、議員の皆様方の御支援、御指導のたまものです。誠にありがとうございました。

この2年間を振り返りますと、まず災害対応が思い起こされます。本日も台風の接近に伴う大雨が心配でございますけれども、正に2年前の着任日に、日田のあの豪雨災害が同じ日に発生いたしまして、私自身も現地に足を運んで、三郎丸橋の復旧に向けて国等との調整に当たりました。その夏は、初の南海トラフ地震臨時情報の発表、さらに台風第10号の被害が続きまして、改めて災害対応が自治体行政において極めて重要な責務であることを強く実感いたしました。

とりわけ昨年11月の佐賀関の大規模火災では、県としても国や大分市と連携し、復旧・復興に向けた取組を進めてまいりました。今なお

御不便な生活を余儀なくされている方々がおられる中で、一日も早く地域の皆様が安心して暮らせる日常を取り戻せることを願ってやみません。

一方で、この2年間は、佐藤知事の掲げる安心・元気・未来創造の新たなビジョンの下、大分県の将来に向けた様々な取組が動き出した充実した期間でございました。

広域交通ネットワークの形成では、東九州新幹線や豊予海峡ルートの実現に向け、その取組を加速させてまいりました。

まず、新幹線では、全国知事会への提案を契機に整備財源の拡充を求める声が広がる中で、今年1月には、基本計画路線の関係者が一堂に会する新幹線基本計画路線全国総決起大会が開催されました。このような動きもあり、今年度、国において基本計画路線を対象としたケーススタディーが初めて実施されることとなりました。長年動きのなかった状態から、一歩でも半歩でも前進することは、大きな意義があると考えています。

豊予海峡ルートでは、最新の知見に基づく工法の検討を行い、道路トンネルの概算工事費を試算するとともに、今年度は国の支援をいただきながら、民間資金の活用に向けた調査研究も進めることとなりました。

いずれも、これからさらなる取組が必要となりますが、将来の大分県の発展につながる新たな広域交通ネットワークの形成に向けて、着実に歩みを進めることができたと感じております。

加えて、ホーバークラフトについても、この2年の間に周遊運航、空港アクセス定期運航、さらには、直近で夜間周遊運航が順次実現しまして、いよいよ夜間を含む本格運航の見通しが立ってまいりました。今後、空港アクセスの向上や観光振興の面で、その機能が十分に発揮されることを期待しております。

観光分野では、私自ら現地に出向きまして、初の米国プロモーションをはじめ、大阪・関西万博での本県の魅力発信や台湾便の継続就航などに注力するとともに、観光庁での経験もいかしまして、大分県観光のさらなる発展に向けた

午前11時

取組に携わらせていただきました。

特に、大分県観光のさらなる発展に向けた有識者会議において、ツーリズムおおいたの体制強化や新たな観光財源の検討などの提言を座長として取りまとめました。新たな観光財源として、宿泊事業者との意見交換や市町村との協議を重ねて、本議会に提案した宿泊税条例を本日御議決いただきましたことは大変ありがたく、厚く御礼を申し上げます。

ハーモニーランドのエンタメリゾート化の構想も発表されている中、このような新たな取組が大分県の観光をさらに力強く前に進める礎となるものと信じております。

また、産業振興の面では、国と共に地域未来戦略の策定を進める中で、自動車、半導体、造船など、本県に強みのある産業クラスターの発展に向けた検討を重ねてまいりました。こうした取組が今後の大分県経済のさらなる成長と魅力ある雇用の創出につながることを期待しております。

私は、10年前の平成28年4月に大分市副市長として初めて大分に赴任して以来、通算で丸6年、大分で勤務する機会をいただきました。大分は、本当に魅力ある地域であると実感しております。自然、食、温泉文化、産業のポテンシャルはもちろんですが、何よりも人の魅力こそが大分の大きな力であると感じております。この大分で、多くの県民の皆様、市民の皆様、そして、議員の皆様と出会い、御指導をいただいたことは、私にとりましてかけがえのない財産でございます。

私は6月30日をもって退任しまして、国のほうに復帰いたしますけれども、安心・元気・未来創造を県政の柱として、未来に向けて力強く挑戦する日本一のおんせん県おおいたを、これからもしっかりと応援してまいります。

結びになりますが、議員の先生方の一層の御活躍と御健勝、並びに大分県のますますの発展を心から祈念申し上げまして、私の退任の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上をもちまして終了します。

なお、閉会后、前副議長大友栄二議員に対し、全国都道府県議長会感謝状が伝達された。